

平成30年第7回

香美市議会定例会会議録

平成30年10月 2日 開 会
平成30年10月18日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 3 0 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 3 0 年 1 0 月 2 日 火曜日

平成30年第7回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成30年10月2日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月2日火曜日（会期第1日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	明石清美
副市長	今田博明	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
企画財政課長	川田学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島恵一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

代表監査委員 岡本明弘 監査委員事務局長 三谷由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里

議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 81号 平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 84号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 85号 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 86号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 87号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88号 平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91号 平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92号 平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 94号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 95号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 96号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 97号 香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例

の制定について

議案第100号 香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成30年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成30年10月2日(火) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告について

報告第19号 平成29年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第20号 平成29年度香美市資金不足比率の報告について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第81号 平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第82号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第83号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第84号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第85号 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第86号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第87号 平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第88号 平成29年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第89号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第13 議案第 90号 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第 91号 平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第 92号 平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第 93号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第 94号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第 95号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第 96号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第 97号 香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 98号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 99号 香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第100号 香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

3番、久保和昭君、4番、甲藤邦廣君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時02分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年第7回香美市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

猛暑の夏も終わり朝方には少し寒さを感じ、めっきり秋の気配を思わせる気候となっております。先月9月は、自然災害の脅威を改めて痛感させられた1カ月でもありました。9月4日には、徳島県南部に上陸し強風が近畿地方を襲った台風21号、そして9月6日に発生しました北海道胆振東部地震、大規模土砂崩れが発生した吉野地区では、住民34人のうち19人が亡くなりました。一昨日30日には、強風と強い雨で日本列島を縦断した台風24号。これらの災害により多くの尊い人命が奪われました。亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、1日も早い復旧・復興を願うところでございます。

さて、本議会定例会は、市議会議員選挙改選後初めての定例会でございます。緊張が連続の定例会だと思いますが、議員の皆様には慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し、適切な議決を賜りますようお願いしておきます。そして、円滑な議事運営に格段のご協力を申し上げまして、開会に当たりご挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りしましたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じ3番、久保和昭君、4番、甲藤邦廣君を指名します。両君はよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、9月25日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根です。

本日招集されました平成30年第7回香美市議会定例会の運営につきまして、去る9月25日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり、本日から10月18日までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提案議案の提案理由の説明までとします。

会期2日目から会期8日目までは、休日及び議案精査のため休会としました。

会期9日目から会期11日目までの3日間は、一般質問を予定をしております。

会期 14 日目は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き、予算決算常任委員会、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期 15 日目から会期 16 日目までは、議案精査整理のため休会としました。

会期 17 日目の最終日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期 2 日目水曜日午前 10 時までと決定をいたしました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等については提出案件がありませんでした。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり本日から 10 月 18 日までの 17 日間としたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 10 月 18 日までの 17 日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりでございます。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による、報告第 19 号及び第 20 号の報告がありました。

次に、監査委員から、例月出納検査報告書、平成 29 年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成 29 年度香美市水道事業会計決算審査意見書、平成 29 年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書及び平成 29 年度財政健全化判断比率の審査意見書並びに平成 29 年度資金不足比率の審査意見書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第 4、議案第 81 号、平成 29 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 23、議案第 100 号、香美市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上 20 件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第 81 号から議案第 100 号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。本日、ここに平成30年第7回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中をご出席いただきましてありがとうございます。

さて、大型で非常に強い台風24号につきましては、30日早朝、対策本部を設置し避難準備を発令し、警戒態勢をとってまいりましたが、幸いにして人的被害、住家の被害などもなくて、ほっといたしておるところでございます。開設した避難所には65名の市民の方が避難されまして台風の通過を待ったわけでございますが、夜間となり多くの方が一夜を過ごされました。災害対策につきましては防災行政無線の活用が大きな役割を果たしますが、活用についてはまだまだ工夫の余地があるのではないかと感じているところであります。巨額を投じて整備をした設備でございますので、しっかり生かさなければならぬと考えております。また、南の海を台風25号が大変大きな勢力を持って北上いたしております。市民の皆さんの安心・安全のために、防災行政無線の活用の工夫を初め防災・減災対策をしっかり進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、各課関連の行政報告を申し上げます。

まず初めに、定住推進課でございますが、

1、香美市ものづくり会議について、昨年度に設立した香美市ものづくり会議は、8月15日に平成30年度第1回目の会議を実施しました。ものづくり会議では、テーマごとに分科会を開催しており、物部川ブランド、フラフ、土佐打刃物のテーマについてそれぞれ検討をしております。香美市ものづくり産業の底上げを図り、香美市の産業発展を目指して今後も開催をしていきます。

2、集落活動センター美良布について、集落活動センター美良布は7月10日に工事が完了し、7月22日にオープンセレモニーを開催しました。当日は、高知県知事を初め関係団体の皆様や地域住民の皆様にもご参加をいただき、盛大に開催することができました。オープン後は、交流スペースをイートインスペースとして、地域の皆様に気軽に利用していただいております。また、バルやコンサートなどのイベントも利用していただいております。今後、地域内外の交流の場としてさらなる利用促進を目指してまいります。

3、姉妹都市交流について、6月8日、姉妹都市である積丹町を総勢34名が訪問し、香美市と積丹町のYOSAKOIソーラン合同チームの練習を行いました。翌日から2日間は、札幌市で開催されました第27回YOSAKOIソーラン祭りへ合同チームで参加し、より一層交流が深められました。6月23日から25日には、姉妹都市である積丹町を15名が訪問し、第13回積丹ソーラン味覚祭りに参加しました。訪問団は会場で香美市の地場産品である土佐打刃物やユズ関連商品を販売、また、高知県の味覚を代表する鯉のタタキの実演販売を初めて実施し、行列ができるほどの盛況ぶりでした。8月3日、姉妹都市である積丹町の訪問団3名が来市され、翌日に開催された第50回土佐山田まつりにヤーレンソーラン積丹町&香美市チームで参加し、大きな拍手と声援

を受けました。

4、ふるさと納税について、8月31日現在で寄附件数3,591件、寄附金額2,964万2,000円となっており、今後はポータルサイトの増設や広告媒体への掲載等で新規の寄附者獲得を図り、目標額である2億5,000万円の達成に向けて取り組みを強化していく予定です。

次に、建設課です。

1、工事関係について、土木工事関係については、がけくずれ住家防災対策事業で14件の要望があり、1件は完了、2件は施工中、残り11件については現在入札等準備中です。本年度の豪雨による農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業は約250件あり、随時国の査定を受けています。査定後は早期完成に向けて事業を実施します。市道・林道等の道路整備については、交付申請が終わり、年度内完成に向けて現在入札準備中です。

2、復旧事業について、国道195号の7月豪雨災害復旧事業については、全ての箇所につき10月中旬に国による7次災害査定を受け、年度内着手を予定しています。あわせて、事業促進については、改良促進期成会の総会を11月2日に予定しています。また、高知県土木部への災害復旧事業も含めた山田バイパス・大栃工区の事業促進要望を11月20日に予定しています。

3、地方道路整備について、高知県市町村道整備促進協議会を通じ、平成31年度交付金事業の予算確保を主とした要望活動を7月11日に高知県土木部へ、7月31日に国土交通省四国地方整備局へ、また、8月1日には地元選出国會議員及び国土交通省・財務省に対して行いました。今後、11月8日には2回目の要望を予定しております。

4、河川整備について、物部川改修期成同盟会を通じ、6月27日に国土交通省高知河川国道事務所へ、7月24日、25日に四国治水期成同盟連合会・四国河川協議会合同にて、7月豪雨被災状況説明及び早期改修・復旧等要望を地元選出国會議員及び国土交通省・財務省・総務省・内閣府へ行いました。また、2回目の河川整備要望についても10月30日、31日に予定しています。

商工観光課であります。

1、（仮称）鍛冶屋の学校について、高知県土佐刃物連合協同組合が実施している（仮称）鍛冶屋の学校の進捗状況につきましては、基本設計が完了し、現在実施設計の契約に向けた準備を進めています。また、現地の用地測量にも着手をしています。

2、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートについて、7月12日にオープンし、7月の宿泊者数は178名、レストラン利用者数は宿泊客も含めて1,002名となっています。

3、香美市観光大使について、6月に香美市観光大使設置要綱を制定し、職員提案により観光大使となっていたいただきたい方を募り、9月には選考委員会を行い候補者の選考を行いました。

生涯学習振興課であります。

1、新図書館建設工事の設計者選定について、新図書館建設工事の設計者選定を公募型プロポーザル方式により実施しました。第一次審査には21社から申請申し込みがあり、事務局が書類審査を行った結果、参加資格要件を満たす15社が第一次審査を通過しております。第二次審査は9月10日に開催し、審査委員8名全員の審査及び協議により5社を決定しています。最終選定のプレゼンテーション及びヒアリング審査は9月20日に開催し、審査委員全員による審査・協議の結果、最優秀者は東畑・依光建築設計共同体に決定しました。

2、香美市市民大学について、第13回香美市市民大学の4講座を下記の表のとおり開催し、人権・健康・環境の各講座を延べ1,035人が受講いたしました。表を掲げておりますのでご参照ください。

次に、消防課であります。

1、平成30年1月1日から6月30日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して、火災は7件、救急出動は86件、救助出動は5件の増となっております。表をそれぞれ掲げておりますのでご参照ください。

2、香美市消防団の活動（後に「消防施設の整備」と訂正あり）について、耐震性貯水槽を土佐山田町佐野地区に整備をいたしました。

次に、本定例会に提案をいたしております議案等につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第19号は、平成29年度香美市健全化判断比率の報告です。

報告第20号は、平成29年度香美市資金不足比率の報告です。

議案第81号は、平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定です。

議案第82号は、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第83号は、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第84号は、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第85号は、平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第86号は、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第87号は、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第88号は、平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第89号は、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定で

す。

議案第90号は、平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第91号は、平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定です。

議案第29号（後に「第92号」と訂正あり）は、平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定です。

議案第93号は、平成30年度香美市一般会計補正予算（第4号）です。

議案第94号は、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）です。

議案第95号は、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第96号は、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。

議案第97号は、香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第98号は、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第99号は、香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第100号は、香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

以上、報告2件、議案20件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照くださるようよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

私の読み上げの中で、間違った読み上げをいたしておりますので訂正をさせていただきます。

議案の説明の中で、議案第92号を「第29号」と読み上げたようでありますので、「第92号」に訂正をさせていただきます。また、各課の報告の中で、一番最後になりますけれども消防課の2、香美市消防団の活動についてでございますけれども、これは「消防団の活動」ではなく消防施設の整備でございます。したがって、2は「香美市消防施設の整備について」というふうに訂正をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これより、報告第19号及び報告第20号についての質疑を行います。質疑はありますか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君）　第19号のこの数字は、これ新しく新地方公会計制度の関係

等でやった中身と思うんですが、結局この標準財政規模が分母になるわけですね、これ、そうですよね、と思いますが。ということは、臨時財政対策債を借りるか借りないかによってこの数字はすごく変動しますね。その点を含めてちょっと説明いただきたいと思っています。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

標準財政規模につきましては、臨時財政対策債を借りる借りないということではなく、臨時財政対策債発行可能額ということの数字を加えますので、借りても借りなくても算入されます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今のそうなればですね、結局地方交付税そのものが、国によって本来保障すべき交付税が減ってくると、総額が保障されなかった場合は分母の関係を含めてどうなるかという点。ふえた場合とふえない場合がありますよね、当然。地方経済・財政計画の中で、その中で地方交付税によって変動するということになるわけやないですか、分母がそうなれば、標準財政規模が。それとの関係というのは、国の動向によって影響するという認識でいいんですかね。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 当然、国の政策といいますか、その状況によって左右される部分はありますけれども、普通交付税は税収との絡みもありますので、国のほうは一般財源総額という形で計画を立てています。やはりそれは全国、全体の話ですので、個別の市町村に当てはめた場合に、そのとおり香美市のほうが同じような形になるかどうかというのは別の問題ですので、やはり交付税が下がれば大きな影響が出てきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、議案第81号から議案第92号までの各案件は、平成29年度の香美市一般会計、各特別会計及び各事業会計の歳入歳出決算の認定であります。

これから、議案第81号から議案第92号までの監査委員の決算審査意見書並びに平成29年度財政健全化判断比率及び平成29年度資金不足比率の審査意見についての説明を求めます。

なお、説明は自席にてお願いします。代表監査委員、岡本明弘君。

○代表監査委員（岡本明弘君） おはようございます。代表監査委員の岡本です。よろしく申し上げます。着席して説明をさせていただきます。

市長から、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成29年度の香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査し、意見書を提出しました。その概要について説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただいた裏面に注記を掲載しております。把握をお願いします。

次に、目次を掲載しております。この目次の順に説明をいたします。

1 ページをお願いします。平成29年度香美市各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。1、審査の対象、平成29年度香美市各会計歳入歳出決算。2、審査の期間、平成30年8月16日から8月20日のうち3日間で行いました。3、審査の手続は以下のとおりです。

第2、審査の結果。審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に従い作成されており、それらの計数も関係書類と符合し、正確であると認められました。また、決算の内容についてはおおむね適正でありました。なお、詳細は後述のとおりです。

2 ページをお願いします。1、決算の総括、(1) 決算規模、一般会計及び特別会計の決算額は次のとおりです。

下の表をごらんください。歳入の一般会計、特別会計の総額は266億3,100万円で、重複控除額14億8,000万円を差し引いた純計決算額は251億5,100万円。歳出総額は256億5,900万円で、重複控除額14億8,000万円を差し引いた純計決算額は241億7,900万円となっております。

次に、一般会計及び特別会計のうち、地方財政法施行令第46条に規定する公営企業会計の純計決算額を地方公営企業繰入金について（総務省自治財政局長通知）に基づいて算出された基準内繰入金で調製した額は、次のとおりです。総務省自治財政局長通知というのは、一般会計から水道事業に繰り出しが認められているものです。

次のページをお願いします。(2) 決算収支。29年度総計決算における歳入総額は、2ページで示しましたとおり266億3,100万円、歳出総額は256億5,900万円、実質収支は5億900万円で、28年度繰越金を控除した単年度収支は3億3,400万円の黒字となっております。29年度実質収支が28年度と比較して増加したのは、歳入が2億5,400万円の減少となったことに対し、歳出については6億9,400万円の減少となったことによるものです。

次に、(3) 市債の状況。29年度末残高は、28年度末残高と比較して8億1,300万円、3.8%減少しています。29年度末残高は、表のとおり203億5,400万円となっております。

次のページ、4ページをお願いします。2、一般会計、(1) 決算収支の状況。29年度の決算状況は、歳入総額174億2,522万7,000円、歳出総額265億（後に「165億」と訂正あり）173万2,000円で、実質収支は4億6,867万

3,000円の黒字となり、うち2億3,433万7,000円を財政調整基金へ積み立てております。

(2) 歳入。ア、歳入の構成については、自主財源では、市税、財産収入、その他の収入がともに増加していますが、依存財源では、県支出金、その他が増加したほかは全てにおいて減少しています。

5ページをお願いします。イ、科目(款)別歳入決算状況です。以下のとおりです。

6ページをお願いします。ウ、款別歳入増減表。29年度決算から28年度決算を差し引いたものを掲載しています。

7ページをお願いします。エ、収入実績です。

1款、市税。市税の徴収率は緩やかな上昇傾向にあります。29年度の徴収率は97.4%となっています。今後とも税の公平性に向け、効率的で確実な徴収努力の継続を期待いたします。6款、地方消費税交付金。28年度と比較して2,210万7,000円、4.8%増加しています。次に、10款、地方交付税。地方交付税は、28年度と比較して2億8,082万円、3.9%減少しています。

8、9、10ページは省略をさせていただきます。

11ページをお願いします。(3) 歳出。性質別経費の状況については、防災行政無線整備事業や物部支所の建設工事の一部により借り入れた地方債の元金償還が始まったことなどによる公債費は増額しましたが、扶助費で臨時福祉給付金事業の減額等により、前年度比で2億3,759万6,000円、3.1%の減額となっています。表の説明は省略をさせていただきます。

13ページをお願いします。ウ、支出内訳です。2款、総務費。総務管理費、委託料、これは主にふるさと納税業務委託に係るもので、28年度と比較して713万4,000円、4.0%減少しています。工事請負費、28年度と比較して4,827万6,000円、3,192.9%増加をしました。これは集落活動センター建設工事に係る費用です。負担金、補助及び交付金、これは主に香美市生活バス路線運行維持費補助金や地域活性化に対する補助金などによるもので、28年度と比較して1,789万9,000円、20.3%減少しています。

14ページ、下の端をお願いします。7款、商工費。工事請負費、28年度と比較して1億2,939万7,000円、718.2%と大幅に増加しております。これはピースフルセレネの改修工事によるものです。

15ページをお願いします。中段です。10款、教育費。中学校費、工事請負費、28年度と比較して16億3,024万円、286.6%増加しています。これは鏡野中学校武道館・プール施設等の整備によるものです。

以上が一般会計の決算状況です。

続いて、特別会計の決算について説明させていただきます。

16ページをお願いします。3、簡易水道事業特別会計。決算収支の状況、29年度

の歳入総額は4億8,745万6,000円、歳出総額は4億8,624万5,000円、実質収支は13万円です。なお、一般会計からの基準外繰入金2億2,262万1,000円を除くと2億2,141万円の赤字決算となっています。以下、詳細を表にしています。

17ページをお願いします。4、公共下水道事業特別会計。決算収支の状況です。29年度の歳入総額は4億5,221万5,000円、歳出総額は4億4,702万3,000円、実質収支は50万円です。以下の表のとおりです。

18ページをお願いします。5、特定環境保全公共下水道事業特別会計。決算収支の状況、29年度の歳入総額は1億5,862万5,000円、歳出総額は1億5,647万7,000円、実質収支は11万1,000円です。なお、一般会計からの基準外繰入金3,388万9,000円を除くと3,174万1,000円の赤字決算となっています。

次のページ、19ページをお願いします。下の端、6、農業集落排水事業特別会計。決算収支の状況、29年度の歳入総額は3,983万4,000円、歳出総額は3,971万1,000円、実質収支は1万円です。なお、一般会計からの基準外繰入金1,040万7,000円を除くと1,028万4,000円の赤字決算となっています。

20ページ、一番下の端をお願いします。7、国民健康保険特別会計。決算収支の状況、29年度の歳入総額は42億6,834万円、歳出総額は42億6,262万1,000円、実質収支は571万9,000円です。なお、国民健康保険財政調整基金からの繰入金3,200万円を除くと2,628万1,000円の赤字決算となっています。

次に、22ページをお願いします。8、介護保険特別会計。決算収支の状況、29年度の歳入総額は32億9,789万2,000円、歳出総額は32億7,583万6,000円、実質収支は2,205万6,000円です。

次に、23ページをお願いします。9、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）。決算収支の状況、29年度の歳入・歳出総額はともに988万8,000円で、実質収支はゼロ円となっています。

24ページをお願いします。10、後期高齢者医療特別会計。決算収支の状況、29年度の歳入総額は4億9,121万6,000円、歳出総額は4億7,906万4,000円、実質収支は1,215万2,000円です。

25ページをお願いします。11、香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計。決算収支の状況、29年度の歳入・歳出総額はともに71万8,000円で、実質収支はゼロ円となっています。

次に、26ページ。第3、財政構造の弾力性等です。主要財務比率の年度別推移は次のとおりです。一番上の財政力指数は29年度も0.30で、依然財政力の弱さが示されています。実質収支比率と公債費比率は望ましい状況ではあるものの、経常収支比率が100.5で財政需要に余裕がない状況が示されており。

27ページをお願いします。むすびです。平成29年度の一般会計と特別会計を合わ

せた決算額は、歳入総額 266 億 3,100 万円、歳出総額 256 億 5,900 万円、実質収支は 5 億 900 万円の黒字、平成 28 年度の繰越金を控除した単年度収支の額は 3 億 3,400 万円の黒字決算となりました。今後は、一層のコスト意識を持ってより計画的な財政運営に努められたい。平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨で本市も多大な被害が発生しており、早急に国や県、関係機関と連携を図りながら復旧対策に取り組んでいただきたい。また、南海トラフ地震の発生確率も非常に高いとされており、今後はより一層防災対策を強化し、市民が安全・安心して生活できるようにさらなる香美市の発展を期待して、むすびといたします。

以上、一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の説明を終わります。

続いて、水道事業会計の説明を行います。別冊の冊子です。平成 29 年度香美市水道事業会計決算報告書をごらんください。

こちらの 20 ページの次のページ、監査 1 のページをお願いします。

平成 29 年度香美市水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された平成 29 年度香美市水道事業会計の決算審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

第 1、審査の概要、1、審査の対象、平成 29 年度香美市水道事業会計決算報告書。2、審査の期日または期間、平成 30 年 7 月 17 日、18 日。3、審査の場所、香美市役所監査委員事務局。4、審査の内容、決算審査に当たっては、決算書類が関係法令に定められた様式に準じて作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているかなどの形式審査と、経営分析及び内容が適正か等の実質審査を行った。また、公営企業の経営の基本原則である企業の経済性と公共の福祉の増進については特に留意して審査した。第 2、審査の結果、1、形式審査、2、実質審査は、記述のとおりです。

監査 4 のページをお願いします。3、むすびです。当年度水道事業会計の営業収益が他会計の負担金の増加等により昨年度に比べて増加し、営業費用も昨年度に比べて増加しております。これは平成 29 年度実施の経営戦略策定業務と水道料金システム更新業務委託料等によるものである。昨年度より自己資本構成比率、総資本回転率ともに増加しており、安定運営に努力されていることが伺える。なお、引き続き効率的、安定的な事業体系により安全で良質な水の安定供給の維持に努められたい。加えて、今後は、給水人口の減少等で、大幅な水需要の増加は見込めない中、水道施設の耐震化の事業も進めていく必要もあり、一層合理的な事業運営を図られるよう望むものであります。

以上で水道事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。

続いて、香美市工業用水道事業会計の説明を行います。本日お配りをされていると思います、監査 1 のページの 1 枚物をごらんください。

平成 29 年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された平成 29 年度香美市工業用水道事業会計の決算審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

第1、審査の概要、1、審査の対象、平成29年度香美市工業用水道事業会計決算報告書。2、審査の期日または期間、平成30年7月17日、18日。3、審査の場所、香美市役所監査委員事務局。4、審査の手續、決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準じて作成され、工業用水道事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手續を実施しました。第2、審査の結果、1、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状態を適正に表示しているものと認められる。

2、むすび。高知テクノパーク工業団地は、県内外企業を誘致し新たな産業の育成を図る役割を担っているが、工業用水の利用については平成19年度以降実績がない。今後は、いま一度工業用水の利活用について必要性を再考しつつ、思い切った方向性をもって計画していくよう努められたい。

以上で工業用水道事業会計決算についての説明を終わります。

続いて、1枚物の文書です。平成29年度財政健全化判断比率の審査意見について説明をいたします。文書の裏面をお願いします。

平成29年度財政健全化判断比率の審査意見。

1、審査の対象、平成29年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。2、審査の期間、平成30年8月20日。3、審査の概要、市長から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかの主眼をおいて実施した。4、審査の結果、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっています。

次に、もう1枚の平成29年度資金不足比率の審査意見について説明を行います。文書の裏面をごらんください。

平成29年度資金不足比率の審査意見。

1、審査の対象、平成29年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。2、審査の期間、平成30年8月20日。3、審査の概要、市長から提出された資金不足比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかの主眼をおいて実施した。4、審査の結果、審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっています。次の表のとおりです。

以上で各会計の決算審査意見書の説明を終わらせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 監査委員から訂正がございます。

○代表監査委員（岡本明弘君） 済みません。訂正をお願いします。発言の訂正です。

意見書の4ページですが、2、一般会計のところで、歳出総額「165億」というところを「265億」と言ったようです。165億173万2,000円と訂正をお願い

します。

○議長（比与森光俊君） 監査委員の説明が終わりました。

以上、一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算審査意見書並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について説明をいただきました。そのご苦勞に対しまして一同にかわり敬意を表します。まことにありがとうございました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の会議は10月10日水曜日、午前9時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午前 9時59分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日 水曜日

平成30年第7回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成30年10月2日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月10日水曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	萩 野 義 和	1 1 番	山 崎 晃 子
2 番	山 口 学	1 2 番	濱 田 百合子
3 番	久 保 和 昭	1 3 番	山 崎 龍太郎
4 番	甲 藤 邦 廣	1 4 番	大 岸 眞 弓
5 番	笹 岡 優	1 5 番	小 松 孝
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	依 光 美代子
7 番	利 根 健 二	1 7 番	村 田 珠 美
8 番	山 本 芳 男	1 8 番	小 松 紀 夫
9 番	爲 近 初 男	1 9 番	島 岡 信 彦
1 0 番	舟 谷 千 幸	2 0 番	比与森 光 俊

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
総 務 課 長	山 中 俊 明	農林課長兼農業委員会事務局長	西 本 恭 久
企画財政課長	川 田 学	商工観光課長	竹 崎 澄 人
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	秋 月 建 樹	建設課林業土木担当参事	澤 田 修 一
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	安 井 幸 一
防災対策課長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	黍 原 美貴子
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	《物部支所》	
税務収納課長	公 文 薫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成30年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第2号)

平成30年10月10日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 13番 山 崎 龍太郎
- ② 11番 山 崎 晃 子
- ③ 6番 森 田 雄 介
- ④ 16番 依 光 美代子
- ⑤ 10番 舟 谷 千 幸
- ⑥ 7番 利 根 健 二
- ⑦ 8番 山 本 芳 男
- ⑧ 17番 村 田 珠 美
- ⑨ 12番 濱 田 百合子
- ⑩ 15番 小 松 孝
- ⑪ 5番 笹 岡 優
- ⑫ 14番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

3番、久保和昭君、4番、甲藤邦廣君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。19番、島岡信彦君は、通院のため遅刻との連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしましたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許可します。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） おはようございます。13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。改選後の初議会でトップバッターでもありいささか緊張もしておりますが、実りある答弁を期待して進めてまいりたいと思います。

最初に、住宅新築資金等貸付金の滞納整理について伺ってまいります。

この点について一般質問が可能となったのは、改選後の新議会では行財政改革推進特別委員会を設置しないとの運びとなったからであります。本特別委員会は旧土佐山田町時代から設置され、丸14年間の長きにわたり審査を続けてきたところであります。私は、特別委員会発足時から委員として審査に参加させていただきました。

さて、その中でも、住新の滞納整理については特別委員会として多くの時間を費やし、市長にも提言してまいりました。私は特別委員会での審査、提言も踏まえ、今後の課題等について伺うものです。

少し住宅新築資金等貸付事業について、おさらいをしておきます。住宅新築資金等貸付制度は、劣悪な住環境の改善を図ること、対象地区住民のみずからの努力によって持ち家を建てかえ、または取得することを促進することによって、対象地区外との住環境格差をなくすことを目的として制度化されたものです。

香美市は、合併前旧3町村のうち土佐山田町が貸し付けをしていました。昭和45年度の住宅改修資金貸付から平成8年度貸付事業終了までに、住宅改修資金、住宅新築資金、宅地取得資金と合わせて貸し付け総額22億円、貸し付け件数は582件に達し、貸し付け資金は年利2%から3.5%で毎月分割償還になっております。しかしながら、滞納額は平成17年度に元利金合計で6億2,000万円になり、その後回収により減少、平成30年3月31日現在は約3億円になっております。この経過の中、住宅新築資金等貸付事業特別会計の赤字額が増大、平成12年度末には一般会計から3億円超を繰り出し赤字を解消しました。その後、一般会計から毎年2,000万円から3,000万円を繰り入れしていましたが、平成19年度以降、貸付元利金収入増、起債償還減少により繰入金が必要となり、住宅新築資金等貸付事業特別会計は平成20年度で終了しました。平成21年度からは一般会計に移行しています。

以上、概要をご説明しました。

さて、本制度の住環境格差をなくすという点は一定評価するとしても、貸し付け等におけるあつてはならないさまざまな事務等で、旧土佐山田町から香美市へと多額の負債、収入未済が引き継がれることとなりました。

そこで、①でお伺いします。

旧土佐山田町時代、私が新人議員のころ、同僚議員が本件について一般質問をしてもまともな答弁が返ってこず、巨額の滞納を抱えながら有効な手段を行政がとれない背景は何なのだろうかと考えさせられた記憶がございます。そして、その後設置された特別委員会での審査では、当時、現在では考えられない行政事務が行われていたことが判明しました。今さらでしょうが、過去の反省のもと現在があるとの認識のもと、本事業において大きな滞納を生んだ要因をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） おはようございます。山崎議員のご質問にお答えいたします。

この事業の開始当時から行政としまして、市民の方に有効活用していただくべく事業を進めてきたところであると思われませんが、事業の滞納要因としましては、貸し付け時点で借受人に対する貸し付け審査が十分でない部分があったのではないかとと思われること、互いが債務者と連帯保証人になりあっている場合があったこと、担保の確保が十分でないケースがあったと思われること、地域改善対策事業を進めるため低所得者にも貸し付けをしていたことなどにより、計画どおりに返済が進まなかったケースが多くあったのではないかと、また、返済の開始後においては、借受人の就労状況の悪化や高齢化などにより、収入が少ないことで支払いが困難な状況になったことなどがこれまでの研究分析により挙げられまして、議会の特別委員会にもお示ししてきたところでございます。以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 就労状況の悪化や高齢化等によりということですが、それは貸し付け時から返済計画もあるわけでわかるということですが、その前段のやっぱり債務者と連帯保証人の関係、なりあいとかいうことが大きな問題であることは審査もされていたところではありますが、貸し付け時の審査の甘さも当時の仕組み自体がどうだったか、私もそこまでは詳しくわからないところもあったんですけど、実際その審査時点のやっぱり最初の取り組みがどうだったかということ、非常に私はずっと審査を続けていく中で気になったところではありますが、他市等でもこの事業は行われたと思います。たくさんの例も聞いたところではありますが、滞納整理についても研究もしてきたところでもありますけれども、実際本市の滞納を大きく生んだ状況はまれであったのか、どの市町村もそういう状況が多からず少なからずあったのかということをお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

市町村により状況が異なると思いますので、比較しがたいところではあると思いますが、本市だけのものではないのではないかと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） よその町のことはなかなか言いづらいところもあるでしょうが、もう1点だけ。

その担保の設定ということで、抵当権設定もなかなかできてなかったという部分も中で明らかになったんですけど、実際その後、新たな抵当権の設定なんかがされた事例もたしかあったように思うんですけども、債務処理した後ですね。そういう事例はたしかあったと思いますが、課長の記憶はありますか、そこら辺は。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

勉強不足のところもありまして、過去そういった事例があるかとすぐに問われたときにお答えがしがたいところではありますが、近年、法的措置等も専門家にも助言を受けながらしておりますので、そういったケースはあったと思われまます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長になられて、すごい歴史のあるこの制度、事業についてお尋ねしているところでありまますので、大変ある部分申しわけないと思うところもあるんですが、それでは次に移ります。

②です。

住宅新築資金等貸付金は税とは異なり私債権であります。債権回収には法的措置も数々行う必要もございました。私は、特別委員会が滞納整理に対して果たした役割は大きいものがあると考えます。収納管理課の設置にて組織面の充実を図る点や司法書士等専門家を入れた部会の立ち上げから始まり、提言に基づいた対応がなされたと感じますが、行政サイドの考える前進したポイントについてお尋ねします。

また、行政は議会の力もかりてというか、一緒に取り組めば困難な案件も解決の方向を探れるとも思いますが、今後に生かす教訓についてあわせてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

私債権の回収に当たりまして、議会とともに取り組みを進めてまいりました中で、顧問弁護士と契約し各案件の相談を行い、法的措置による支払督促、訴訟、抵当権実行を行うなど、継続的かつ積極的な回収を図ってきたことや、司法書士と定期的に協議の場を持ち、困難案件の問題解決に取り組んでいることなどが、取り組みを前進させてきた点であると思われまます。今後とも職員の専門性の向上を図り、弁護士や司法書士など専

門家の意見を求めながら、適正な業務を行っていくことが重要であると思いますので、今後生かす教訓に上げたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そのとおりであると思います。やはり確かに法的措置というがは普通は考えられない、行政がやることについては、ただ、これに踏み切ったと。それまでのまた過程も専門家を入れた部会の立ち上げから始まってやられたことには敬意を表するところではありますが、実際その法的措置がこの間、課長の調べてる中で結構ですので、どれぐらいあったのか、よかったらお示してください。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

法的措置の合計の件数といたしましては、支払督促が平成30年度現在までの件数としまして10件、訴訟が52件、抵当権の実行が54件、強制競売が14件、抵当権追加設定が10件、公正証書作成が6件、債務引受承認が33件となっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほど課長が勉強不足とか言ってましたけど、抵当権の追加が10件あるということが今読まれててわかったと思いますが、実際のところそういうことも辞さずということやってきたということではありますが、私はやはりまずこの滞納整理については非常に遅きに失したと。ほんと言うたら旧土佐山田町時代からやるべきことが、合併ということが決まるということになって、旧土佐山田町時代の負の遺産といいますかね、これを整理せんといかんということ立ち上がったというががこの特別委員会の一定の流れであったというふうに記憶しておりますが。そこに負の遺産を残さないとしながらも、実際長きにわたってやってもまだ解決しないというこの現状、ほんとに今後が大切を思いますが。それとあわせて滞納者との接触とか面談ということについて、専門家入れてやっとなら来ていただいて債務承認してもらおうとかいう流れになったわけですけど、そういうことをしてなかったということが、ずっともうある部分悪いけど貸しっ放しというレベルのことが、やっぱり行政の事務としてどうやったかなあというふうに思うんですが。そこら辺は、課長はそのころはどこにおったかわかりませんが、そういうことが今後の税務収納課を預かる上でも、ほか税等についてもありますわね、現状なかなか厳しい差し押さえ等もありゆう中で、滞納されてる方のやっぱり現状を聞くという姿勢というがはすごく大事と思うんですが、そこら辺を踏まえて課長の見解をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほど議員さんも申されましたように、いろいろな反省点というのはあろうかと思っ

ておりますので、今後とも法令遵守の適正な業務を行っていくということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。③です。

現年の調定分は終わりつつある中、平成29年度決算では約3億円の滞納債権がございます。ほんとに大きな金額です。滞納しながらも定期的に支払っている方、滞りがちの方、全く支払いのない方、さまざまなケースがあると思いますが、額の大きさという部分での行政の責務について、また3億円の中身の回収の困難性についての認識をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

約3億円の滞納額があることにつきましては大変重く受けとめておりますが、近年は、先ほども申しましたように法的措置による債権回収も積極的に行い、今年度中には滞納額が3億円を切り2億円台になってきております。今後の回収は次第に厳しい状況になってくるのではないかと思われますが、今まで苦しい中でも返済してきていただいた方もおられる中、今後とも個々の案件を十分分析しながら、適正な債権回収に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 確かに個々の分析というのもしているし大事な部分であります。困難性という部分では個々の案件ごとに大変異なる部分がありました、実際審査しているときにもね。ほんで、債務者であったり連帯保証人であったり相続人であったり、そういう関係者とやっぱり現状も接触は続けられているのかと。3億円さまざまなパターンがありますけど、その方々に対してその関係者、支払っていただける可能性がある方々との接触は滞りなくできているのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

担当が努力をしております。積極的に債務を回収すべく債務者及び相続人などに面会もするなど、司法書士の先生も交えての相談の中で方向性を定めて行っているところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。④です。

本年6月に提出した特別委員会の取りまとめ及び提言の住新の滞納整理についての部分を、少し読まさせていただきます。

「住宅新築資金等貸付金の滞納整理について、現状、滞納繰越額は3億2,000万円であり更なる努力を要する。しかしながら、支払いなしの債権額は9,600万円であり困難を要している。平成33年の償還の最終年度を目処に展望のない債権については結論を出す時期に来ているが、内容を精査し公平性を担保しつつ事務を進めること。また、償還推進助成事業の活用も積極的に進めること。今後10年で約1億円の回収を見込むとの発言もあり、債務者等の財政状況も注視しながら努力を重ねていただきたい。」との取りまとめであります。

この数字は平成29年度当初のものであります。貸し付け人数は69名であります。平成30年度も後半となり、先ほど課長は3億円を切ったと、債務者数は六十数人かな、また後で答弁いただきたいと思いますが60人強だと思いますが、若干減少していますが、提言に沿った努力を重ねる点について見解を求めます。

また、今後10年で1億円は回収を見込みたいという担当者の発言もございました。今後の徴収をいかに想定しているのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） ご質問にお答えいたします。

まず、平成30年度の今現在の貸し付け人数につきましては61人となっております。回収業務につきましては、内容を精査し公平性を担保した業務を行ってまいります。困難案件につきましても、司法書士にも相談しながら債務者及び相続人等に折衝しているところです。定期償還は平成33年度で終わりますが、個々の案件により状況が異なりますので、滞納分の徴収がいつごろまでということは、現段階ではお答えすることが難しいと考えます。

また、今後10年で1億円の回収を見込む件につきましては、現在年間約1,300万円ほどの回収ができており、この先完納分を考慮しても10年間で1億円は回収できるという見込みであるということで、行財政改革推進特別委員会において発言したものであります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 取りまとめ提言の中に償還推進助成事業という事業があって、未償還額と強制執行との取り立て額との差額を基本として4分の3が助成されるというこの制度、今年も300万円弱ぐらいいは入ってきたというふうに思うんですけども、今後この適用の見込みというか、さまざまな案件が非常に複雑な分もありますが、そこを課長はどのようにお考えなのかちょっとお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

補助金の申請につきましては、多種の要件があるため、その要件に該当する段階でもれなく随時申請していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 債権回収部会の開催頻度ですかね、司法書士等を入れて行革の審査時点ではずっと継続してるという分は聞きましたけど、やっぱり個々の案件についてかなり突っ込んだ議論をせんと前へ進まんというふうに思いますが、開催頻度とちょっと会議等ではどれぐらいの時間を要してやってるのか、あわせてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

開催頻度につきましては、2カ月に一度開催しております。内容につきましても、個々の案件について担当のほうで質問事項を構えており、濃密な時間で会議が進められてまいりまして、約2時間を想定して1回の会議をしておりますが、2時間を超える場合も出てきております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現在も困難案件について訴えの提起もなされてる、6月議会でしたかね、あったと思います。やはり訴えの提起に至るといってはさまざまな要因があるというふうに思いますが、こちらとしてはやっぱり法的に担保された日常の事務というが非常に大切と私は感じます。そこの部分が債務者等の訴えの逆に言うたらこれじゃ不服やというふうになろうと思いますが、そこら辺の今後ですわね、現状でもいいですが、課としてどのようにお考えなのかを伺います。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほどのご質問でもお答えいたしましたように、教訓のところにも職員の専門性を高めるといこともお話ししてまいりましたが、やはり法的にきちんと担保された状態でお話もできるようにしていかなければならないと思いますので、今後とも専門家の意見も伺いながら進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 滞納処分に至るには、本市には私債権の管理に関する条例というのがあります、大体滞納処分するにはその条例使つてというのが通常であります。だから、今の状況でいってもそれに当たる部分はたくさんあるかと思いますが、実際のところはやはりその条例にたどり着くまでの過程がすごく大切と思うんですわ、この間ずっと審査してきた中で。やはりどうしてももういただけないという状況に、かなりシビアな発想を持ってやらねばならないというふうに思いますが、そのところそういう考えで臨んでるのかどうかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

山崎議員のおっしゃるとおり個々の案件によりましてシビアな面も出てくるとは思いますが、今後とも中身を精査をして、きちんと適正な業務に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 大事な件ですのでちょっと市長にお伺いしたいがですわ。

この件は行革からも提言もさせていただいて、市長もさまざまお答えも、行財政改革推進特別委員会の委員長、副委員長等で議長を交えてお話をしたときもさまざまな部分で、この件以外にもいろいろあるんですけど、実際これは非常に大きな案件であります。課長が大体のところを答えていただきましたが、やっぱり公平公正の部分担保とすることと、市長の大体の考えとしてはやっぱりそれを担保しながら事務を進めていくという発想をお持ちと思うんですが、いかんせん大きな金額がまだ残ってます。その状況を鑑みたときに、今後市長のこの件に対する取り組みに対してのお考え等をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 債権回収についてお答えをいたしたいと思っております。

議員おっしゃられるようにまだ大きなお金が、債務が残ってるという状況でございます。これらにつきましてはそれぞれ個々事情があろうかとは思いますが、やはり法的な整理をすること、また、我々これまで長い時間かけて取り組んできたこともございます。その中には大変厳しい中で返済をしてくださった方々もいるわけですので、そうした方々の事情を思うと公正さということが非常に大事になってくる。我々がここで手を緩めるということはあってはならないことだというふうに思っております。制度それ自体は大変すぐれた制度であったというふうに思いますが、制度を正しくそれを活用しようとする人たちに伝わったかどうか、伝えたかどうか非常に大事だというふうに思っております。借りることに重点を置いて返すことに重点を置かないような説明をしたり、そういう理解を進めるようなことがあったとしたら、大変不幸なことだったというふうに思いますが、今後の行政を進めていく上でも制度についてはきちんと正確に伝えていく、そして誤りについては正していくということを丁寧にやっていくことが、これからの行政に生かしていくことだというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。

水害時の対応についてであります。

近年の雨の降り方は本当に想定できません。台風時や局地的な時間雨量100ミリにも達するほどの集中豪雨など、全国各地では土砂災害にも連動し多くの人命が失われ、痛ましいことでもあります。本市においても毎年、災害対応に追われている現状がありま

す。私は今回、市民の生命を守るという点から、避難における初期の取り組み、また水害対策としての道路等の日常管理や改修等の必要性について伺ってまいります。

最初に、市から発令される避難情報に基づき、高齢者等は早期に行動されることが大切であるという観点から聞きますが、①です。

今年度は避難準備・高齢者等避難開始発令が多ございました。9月で3回ですか、8月には物部地域に避難勧告も出たところでもあります。そのような中、各避難所の避難者数をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） おはようございます。ご質問にお答えいたします。

今年度は、7月豪雨を初め相次ぐ台風の接近により計7回避難情報を発令しております。開設しました各避難所における避難者数は、添付の資料にお示ししましたのでごらんください。なお、台風第7号、第12号以外は避難勧告まで発令しており、避難所の開設期間中で最も多くなった時点の人数を記載しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 数字資料を今見させていただいております。大変失礼いたしました。物部支所等についてがやっぱり一番数的にも多いですね。そういう状況の中ですが、家の立地状況や個人の高齢や障害等の状況、また本人の災害に対する意識もあろうかと思いますが、避難してる方々は大体固定化されてる方向なんですか、そこら辺はつかんでおられますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

各避難所で避難者名簿を取りまとめておりますけれども、これにつきまして統計的なことは行っておりませんので、どの方が何回というようなことはちょっと把握してはおりません。そのようなところでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

エリアメールは高知市、南国市、本市の情報が入ってまいります。私見、私の意見ですが、本市のメールは私は見やすいと評価しております。片や屋外設置の防災無線は大雨時等何を言ってるかわからないという市民の声をたくさんこの間聞き、何か改善点があれば少しお尋ねしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

防災行政無線の整備が進捗するに伴い、ご質問のように屋外スピーカーからの音声が聞こえにくいとのご相談を少なからずいただいております。対応としましては、スピーカーの取り付け方向を調整することで、できるだけ広い範囲に音声が届くようにしてお

りますが、屋外では音の伝わる距離が風速、風向、降雨などの環境変化によって常に左右されることが避けられない以上、限界があることも否定できません。そこで屋外音声の難聴対策としまして、放送と同じ内容を電話で確認ができる電話応答サービス、登録制メールの配信システムを採用し、情報伝達の多重化を図っておりますので、ぜひご利用いただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） さまざまに対策を講じているということで、実際屋外スピーカーはそういう中で取りつけ方向を何か考えるというふうに言われてたんですけど、音の高い低いというレベルで、聞き取りやすい聞き取りにくいというレベルはどうか。それと、ダムを放流するときサイレンを鳴らしますわね、あれは十分聞こえますね。そういうところで一定間隔のサイレンを活用するという、実際それこそ検討の余地があるかと思うんですが、これ以上突っ込んだ検討は今のところ考えてないのか、今後検討の余地は残っているのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたけれども、やはり屋外での音声伝達には限界があるというふうに考えております。最終的な解決方法といたしましては、各戸に設置する戸別受信機の設置が決め手になると考えたところでございますけれども、こちらに関しましては事業計画全体の見直しといったことも視野に入っておりますので、今後慎重に検討したいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 補助金をつける方向で検討を始めるという認識でいいのか、まだそこまでは至っていないのか。この災害というものに対して非常に住民の方々も心配な中でそれを計画に挙げるのか、今のところはまだそのことも踏まえて多くの皆さん言いましたわね、実際多大な費用も要るわけで、そのところの兼ね合いは来年度のヒアリング等に挙げていくとかいう、そこまでの認識はないのか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域など、逃げおくれが人命を脅かすことになる地域には、夜間、早朝、気象条件にかかわらず住民の方に直接一斉に避難情報を伝達する必要があるため、戸別受信機を設置して確実な情報伝達を実施しております。土佐山田町の市街地では先日のような災害の発生が予想されにくい、戸別受信機の設置計画からは除いたものでございます。この補完的な手段といたしまして、先ほど申し上げました電話応答サービス、登録制メールの配信システム、そういったものを探っておると

ころでございます。この方法につきましては、情報の受け手側が特別な操作を行わなくても、情報が自動的に配信されるPUSH型の伝達手段とは異なりまして、情報を受けられる方が操作を行い、必要な情報を能動的にとりにいくといったことが求められるPULL型の情報伝達ということになります。そういったことも考え合わせまして、屋外音声での情報伝達をどうしていくかということに関しましては、今後検討はしたいというところではございますけれども、具体的にどうするといったところは現状ではございません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そういう土砂災害警戒区域にお住まいの方の場合には情報伝達が確実にいっているかがもちろん重要でありますし、やっぱりそういうことで恐らく調査も今後行うことを求めます。

それでは、次に移ります。③です。

避難所への移動に際し、高齢・障害等の状況により、以前所管課でアンケートもされたと思いますけれども、援助をいただきたい旨の市民からの情報提供もされてる部分もあると思います。そういう中で、民生委員さんたちは一定の役割を果たすべき立場にあるかとも思います。また、自主防災組織も連携して支援の必要性を感じますが、見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現在のところ、自主防災組織に対しては、地域で互いに協力して助け合う共助の取り組みを呼びかけており、市から統一的に避難行動の支援を要請することは行っておりません。各地域で判断、実施していただいているものと考えております。今後、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成を進めていく過程では、支援者としてご協力をお願いすることになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 自主防災組織として、避難困難者については援助は現状ないということか。移動に際しての民生委員さんの役割はどうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現状では、直接民生委員さんと連絡をとり合って支援するといったところには至っておりません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 避難困難者に対して民生委員さんは現状は支援していないことではありますが、実際民生委員さんと自主防災組織等を踏まえて、今後やっぱり行動するときマニュアル的なものも必要ではなかろうかとも思います。それで避難

準備情報が出た後避難する人、さっきもちらっと言ったんですけど、高齢、障害のある方など日常から支援が必要な方とかがいると思いますけれど、少しその部分はどうかという立場があるんやったらお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

共助に参加をしていただける個人、団体、組織につきましては、やはり幅広いほど充実するだろうという考えもございます。また、そういった方々にどういった方向性を持ってお願いをしていくかといったことにつきましては、今後一定の方向性を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

交通手段を持たない市民はタクシーで避難所へ行き、解除後タクシーで自宅に帰られるという例を聞きました。私は避難の意思を持ちながらも、そのような状況からちゅうちょして、自宅で不安な時間を過ごしている方々が多くおられると考えます。移動のときのタクシー助成等考えられないか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

移動手段が確保できないため、避難をちゅうちょするようなことがあってはならないと考えます。現在運用されております福祉タクシー制度の助成対象者は避難行動要支援者と重複する部分もあり、利用者の経済的負担を軽減する上で効果的な手段であると考えます。通常この制度の対象とならない近距離利用であれば、1回当たりの負担も過重にはならないものと考えられますが、今年のように避難回数が多くなった場合は移動コストの増大は避けられません。共助の取り組みでの移動支援を検討するとともに、あわせて他市町村の取り組みについて情報を収集してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） きちんと検討するということですから、もちろん市町村の取り組みも調査しなければならないと。実際、福祉タクシーももちろん遠距離の部分で利用という考えですが、やはり何かあの制度はそういう自分の命を守ると、自分の意識も踏まえてあるんですけども、実際のところはやはり制度としては別制度であると思うんですよ。やはりこういう避難をちゅうちょさせないように全額市が持っても、今の人数やったらね。それを膨らましていくというふうになったときに、これから災害、水害踏まえて豪雨、かなりやっぱり頻繁に起こってくることは今後も予想されます。そういう中で、特に独居の高齢者等がやっぱり何かあったら怖いから、私は中央公民館に避難するとかいうふうなレベルの話も聞いております。やはりそういう制度設計も、片一

方では私は大事だと思います、研究されるということですので研究をしていただきたいんですが。

1つ例を挙げますと、県外では特区なのかどうかわかりませんが白タクで送るというふうなこともあります。地域における支援する方々をやっぱり登録させてもらって、そういう方々と日常的につながっておくとか、そういう仕組みづくりでやっぱり地域のマンパワーを生かすということが片一方でも大切と思いますが、行政は行政としてやっぱり市民の生命、財産を守るということに対して特化するときには、やはりそういう制度設計も必要だと思いますのでぜひ検討いただきたいと。タクシーも避難勧告とか避難指示になったら動きませんのでね、やっぱり最初の時点でそういう部分が大事だと思いますが、再度の見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

避難目的のタクシー利用の助成につきましては、今後も予断を排しましてあらゆる情報を収集し、検討したいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の項目に移ります。

開発等に伴い道路が冠水している箇所が見受けられます。市民からは以前よりひどくなっている現状も伺うところですが。

①です。

水路、側溝等の管理、改修は適切にできているのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） おはようございます。

通常の道路パトロール等により側溝及び周辺用排水路等の確認作業は行っていますが、市道だけでも路線数約960路線、総延長約520キロメートルあり、路線を決めてのパトロールとなり、全ての確認はできていない状況です。そのため地域からの情報提供が多く、その連絡等により職員にて現地確認を行い、現状に合わせ自治会長からの要望申請により、危険性・緊急性等を考慮しての対応となっています。しかし、限られた大変少ない予算での対応となるため、次年度以降二、三年先とかいう形となることも多く、担当としては苦慮もしちゅうし少し歯がゆい思いもしています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 災害時の行政の対応というがは、市民が行政を見る目としては非常に大きな部分を占めると私は思うんです。先ほど、まあこら災害というよりそういう災害を予測して、災害の結果によってさまざま展開していく部分もあるんですが。やっぱりその部分が二、三年先、全ての部分でおくれているという部分は承知してお

りますけど、実際のところ私はそういう日常的な水路とか側溝、520キロあると言いますけれども、実際冠水する地域とかはやっぱあんな地域がなかなか、特に災害前とか日常的には管理を要するとか、障害物なんかがあって水はけがよろしくないとかいう状況等も私はあるかとは思っています。そういう日常管理の部分でやはりその視点も、道路パトロールの中でもこの地域はその部分に注視しながら、見回りをするとかいう課員の意識はお持ちで回ってるのか、その点ちょっとお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 用排水路になりますと用排水路の管理者が別におります。ただ、そこへどのような形での連絡をとるかという点もありますし、当然そういうところに関しましては皆把握しておりますので、そういうところを重視し、それと雨水、下水へどう流すとかいう連絡網もっておりますし、当然しております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今、市道を中心に物事を言われてます。実際、香美市には準市道とか私道とかもさまざまありますが、そらまあもう責任の分野からいうたら行政の手から離れるかもしれませんが、いざ冠水なんかするときにはそら場所問いませんのでね、それがやっぱりこの開発等に伴うてそういう状況が生まれてくるときには、日常的な管理の部分でやはりその管理者に対して、こんな状況やきちょっと改善しなさいとかいう、改善を求めるようなことはできますか、またしてますか、いかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現状の現場対応の中でそのような状況下であれば、わかればそういう形で改善をどうですかという話はできますが、通常のもうそういう状況やないところに関しまして、やはり個人の物、個人の管理の部分に関しましてはなかなかできていないし、しにくい状況下にあると考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 事象が起きたら、それに対しては対応はしているという現状ということではよろしいかと思いますが。実際のところはそこのところがもう一步踏み込めないかというが私の認識ですが、ここの認識にとどめておいて、次に移ります。
②です。

よく冠水する地域は、市としても現状把握し対策も考えられていると思いますが、市街化区域内の全体面積に対しての排水計画としてお持ちなのか、また、その必要性についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） おはようございます。山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

市街化区域内の雨水対策につきましては、近年の宅地開発により市道等の側溝への雨

水の流入が急増し、冠水のあった地区の報告も受けております。現在、建設課が策定中の新しい都市計画マスタープランにおいて、今度どのような開発を促進し、既存の住宅地とともに住環境整備をどう行っていくか協議を行うとともに、雨水管の新設等の検討を行うよう考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 雨水管の新設等を行う方向というが、これは建設課との協議の中でもあります、これというが総合的な計画の中でやられてるという認識でいいのか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

現在、建設課と環境上下水道課でプロジェクトチームを立ち上げております。その中で雨水、特に市街地の雨水対策につきましては、これまでも協議、実施をしてまいりました。最近では秦山町1丁目、現在、新町西町線の工事を着手しているところではありますが、その下流域、秦山町1丁目・2丁目区域の浸水対策につきましては、雨水ゲートをあけぼの街道に設置して非常に効果を発揮しております。また百石町及び旭町1丁目、これにつきましても過去に平成24年度から平成26年度にかけて浸水した地域につきましてももう対応済みということで、今後につきましては百石町1丁目、同仁病院下流域3差路付近の浸水対策、これにつきましては平成33年度をめどに実施をしたいというふうに考えております。また、横堀川の雨水幹線につきましては、市道新町西町線道路工事との関係もありまして、平成32年度に中央雨水幹線に接続して完成の予定であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） さまざまなプロジェクトチームを組んで、計画に基づいてやってる例をたくさんお示しいただきました。商店街の側溝なんか新しくきれいになってますけど、雨水管の容量、キャパはあってもそういう流入とかそんなものに対して支障があるから、逆に言うたら百石町とかあっちの部分もどうかなというふうに考えるんですが、そこら辺についてちょっと見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

現在、香美市におきましては中央雨水幹線と戸板島雨水幹線がございます。特に問題の大きい中央雨水幹線、あけぼの街道周辺から西につきましては、今後建設課と協議をしながら進めていかなければいけないわけですが、改めて市街化区域内の排水計画については再度見直しをかけて、できるだけ速やかに効果ができる対策を行っていきたくて思っております。例えば貯留管の設置等、もう既に試験的に設置はしておりますが実績

の効果もありますので、そういったものを浸水区域の局所に設置をしていきたいと。特にそこら辺は建設課との協議にもなってきますが、側溝を二重側溝、バイパス側溝を設置するとか、道路の中に設置するわけですので道路管理者との協議も必要になってきますが、そういった形で極力即効性のある、実効性のあるものをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。③です。

開発等により水の流れが変わり、冠水に至る例もたくさん聞きます。私は、道路の種別にいろいろあっても、過去冠水がなかったのに冠水しだしたということは行政の責務も一定問われるとは考えます。この間、地域活性化総合補助金を利用して当面の対応をした事例も聞きました。自治会や市民負担にすべきではないケースもあろうかと思いますが、そこら辺についての見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 山崎議員のご質問にお答えします。

この地域活性化総合補助金は、今のところ地域住民の方が維持管理しています生活道や生活排水路は利用される方が限られているということもあり、市の管理しています市道や側溝と違い、一定の負担をしていただきたいと考えているところです。また、負担が仮に要らないような状況となりますと予算もすぐなくなると、本当に必要なときに使えなくなってくる地域が出てくるということもありますので、そうしたこともあり負担していただくことは一定必要だというふうに考えております。確かに先ほど議員の言われましたようにケース・バイ・ケースでいろんな状況があると思いますが、今現在、補助制度はこういった状況になっております。なお、業者へ依頼される場合は75%の補助となっておりますが、地元が直営で作業される場合は、原材料代や重機の借り上げ代は20万円を限度として100%の補助を行っているところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 地域活性化総合補助金は、すぐれた側面のある制度というふうに私も認識しておりますよ。実際私が言いたいのは、起こった事象に対して、そのもとの原因が、冠水してなかったのに冠水しだしたとかいうふうに、開発等に伴ったりというときに、その原因究明をおろそかにしてないかということなんですわ。だから、行政に瑕疵とまで言わいでも責務がどっかに存在したときには、やっぱり行政の100%責任でやらんといかんがやないかという視点なんです。地域活性化総合補助金に安易に回してないかということを私は言ってるんですわ。

まあ回してないかというがは、あくまでも担当職員がこれは地域活性化総合補助金を使いますよと言うかもしれんけど、その前段の起こってる現実が、過去なかったがが起

こってるというのは、やっぱり何らか行政サイドについても、もうちょっと研究の余地がないろうかということ、ほとんどというかそういう側溝の余り例がなくともですわね、25%の負担というがは大体自治会申請ですので自治会長が言うてきますわね。これってやっぱり自治会の予算でやるんですわ、ということは個人の会費の積み上げですわね。全体のものでありますので、やっぱりその25%が大きな自治会の財政を圧迫する例も聞き及んでるところなんですわ。やっぱり被害を受け相談のあった市民の声をよく聞き、対応すべきであるというふうに思います。これは企画財政の仕事なのかね、現場のそういう案件を承った建設課なりほかの部署の話なのかよくわかりませんが、そのこのところを踏まえて再度見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

また、現場の建設課等と連携しながら、どうしていくかという部分も今後検討していく必要があるのかと考えているところです。この補助金につきましては、必要に応じて担当課が集まって会を開いて協議しているものでございますので、また今後の研究課題という形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 建設課としての対応をお答えいたします。

うちのほうへ話が来れば、うちのほうは現地のほうの対応も見、どういう工法があるのか、原因が何なのかという究明は、それがプラスチックの仕事かもしれませんが当然やっております。うちの課へ来ない場合の地元で話し合いとか何とかという場合はちょっとどうなっちゃうかわかりませんが、当然建設課としては対応しておりますので。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 建設課としては最善の取り組みをしてるということですが、私の受け取り方は最善の取り組みがなかったというちょっと思いがあったので、それはもう見解の相違になるかもしれませんが、そのこのところはやっぱりこういう議員からの意見もあったと、個別のことを言うてもしやあないですのでね。実際そういうことも踏まえて、やっぱりその地域活性化総合補助金を使うにしても、その部分でやっぱり住民が納得した上の地域活性化総合補助金の使い方、最終到達がそこであるということの一つ私からの意見として申し上げて、この件については終わります。

次の質問に移ります。住宅リフォーム補助金制度についてであります。

本制度は平成24年度から実施され412件、補助額約6,000万円、施工金額は本年度は未定であります。平成29年度まで約4億1,000万円と市内建設業者等の仕事おこしにつなげ、20%助成で施主にも喜ばれている制度であります。

しかしながら、今年の予算決算常任委員会の審査において同僚議員の質疑に対し、予算額を半減させるとともに2年後制度を継続しない旨、課長は言明しました。市民に喜ばれている制度をよくも一言ですばんと切れるなあという、私は憤りを持って聞いたところであります。

平成24年、制度発足に向けて当時の政策企画財政課長は、市民向け、業者向けの説明会にも出向き、実りある制度にするために大変汗をかいてくれたことが思い出されます。本制度は住民の理解を得て広がってきたところでもあります。

そのことを申し上げ、①で伺います。

昨年度の補助実績は約720万円にもかかわらず、1,000万円から500万円に予算を半減させた理由をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 山崎議員のご質問にお答えします。

予算額につきましては、限られた予算の中ほかの新たな財政需要にも対応していかなければなりませんので、今年度は前年度より減額させていただいたところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 通常は実績を勘案して、その前は八百数十万、900万円弱やったと思います、次は720万円と。実績を勘案して予算額を800万円にするとか700万円にするやったらまだ一定理解できますが、半減させたということで、私はそこが市民に対して優しくないと思うんです。

そのことを踏まえて、次に移ります。②です。

本年度は8月初旬に498万3,000円の補助申請額となり、もう申し込み自体が締め切りの状態と思います。そうなった後でも申し込みはあったと思いますが、どういう対応をされたのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

今年度の申し込みにつきましては、7月26日に合計498万3,000円となる申し込みがあり、予算額に対しほぼ満額となっています。この補助金は予算の範囲内での執行となりますので、今年度の対応はできないというような状況でございます。そのため、問い合わせがあった場合は、来年度実施する場合には広報等でお知らせいたしますのでという案内をしている状況でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長、今、来年度実施する場合はと言いましたわね。来年度はやるがですね、必ず。だって、要綱としては2年でやるんですけど、そのところ。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

する場合にはと申しましたのは、要綱自体は平成31年度でやるつもりで担当課としてはおりますが、まだ予算も通ってない状況ですので、その辺はこういった回答にさせていただきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そこも優しくないですね。実際のところは締め切ったと、来年度実施する場合はと言うて、その住宅リフォームをやろうという意思を最大限、私は尊重してあげるのが行政の役割と思うんですわ。それやったらやらんかもしれんがやったら、ほいたらもう自己資金で、まああれば自己資金でやろうかという部分で、リフォーム補助金に頼らなくても済ましてるところも結構見受けられるんですわ、実際、後でも言いますけども。私はやっぱり、そしたら、その広報等でもう今年は予算額に到達したのということで、締め切りの告知はされたのか伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

広報等でお知らせはしておりません。というのも、まだ若干少額ではありますが残っておりますので、そういった対応になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際残ってるって498万3,000円でしょう、あと1万7,000円、20%分で。通常その補助金で、課長、予算の範囲って言うたですわね。実際は私はあと1件ぐらい申し込みがあるんやったら、ちょっと10万円20万円の補正打ってでも、20万円弱でえいですわね、1件受けるんやったら。そういう部分の発想は浮かばなかったのか。私は常に予算の範囲、予算の範囲と言うけれども、500万円の予算切ったら絶対やらないのか。ほかの制度では、予算の範囲と言いながらも補正組んだりした例もありますわね、実際。その予算の範囲のその使い分けは何なのか、ちょっと伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

別に使い分けてるわけではございませんが、特に今年度の予算につきましては、ご承知のように当初予算の予算規模も非常に大きくなっております。災害復旧にも力を入れなければならないところでもありますし、新たな事業も多々ございまして、一般財源を多く要している状況でございます。そうした中で財政を預かる課として、なかなか一般財源を追加できない状況でこういったことになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） また決算審査とかありますので、その前年の平成29年度分やりますのでね。そこでまあいうたら予算組みと決算がどうであったかって、また改めて審査したらえいと思えますが、課長は課長でそれなりの考えを持ってやられてると思えますが。実際のところは、この制度をやめる方向を何かこう市民にも意識づけるようにも聞こえたところでもあります。

それは置いておきまして、次に移ります。③です。

私はリフォーム要求はまだままだあると考えます。補助金によらないでリフォームしている家も市内各地で見受けます。家は年月とともに少なからず劣化し、そろそろ修繕に取りかかりたいとの声も少なくありません。また、シロアリ駆除を対象にするなど一定の制度の拡充もありましたが、まだまだ継続し発展させていくことが大切と考えます。見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

これまでの話の中で、現在の事業は平成31年度までとなっているという話もございます。平成32年度以降につきましては、来年度事業効果を検証した上で、財政状況を踏まえ検討することになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 平成32年度以降はまた検討ということをおっしゃいましたが、課長は予算決算常任委員会ではやらないと明言しましたわね。

ちょっと市長に聞きたいんですけど、実際2年後のことを課長が予算決算常任委員会でやらないと言明したと、市長はそれまでにそのことを承知していたのか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 住宅リフォーム補助金制度についてお答えをしたいと思います。

この制度につきましては、これまで活用いただきまして市内の住宅リフォームをやっていただく中で、経済的な効果も検証してきたところでもあります。しかしながら、今企画財政課長が申しあげましたように財政事情もございまして、そしてまた、その間に新しい制度も入れておるわけでもございまして、木材の住宅促進の事業などもございまして、こうした事業が重なっていく中で、やはり財政の事情も十分考慮してやっていかなきゃならないというふうに思うところでもあります。

議員も過去のご質問の中でありましたように、20万円の補助の中で2回目の活用はできないかというお話もされていまして、そうした環境と申しますか、既にもう使われた方が2回目というようなお話も伺っておるところで、制度としては少しここで検証し

てみる必要があるということの中で、制度の終えんについても言及したところでございます。

今、企画財政課長もお話をしましたように、来年度の事業についても十分に検討した中でやろうと、考えようということでございますので、私のほうもそのことを踏まえてしっかり検証していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市長に答弁いただきましたが、実際のところは私は予算決算常任委員会で課長が言い切ったということは、市長が何らかの指示があったのかなあと、そうじゃなかったら組織上の問題点もちょっとあろうかなとも思ったんですが。今市長が再度検討も踏まえて検証もしてということでもありますので、この件についてはそこにとどめておきたいと思いますが、やっぱり永年の事業として取り組んでる自治体も少なくないわけです。また、社会資本整備の総合補助金を財源として取り組んでる自治体もあります。そういうことも踏まえて研究してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 今お聞きしました内容も含めて、平成31年度に検討したいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市長、課長もまだ検討の余地はあるということですので、私どもは私どもとして、業界や関係者や市民ニーズも推しはかるために、その再確認等の調査もさせてもらいたいと思います。また、この件については再度お尋ねすることがあろうかと思っておりますので、よろしく願いして次の質問に移ります。

人事異動についてであります。

公務員である以上、人事異動は当然のことでありましょう。さまざまな部署で経験を重ね、市民のため職員として成長してくれることを望むものです。

10月1日付で班長クラスも含め、この時期としては大きな人事異動がございました。10月以降、これからの時期は本年度事業の総仕上げにかかること、また次年度の計画、ヒアリング等も踏まえ重要な時期であると考えます。そういう意味からも人事異動は最小限にとどめるのが通常であり、今まではそうであったように記憶しております。今回何を意図しているのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

人事異動につきましては、重要施策への対応、職員の人材育成、組織の活性化などにより、安心・安全で活力のあるまちづくりを進めるために実施しております。

平成30年10月1日付人事異動は、退職者を含め総勢39名でした。今回の異動は、退職者、重要施策への対応、在籍年数等を念頭に実施した結果、例年より多い異動者数となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） わかったようなわからんような、わかったか。実際その言ってる意味は、今回は最小限にとどめて来年度の4月時点というかね、4月1日時点ということにならなかったのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

通常の異動は4月1日に大きな異動を実施しておりますが、4月は、人口の移動によって大変忙しくなる部署もございます。そういったことも踏まえて市民生活の低下を招かないというようなことも考慮して、この10月に異動をしている部分もございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 仕事というがは、もちろん専門性とかやっぱりエキスパートを育てんといかんという部分、税務収納課長も答えられた部分もあります。さまざまな要因もあって、人事権自体は市長がありますのでね、実際。それに対して適材適所も踏まえたその方針、人事の方針ですわね、そこはそうであるやったら来年も10月に同じようなことになるのかなあと予測されますが。やはり私は基本的に、一定の年数をかけてその部署でその人がその仕事に合ってるんやったら、やはりエキスパートになってもらいたいというがが基本的な考え方です。人事に対しての方針をお持ちなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

人事への方針ということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり重要施策への対応、職員の人材育成、組織の活性化、こういうことを方針に異動を行っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろんその目指してるところを達成させるために総務課長も頑張っているところだと思いますけれども、実際班長クラスもこの間見てというか、情報によりますとかなり動いてるという部分で、前、課長補佐と班長とどう違わあということをごらんと聞かせてもらったときに、班長というがはやっぱり班で仕事を進めていく中でのかなめということで、やっぱり補完し合って事務を進めるというところではありますが、やっぱりそのかなめがかわったり、課長がおりますけれども、実際、

そこら辺も一定の整合性のとれた人事異動であったか、課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 先ほども申しましたが、人事異動につきましてはその職員の人材育成、そして組織の活性化ということを考慮して行っていますので、整合性はとれてると考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、災害対策に関して、介護保険に関して、障害者の雇用率水増し問題に関しての3項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、災害対策に関してお伺いいたします。

本年7月に発生した西日本豪雨は、多くの被害をもたらしました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本市においても今までにない豪雨で谷々がはけて田畑が流されるなど大きな被害を受けました。山からホースで飲み水を引いている地域では、水源が土砂で埋まったりホースが飛んだりして復旧に難儀したと聞いています。今後もこのような集中豪雨や台風など、今までにない想定外の事象が起きるのではないかと大変心配しています。

そこで、災害については、避難所に関して、道路や飲料水施設等の被災に関して、保育園に関して、市営住宅に関しての4項目に分けてお尋ねいたします。

まず、避難所に関してお伺いいたします。

今回の豪雨では多くの方が避難をされたと聞いています。避難された方の中には、高齢の方や障害のある方などもおいでたのではないのでしょうか。このような方々に対する避難施設での対応方法について、どのように取り組んでおられるかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えいたします。

高齢の方や障害のある方は、生活環境の変化から心身の健康状態が悪化しやすい傾向がございます。要配慮者自身の意思やプライバシーを尊重しながら、健康状態や必要な支援など基本的な情報を把握し、災害対策本部と情報を共有することが重要であると考えます。身体面で介助を要する方、情報面での支援を要する方、それぞれの特性に応じた対応に努めなければならないことは言うまでもありません。

7月豪雨の対応では、保健師が全ての避難所を巡回し健康相談・衛生環境のチェックを実施しております。また、人工透析患者の方へのドクターヘリによる緊急搬送を行っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 対応のほうをお聞きしたところなんですけれども、避難所のほうで避難をされた方から足腰に不自由があると、足が不自由な方もおいでたという中で、ベッドがなくてそのまま寝られたということで、もう体のこんな不自由なもんは行かれんねというような声を聞いたんですね。そういったことに対する一人一人の心身の状況とかいうことを把握しながら、必要な支援をしていくっていうところでお聞きをしたんですけれども、そうしたことに対する対応ですね、今どういう状況になっているのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

就寝スペースの確保の問題につきましては、本年度の予算におきまして簡易ベッドの購入を予定しておりますところでございます。今後も寝床の環境向上につきましては、継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、高齢の方、障害者の方、それぞれ状況が異なっておりますので、きめ細やかな対応ができるように情報把握に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） この簡易ベッドの購入、今年度って言われましたかね。それは購入してそれぞれの避難所にもう前もって配置しておくというようなこと、どれぐらい購入してというのも、ひよっと具体的にお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 購入の予定数量につきましては、間仕切りとあわせてまして100セットを予定しております。この避難所への配置につきましては、備蓄スペースが確保できる避難所につきましては、事前に配置をしておきたいというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、ちょっと起き上がるのが大変な方に関しても安心して利用できる、避難していただくことができるかと思います。また、その方向でお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。②の質問です。

ある避難所では、まだ避難されておられる方が複数名おられる段階で避難所が閉鎖されてしまったという話を聞きました。せめて避難者がいるうちはあけておいてほしかったという声もお聞きいたしました。どうしてこういうことになったのか、この時点で閉鎖した理由をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

災害対策基本法に規定する避難所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において開設し、その原因が解消されれば閉鎖するものでございます。具体的には、気象警報が解除されたときを基準としておるところでございます。避難所の閉鎖は、それ以後、新たな避難者の受け入れを行わないということの意味するものであり、閉鎖の時点で滞在している避難者の方を直ちに施設から退去させるということではございません。閉鎖時間が夜間となり、帰宅させるには適切でない場合などは明朝まで施設を開放しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、今回の閉鎖は夕方であったところもあったと思うんですけども、そのことに関しては状況も見きわめて明朝までっていうことも対応するという事になるかと思いますが、今回はそしたらそこまでは、夜間でなかった、危険性がなかったということだったんでしょうか。夕方っていうてもやっぱりお年寄りにしたらちょっと心配な、台風なんかも行った後で吹き返してっていうのもあったりしますので、そのあたりについてはどういうふうなご見解でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

台風時の避難所の閉鎖につきましては、やはり暴風警報の解除といったものが、時間的には一番最後になるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。やはり風雨がおさまり自宅へ帰ることが危険でないという判断がなされた場合につきましては、避難所の閉鎖ということを行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、そういった状況を十分把握していただいて、市民の方が不安にならないような方法で閉鎖のほうは判断をしていただきたいというふうにも思います。

それでは、③の質問に移ります。

防災行政無線や地区長、行政からの避難の声かけになかなか応じていただけないケースもあると聞きました。体が思うように動かないので、ほかの人に迷惑をかけることになるからと遠慮するケースもあるのではないのでしょうか。また、避難所に食料が用意されていないのも理由の1つではないのでしょうか。このほかにも避難要請に応じていただけない理由としては、さまざまなことが考えられると思います。今後はこうしたさまざまなケースについても詳細に検討しながら、これからの取り組みに生かしていかなければならないものと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

避難所への移動、避難所内での移動につきましては、自主防災組織などの地域活動による共助の形で対応をお願いしたいと考えております。視点を変えれば、周囲の手をかりて災害に備えることも大切な自助であることを、要配慮者の方にはご理解いただく必要があるものと考えております。

食事に関しましては、台風を初め風水害による避難所開設の場合、おおむね食事1回の滞在期間であるため、避難をされる方には食料の持ち出しをお願いしております。ただし、避難が数日に及ぶ場合や準備が間に合わなかった方には、備蓄食料、飲料水を提供しております。

地域防災計画では、各家庭において3日以上食料の備蓄を呼びかけることとしております。日ごろから非常持ち出し袋を準備し、避難時に携行するよう啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 命を守るために避難をしていただくということはほんとに大事なことだと思いますけれども、なかなか体が思うように動かんかったりしたら、おっくうになってその一步が踏み出せないっていうことになってこようかと思っておりますけれども、自分のことでもありますので、そういったところは自分で身を守るっていうことになってくるかと思うんですけれども、そうした方々へ避難をすることの重要性とかですよ、そういったことの市民の方に啓発をしていくとかっていうところも重要になってくるかと思うんですけれども、そのことについての取り組みはどのように考えておられますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

要配慮者の方の避難行動の支援につきましては、今後個別計画を作成していく方向でございまして、その過程におきまして自主防災組織、また民生委員さん、自治会長さん、その他の方々に支援者としてお願いする場面がこれから生じてこようかというふう

には考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 個別支援計画って言われましたかね、もう大分前からこれは必要性があつて、ちょっと体の不自由な方に関しては市のほうから調査なんかも来ますよね、毎年来てると思うんですけれども。そうしたものに早く計画を立てて対応できるようになればいいんですけれども、なかなかこれ進んでいないと思うんですが、そのあたりどういうふうな計画で取り組んでいくのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

避難行動要支援者にかかわります個別計画に関しましては、福祉部門のほうで実際は計画を進めておるといふふうに考えておるところでございます。なかなか進捗がはかばかしくないということは否めない事実であろうと考えておるところですけれども、防災担当部局といたしましては、できる限り共助が充実するという方向でこの計画が進んでいっていただきたいというふうに考えておるところでございます。何が障害になっておるのか、そういった分析もしつつ問題を取り除きながら、位置づけに向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、できるだけ早い対応ができるように望みたいと思います。

次の質問に移ります。道路や飲料水施設等の被災に関してお伺いいたします。

物部町では須賀井トンネル付近で国道が通行できなくなり、多くの方々が孤立状態になりました。現在はトンネルの通行は可能ですが、実施されている詳細な調査結果次第では、再び通行できなくなる可能性もあるのではないのでしょうか。そのときに備えて、普通車が通れる迂回路の整備を早急にしてほしいと希望する声をたくさん聞いています。市として迂回路の整備に関してどのようなお考えをお持ちでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 建設課林業土木担当参事、澤田修一君。

○建設課林業土木担当参事（澤田修一君） 質問にお答えいたします。

ご質問のありました普通車の通行できる迂回路として活用できる路線につきましては、国道195号の北側を通過し、物部町押谷地域と岡ノ内地域を結ぶ林道押谷線を整備したいと考えております。なお、林道押谷線につきましては、現在終点付近を残して工事を休止しております。このため、関係者の皆様に新たなルートについてご承諾をいただいた上で県との協議を行い、工事に再着手したいと考えております。工事の再開に向けまして、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） この線についてはそうやって対応していただけるということをお聞きいたしましたので、この地域に住まわれてる方も安心できるかと思えます。今回ここでこの須賀井トンネルの付近のことを出しましたけれども、この7月の豪雨に関しては結構道があっちこちではけました。それと、この9月29日には県道大豊物部線が崩落して、物部町の笹地域では複数の地域住民が孤立状態ということにもなりました。現在は崩土は取り除かれていますけれども、路面崩壊により人が歩いて通れる道幅しかありませんが、通行することはできないというふうな状況になってます。こうした道路の崩壊とかいうことが今後もあちこちで起きてくるということもあって、市民の皆さんはこの迂回路の整備っていうのを非常に希望するところなんですけれども、須賀井トンネル付近でのご答弁はいただいたわけですが、そのほかにも孤立しそうなところもあるわけですね。そういったところでこの迂回路の整備に関して、市としてはどのような見解をお持ちでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課林業土木担当参事、澤田修一君。

○建設課林業土木担当参事（澤田修一君） お答えいたします。

ご質問のありました災害時に緊急車両等の通行に使用できる路線につきましては、災害の規模や現地の道路の整備状況、管理主体の違い等によって対応が異なっております。今回の災害発生時には、大半がのり面の崩壊や谷部からの土砂の流出によるものでしたので、関係機関との連携、建設業者や森林組合の協力もいただきながら、既存の別ルートの利用や応急的な土砂の取り除き等により、孤立期間が少しでも短縮できるように対応してまいりました。お話でありました笹地区のような路側の崩壊につきましても、小規模なものでありましたら鉄板等を敷きまして、そのような対応をすることもできます。今回の県道のように大きな規模の場合は皆さんにしばらくご迷惑をおかけする場合もあろうかと思えますけれども、今後につきましても既存道の維持管理を継続して行うことにより、災害時には緊急車両等の通行できる路線として活用できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ご答弁をいただきました。やはりこの迂回路の整備っていう声は孤立状態になる、そういったことの不安な気持ちがこの迂回路の整備をっていうところに出てきていると思うんですね。こうした孤立化をどうやって防ぐのかっていうたら大変難しい問題かと思うんですけれども、山が崩壊してる状態とか、それから、道路がもう建設後何年もたって老朽化してるのかっていうところもあってくるかと思うんですけれども、この孤立化をどう防ぐのかっていう点で迂回路の整備っていう方法、ほかに何かあるのかっていうところも思うんですけれども、この点について少し認識をお伺い

したいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

迂回路に関しましてですが、やはり先ほどの山崎龍太郎さんの質問にもありましたが、市道の路線数として960路線、延長が520キロあり、その全ての整備はなかなかできない実情があります。地域に向かって行きどまりの道っていうのがあるから、こういう形になるとは考えています。必ずどこかでループさせるとかいうのが大事かとは思いますが、なかなか新規の路線その他、それと地形的な問題もありましてできていないのも実情です。その中で既存の道をどのような整備、どのように管理していくかが今後の課題と考えています。なかなか一概に改良工事という話にはなりませんのでそこら辺はご了承願ひ、地域の方々にも通るに当たって安全面とか、今後も気づけていただきたいというふうな形をお願いをしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） なかなか難しい問題かと思うんですけども、そうした不安の声っていうのはお聞きをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。⑤です。

今回の豪雨では、簡易水道施設や地域で独自に引いている飲料水施設で大きな被害があったと聞いています。場所によっては復旧にかなりの時間を要したともお聞きしました。

水の確保は住民の生命に直結するものであり、飲料水施設などは可能な限り早い復旧が望まれます。今後もこのような災害は起こり得ることですが、事前対策や今後の取り組みなど、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

このたびの西日本豪雨において香美市管内の簡易水道10施設が被災し、うち6施設で断水が発生し、516戸870人に影響を及ぼすことになりました。これまでも被災原因の検証を行い、施設の改良や民間業者と被害を最小限にとどめる対策、各支所との連携強化などに努めてきましたが、今回の豪雨では谷や河川の形状が変わる状況であり、事後対応でなければ不可能な案件でありました。また、技術的な課題として、現状では管破損時に土砂が管内に流入して管路閉塞が発生した際に閉塞箇所の特定に時間を要したため、改善策として今後は音聴調査や管内カメラ調査等の方法を活用して、迅速に箇所を把握し修繕を行えるよう取り組んでまいります。山間地にお住まいの皆様には、災害時に何かとご不便をおかけいたしますが、管理委託業者とともにできる限り迅速な復旧を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今回は事前に何かってというような状況ではなかった、ほんとにすごい雨でしたのでね。また、別府のほうでは前回もこれちょっと被災、そういう状況があったと思うんですけれども、今後何か事前にするようなことってというのは、ちょっと今聞き漏らしたんですけれどもそういう事前の取り組み、あるいは道路が通れないというような状況も出てくるかと思うんですけれども、そういったところでの対応などもお聞かせ願えたらと思います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

今回の西日本豪雨につきましては、国道が通行どめになるという、非常にその現地の確認等対応がおくれたという問題が発生いたしました。これを受けて現在、別府岡ノ内につきましては、特に材料も先に現地のほうにもう配置をしております、緊急で通行どめになっても、人力で入って対応はできるような対策を講じております。また、徳島県側からの機械の搬入等についてもまだ検討中ではありますが、この30年に一度の豪雨につきましてももう今後は頻繁に起こるであろう、国道につきましてもまだ完全に復旧しておりませんので、特に奥地の簡易水道につきましては、事前にそういった対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） お水はほんとに命に直結しますので、事前に対応できることがあればあらゆる対策をとっていただきたいというふうに思います。そうしたもう材料を現地に置いてっていうところで、また徳島県側からのそういった自治体との連携っていうか、そういったことも検討しているということをお聞きいたしましたので、またその方向で対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。保育園に関してお伺いいたします。

学校が臨時休校するほどの豪雨でも保育園は休園しなかった。臨時休園などの対応をするべきではなかったかと、園児たちの身を案じ心配する声を多く聞きました。

香美市地域防災計画では、休園措置について、「所属長は、次に該当する場合は、休園措置をとる。なお、休園措置を園児の登園前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者に連絡する。（ア）災害発生のおそれがある場合。（イ）園舎の破損、倒壊により、開園が困難な場合。（ウ）通園路の壊滅等により園児の登園が困難な場合。（エ）職員の確保が困難で園児の保育が困難な場合。（オ）その他園長が休園を必要と認めたとき」と記載されています。

今回の豪雨で道路状況はかなり悪かった場所もあります。また、雨量も非常に多く危険な状況であったと考えますが、災害時の対応はどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

保育園では、暴風と大雨の2つの警報があわせて発令された場合に休園としており、入園のしおりや重要事項説明書で保護者にお知らせしています。保護者は主に就労を理由に保育園を利用されておりますので、勤務の状況を考えると保育園は少しでもあけておくことが望ましいと考えておりますが、通園に危険を感じる場合などは家庭での保育をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、暴風と大雨って今言いましたかね。そういう警報が出たときには休園をするということで、それ以外は開園するというところで、もうそういうふうに決まっていて、それを保護者の方にも説明をして理解をしていただいた中でこの開園、休園を決めていくってことです。ちょっと再度もう1回お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在のところは、先ほども申しましたとおり暴風と大雨の2つの警報、台風が来た場合この2つが出る人が多いですので、この2つの警報が出た場合には休園にするということで、事前に入園のときとか入園のしおりでありますとか、先ほど申しました重要事項説明書のほうに記載してお知らせしておりますけれども、台風が近づいてくる場合は前もって文書等で再確認でお知らせもしております。ただ、気象変動等によって確かに台風や雨の降り方なども変わってきておりますので、今後はその避難勧告でありますとかさまざまな状況に応じて、休園するしないの条件につきましては、またちょっと見直しもしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） わかりました。どうしても保育園は児童福祉施設ですのでね、そういう受け入れっていうのはしていくっていうことが基本にはなってるかと思いますが、避難勧告なんかも出てましたので、それを心配しての声ですので、また児童が安全に通園できる態勢っていうところで、受け入れをしていくかどうかっていうところも考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。市営住宅に関してお伺いいたします。

今回の豪雨を体験し、道路が寸断されたときのことなどを考えて、これから先山には住めなくなるという方もおられたように、山で暮らすことに不安を抱いているという声を多くの市民から聞きました。その一方で、転居を考えているが容易にはできないという方もおられました。その方の話では、市営住宅への入居を希望したが、持ち家がある

ため入居対象外となり申請することができなかったと聞きました。持ち家が壊れて住めない状況であればという特例措置もあるようですが、持ち家が居住不能なほどに壊れていなくても、災害につながる危険が予想される地域や飲み水確保が困難になった地域などに居住されておられる方で、高齢の方や障害がある方などについては、市営住宅への入居申請ができるように改善できないものでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

香美市の所有する住宅は公営住宅法に準じて運営していますが、公営住宅法第23条第2号、入居者資格の規定により、公営住宅に入居する際の資格として、現に住宅に困窮していることが明らかな者となっており、このことは、少なくとも居住可能な住宅を所有しながら公営住宅への入居を希望している方については、原則として入居資格を満たしていないといえるとの見解が示されています。

原則NGであります。例外はあります。個別に対応することはできますが、高齢者、障害者といった大きな要件では該当しないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 原則としてということですがけれども、その例外があつて、高齢者、障害者ということだけではだめだということですね。そしたら、個別についていうことになれば、そしたらどういったことがその対象になりますか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 例えば障害のある方で、病院などにおいて現在の住宅では非常に生活することが困難とかいった証明みたいなものができる場合とか、そういった場合が対象になると思っております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 現在の住宅で生活が困難ということですがけれども、例えば飲み水の確保が困難、山から引いてるところが多いですので、そういったところでもそこへ手当てに行くこともできないし、その確保が困難とかつていうことが、生活が困難になるというところに入るのじゃないかとも思うんですけれども、その点についてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 持ち家がある場合については、山崎議員のおっしゃっている災害に対する予防的な側面は、飲み水の不足等の生活困窮的な側面を主訴とする市営住宅への申し込みは難しいということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、実際市営住宅があいてるところもあるわけです

けれども、そういったところでももうそういう要件があってどうしても無理ということですが、何かそういったことに対して対応できる対策っていうのはないんでしょうか。別にそういった住宅を建てるとかっていうことになったら、またいろいろ建設費等もかかるかと思うんですが、住宅あいてるところもあるわけですので、何かこう方法っていうものはもうないということでしょうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 公営住宅法の制限があるものについては、難しいんじゃないかと思っております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） では、公営住宅法では無理やということですので、何かの方法を別に考えていかなければならないかと思うんですが、市営住宅に関してここでちょっとお聞きをしてるのでちょっとあれですが、別の方法っていったらどうか、例えば大栃高校を改修して住宅にするとかっていうことも考えていくことも検討するというようなこともあるかと思うんですが、市営住宅に関してお聞きをしておりますので、こうしたことに関して市長にお聞きをいたしますけれども、こういった場合に何か考えられる手だてっていうものはないものか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

高齢化が進む地域におきましては暮らしが大変厳しくなっていく、住まいが大変不自由になっているということですが、物部町の場合にはケアハウスということがありまして、一定の方は要件が満たされればそういうところで暮らしをすることもできます。10室ほどだったと思いますが、そういうことの活用も今後は検討していく必要があるかというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） こづみのことだと思うんですが、いろいろ要件がありますのでね、ずっとおるという施設でもないわけですので、そのことに関しては私のほうもまた研究させていただいて、また質問もさせていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。介護保険に関する質問です。

この質問は、利用料負担に関して、保険者機能強化推進交付金に関する2項目に分けてお伺いしたいと思います。

まず、利用料負担に関してお伺いいたします。

介護保険の利用料に関してはたび重なる見直しが行われ、ついに今年の8月から一定以上の所得の方は利用料が3割負担になりました。本市においても影響が出ているのではないかと懸念していますが、3割負担に増額となった対象者は何名いらっしゃるでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 山崎晃子議員の3割負担になった方の対象者の人数ということでお答えします。

今回の見直しは、現役並みの所得のある方の負担割合を2割負担から3割負担とするもので、単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方々が対象となっています。平成30年8月1日から3割負担になった利用者は27名になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 27名の方がおいでたということで、②の質問に移ります。

今回の負担増が影響し、必要なサービスの利用を中止したり、利用回数を制限するなどのケースはなかったでしょうか。また、このことに関して市民からの相談や苦情などはなかったでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、香美市で把握できる利用実績については平成30年7月利用分までであり、8月の利用状況がわからないため、負担増となった利用者がサービスの利用を中止したり、回数が減っているかどうかの比較はできていません。また、市民の方やケアマネジャー、事業者からの相談や苦情については、今のところありません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 始まったばかりですのでまだ相談とかいうこともないかと思うんですけども、また今後そういったことにも気をつけていただいて、また相談も十分対応していただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

在宅で介護されておられる方から、利用料負担が重くサービスを利用したくてもできないという声や、負担を抑えるため意識してサービスの利用を控えているという声も聞きます。

国民年金など少ない年金で生活されておられる方々にとっては、介護保険料の支払いとサービスを利用する際の利用料負担が重くのしかかっています。必要なサービスを利用することができない、控えざるを得ないという状況が、介護負担の増大や介護の重度化につながっていくのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

経済的な理由から介護サービス利用を控えることがあるとすれば、要介護度の重度化や介護者負担の増大を招くことになることは考え得ることです。しかしながら、介護サービス利用の負担割合については、介護保険制度を今後も持続可能なものとする

ため、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、利用者の所得に応じて負担をお願いするものであり、利用者負担の減額は難しいですが、高額介護サービス費の支給や高額医療合算介護サービス費の支給といった利用者負担を軽減するための制度については、今まで以上に周知するよう努めていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうした方の声っていうのをどこまで把握されていっているのか、実際そういう声がないずつに、その介護者が介護の負担の増大とか重度化につながっているっていうケースもあろうかと思うんですけれども、そうしたことも調査をするとかっていうことも重要になってこようかと思えます。介護のこの問題に関しては、いろいろの悲惨な事件なんかにつながっていくっていうケースとか、虐待とかそういうことなんかにもつながっていくこともありますので、そうしたことを調査をしていくっていうことが今後必要になってくるかと思うんですけれども、その点についてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 利用者からサービス利用を控えているという情報は入っておりませんが、重度化にならないように利用者に必要なケアプランを立てていると思えます。そのような声がありましたら、担当ケアマネや地域包括センターのほうへ相談していただきたいと考えております。また、ケアマネを集めた会議も定期的に行っていますので、その中で情報共有しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、次の質問に移ります。

保険者機能強化推進交付金に関してですけれども、この交付金は高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援するための新たな交付金として、今年度から制度化されました。保険者のインセンティブのための交付金で、しっかり取り組めた市町村には交付金を多くし、やってない市町村には低目に交付するというものです。2018年度は全国で200億円が交付されると聞いています。この制度は、市町村を61項目の採点基準で評価し交付額を決定するものだとも聞いていますが、このことが市町村を点数稼ぎの競争に駆り立てることにならないかと懸念しています。また、ケアマネジャーへの締めつけを競い合う結果にもつながりはしないかと危惧するところですが、その点への見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

保険者機能強化推進交付金については、厚労省は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みを支援するために創設されたものであり、この制度により各

市町村において地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じたさまざまな取り組みが進められていくとともに、こうした取り組みが市町村の間で共有され、より効果的な取り組みに発展されていくことを目指すとしています。

具体策として、各市町村は国から提供されたデータの分析により、地域課題を明らかにし介護保険事業計画を策定する。国は指標により実績評価を定期的に行い、目標を達成した市町村に財政的インセンティブを付与する仕組みであり、評価の対象となるのは市の取り組みであります。評価指標には、ほかの保険者との比較の上で地域課題の洗い出しや将来推計、自立支援重度化防止施策化、地域ケア介護の活性化、介護予防の推進化、介護給付適正化事業の推進などが上げられ、介護保険運営の安定化と自立支援・重度化防止がポイントとなっており、要介護状態の維持、改善のためには、適切なケアプランの作成が欠かせず、ケアマネジャーへの締めつけにつながるとは考えにくいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ということは、この制度が導入されるということ、いい方向につながっていくって言うようにちょっとお聞きをしたんですけれども。これは点数で評価していく中でその交付額を決定するって言うこと自体が私はちょっと疑問に思うわけですね。こうして市町村を採点するようなやり方って言うのはどうかなとも思いますし、それから、ケアマネジャーの締めつけにはならないと言われましたけれども、例えば自立支援というのが出てきましたけど、そうしたケアプランに振り向けていくっていうか、本当はそうではないけれども、今、自立支援自立支援と言われてますので、そうした方向に全部振り向けられていくって言うところで、本当はそうではないけれども、そういったプランを立てざるを得なくなるという状況が出てくるんじゃないかと私は思うわけですね。実際交付金というの、こういう形での交付金ではなくて、やっぱり高齢者の負担軽減とかサービスの充実とかいったところで使われていくものであって、こういうところで交付金をとれる方向で動いていくって言うことがどうかなあというふうに私は思うわけです。今課長のお話では、これはいい取り組みだというふうにちょっと聞こえたところなんですけれども、そうしたことを私は懸念するわけですが、再度のご答弁をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

適切な分析や検証によって、利用者が実際に必要なサービスにより重度化しないように、今後も注視はしていきたいとは考えております。でも、これケアマネジャーの押しつけでなく、ケアプラン等が適正にできてるかを分析・評価するものであり、締めつけにはならないかなということも考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今後この交付金がどういうふうに、まあ始まったばかりですのあれですけども、その評価基準もどういうふうに変わっていくのか。今回のこの推進交付金は別で200億円が交付されるということですけども、これはこの介護保険の中の調整交付金を使ったらどうかとかっていうふうな話も出てたように思いますけれども、これがもうどんどん、そういった方向に使われていくってということがどうかなという懸念もするわけですね。ですので、先ほど重度化しないように、そういった締めつけにならないようにっていうことで課長答弁いたしましたけれど、やっぱり国が言うてきたものをそのままするのではなくって、本当に市民のため、そうした方々のためになるものであってほしいと思いますので、その点、言うてきたきこれをするということにならないように思うわけですけども、その点ちょっと課長の認識をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この件につきましても、確かにサービスが低下するとかいう話が出てきてるという話もありますが、そうはならない、重度化防止のためにこれはあると。これは市が評価されるということになりますので、やはりケアマネジャーさんには迷惑かけないというふうな形で自分のほうは思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、最後の質問に移ります。

障害者の雇用率水増し問題に関してお伺いいたします。

憲法第27条第1項では、障害者を含む全ての国民に働く権利があり、働く意思と能力を持つ人が働く機会を得られるよう対策を講じることを国に義務づけています。しかし、障害者の場合、働く機会を得にくいという現状があるため、障害者の働く権利を守り働く機会を広げる制度として、国は法定雇用率の仕組みを設けました。その状況の中で今、国や地方自治体における障害者の雇用率水増し問題が大きく取り上げられる事態となっています。

障害者雇用促進法は、国や地方自治体、民間企業などに対して、労働者の一定割合以上の障害者を雇用することを義務づけています。この一定割合のことを法定雇用率と呼んでいます。法定雇用率は今年4月に見直しが実施され、国と地方自治体は2.3%から2.5%に引き上げられたばかりでした。また、民間企業も2.0%から2.2%に引き上げられています。国や地方自治体は、障害者雇用で率先垂範すべき立場にあるとして、民間企業より高く設定されています。

対象の障害者は、原則障害者手帳を持つ人たちです。水増し問題は、国の省庁や地方自治体が長年にわたり、対象外の人を大量に加えて、法定雇用率を達成しているかのよ

うに偽っていたのは言語道断な出来事と言えます。

このことに関し、次の点をお伺いいたします。①です。

さきに申し上げた一定割合以上の障害者を雇用することの義務に関し、本市の対応と雇用率をお聞かせください。また、本市の場合、水増しはなかったか、あわせてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） まず、本市の対応についてお答えいたします。

本市は平成25年度に障害者採用計画を策定し、平成25年度の2次募集以降は、身体障害者枠を設けて採用試験を実施しております。

次に障害者の雇用率でございますが、全体の雇用率は、職員総数396.5人に対し障害者数9.5人で2.4%となっております。また、教育委員会は職員55人に対し障害者数1人となっており、雇用率は1.81%となっております。そして、教育委員会を除く香美市全体では307.5人に対し8.5人となっており、雇用率は2.76%となっております。

次に、雇用率の水増しについてでございますが、本市では行っておりません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 水増しはなかったということでお聞きをいたしました。雇用率は2.5%ということになってますが、それには達していないということかと思うんですけども、今後の対応についてどういうふうにしていくのか。障害者採用計画で身体障害者枠をつくってということですけども、この中には身体障害だけじゃない障害も入ってる、そういう対象っていうのも出てくるかと思えますけれども、今後の対応についてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

障害者につきましては、採用試験において本年度も障害者枠を設けて採用試験を実施するようにしております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら次、②の質問に移ります。

障害者手帳は福祉のためにつくられたもので、労働能力の低減度を必ずしも正しく反映したものではないと考えます。雇用義務制度の対象となる障害者の範囲は別に定める必要があるのではないかと思いますけれども、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

障害は、一般的には身体障害者、知的障害者、精神障害者が知られておりますが、等

級などで表されるその障害の程度、身体障害であればその部位、または発達障害、難病等に起因する障害、高次脳機能障害、若年性認知症、各種依存症など、それぞれ個人差があり千差万別であります。よって、これをもって雇用義務制度の対象となる障害者の範囲を別に定めるとなると非常に難易度が高く、仮に範囲を定めたとした場合でも、この範囲から外れた障害者の方への影響等も考慮しなければならないと考えられます。このような定めを設けるとすれば厚生労働省の役割になろうかと思いますが、さまざまな場合を想定して慎重に取り扱っていくのではないかと考えられます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 国のほうでそうしたことは当然取り決めをしていかなければならないとは思いますが、課長としての考えとしてはどういうふうなお考えをお持ちですか。やっぱりこうして手帳で決められたほうがいいのか。障害のある方をこの手帳とかそういうもんでなくって、広く雇用するということにもつながってもくるんじゃないかと私は思うんですけれども、見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

現在の状況では、やはり障害者手帳をもとに雇用するということになろうかと思えます。やはり障害者手帳によらずに障害によって採用するとなると、先ほど申しましたようにその基準というのが大変難しい問題になってくると思いますので、現時点、国のほうでそういう基準をつくれればそれに基づいて行いますけれども、本市としてはそういったことは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前 11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、順次通告に従って質問をしてまいりたいと思います。私の今回の質問は5つあります。

まず、1点目、障害者雇用率の促進をということで質問をさせていただきたいと思えます。

ちょうど午前中の最後の質問が山崎晃子議員の質問でありまして、同様の質問にはなりませんけれども、この雇用率というところに制度のあり方をこだわってしまうと、どうしてもやっぱり住民要求、また本人要求の法整備ができていかないんじゃないか、対応ができていないんじゃないか、そういった視点を含めてお聞きをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず、①であります。

障害者雇用促進法は昭和35年に制定をされております。戦後、傷痍軍人を初めとした戦傷者の生活をどう守るかという課題に対して、特にヨーロッパの考え方から学び、障害のある方を福祉ではなく雇用、リハビリテーションで対応するという試みから始まったといえます。とはいえ、その時分は既に戦後15年が経過をしており、法整備がなくとも、既に社会のあちこちで障害があっても働いている方はいたようです。それに加えて、昭和29年末からの2年半、そして昭和33年後半からの3年半の好景気、その流れの中で労働力不足が言われておりました。そういった現状を追認をする形での雇用促進法による雇用率の設定、これに世間からの異論はなかったというようなことを聞いております。

時代は進み雇用促進法も改正をされていきました。昭和51年には、法定雇用率1.5%を義務化をいたしました。同62年には、知的障害者を対象として加えました。そして平成18年には、精神障害者を対象として加える改定をしてきました。直近では平成25年に、国際条約である障害者権利条約を批准するための法整備の1つとしての改正を行っております。雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止をし、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずるということを事業主に義務づけております。

こういった変遷の過程から、社会から求められてきた障害者雇用のあり方、その実現の道筋をどう捉えているのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 森田議員のご質問にお答えをいたします。

障害者雇用促進法につきましては、昭和35年の制定から今日に至るまで、およそ半世紀以上にわたり社会の変化に対応すべく改正が重ねられてまいりました。その間、身体障害者、知的障害者、精神障害者と順次対象範囲の拡大が図られ、同時に法定雇用率も、例えば民間企業で1.5%から2.2%まで段階的に引き上げるなどしてきたところでございます。こうした障害者の雇用保障制度の変遷とともに、実際の障害者雇用も全国的に拡大をしておりまして、香美市におきましても、障害者雇用数、実雇用率ともに上昇するなど一定の成果を上げてきていると考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 一定の成果を上げてきているという最後のお言葉でした。実際にこういった雇用率というような数字を見るときに、取り組んだ成果をはかる1つの

指針として用いるということは常に必要なことだと思います。しかし、その雇用率だけを目的として、その数字を補完をするということだけに目的を持ってしまうと、当初の目的とは違った運用になってしまいます。実際に雇用の水増しというような形につながってしまうという懸念を持ったところでありました。

実際にあともう1点、私のほうからお伺いをしたいのは、こういった半世紀を費やして変遷をしてきた圧力と、圧力と言っていいんでしょうか、障害者団体の運動であるとか国際社会から求められるこの障害者の権利といったものを実際に担保できるような形、そういったものが求められてきたという経過もあったと思います。単にそういった世界の流れとの関連の中で、この法整備が行われていったという認識を再度確認をしたいと思いますが、所長のほういかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

議員もおっしゃったように、障害者団体等の働きかけ以外に、やはり国連の障害者権利条約の批准を通して法整備がなされてきたということについては存じ上げております。旧来の恐らく議員がおっしゃりたいその量的な側面の改善に対して、この国連の障害者権利条約ということによりまして、より質的なと申しますか差別の禁止とか合理的配慮の提供義務といったことを雇用主に義務づけるといった部分が、新たに平成25年改正等で加わってきたところだというふうに認識をしております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 国際社会の中で障害を持たれた方の権利を保障しようと、その具体化をしようということで国際権利条約、国際障害者年、そういった取り組みが合意がなされて、そして国内法の整備という形でこの雇用促進法なども進んできたと思っております。そのことを確認をしまして、次へ移りたいと思います。

②の質問であります。

身体・知的・精神の障害のある方の総数と雇用者数の推移をお聞きをしたいと思えます。また、本市における支援の必要な子どもさんの数の推移もあわせてお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

香美市における障害のある方の総数は平成29年3月現在で2,179人、内訳は身体が1,760人、知的が254人、精神が165人となっております。平成24年からの推移といたしましては、全体でマイナス119人、内訳は身体がマイナス186人、知的がプラス15人、精神がプラス52人となっております。全体及び知的障害者はほぼ横ばいですが、身体障害者が減少する傾向にある反面、精神障害者の方は約5割程度ふえている状況となっております。

次に、香美市における従業員数50人以上の民間企業での雇用者数につきましては、

高知労働局によりますと平成29年6月現在で総数63人、内訳は身体が25.5人、知的が29人、精神が8.5人となっております。平成24年からの変遷といたしましては、全体でプラス32人、内訳は身体がプラス7.5人、知的がプラス17人、精神がプラス7.5人となっております、全体で倍増しており、特に知的、精神の障害の方の増加が顕著となっております。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 支援が必要な子ども、児童数の推移についてお答えいたします。

現在、知的21人、自閉・情緒48人、肢体不自由など身体7人の児童生徒が小中学校に在籍しております。この10年間で身体や知的で約2倍、自閉・情緒は約5倍になっております。お手元に資料をお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） お答えをいただきまして、振り返りも含めてちょっとスライドのほうも準備をしております。これは全国の障害者数のグラフでありまして（スクリーンを示しながら説明）、今表示されておるのは身体のほうであります。図の緑の部分が65歳以上ということで、65歳以上の方が著しくふえておることが見てとれると思います。一方、その下、黄色い部分が18歳から64歳ということでありまして、この黄色の数字というのはどちらかという減っておるといふ傾向であります。今説明をいただきました身体のほうでは、本市の場合減っておるといふことでありましたが、基本的にはこの18歳から64歳の年齢の方が減る傾向にあるんだということがあります。

そして、こちらが精神の方のほうです（スクリーンを示しながら説明）。こちらのほうも年齢別になっておりますが、こちらのほうは特にどの年代がということはなくおおむね同じような割合で、しかしずっとふえてきているということが確認ができます。先ほどの本市の傾向としても、どちらかという精神の方はふえているんだという傾向と同じことかと思っております。

そして、これ最後に知的のほうです（スクリーンを示しながら説明）。こちらも同じようにふえておりまして、黄色い部分が18歳から64歳の部分であります。ほかの特に精神、身体と比べましても、18歳から64歳のところの伸びが非常に大きいということが見てとれます。一方でその65歳以上、こちらもふえてはおりますけれども、この18歳から64歳の年齢層のふえに比べたらちょっと少ないのかなというふうなことが見てとれると思います。

こういったことに加えまして、先ほど教育振興課長のほうからご報告もいただきましたこの小学校や中学校におきましての特別支援学級在籍児童・生徒数、こちらのほうも

同じようにやっぱりふえてきているんだという傾向が見てとれます。そのことから言いますと、こういった支援が必要な方が成長していった、最終的に学校のほうでの受け入れ先というのでも確保できなければいけないし、さらには社会に出ていったときの出口がきっと必要なんだと、そういった方が近年特に増加傾向にあるんだということが確認できるかと思えます。そのことを念頭に置いて、さらにお話を進めていきたいと思えます。次の質問に移ります。

さきの質問のほうで明らかになったように、就労年齢における障害を持たれた方の増加は知的、精神で著しく、教育や医療の力で本人の可能性を高めながら、同時に社会の側が支援の必要な方の居場所をつくっていかなければならないはずで、受け入れ態勢をどう構築するのかの展望をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

障害のある方の居場所づくりといたしまして、障害サービスの生活介護や地域活動センター事業により、創作活動や生産活動、社会との交流ができる場を提供しております。また、あったかふれあいセンター事業やぷちカフェ・アトリエ、しらさぎ会等、障害の有無にかかわらず気楽に集える場を社会福祉協議会やボランティア等と連携し提供しております。今後は、香美市自立支援協議会におきましても、地域の関係機関と連携を強化しまして、障害のある方の受け入れ問題等について検討していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ほんとにそのとおりだと思っております。社会資源の増加、特にその福祉サービスのほうで答えをいただきましたので、自分としてはこの③の質問においては、さらにつけ加えるところはないのかもしれませんが。この就労ということが求められてはおりますけれども、就労につながらない方の場合にはぜひともこの社会資源の増加、必要とされる方は若年層ほどふえてきているのが、知的の障害であったりとかまた精神の分野では満遍なくふえておるという状況でありますので、ぜひとも雇用プラスこの社会資源の充実というところを、ぜひとも政策的に進めていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

そして、④の質問に移ります。

雇用率の水増し問題が明らかになりました。先ほどの午前中の質問の答えでは、本市の場合、雇用率の水増しはなかったということはお聞きをいたしましたし、おおむねその雇用率の水準ほとんど超えておるか、そのラインにあるという状況はよくわかりました。

それでさらに求めるところなんですけれども、卒業後の進路としまして、市役所等への就業も進めなくてはいけないのではないかというふうに考えておるところであります。これは冒頭でも申しましたけれども、その本人のニーズに応じていく、この国際社会の

合意の中で日本もそういったところに進んでいこうとしている、その権利の保障としての働く場所、こういったことが求められておるんだと思います。雇用率という1つの指針ではありますが、満たせばいいというわけではなくて、そういった権利保障をどうやってするのか。そういったときに単に市役所での採用の試験があって、それに身体の方の枠はあるということではありましたが、さらに知的の方の枠であったり、精神の方の枠であったり、そういったことも本人の権利を保障するためには必要なんだというふうな、私は思いを持っておるところであります。そういった対応が今後できていくのかどうかを質問させていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 水増しの質問にお答えいたします。

本市の雇用につきましては、午前中の答弁でも申しましたが雇用の水増しは行っておりません。また、障害者の雇用については今後も積極的に、また幅広く採用することを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 卒業後の進路という点についてお答えをいたします。

卒業を迎える生徒さんとのかかわりとして、山田養護学校主催の福祉・教育関係者による進路相談会議に福祉事務所の保健師が参加をしております。高等部卒業後の進路、社会参加や関連の諸制度などについて、生徒や家族、関係機関がともに理解を深め、一般就労、福祉的就労、その他のサービスなどに結びつくようアセスメントを実施しております。進路は本人の希望とか特性に応じたものでありますので、福祉事務所がかかわった事例の中では市役所等への就職例はございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 実際午前中のお話でも聞かせていただきましたように、身体の方の雇用枠があって、実際の雇用も身体の方なんだということでありましたし、養護学校の特別支援学校の高等学校の卒業生の就職先としても市役所等は入ってなかったということでもあります。しかし、これ調べましたら、全国にはほかにも実際の例がありまして、神奈川県や島根県では、今年度行う採用試験におきましては、身体に加えまして知的や精神にも枠をつくったということでもあります。そして、また横浜市におきましては、平成19年といいますから10年以上前なんですけれども、健康福祉局におきまして市役所としては初めてとなる知的障害者の雇用を行ったと聞いております。この場合の横浜市の場合は非常勤職員ということでありました。非常勤職員として実際に雇用を進める中で、試験は行ってはおるけれども、実際に任せれる仕事というものも研究を重ねて何年か越しでこういう雇用を行ったということでもありますので、そういった検討を今から始めて、しかるべきときにはこの知的の方や精神の方でも雇用ができるという形

にぜひとも持って行っていただきたいと思います。この費用対効果とか働く能力とかっていうものは、その受け入れる側の努力によってその可能性が広がっていくものだと思いますし、市役所としましては地域の、社会の期待、本人ニーズ、本人の期待に応じて取り組みを進めていくものだと思います。そういった取り組みをぜひとも進めて行って、また研究を進めて行っていただきたいということを申し添えて、その取り組みへのちょっと決意というか、お聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

先進自治体の事例もございますようですので、そういった実例も研究しなければならないと思いますが、こういった職種であればこういった仕事ができるかというようなこともございますので、そういった点も慎重に検討の上の判断になるかと思っておりますので、今後の研究課題としていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） では、次の質問に移ります。2点目です。猛暑への対応ということでお伺いをいたします。

今年の夏も全国各地で猛暑が続きました。高知市における気温35度以上の猛暑日は5日間、30度以上の真夏日が67日間ということでありました。この日数は長期的には増加傾向にあります。最低気温が25度以上の熱帯夜も1981年から2010年までの30年間の平均日数が15.8日ということでもありますけれども、ここ一、二年は30日を超えるなど急激にふえている状況にあります。

そんな中、電気をとめられてしまうというような事態がありましたら、エアコンや扇風機が使えずに命にかかわる事態となります。電気代を払えない理由はさまざまなんですけれども、生活に困窮する事態を抱えていることが多々あります。そういった場合にいち早く行政と連携をして生活相談などを行うことで、事故を未然に防ぐことにつながるかと思っています。

そこで①の質問であります。

今年8月に経済産業省から各電力会社に、各自治体福祉部と連携するよう通達が出ました。内容は、平成24年に厚生労働省より出された通知の再確認を促すものであったということです。通達を受けて、電力会社との話し合いはできているのかお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

電力会社との連携につきましては、これまで四国電力山田営業所との話し合いを数回行い、関連通知の内容の共有を図っております。電力の供給停止事案で、生活困窮により生命の危機にあると判断された場合には、福祉事務所に連絡があるものと考えており

ます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） どういった場合に命の危機にあるのかといったところや、また、ほんとにちょっとそういう傾向があるといった場合に直ちに連絡ができるという意味でも、日ごろからの連携、情報把握というのが何より大切なんだと思います。通知の内容ごとに確認もされておるといふことをお聞きをいたしましたので、②に進みたいと思います。

②の質問です。

先ほどお聞きをいたしましたこの平成24年の通知の前には、平成22年に要保護者の把握のための関係部局、機関等との連絡・連携体制の強化の徹底についてという通知がありまして、その中で、生活困窮者と把握できた場合に供給停止に関し柔軟な対応がとれるよう、事業者等と認識を共有するなどの必要な措置を講じていただくようお願いするとあります。この文言が平成24年の通知の中では削られておったというふうに、私は見てとったところでありまして。この部分こそが重要な部分だと思いますけれども、言うまでもなく対応ができていますからあえてこの通達をする必要がなかったのか、現状の対応をお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えします。

ご指摘の平成24年通知は、過去の通知の内容を含めて異なる観点から周知を図ったものと考えておりまして、特別な意図を込めて過去の文書の一部を削ったかどうかは判断できません。議員のおっしゃる削られた部分というのは、平成22年通知において、電力供給停止される方が生活困窮者と把握できた場合の対応例として記載されておりますが、この点につきましては電力会社等においても承知をされており、必要な対応がとられるものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうですね。ちょっと言い方をもう少し整理をしながらですけども、今年の8月に通知が出たものは過去の通知の周知と、その直近の通知が平成24年であるということでありまして。そして私がお聞きしたのは、そのもう一つ前の平成22年の通知の場合あったこの「柔軟な対応」という文言が実は平成24年の文言にはなくて、そうですね、ただ、今の課長のご答弁やったら、そのもう一つ前の全ての通知を参照にしろということでの今回の通知であるということからいたしましたら、この平成24年の通知の時点で、この柔軟な対応っていう部分が削られていたんだということに対する、この文言の部分ですね、柔軟な対応をするっていうところは担保をそのままされておるといふ認識でいいのか、再度お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） この関連の通知におきましては、上書きというよう

なことではなくて、やはり別の観点から通知をされているというふうに捉え、インフラ各企業についても同様の文書が発出をされているというふうに聞いております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それをお聞きをした上で、その柔軟な対応というところの中身が、私がその言葉を受け取ったときには、この猛暑を考慮して、生活が困窮であるということを福祉部局とも連携の中で確認がとれて、そういった場合には電力供給の停止の時期をずらすこととか、支払いの期日の延期をするといったことも含まれるのではないかなと思いますが、そういった対応、電力会社との情報の共有をプラスして協議の中でそういった話し合いはされているのか、想定されているのか、そういったあたりをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

平成22年通知の、議員がおっしゃるその生活困窮者からの求めに応じて、供給停止に関し柔軟な対応がとれるようというところでございますけれども、あくまでこれは例示をされたものであり、実際に電力供給会社がこのとおりに運用しているかというところまでは確認をしておりません。実際その山田営業所との協議の中では、やはり相談窓口としての福祉事務所ないしは社会福祉協議会というものにできるだけつないでいただくというのがまず優先だということで、そういった事例がありましたらご照会をいただくということを協議をした次第でございます。実際に電力会社から、こうした通知が出てきましてから今日まで、そうした連絡というのはゼロでございます。といいますのは、生活保護者に関しましては、ケースワーカーが訪宅をしてそれぞれその家庭状況というのは十分把握している。それから、生活困窮者におきましては、事前にそうした福祉事務所等の相談窓口が香美市においては周知をされているものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 実際に電力会社からの連絡が、相談はゼロであったというところがちょっと、実際この連絡体制をという通知の具体化というかですね、そういったあたりが十分担保されていないんじゃないかなという思いを持ってしまうところであり、協議をするときにはぜひ、行政側からもこういった事例があるとかってというような具体的な想定される内容とかを示したりもしまして、何より疑わしい時点で通知をいただいたら、例えば生活保護であれば間違いなく福祉事務所のほうでつかんでると思いますし、困窮者であっても過去に相談があったとか、そういった事例を引き出すことができるのではないかと思います。そして、何より福祉の立場でだけ支援をするというわけではなくて、電力会社に緊急の場合の電力停止を待ってもらえるような、そういったホットライン的な仕組みがぜひともできないものかと思っておりますので、また今後の協議の中で深めていただきたいと思います。

以上申しまして、③に移りたいと思います。③の質問です。

厚生労働省は、本年6月27日に発表をしました社会・援護局長、保護課長通知で、本年4月1日以降に保護開始された人で一定の条件を満たす場合にクーラーの購入費、これは5万円ということですが、この支給を認めることになりました。申請された事例や条件に当てはまるために申請を促した事例はあるのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

平成30年4月1日以降の新規保護開始者等が対象となるわけですが、設置の有無及び条件確認の結果、申請すべきと判断した事例はございません。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 事例をお聞きをしたわけですが、実際この購入費の5万円というところで少し思ったのは、新規のクーラーも当然十分買える値段とは思いますが、安い中古品とかってということでもこれは対応になるのかなと思いましたが、そういったあたりは確認できますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 中古品の事例は今までちょっと聞いたことがございませんけれども、恐らく可能ではないかと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） では、④の質問に移ります。

通知のこの内容では、本年3月以前に保護開始をされた方は対象外ということになっております。それで例えば2月や3月に保護開始をされた方と4月に開始された人との状況には大差はないものだと思うところであります。一律にこの線引きをした今回の通知なんですけれども、与えられたこの自然環境、今年の猛暑であるとかいったものは同一であります。熱中症の危険を放置したままになるということも、これは不合理なことだと考えます。通知どおりであれば、国から新たに今後保護開始される方で、クーラーがない方に対しては財政処置をされるということだと思えますので、それ以前の方に対しては市が手だてを行うという裁量は持てるのではないかと、または持つべきではないかと思えますけれども、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 今回の見直しは、一時扶助費である家具什器の対象に冷房器具を加えたものであるため、ほかの品目と同様に、新規保護開始時や災害により喪失した場合で他制度では措置がないものなど、特別な事情がある場合に限り支給できるものとなっております。エアコンの設置等の要望につきましては、生活保護実施要領等に基づき随時適正に判断していくこととなります。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） まず、災害等によってエアコンを失った方というのが1つ加

わっているということから考えますと、同じくエアコンが現時点では何がしかの理由でない場合、そういったことも想定されると思いますし、故障であるというような場合も想定されると思います。まず故障であったとしても、これは扶助費の中の器具什器に加えられたということであれば、購入ではなくて修理・修繕の場合でも対応ができるのか、その点を1点お伺いをしたいと思います。

それともう一つは、その4月1日以降の方は先ほどの質問でお聞きをしたんですけども、今現在、既に3月以前に保護を開始された方で、エアコンがない方がどれぐらいいるのかということについて現在把握をしておられると思うんですけども、そういった把握はしておられるのか、その2点お伺いをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） まず修理の件ですけども、これは今回のその冷房器具の設置というようなところに当たらず、日々の生活費の中で捻出していただく分野となります。それから、エアコン未設置者の数については特段調査はしておりません。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） せめてですね、せめてというか調査はぜひしていただきたいと思います。というのも、今回の通知の背景にあるのは、熱中症になるような事例が過去に1回非常にふえていた、平成24年当時っていうのは非常にふえていた状況でもありますし、今年度もニュースではそれほどではなかったかもしれませんがこういった事例、平均気温が上がってきている、真夏日がふえてきている、そういった状況からしましたらその危険性は高まっていると思いますし、過去からその生活支援を受けている方というのは確実に年齢は上がっていったらいいと思いますので、そういった体力面からしても危険性は上がっていると思います。そういったところからいいますと、そういった熱中症の危険性というところで、ぜひとも把握はしていただきたいというのが1点。

そして、修理費は日々の生活の中で捻出ということでもありますけども、軽微な電化製品の買い換えであれば一定可能かとは思うんですけども、ちょっとエアコンというのは結構高価な電化製品になると思います。それを日ごろから、例えば5万円に近いような金額を生活保護の方が貯蓄をしておくということはちょっと難しいと思いますので、壊れてから貯蓄をする、捻出するというような形になるんじゃないかと思います。そうなった場合に緊急性とかそういったところがどうなのかなということをお聞きですけども、そういったところへの見解を含めて、ちょっと対応をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

まず、実態把握につきましては、特に高齢者などの健康状態の確認に努めるよう、担当ケースワーカーが訪宅時にそうした対応を行っておられるということでございます。一律にエアコンの設置数というのをカウントするのではなくて、実際その生活実態に応じた

状況把握というのをやっているところでございます。

それから修理の件なんですけども、一時扶助費というものは、今回のように特別な事情がない生活保護世帯においては、冷房器具に限らず保護費のやりくりの中で購入費、修繕費を捻出するというのが建前となっております。これはほかの生活保護でない低所得世帯との均衡を考慮するというので、冷房器具を一律に支給するのではないのと同様に、修繕のほうも日々のやりくりで対応していただくということになっております。なお、緊急性が特に認められるといいますか、生活保護世帯の中に高齢であり、かつ熱中症予防対策が必要な方が転入をしてこられたというような場合、そうした場合は今回のケースに入りますんで大丈夫、エアコンの設置というのはできるということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 特に緊急性というところが認められる場合もあり得るのではないかという見解でありましたので、ぜひそこら辺は柔軟な対応をしていただけるものと信じて、次に移ってまいりたいと思います。

3点目、新町西町線の早期開通、そういった声を受けての質問であります。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時46分 休憩）

（午後 1時46分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 議長のお許しをいただきまして、質問を続けさせていただきます。

⑤の質問であります。

今後、物件を所有する大家さんにとっても、エアコンの設置費や修理費が支給されるとなれば、家賃扶助内での貸し部屋をしやすくなると思われれます。呼びかけなどをしてみてはと思いますが、対応をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

エアコンの設置費用は一定の条件のもとで被保護世帯に対して支給されるものであり、本人からの申請に基づいて支給決定されます。入居者の条件により決定されるのであり、家主等への呼びかけは検討しておりません。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ちょっと先ほどの質問で修理費というところは出ないという

ことは確認しておきましたので、ちょっとそこは省きまして設置ということで⑤でお聞きをするわけなんですけども。

大家さんに通知はしないということではありますけれども、この通知の内容からしましたら、その4月1日以降でエアコンがない方には基本設置ができるという内容ではなかったのかなと思いますけれども、人によっては設置ができない部分というのがあるのかということ、もう一度ちょっと確認をさせてください。お願いします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 設置の要件でございますけれども、まず、保護開始時において最低生活に必要な家具什器の持ち分がないということ、つまり、これエアコンがないということでございます。それと次に、災害に遭った場合、それから転居等において転出先へ持っていくことができなかった場合、新たな居宅において家具什器を使用し始める必要がある場合、それから犯罪等によりまして現居宅から別のところに身を寄せるというようなことが想定をされております。加えて、熱中症予防が特に必要とされる者というのが条件として付されてございます。これには高齢者の方、障害者の方等が含まれるわけですが、実際に熱中症対策予防が必要だと福祉事務所が認めた場合に、支給してよろしいというような要領になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私ももう一度確認をしまして、4月1日以降で保護開始した人でクーラーの持ち合わせがないという方は、今後であれば確実に当てはまると思いますので、プラス熱中症予防が特に必要とされる者っていうところの内容だと思いますが、高齢、障害、小人、それから難病というところでもありますけれども、実際に保護開始される方で働けないというような理由であるとか、大抵の場合理由がなければなかなか保護開始にもならないのではないかと思いますので、大抵の場合は条件に当てはまるんじゃないかなという、けど例外もどっかには出るかもしれませんので一概には言えませんが、そういったことでもありますので、まあ大家さんにといいところで呼びかけもぜひともしてみたいということなんですけれども、再度いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お気持ちは大変お察しをいたしますけれども、基本的にこの一時扶助費、家具什器の宛先は家屋には設置をされますけれども、あくまでその世帯の申請に基づいて世帯が得ると。したがって、転居するときはそのエアコンは基本的に持っていくということになるわけでございます。その大家さんの観点から、あるいはエアコンが未設置の空き家を宣伝しやすいとかいうことがもしかしたらあるやもしれませんが、そうしたそれぞれの物件に対して我々が紹介するというのはなかなか難しいところもありまして、基本的にはそういう情報としては社協さんとかを通じていただくと、探していただくということを推奨をしているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） できるだけその情報が何がしかの形では入るようというところを求めまして、次の質問に移りたいと思います。

大きな3つ目の質問であります。

新町西町線の早期開通ということでお伺いをいたします。

議会でも報告がありましたけれども、その後の進展状況も含めまして答弁いただけたらと思っております。新町西町線は形が見え始めたこともありまして、住民の方の関心が高まっているところでもあります。

まず、①です。新町西町線の商店街から南の部分のこの見通しをお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

小学校や幼稚園もあるため、安全面を最大限考慮した工事用車両等の進入計画を立て、あわせJRの踏切拡幅工事、下水雨水管推進工事等の施工性から、商店街から北の工区について優先的に現在行っています。

商店街から南についてですが、その後の予定となります。ただ、今年度は土壌汚染調査も行い、南エリア全体の土地や補償等物件の時点修正を行い対応いたします。見通しについてですが、早くも上下水道管の布設等の工事もあるため、平成35年度以降になると考えています。また、家屋等の移転を伴うため時間もかかりデリケートな案件ですので、担当課として誠意を持ちつつ、慎重に行うことが重要です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今年度の予算では踏切や下水道の整備というところ、そして、その実際の工事は北を優先的にしているということでもありますけれども、まずその南の部分についての土壌汚染の調査等を含めて、実際にそのデリケートという住居、実際に予定地に住居がある方への説明というのは、こういった時期になってくるのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほどもお答えしましたが、本年度その補償物件、補償家屋等の時点修正を行います。その中で毎年やっぱり変わっていくものですので、毎年修正をようしてない場合もありますが本年度行いますので、そのお金のなものを持って一遍ご説明に上がらなければならないと現在考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 実際にそういった説明に行って、予算的なその措置っていうんですかね、予算的な裏づけもとれそうというか、計画が立ちそうというところでのその計画の進みぐあいであるでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 本年度の予算は、当然予算が通っておりますのでその中の対応となります。次年度以降につきましては、国からの交付金事業のつき方、その他起債等、それと市全体の予算枠の問題等もあるため、確約はとれてませんが担当課としては当然予算要求し、進んでいかなければならないものと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） では、②のほうに移っていきたいと思います。

先ほどもお聞かせ願った中で、ほとんどお聞きできるところは聞けたような気もいたしますが、現時点でのできる限りの説明がなされるものだと思います。今後の段取りも協議ができるということです。今年度中ということでありました。もう今年度も残りは少ないわけですけれども近々ということによろしいのか、この話し合いのスケジュール、再度お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 本年度と来年度という形でのご説明をしたと思いますが、先ほども言いましたように土地鑑定、補償の時点修正を行い進んでいくということになります。先ほども述べましたが、家屋等の移転を伴うためデリケートな案件であり、担当課として誠意を持ちつつ慎重に行うことが一番重要だと考えています。

ちなみにですが、ほかの物件等の相続関係、それと介護等の保険、あわせて一時所得等になりますので扶養が外れるなどの問題もあり、地権者にとって最適な時期的なものを建設課、担当課としては考慮していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 地権者のそのライフプラン的なところにも最大限配慮してという話をお聞きをいたしましたので、③の質問に移りたいと思います。

今度は先ほどの質問とは逆です。商店街からあけぼの街道までの北の部分でお伺いをいたします。

この北の部分、形も見え始めておりまして先行して開通を望む声も聞くところでありますけれども、これ南の部分を開通しなければ北の部分が最終的に全体の供用開始、開通がないんだというのを過去にも聞いたように思っておりますけれども、この北の部分だけでも早期の開通、もし南の部分でその用地交渉等がなかなか慎重に、デリケートにやっていって時間がかかるようでしたら、北の部分だけでもというふうな思いもあるんですけれども、そういったところへの見解をお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） J Rの拡幅工事や下水道の推進工事があり、工事においては広範囲のストックヤードが必要です。市街地でもあり小学校や幼稚園も隣接するた

め、安全面を最大限考慮すると計画道路区域内を工事用ヤードとしての利用は仕方ないものと考えます。また、既存道路の拡幅工事でもあるため、通行制限について極力避けなければならないと考えています。あわせ第三者への事故を防ぐためにも安全を第一に進めていかなければならないと考えています。ご理解をお願い申し上げます。

なお、部分開通とかいう話になりますと、あけぼの街道交差点部の信号等交通安全設備の変更等も出てきます。部分開放時やっぱり県警交安委員会等の協議も出てきますので、できる限りの対応はとりたいと思いますが、やはり全路線での開通でないと、交通安全面を考えると難しいのではないかと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうしましたら、これから南のほうの用地交渉とかが進んでいき、そちらのほうの見通しが立った上で、さらに全体の開通が見通せた上でないと接続がされない。そうなってくるとかなり先の開通になると思うんですけども、現在の何年あたりというところ、再度お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほども述べましたが、平成35年度以降の開通になるものと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そしたら、次の質問に移りたいと思います。

大きな4点目の質問であります。土地利用の促進ということでお伺いをいたします。

まず、①の質問であります。ここの通告文に用いた用語ではちょっと、整理をしながら質問を進めていきたいと思っております。その上で他市町村との違いがあるのかということも、もし可能であればお聞きをしたいと思っております。

一般に農業振興地域といいましたら、農業振興地域における農用地区域のことを指していると思っております。しかし、本来農業振興地域とは今後相当期間にわたり総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は国の定める農業振興地域整備基本指針に基づき、都道府県知事が行うというふうにお聞きをしております。そして、農業振興地域内にある農用地区域は、市が定める農用地利用計画で指定されております。また、この農用地とは農業振興法に定められている用語であるので、農用地区域以外にも農用地はあって、県外などでは青地であったり白地という言い方をするようなこともお聞きをするところでは。

本市における農業振興地域は、この香美市の総面積が538.22平方キロメートルのうち、ヘクタールですが3万2,609ヘクタール、単純に平方キロはヘクタールに直す場合は100倍でありますから、5万3,822ヘクタールの香美市全体のうちの3万2,609ヘクタール、60.6%が農業振興地域であるということです。そして、

このうち平成22年現在で農用地というのが3,094ヘクタール、これ全体からしますと9.4%ということです。そして、平成24年の農業振興地域整備計画書によりますと、このうちの農用地のうち、集団性が高く土地改良事業などの実施または予定している等の要件を満たすのが2,524.9ヘクタール、先ほどの3,094ヘクタールのうちの2,524.9ヘクタールが農用地区域として指定をされておるといことだそうです。

それでお伺いをいたします。

昭和44年に制定されました農業振興地域における農用地区域指定に際しては、農用地を指定した市町村と農用地を含む地域全体を指定した市町村があると聞きました。本市はどうであったのか。そして、住宅等が農用地区域内であれば、そのことが土地利用のネックになっているのではないかという懸念を持っておるんですけれども、現状をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 森田議員の土地利用の促進についてお答えいたします。

農業振興地域の農用地につきましては、森田議員が述べられたとおりですので省かせていただきますが、農用地区域は農業の生産の基盤である農地が宅地等と混在化等によって営農に支障を来すことのないように検討して、個々の農地を筆ごとに農用地として指定して管理を行っております。農地を宅地化する場合には一定の制約もあって自由な開発が抑制されますが、このことが農地の乱開発を防止することとなり、その後の農地が宅地と混在化したことによる問題の発生を一定防止することもできていると考えておりますので、土地利用のネックになっているとは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 1点、農業振興地域における農用地区域に指定をされた農地は農業振興法で守られておるわけですが、農用地区域に指定されていない部分にも農用地、農地は残っております。そういった農地の転用に当たっては同じような許可が必要なのかどうか、どういった許可が必要なのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

高知県農業振興地域整備基本方針の中で、香美市において都市計画法の市街化区域、そして規模の大きなゴルフ場、それから規模の大きな森林の区域ということで、物部・香北の国有林、それからつながる北部の山林、そして穴内川ダム周辺の山林及び保安林が農業振興地域から外れております。その中で農地につきましては農用地区域として定めておりますが、市街化区域に隣接する市街化調整区域と神母ノ木あたりまでは農用地区域とはなっておりませんので、その地域につきましては農用地からの除外の申請の必要はなく、転用許可申請のみで地目の変更をすることはできます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ②の質問に移ります。

農業振興地域でないところでも農地である場合、2種農地、3種農地という分け方があるというふうに聞きます。そして、そういった2種農地、3種農地なら転用はできるということをお聞きをしております。そして、具体的にその農地から転用した資材置き場を再度宅地にしようとしてできなかったというような話を聞いたんでありますけれども、この場合の再度の転用許可は要らないのではないか、そういったことを思うんですけれども、その点についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

農地法第4条第1項の転用とは、農地所有者が所有農地を農地以外のものにすることで、これを行うには知事の許可を受ける必要があります。農地は農業の基盤であり、特に優良な農地を保全する必要があるため、たとえ所有者でも勝手に農地を宅地等に変えることはできないこととなっております。

質問のケースにつきましては、農地法第4条の許可を受けた資材置き場であることから、既に非農地であり、宅地にする場合には農地法の適用を受けることはございません。ただし、市街化調整区域では開発行為で判断することとなります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 非農地であって、一度許可を受けた場合には再度の転用許可は要らないけれども、市街化調整区域での転用であったらそれはできないんだということであったかと思えます。市街化調整区域は資材置き場にはできても、所有者が同じ場合は、つまりその農家の方で息子さんとかが家を建てることは可能やったかとは思いますが、そうでない場合は転用ができないということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

建築確認という形になってくるかと思えます。それとあわせて開発行為になってきます。その中で市街化調整区域内の農地ということになりますので、ある程度限られた中での宅地的な家を建てることは、議員さんのおっしゃるとおり可能だと認識しています。その他の形状を一部変えるもの、野外駐車場とか資材置き場、農地造成等という特定工作物を目的としない区域の変更は自由ですし、農地から雑種地なり転用とか地目が変わった場合の売買は、その名目上やったら自由というふうになっておると思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 市街化調整区域であっても駐車場とかのままであったら売買

は可能であると、最後がそういったお答え、違いますかね、再度済みません。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 都市計画法の関係ということになりますので、なかなかうちの関係ではそこら辺は、農地の問題になりますので、農地法という形で自由に売買はできるはずです。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 農地法の関係でということとは、農家の方であれば売買が自由ということでの理解でよろしかったですかね。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

既に転用の許可が出て、非農地になっておりますので売買は可能です。

以上です。

（6番、森田雄介君、自席から「売買、農業者以外は」と発言する）

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） 農業者以外の売買も可能です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 再度になりますけれども、それが市街化調整区域であったとしても可能だということでのよろしいでしょうかね。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） 非農地になっておりますので可能です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 間延びをした質問になってしまいました。

次の質問に移りたいと思います。

5点目の質問であります。振り込め詐欺を取り上げたいと思います。

法務省などの実在の省庁の名をかたった振り込め詐欺のはがきが本市にも届いております。同省のホームページを見ましたら、バナー広告のような形で、そのホームページのほうに順番に流れてるお知らせの中に、架空請求への注意喚起が載っておりました。内容は簡潔でわかりやすく、実際に送られてくる内容の実例なども挙げながら、絶対に連絡をしない、相手にしないことが大切なんだと強調しております。

このホームページ以外にも、詐欺にひっかからないように啓発をする内容は新聞等でもたびたび紹介をされます。だまされないと思っても、新しい手口などでエアポケットに入ったかのように、にせの情報を信じてしまうということはあると思います。だまされる本人が悪いで済まされていけば、全ての人がいずれ被害者となってしまうような可能性があるのではないかと思います。健全で信頼感のある社会であるためにも、だまそうとする人間以上の連帯が社会の側にあることが望まれると思っております。

①の質問です。

請求などを含む通知の場合、封書や目隠しはがきでの通知になると思います。詐欺の場合、それがされてない場合が多々あるのではないかと思います。違和感を感じてもらおう1つのポイントだと思いますが、その点の実情などもあわせて見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 森田議員のご質問にお答えいたします。

架空請求被害につきましては、手口が巧妙化し全国の消費生活センターに相談が寄せられているところです。また、実在の省庁の名称を不正に使用した不審なはがきによる架空請求が届き、被害が発生をしております。

ご指摘のとおり、振り込め詐欺には目隠しシールのないはがきを使用するケースが多く、架空請求かどうかを見分けるポイントの1つといえます。その他にも具体的な契約内容や契約相手方の名称が記載されていない、そういった特徴もあると伺っています。しかし、たとえ目隠しシールつきであったとしても実際には多様な架空請求が存在していますので、身に覚えのない請求を受け取った場合には折り返し連絡をせず、最寄りの警察か消費生活相談窓口にご相談をいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） では、確実に目隠しがされてる場合も逆にはあるということだと思いますので、この目隠しがいいことだけではないですけれども、しかし、少なくとも目隠しがいいという場合は、これは怪しいということでは理解できるんじゃないかかと思っております。

それで、②の質問に移ります。

同一の地域、香美市にこういったはがきを送られてくる時期というのは、同じように複数の箇所には送られているケースが多いと思っております。明らかにこの被害が拡大をしている場合、郵便局や警察と連携をして注意喚起の情報は出しておるんですけども、さらに踏み込んで未然に防ぐ対応はできないのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） ご質問にお答えいたします。

架空請求を行う悪質事業者等は大量の請求はがきをアトランダムに郵送していると思われる、同時期に相談件数が増加する傾向がございます。ご質問の郵便局、警察との連携につきましては、今年の8月に郵便局、警察、協賛事業所と連携をしまして、特殊詐欺防止啓発かもめーるを家庭に郵送しまして、振り込め詐欺の注意喚起を行っております。そのほか、最近では金銭の支払い手段としてコンビニエンスストアが利用されていることが多く、被害が急増しました平成29年の年末には、南国警察署生活安全課と商工観光班で市内のコンビニエンスストアを回り、啓発チラシを配って協力を要請したほか、

情報提供も行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） さまざまな形でその被害に遭わないようにという対策だと思います。これからもイタチごっことは思いますけども、できるだけ未然にその被害に遭わないような対策を求めまして、私の質問を以上で終わりたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 森田雄介君の質問が終わりました。
暫時休憩します。

（午後 2時23分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 16番、依光美代子でございます。通告に従って5項目について一問一答方式で質問いたします。

最初に、防災減災対策として、物部川氾濫への対策についてお尋ねをいたします。

7月の西日本豪雨は各地に大きな被害が発生しました。香美市でも山地や河川崩壊、そして農業施設や水道施設など、市道、林道に多くの被害が発生しました。今回は特に国土交通省が管理する物部川についてお尋ねをいたします。

今回の西日本豪雨の雨量はただごとではありませんでした。7月5日より大雨が降り続き、物部川の水量は今までに見たことないほど増水をしていました。7月6日の早朝には、物部川の水位は観測史上まれに見る氾濫危険水位まで迫り、氾濫のおそれがあるということで避難勧告が発令されました。後の報道によると、最高水位は観測史上2番目の4.52メートルを記録したようです。私は前日の夕方に物部川の増水の様子を見ていたので、夜中の降水量の多かったこととあわせ一刻も早く避難すべきと判断し、近所の高齢者の方を連れ中央公民館へ避難をしました。初めての経験でしたが、今回も避難所での対応のことがたくさん質問にも出ておりましたが、私もいい経験をさせていただきました。ほんとに皆さんが助け合って、1人の方は高齢者のひとり住まいということで、その地区の自治会長さんが連れてこられたり、そして、やはり出てたように食べるものがすぐなくて、持ってきてないっていう方がおいでたら、持ってる人がこれ食べなさいやっていう感じで、助け合ってほんとに皆さんが協力し合いながらで、1人体の不自由な方がおったら、横になることに対してもそこにある座布団とかいろんなものを工夫してみんなが協力しながらやれて、とても大事なことだなということいい経験になりました。

その物部川の水量ですが、新聞報道でもあったように（資料を示しながら説明）ほん

とに大変な初めての経験で、このように増水したのは今回で2回目ということで、私もこちらへ引っ越してきてから初めての水のふえ方にはほんとに驚きました。橋の上を車で通っても橋が根こそぎのくんではないかというような水のふえ方でした。この避難した日の朝からは、下ノ村地域では新しくつくられた引堤の排水路が約200メートルぐらいの間、のり面とそして、そこにある水路の中から至るところで水が噴き出していたので、地域住民は新たな堤防が決壊するのではないかと非常に心配をしました。そして豪雨の後、物部川の水が引くと河川の様子はがらっと変化をしておりました。町田堰ではテトラポッドが多く流され、左岸は大きくえぐられていました。町田橋の下には、町田堰をつくる前の昔の堰堤があらわれています。これが出てくるということは、かなりの土砂が流出したということだと思います。あと1日豪雨が続いておれば甚大な被害が予想されました。

地域住民は、近年の異常気象が続く中またいつ大雨が降るかわかりません。このままの状況だと二次災害を心配しております。1日も早い復旧工事を望んでおります。物部川の氾濫への対策が急がれると思います。9月8日の新聞には、高新報道ですが、国土交通省はこの災害復旧に対して予算がついたというような報道もあり、それを見て少しほっとしたことでした。国土交通省は災害復旧に早急に対応すると聞いております。

次の点についてお尋ねをいたします。

最初に、物部川の漏水や護岸崩壊など、本市に関する被災場所は何カ所ですか。また、復旧工事はどの場所から始めるなど、今後の予定について本市は把握をしていますか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

7月豪雨による1級河川物部川の国土交通省所管管理区間、河口より約10.4キロメートル区間の災害等につきまして、国土交通省高知河川国道事務所より説明がありました。市としては、説明を受けて現地確認を行っています。なお、別紙一覧、地図のほうを確認願います。こちらのほうになります（資料を示しながら説明）、右のほうの備考的のところへ書いておるところなんです、香南市分が⑩～⑬になってますが、⑨番からの間違いです。きょうちょっと国交省から届いたもので、早急なもので申しわけありません。一応こういう形で、左のほうが海のほうになります。左のほうが下の端になって国の管理区間が全て挙がっております。全部で13カ所ありまして、①から③番に関しましては南国市分3カ所、④から⑧香美市分が5カ所、⑨から⑬の5カ所分が香南市分という形での施工となっております。

今後の予定についてですが、現在、工事発注などの準備中とのことです。3市（南国・香南・香美市）にまたがる工事ですので、早急な復旧に向け関連機関が連携をとっていきます。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） 国土交通省のほうからも説明を受けたということで、その工事の発注を今準備中ということで、例えばですが香美市だったらこの部分から工事に取りかかるとか、そういう部分はお聞きになっておりませんか。
- 議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 今現在であります、現地の再測量をやりゆうようです。どこの箇所からするかという形は、今後の協議になろうかと思えます。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） それと下ノ村の漏水のところですが、ほんとに新しい堤防から漏水ということで皆さん心配しましたが、透明の水だったから大丈夫という後からお話を聞かせていただいたんですが、その古い旧堤防があったからあれだけで済んだんではないかというようなことも地域の方の声が上がってるんですけど、その辺の対応、その旧堤の今後の予定だとか、その辺わかりましたら。
- 議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 時期的なものとかまだ打ち合わせはできておりませんが、今回の13カ所の災害等復旧の中で旧堤体ものけるような形での計画をしておるという確認をとっております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） それともう1点、その漏水箇所にずっとかなりの土のうがあります。一度訪ねたときに、この土のうは今後いつまた大雨が降るかもわからんから、次の復旧工事まで置いておくということを聞いておりました。ずっと以前にも見たし、昨日もう1回確認と思うてもう一度確認に現地へ行きました。そうすると、その積んでる土のうの表面の袋が破れて土が出てきておる状態です。そうすると、今後また大雨が降ったらその土がその下の水路へ入って、水路をまた塞ぐ形にもなろうかと思うし、またその土をのけるも大変だし、やっぱり水路の中の継ぎ目とかいろんなところからも漏水があった。水路の中にも土のうが幾つもあるために、排水がスムーズにいけない状況がある。せめて水路の土のうを上げとくということができないかということと、その破れた土のうをそのままにするんでなく、一度そういうことの点検ができないものでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 建設課においても現地の確認をしております。ただ、水路の中の土のうがやはり流水を妨げちゆうというところは多々あるかなと判断はしてませんが、やはり水を押さえるために仕方ないのかなと、それと水路の断面と流れる量との兼ね合いかなというふうな形で認識しております。またあわせて、その土のうがやはり

炎天下といいますか日に当たって外にあるもんですき、朽ちて破けるという状況も把握しております。また、国交省のほうもそのことを確認すると把握はしてございました。何らかの修繕を行うような形をとりゆうと今聞いております。その水路の中の分が今度どういう形になるのかというがは、今後国土交通省のほうへ協議はさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そうでしたら、次の質問に移ります。

2番目ですが、今、発注への準備中ということでお聞きしました。関係地域の住民の方々はほんとにこの近年の異常気象、いつまた台風や大雨が発生するかということで大変心配をしている。このままだとまた二次被害が起こるんじゃないかということをお心配しておりますので、1日も早い復旧を望んでおりますので、この復旧工事の計画を知ると地域住民の方も安心すると思えますので、地域住民への周知はどのようにするのかお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

現在測量中ですので、工事業者が決まったら仮設工法等が決まってくると思えます。その時点になります。地元等への説明を行いたいと国交省は考えているようです。工事着手前には、地区長を初めとする関係機関に国と市のほうもついて行って説明を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 非常に安心をいたしました。そのときにですが、地元へはその工事の工期であったり、交通遮断したりそういう説明もなさると思えますが、多くの方が今回の漏水をお心配しております。その漏水に対して大丈夫ということと、その旧堤防のことなんかもあわせて説明ができればと思えます。

以上お願いをしておきまして、次の3番目の質問に移らせていただきます。

9月27日に南国市役所で、国土交通省高知河川国道事務所と流域3市などの関係者による物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会が開催されました。この協議会では毎年出水時期前に、トップセミナーや堤防の共同点検などを実施して状況の共有を図るようになっているようです。当日の会では、西日本豪雨を踏まえて水害対策の強化などについて協議を行い、同協議会が策定していた物部川の減災対策を改定したと報道がありました。

そこでお尋ねをいたします。香美市から協議会へ参加しているメンバーと、協議会で毎年出水時期前に堤防の共同点検を実施するようになっていますが、今年はいつごろ実施したのか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご質問のありました協議会は規約で構成員が定められておりまして、本市からは市長が出席しております。それと出水期前の点検でございますけれども、手元に資料がございませんけれども、6月か7月に実施されたというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 6月か7月ごろに点検したと思いますということでしたが、その点検は市長がともに行って、それとも担当課の防災対策課長、どちらでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

点検に参加したのは、本課の係長が参加しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移ります。

今回の協議会で改定した、新たに洪水時の観測に特化した水位計を4カ所へ新設したということですが、その場所はどこかお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

洪水時のみの水位観測に特化した低コストの危機管理型水位計の整備が予定されている4カ所は、高知河川国道事務所による国管理区間の3カ所と、高知県による物部川流域1カ所でございます。このうち香美市内では、国整備分が加茂地区の物部川に1カ所、県整備分が神母ノ木地区の片地川に1カ所、計2カ所予定されておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 加茂地区と片地川のところでということで少し安心をしたんですが、物部川が増水したときに物部川が水位が高くなるから片地川とか室谷川の水が逆流するんですね。今回もこのことが重なってこの加茂地区の河川が氾濫し、また農地が水没、浸水したと思うんですね。この堤防はもともとは堤防がなく、増水したときには農地を湧水池として使って、人家への被害を少しでも少なくするという仕組みになっておりますが、そういうことをだんだん忘れて人家が少し建ってき始めてます。そういうこともあり、この加茂地区の人が非常に心配をしておりますので、水位計がここへ設置されることで早目に気づき避難できる、そういうことにつなげていけたらということをお考えですが、もう1点は、早い目にその水位を見て排水ポンプで何か送り出す

とか、排水ポンプ車の出動要請ということは無理なんじゃないかな。水門がないから厳しいかなというのも思ったりもしたんですけど。ここへは何らかの対策が必要と考えますが、そのような協議はありませんでした？担当課長がそれへ行っていないから、市長が参加されてたらそういうようなここへの対策、そんな協議はなかったのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今お尋ねの排水ポンプ車についてですけれども、国土交通省のほうではこのたびの災害等を踏まえまして、配備を強化するという事で配置をするということを報告をされておりまして、市町村においても必要であれば出動するので、その旨を伝えるということをおっしゃっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ水位計の設置だとか排水ポンプのこういうあれもできるといふようなことを、何かの機会にやっぱりその地域へ知らせてあげてください。そうすることで、また地域の皆さんも安心して暮らせるかと思っております。

その次の質問に移ります。

水防資材の備蓄やヘリ離着陸などに必要な河川防災ステーションを堤防沿いへの開設とは、どこを予定しているのかお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

高知河川国道事務所に問い合わせたところ、整備箇所は未定であるとのことでした。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移ります。

意見の中に、住民が主体的に防災活動に当たるような啓発をとったようです。この意見には私も同感です。住民がともにかかわれるような仕組みづくりを行政にしてほしいと考えます。香美市としてどのような取り組みを考えていますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

平成30年1月上旬から3月下旬にかけて、高知河川国道事務所が行った物部川洪水意識調査の結果からは、洪水リスクが十分に周知されておらず認知度が低いこと、洪水ハザードマップが十分に活用されていない実態が伺えます。災害時の刻々と変化する状況下では、行政の発信する避難情報を待つことなく、住民の方一人一人が必要な情報を入手して、適切な避難行動を判断することが重要です。自主防災組織の避難訓練では、洪水ハザードマップで各自が自宅周辺の浸水深の把握や避難経路を確認するほか、避難時の携行品、平常時における備蓄品を確認するなど、有効活用を呼びかけたいと考えて

おります。また、防災・河川環境教育の促進として、舟入小学校がモデル校に選定されており、情報学習の教材として洪水ハザードマップの活用を勧めたいと考えております。以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 子どもたちを巻き込んでというとてもいい取り組みだと思います。

あと、ハザードマップなんかも活用が十分にできてないということが調査でわかったということですが、例えばですけど住民と一緒に水害リスクの高いところの点検を共同で行うとか、また、そしてせつかく水防に関する広報をやってても利用されていないことですので、広報の充実を図るためにも住民側がどんな意見が欲しいかとかを聞かせてもらい、一緒にそんなことができたなら住民のほうも当事者意識の向上にもなって、何かのときには協力もいただけるけど、そんな取り組みもあわせてできないものでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

この協議会の発足のもととなります水防災意識社会再構築ビジョン、これは国が進めております計画でございますが、そこでは施設では守りきれない大洪水は発生するものとの考えに立っており、社会全体で洪水に備えるという取り組みを進めるということでございますので、やはり地域の方々が主体的に点検とか訓練に参加する機会というのは非常に重要なことだというふうに考えますので、そういった機会の創出とか、また現在行っております現行の訓練の中でも一工夫を求めていくといったことを取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 現行の訓練の中で一工夫をしていくということを答弁くださったんですが。そしたら、この協議会は国土交通省が主催で3市を巻き込んで会をするものではないんですか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

この協議会の活動でございますけれども、こちらはそれぞれ構成団体での取り組み目標、計画というものが定まっておりますして、これに基づき施策を実施していくという形になっておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） よくわかりました。今回物部川でたくさんの被害が出たし、やはり住民が今関心の高いうちに協働で何かやるということが非常に重要になって

こようかと思しますので、防災対策課のほうで引き続きこのことについて検討をお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

保健事業で、乳がん検診の受診率向上についてお尋ねをいたします。

近年、急速に乳がんにかかる若い人が多くなっております。世界では毎年160万人以上の女性が乳がんを診断され、約50万人が死亡しているそうです。日本では年間約1万4,000人以上の女性が命を落とし、1975年から統計をとっており、この40年で乳がんでの死亡者は約4倍になっているようです。高知県でも近年は特に若い人に乳がんにかかる人が多いと医療関係者に聞いております。お手元の資料にもあるように、近年、日本人女性の11人に1人が乳がんにかかると言われており、乳がんは女性が一生のうちで一番かかりやすいがんです。乳がんは予防が難しく、女性である以上避けがたいがんです。しかし、初期段階で見つければ95%以上が治りますので、ぜひ検診を受診してほしいです。

香美市では、乳がん検診は2年に1回実施をしております。乳がん検診の資料の下の表を見てもらうとわかりますが、受診率は平成28年度に上がっているのに、また平成29年度は下がっております。しかしながら、受診率としては全体的に低いように思います。

今回このことを調査するに当たって、過去にさかのぼって調査をしてみました。平成23年は37.0%、平成25年は39.2%、平成26年は37.7%となっております。平成23年よりずっと今日に至るまで、若い世代の受診率は40歳代が20%台です。そして50歳代が30%台です。それに比べて60歳代から70歳代の受診率は40%台、高いときには51%もありました。課題にあるように、40歳代から50歳代にかけての若い世代の受診率が低いことがずっと以前より続いております。

もう一つの課題は、乳がん検診無料クーポン券を対象者に配付しても利用者が少なく、受診率が低いことです。

そこでお尋ねをいたします。

この2つの課題について、若い世代の方にどうしたら乳がん検診の重要性を理解してもらい、検診を受けてもらえるかが重要になってこようと思っております。せつかく課題を挙げていますので、その問題点を来年度に改善するためにもその要因の分析が必要です。分析はできておりますか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 依光議員の質問にお答えします。

乳がん検診については、国の指針に基づき1人につき2年に1回の実施になっております。平成28年度と平成29年度を比較した場合、受診率が下がっていますが、乳がん検診は2年に1回の検診のため、平成27年度から平成28年度の受診者数1,985人に対し、平成28年度から平成29年度の受診者数は1,950人のため、ほぼ横ばいと考えています。また、乳がん検診をまだまだ人ごとと考える女性も多く、若いから

大丈夫、関心がないといった意見があり、減少傾向になっています。

無料クーポン券につきましては、国の補助金を活用していることから対象年齢が年度末年齢41歳の女性と限定されており、仕事等で忙しいといった理由で受診者数がふえてない状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 無料クーポン券は年度末年齢41歳だから、仕事が忙しいとかいうことで利用されてない。せっかくのこの機会が生かされていないという、非常に残念。本来皆さんが自分自身が気をつけることだけど、そこへやっぱり働きかけとか、そういうことがすごく重要になってくるのではないかと思います。分析したときに、人ごとであったり、若いから大丈夫、自分はないとか、そういう方が多いということで、それに対して、そしたら翌年度その対策として解決策をどうするかとか、そこまではやられてませんか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

後の質問にもありますが、やっぱり受診率向上ということで今現在、今話していいでしょうか、説明していいでしょうか。

後の質問にもありますけれど、やはりその受診勧奨ということで継続して電話で応対したり、手紙で再々啓発をやっていることは間違いはございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移らさせていただきます。

この乳がん検診の受診率を上げるために、国立がん研究センターの保健社会学研究部が、初の試みとしてNHKの「ためしてガッテン」の番組と連携して、乳がん検診の案内を送ることで受診率アップにつながるのではないかとということで、全国の全ての市町村に呼びかけをしたそうです。お手元にあるのが乳がん検診の案内に使われた資料です（資料を示しながら説明）。少しごらんになってください。

その乳がん検診、人ごとに思っていると検診に対して不安感がある方も結構多いと思うんです。そのときに乳がん検診は、こんな検査ですよということで、検査を知っておれば不安を取り除くために、少しでも安心してもらうためにマンモグラフィ検診はこんなことですよって。そして、その検査をすることで、お隣にあるように1センチ以下のがんも見つけられることができますよと、早期発見が大変大事であるということで。裏面に行くと、先ほど私が言いましたように近年、日本人女性の11人に1人が乳がんにかかると言われておりまして、女性が一生のうちで一番かかりやすいがんですよということ、誰がなってもおかしくない状態ですと。この40歳代から50歳代の女性のがん死亡率の原因ナンバーワンに乳がんはなっていると、年間で約1万4,000人以上の女

性が乳がんで亡くなっているということ。それから、自分で自己触診をやるんですが、それでもなかなか見つからないことがあるので、早くに見つければ95%が治ると、とてもわかりやすい資料だと思います。この資料を使って取り組みをするということで、各市町村にもこれが送られてきたかと思います。

このように乳がん検診対象者に対して、検査に対する不安や検診の重要性を理解してもらい、検診を受けに来てもらえるように工夫をしたものです。この計画を思いついたきっかけは、有名人の方が乳がんになったとニュースがあると乳がんへの関心は一気に高まるようです。そして、「ためしてガッテン」などのテレビ放映でがん特集が放映されると、必ずと言ってよいほど国立がん研究センターのホームページのアクセス数が、ふだんと比べ物にならないくらい上昇するそうです。しかし、検診を受ける方法が簡単にわからないと間もなく関心は薄れてしまい、なかなか受診に結びつきません。そこでこの取り組みを計画したそうです。このプロジェクトに全国1,747市町村のうち360以上の市町村が参加を表明したようです。その放映の後、私の手元に乳がん検診の案内が届きましたが、資料にあるはがきは入っておりませんでしたので、せっかくのチャンスなのに、なぜ香美市は参加をしないことを選択したのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今年の6月19日に県健康政策部健康対策課より、乳がん検診の受診を呼びかける内容の番組（9月5日放送）に関する情報提供がありました。あわせて、乳がん検診の未受診者への検診受診勧奨用の圧着はがきを送付することについて参加の有無を調査するメールがあり、本市でもよいPRになるということで検討をさせていただきました。

本市の検診日程は、昨年12月に検診の委託先である総合保健協会と検診日程の調整を行っています。今年度は乳がんの集団検診は8.5日設定しており、今回案内があった時点では既に5日の日程が終了しております。高知県総合保健協会に日程をふやすことはできないか調整をお願いしましたが、対応は難しいとの回答がありました。残念ながら今回は参加できないと判断をしました。なお、準備等がありますので前年度中にこういった事業がわかれば、進んで参加したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） すぐ問い合わせをして、できたらということで取り組んでくださりよったようで、ほんとにこのパンフレットとか資料を見させていただいたときに、あっ、これはとってもわかりやすいし、あっ、これだったら安心だから行ってみようという気持ちにさせることができるんじゃないかなということをやっと思ったことでした。

そこまでしてくださってるので、1点お尋ねをします。今回なかなか調整が難しいと

いうことであつたけれど、受診希望の方へあなたは受診日この日ですよっていう通知送りますよね。そのときにこのパンフレットだけでもいただいて送る、そんなことは検討はしませんでした。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） その点は検討しませんでした。資料としてましてはすごくいい資料ですので、参考にして次回使わせてもらうかもしれませんので。以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 次の質問に移らさせていただきます。

平成30年度の乳がん検診の受診対象者数と申し込み数、そして本年度の受診率の目標はどのぐらいですか。また、現状での受診状況は昨年同時期と比較してどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

平成30年度の乳がん検診について、受診対象者は希望調査の結果、勤務先で受ける方や独自で病院で受けると回答した方も含めて4,432人、受診申込者数は638人です。今年度の目標値は、乳がん検診受診申込者数の約80%の受診を目指しています。受診状況は、平成30年8月末現在で317人受診、乳がん検診は2年に1回の受診のため比較を平成28年とし、平成28年8月末現在で265人受診で、比較すると受診者数は増加しており、特に70歳から80歳の方の集団検診がふえてる状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 今年度の受診者がふえてるということはいいことで、これは芸能人だとか有名人が亡くなった、そんなことも関係してるんじゃないかなと私は少し思ったり、他の市町村にちょっと知り合いがおるから問い合わせたら、やっぱり有名人の方なんか亡くなるとか乳がんになったってニュースで聞くと、受診率が上がりますねっていうことを言われてましたね。ぜひまた引き続きよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

毎年課題を取り組み、そして後で課題を掲げていますが、今後この問題点をどのように改善し受診率向上につなげていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

希望調査表で受診を希望すると回答した方で、未受診の方への受診勧奨を継続して行うとともに、関係団体と連携、協力して若い世代に受診してもらえるよう啓発活動をより一層行いたいと考えております。11月に中央公民館と合同で行う健康まつり等でも啓発していく予定です。また、広報でも5月に検診の案内を行い、年に2回は受診勧奨

の掲載をしているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 若い人への啓発というところをぜひお願いしたいです。医大のほうの医療関係者の方も言っていたんですが、最近若い人が乳がんになられるという人がすごく多いということを聞いてますので、ぜひそこへの啓発をより工夫をされて、今回のこのパンフレットも工夫をされるということで非常にいいあれではないかと思いますが。

もう1点、その検診の案内を出すその前後ぐらいに、例えばですけど乳がんにかかった方、経験者、芸能人なり何か有名な方のお話を聞くとか、それか医療関係の人の乳がんについてのお話、講演をするとか、何かそういったことを同時に取り組む、そんなことはできないものでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 昨年、たしかがんの日赤のドクターが来てそんな話をした経過もあります。やはりそうやって啓発していくことが必要かと思えます。ただ、それをするかどうかというのはまだ決定はしてませんので、健康介護支援課のほうで検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 昨年は乳がんについての日赤の先生のお話でした？何かがんの？ごめんなさい。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 昨年は日赤のほうからドクターが来まして、災害の関係とたしかがんの話をさせてもらった経過があります。それは日赤の事業として、健康団体3団体と市民の方を集めて、香北保健センターのほうでやった経過があります。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そうしましたら、次の質問に移らさせていただきます。

水道事業の水道管の老朽化対策についてお尋ねをいたします。

先日、なんまつ橋近辺に不法投棄があるということで現地へ行きました。その後でその水道の送水管に亀裂や大きな腐食を発見しました。資料をごらんになってください。

少し見にくいかもわかりませんが、真ん中の写真がなんまつ橋を北から南向いて撮った写真です。その西っかわの欄干のすぐ横下にこの送水管があります。そして、①番が大きく腐食している位置関係を示しています。このバルブ、空気弁でしょうかね、そのバルブから1メートルぐらいのところにあります。それを少し拡大したのが②番目です。その下に、この②番目見てもらったらわかるように、その腐食部分もあるし、ひび割れがたくさん入っております。この①番、②番はちょうど雨上がりに撮ったんです。③、

④が晴天の日が続いた状況。実はその不法投棄を見に行ったときにはお天気で写真撮って、今回質問の資料をこしらえろうと思って出したら少し見にくいから、これは使えないと思って資料をつくる明るる日に撮りに行ったら雨の後でした。そしたら、以前見たときより口が少しすぼんでるといふか状況、ほんでひび割れも少し、水を含むと少し縮まったり開いたりという状況が今回写真を撮りに行ってよくわかりました。

この状況を見たとき、あっ、これは大変と思って、その近辺のいろんな周辺の管の出てるところを見たけれど、これほどのところは、広範囲には行ってませんがその西っかわであったりその近辺、東西にそこからちょっと行ったんですが、少しきずが大きいので心配をします。この部分に何か衝撃があったり地震があつてここが破損したとき、土佐山田町内への給水が全面停止となります。担当課にとって、ほんとにこの7月の西日本豪雨の山腹や河川の崩壊でこの水道施設が被害を受けて、大変な状況はほんとに十分理解をしております。

今年の2月26日でしたかね、水道事業の経営戦略、私も帰ってきて、そのとき管の老朽化ということも聞いておりましたので、どういう状況で計画がなされてるかなと思つてこれを見ると、平成32年に送・配水管施設の改修、そして平成33年から平成38年にかけて、送水管の耐震化ということで計画的に予算をあれして書いてますけど、これはここまで待つたらとんでもないことだといふふうに思つて今回質問をさせていただきました。この送水管の状況を見ると、緊急整備が必要だと考えます。今後のこの改修予定についてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 依光美代子議員のご質問にお答えいたします。

戸板島の3号井戸の整備が整い次第、布設ルートとなる都市計画道路新町西町線の事業の進捗に合わせて、送水管の耐震化に着手したいと考えております。ただし、公営企業会計の健全な経営の観点から、昨年度に策定いたしました香美市水道事業経営戦略との整合性を図るとともに、国の耐震化交付金を活用し事業を進めていくよう考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 国の耐震化の交付金を使って整備をしていくということで、そしたら、来年度予算要求をしてやるということですか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 現在のスケジュールを説明をさせていただきます。

来年度予算においては、国への事業計画を申請をいたします。厚生労働省の生活基盤耐震化交付金のメニューの中に、水道施設耐震化事業がございます。これをおおむね5年をめどに3分の1の交付を国のほうからいただく事業でありまして、現在概算事業費で

4億円の見込みでございます。その3分の1が国の交付金を充てれると。そのために来年度事業計画書を提出して国の認可をいただいて、その5年間、新町西町線の道路計画との兼ね合いもありますので、それと調整しながら5年以内に完成させたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 新町西町線との兼ね合いを見ながら、そしたらその交付決定が決まり、その新町西町線をやってからこの修理にかかるということですか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 新町西町線が建設課長の答弁では平成35年という見込みですので、それまでにできるところから着手をして、最終的に新町西町線をつなぎたい。できるところ、影響ないところから着手をしていかないと、5年で完了というのはなかなか厳しいのではないかなという見通しです。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） その辺はよく理解できましたが、ただ、あの状況をそのまま、何かあそこへ大きなものが当たるとか何かあったときに、その管の補強というか何らか必要ではないですか、大丈夫ですか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 定期的に経過観察はしております。依光議員の撮られた写真の箇所は鋼管の箇所であります。ここの現場につきましては基本的に鋼管の材料を使っております。地下に埋設してます管は鋳鉄管であります。ちなみに内径が300ミリ、戸板島から八王子の配水池に行ってますが、今度ルートとしましては、新しいルートで保健所の前を通りまして国道195号に突き当たりまして、新町西町線を経由して、あけぼの街道を経由し給食センターを経由して、八王子の配水タンクに至るというルートを想定をしております。それでもし何かあったときの場合の対応として、戸板島の上水道の倉庫に代がえの管を一応準備はしております、緊急対応のために。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） よく理解できました。緊急対応も考えてるということですね、安心をしました。

私は初めてそこを見たんですが、ほかにもこういった大きな腐食は、外見からすぐわかるような状況はほかにもあるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） まだ全体的な把握はできておりませんが、依光議員が写真を撮られた管は、昭和44年から昭和48年にかけて施工されたものと考えられます。ということは、公営企業法の規則の耐用年数40年はもう既に経過をしてお

るということですので、特に注意をする必要があるというふうに考えてます。ほかの箇所につきましても経過観察はしておりますが、特に上水道の送水管ですので、重点的に今後も点検等はしていかないといけないなというふうには考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そうしましたら、次の質問に移ります。

事業の見直しについてお尋ねをいたします。

べふ峡温泉の改修工事についてお尋ねをいたします。

べふ峡温泉は、昨年台風21号による被害の復旧工事についての説明がこの2月にもありました。そのときの説明では、工事着工は8月下旬、工事完了は平成31年1月末の予定だという説明がありました。そしてまた6月の説明時には、工事期間は9月上旬からとなっております。このように説明ごとにより変わり、ほんとに大丈夫でしょうか。今回9月の改修工事入札は不落となりました。再度10月18日に入札を予定していると説明がございました。改修工事の概算工事費約9,400万円をかけて改修工事を行い、終了後どれだけの集客と売り上げを考えているのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） ご質問にお答えいたします。

べふ峡温泉改修工事につきましては、先ほどございましたとおり9月に不落となりまして、10月に再入札を行う予定でございます。工期は来年の3月31日を予定をしているところです。改修工事完了後の集客と売り上げにつきましては、まずは宿泊停止前の状態に戻すことを目標に考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 目標は宿泊停止前を考えてるということですが、その停止前とはどれぐらいでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今年に入りまして4月から8月までで施設の利用者、そして収入等も大きく減をしております。そういったところから、ご質問にありまして今後の目標ということでございますが、平成28年の要は1年通して宿泊をしていたというところで考えますと、客数で言いますと平成28年で2万3,871名、収入につきましては平成28年1月から12月まで1年で5,990万3,000円となっております。当面はまず、1年を通して宿泊可能という施設の状況を目指しているというふうに考えています。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 目標を平成28年度にしてるということですが、

この目標値というのは観光協会さん、委託先ともきちっと話し合いができてます？課

長がそうしたいなと思う数値です？

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほどのまずの目標、宿泊停止前の状態に戻すというところにつきましては、観光協会のほうとの話の中で回答させていただいてます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 宿泊停止前の状態に戻すということはとても大事。日ごろ見ていてちょっと心配をすることがですね、今年も先日の説明がありましたが、売り上げにしろ集客数にしろ落ちてますよね。それこそ観光協会の総会で平成30年度の経営方針というか、平成30年度はべふ峡温泉の宿泊施設の修復工事が完了するまで宿泊収入は見込めない、維持管理の負担が多くなるので、それまでは経営努力に努めようということで、施設を適正に管理運営するとともにレストラン、日帰り温泉客増に取り組みます。宿泊営業再開に向け、入念な準備を進めますとなっております。

だけど少し心配する。ここで言うべきでないかわかんけど、施設を適正に管理、それもできてませんでしたよね。指摘したにもかかわらず直らなくて、今はそこをきちっとやってるということだけ。今度改修後に停止前の平成28年度の集客数や売り上げが目標であるということが、従業員一同に情報共有がきちっとできているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

観光協会事務局に質問を投げかけていただいた回答として、事務局の中では統一されてるのかなとは思ってはおります。長いこと宿泊停止という状況が続いておりますので、例えば今後の集客の施策としてどのようなことをしていこうとか、例えばオープンの際にはリニューアルのオープンイベントをしてみたりとか、ジビエの鹿肉の料理の再開発もしてみたいとか、そういったお話も伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 今回リニューアルオープンの話し合いも事務局とされているということですが、相手先のその体制かとも思いますが、いろんなことを事務局と市とがやりとりしても、それが観光協会の会長まで届いてないとか、理事さんにもお話がいてないとかいうことが今までもありますので、再度その辺をよろしくお話をいたします。

売り上げが低くなるから、みんなで集客に向けて日帰り温泉のお客さんをふやす、その取り組みをしますということで総会でも資料にも書かれてあり、それでやる。いろんなその行事を書いてましたが、それ聞くと、いや、これから考えますというようなお返事でしたので、その辺も心配をします。済んだことですが、今年の春の連休の「シカニクの日」、毎年やってたけど今年しませんでしたよね。非常に惜しい。あのときはほん

とにたくさんのお客さんが来てましたよね。それをなぜやらなかったんでしょうか、せっかくの集客の機会を。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） ちょっとその理由まで、詳細までお答えできるかどうかはあれですけども。まず去年の台風災害で被災している部分を見られるという、景観上というところもあったかと思われまます。鹿肉のイベント自体は当日はしていませんでしたけども、前の溪流でアメゴのイベントが開催されてまして、それに合わせまして、シカ肉バーガーであるとかそういった売り込みをしていたと伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 景観もあろうかと思われまます、せっかくのチャンスを逃がしていく、非常に残念に思いました。従業員の皆さんが情報共有をする、中でもほんとに一生懸命やられてる、けどそのことが全体に広がってないというような感じが見受けられますので、ぜひその辺も、行政のほうも監督・指導の責任がありますので、話し合いながらぜひよりよい形になるようお願いを申し上げます。

そしたら、次の質問へ移らさせていただきます。

今この現状を見てても、ほんとにこの改修復旧工事が完了して集客ができるのか非常に心配をするわけです、過去ずっといろんなことを見てて。今回入札がおくれましたが、私はこの入札のおくれを1つのチャンスと捉えて、いま一度考え直してみてもどうかということをお思います。

先日の議員協議会でも意見が出ておりましたが、県下では自然体験型観光として、スノーピークやモンベルと連携して新たな取り組みが始まっております。全国的にも、今まであるようなバンガローだとか、ああいう旧態依然とした施設でなく新たな取り組み、また若い人が好むようなそういった取り組みが始まっておりますので、ここいらで思い切った取り組みが必要ではないでしょうか。県も自然体験型観光を応援しております。

例えばですが7号館、8号館、10号館は解体をしてその後空き地にするという説明でございましたが、そこへ1号館、11号館、12号館、この3つの館は結局本館から離れ過ぎているから利用者がほとんどないってことを聞いておりますが、これを転がして移動させる、そんなことができないだろうか。また別の、ベランダだとか何か所か直さないかんところがありますよね、そういうものと入れかえをする。そんな見直しも一つ考えてみてはどうでしょうか。また、そのあいた1号館、11号館、12号館の敷地を利用して、前にも私提案させてもらったんですが、グランピングやキャンピングカーでの宿泊スペース、そして、そこではまたいろんな自然体験の講習とかそういうものをやりながら、若い世代、そしてファミリー世代をターゲットに新たな取り組みをできないか。まだまだ考える余地があると思われまます、時代はどんどんどんどん変わってきておりますので、思い切った取り組みが必要ではないでしょうか。再度見直しを

すべきと考えますが、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） ご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、高知県が進める自然や体験を前面に出しました自然体験型観光として新たな取り組みができないかということでございますが、現在のところは一刻も早く改修をしまして、まずは従前のおりお客様を受け入れできる体制に戻したいというふうに考えております。今回の改修に加えまして、新しい付加価値のついた施設というような改修はどうかという意見もあろうかと思っております。今までにもそういったご質問もいただいたところですので。そこにつきましては、費用面、それから人員面、大きな改修は考えていないという状況でございます。

あわせて、改修後の運営の方法、それから体制等につきましては、繰り返しになりますが、観光協会のほうとも協議をしながら考えていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） その運営体制の見直しで同僚議員からも以前指摘がありましたよね、専務とか、そういう人材を当たるというか、そこら辺はどのようになっています。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市観光協会では8月から新たな職員を雇用してまして、体制としまして、専務といった位置づけの方を8月から雇用をしております。これからはその専務の立場の方を中心としまして、いろいろなアイデアも出していただきながら、本来の観光協会の仕事を一層進めていっていただきたいなというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それはとってもよかったと思います。やっぱりその道のプロというかね、そこをきちっと、全体を見ていく、おさめていく、進めていく、そういうことができる人がいないとなかなか厳しい。皆さんほんとにそれぞれ一生懸命やってるけど、それぞれが別の方向向いてるがですよ、非常に残念ということを感じたことでした。ほんで、ぜひその改修後の売り上げ目標、売り上げ金額だとかそこな辺もやっぱり綿密に話をして、お互いがその情報共有をしながらやってほしいことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

放課後児童クラブの専用施設の建設についてお尋ねをいたします。

今回の第7回定例会の一般会計補正予算で、児童クラブ専用施設建設のための児童クラブ新築工事設計監理委託費414万1,000円が2年続きで減額となっております。子どもや保護者はこの建設を大変待ち望んでおります。

現在の山田小学校の児童クラブの施設は、旧山田保育園跡を借り、耐震補強もなく壁がぼろぼろ落ち、大変危険な状況の中で運営をしているのです。学校からも離れており、

通うのに交通状況が大変危険で心配です。なぜこれほど時間がかかるのでしょうか。今回までにあたり、同僚議員何名かが放課後児童クラブの建設に当たってはいろんな質問をし、課長のほうから答弁をいただいております。その議会答弁にもっと責任を持ってほしいです。今後建設に向けてのタイムスケジュール表を提示し説明を求め、きょう表はいただきましたので、これに準じて、なぜここまで延びたのかもあわせて説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

設計監理委託の予算の一部を債務負担としておりますので、可決後、設計監理委託業務を発注し、基本設計ができ次第、地質調査及び分筆測量等を実施する予定です。また、次年度の早い段階で用地を購入し、8月ごろには建設工事の発注というスケジュールを予定しております。スケジュールがおくれたという部分につきましては、用地が民有地でありましたので、その用地取得に不測の時間を要したということでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 用地取得に不測の時間を要したからおくれているというのですが、この用地についてですが、当初はその民地を購入すれば学校敷地となると、そうすると児童クラブの建設ができると言っていたけれど、そうではなく民地に建てるからその手続、事業認定をとらなければならないということがわかり、時間もかかるということが判明していると思いますが、この事業認定が必要だということがいつごろわかったんです？当初のころには、民地を購入したら学校敷地となるから児童クラブの施設はそこへ建つというふうに私は聞いておりましたけど、これ事業認定をとらなければならないということになりましたよね。それがわかったのはいつごろです？

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

事業認定が必要であるということにつきましては、用地が民地であるということが判明した時点で把握しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 民地であるということで、そしたら早くからわかったということですかね。とすればあれですよ、その事業認定をするのに申請書類やったりいろいろ時間もかかりますよね。普通、今年やるのであれば、用地のほうも当初は春いうて8月になり、今度10月だろうというようなことで、すんすんこう変わってきてるんですけど、それ以前に申請するに当たりその準備が必要ですよね。その申請に当たり県の用地対策課のほうへもご相談に行ったのが9月の初めということを知ったんですが、そんなことで大丈夫なのかなということ。民地であるから事業認定が要ということは、

いつごろからわかってた話です？去年の段階です、今年です？

○議長（比与森光俊君） 暫時時間を延長します。

教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

昨年、平成29年の年度当初のころ、議員も保護者を集めた説明会に来られておったと思います。その当時はもともと敷地内に建設する予定を考えておって、ただ保護者の皆さんの中からは南側、商店街側を希望する声が多かったということで、その時点でそちら側にするということになりましたが、その土地が民地であるということで、また結構いろんな事情を抱えておった土地であったために手続に時間がかかっておると、弁護士の方にも入っていただいて地権者の方が進めておったということで、そこら辺に時間を要しておりました。それで用地の問題が間もなく解決しそうということで、設計については今回の予算が議決された後で設計をすぐ発注しまして、スケジュール表にありますとおり来年の8月ごろには建設の発注をかける予定で進んでおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ほかのことを比べられませんが、香美市の土地に関して新しい建物を建てるいろんな取り組みが、ほとんどがおくれぎみになってますよね。用地対策課の方もすごく協力的で、何とか来年の5月には事業認定ができるように協力するように言ってくださってます。そうしたときにその申請書類を整えるのにもやっぱり、よいコンサルタントというか、コンサルによってまた違ってくるということも非常に関係してくると思うがですよ。そんな部分も県にも相談をしながらやられたらどうかと思います。

そしてもう1点ですが、その事業認定後に収用手続だとか建物の発注業務とか、いろんな業務がまた次々出てきますよね。担当だけでなく香美市として、組織として対応できるようにぜひ連携、協力をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

間もなく実施設計と基本設計も発注する段取りになっておりますけれども、既に建設課等の協力もいただきながら進めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それから、用地のほうは話がつきましたか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

10月、今月中には裁判で片がつくというふうに地権者からは伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それともう1点、建設課にもアドバイスをいただきながらということで、とても大事なことだと思います。図書館に関しても、この用地対策課といろんな話をしていると思うがですね。そういう申請についてとか、お互いが組織内で情報共有、そういうことをしながらやっていただきたい。今回どうです、そういう情報共有はできてますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この建物建設につきましてはやはり建設課の方が一番詳しいですので、そこは協議しながら進めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 建設課との協議もとても大事なことだと思います。用地について、図書館のほうも用地対策課ともやりとりしゆうから、そこの辺の情報共有をお願いをします。そして、このスケジュールに沿って、もしおくれていけば、どこにおくればあるかを常にチェックをしながらお願いしたいと思います。私ども議会としてもまたできることは応援していきたいと思いますので、1日も早い取りかかりをお願い申し上げ、以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は10月11日午前9時から開会します。

（午後 4時02分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 3 0 年 1 0 月 1 1 日 木曜日

平成30年第7回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成30年10月2日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月11日木曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	萩野義和	11 番	山崎晃子
2 番	山口学	12 番	濱田百合子
3 番	久保和昭	13 番	山崎龍太郎
4 番	甲藤邦廣	14 番	大岸真弓
5 番	笹岡優	15 番	小松孝
6 番	森田雄介	16 番	依光美代子
7 番	利根健二	17 番	村田珠美
8 番	山本芳男	18 番	小松紀夫
9 番	爲近初男	19 番	島岡信彦
10 番	舟谷千幸	20 番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長兼選挙管理委員会書記長	山中俊明	農林課長兼農業委員会事務局長	西本恭久
企画財政課長	川田学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島恵一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成30年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第3号)

平成30年10月11日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 10番 舟 谷 千 幸
- ② 7番 利 根 健 二
- ③ 8番 山 本 芳 男
- ④ 17番 村 田 珠 美
- ⑤ 12番 濱 田 百合子
- ⑥ 15番 小 松 孝
- ⑦ 5番 笹 岡 優
- ⑧ 14番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

3番、久保和昭君、4番、甲藤邦廣君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従い、順次質問を許可します。

10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） おはようございます。10番、公明党の舟谷千幸です。私はこのたび皆様のご信任をいただきまして、議会に送り出させていただきました。執行部の皆様、初めてで大変緊張しておりますが、生活現場の声を届けたいとの思いで質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。それでは、通告に従いまして、高知工科大学周辺の活性化について、フレイル予防について、高齢者や障害者のごみ出しについて、この3点について一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、高知工科大学周辺の活性化についてでございますが、今回の選挙中に地域住民の皆様から寄せられた声は、工科大学ができて20年を過ぎたが周辺地域の活性化は見通せず、高齢化の進展、農家の後継者不足で農地を守れなくなり、今後ますます耕作放棄地がふえてくるなどでした。

本市は昭和45年に高知広域都市計画区域で広域計画を策定し、計画的なまちづくりが行われてきました。広域と言われるのは、高知市、南国市、香美市、いの町の3市1町で構成されています。県が都市計画区域マスタープランとして、おおむね20年後の都市の姿を見通して、広域的な視点から都市計画やまちづくりの方針を定めています。それに即して香美市マスタープランがあり、地域に密着した視点からまちづくりの方針が市の創意工夫と住民の意見を反映して定められています。

そこで、まず、本年3月に改定された県での高知広域都市計画区域マスタープランを受けて、香美市のマスタープランは現在どのように進められているのかをお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） おはようございます。お答えいたします。

高知広域都市計画区域マスタープランについては都市計画法第6条の2の規定に基づき、県が広域の見地から区域区分を初め根幹となる都市計画の基本方針を定めたもので、香美市都市計画マスタープランの上位計画に該当いたします。そのため、区域区分を定めることは、市街地が無秩序に拡散し、インフラ整備が追いつかなくならないように計画的な市街地の形成を図り、優良な農地等の自然環境を守ることに貢献しています。

また、現在の人口減少化において、市街地の人口も減少し、商業施設及び公共交通等の利用者が減るため生活サービスの維持が困難となり、整備してきた施設の更新も難しくなるなどの懸念から、引き続き区域区分を維持することが必要と記載されています。

一方、市街化調整区域においては、優良農地の保全に努めることで既存コミュニティの維持も必要と記載されています。

平成28年度から、先ほども議員からありました4市町（高知市、南国市、香美市、いの町）で住民説明会を行い、パブリックコメントを求め、平成29年度には素案について住民説明会を開催し、素案の縦覧、次に案の縦覧、高知県都市計画審議会を経て平成30年3月に都市計画決定をされています。香美市において、上位計画の高知広域都市計画区域マスタープランが定められたことにより、それに適合するように一部変更を計画しています。

香美市都市計画マスタープラン業務については、現在コンサルと委託契約を締結しており、課題の整理や洗い出し作業をしています。同時にマスタープラン策定委員会の組織づくりをし、庁内会議、策定委員会に諮りながら、住民アンケート調査、また懇談会、地区別構想、都市計画マスタープランの案の住民説明会を経てマスタープラン策定委員会で決定していく予定です。なお、香美市都市計画審議会にも同様の報告をする予定です。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） それでは、コンサルと委託契約というふうに今お話がございましたけれども、これについて、私も勉強不足ですので教えていただけますでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 先ほども述べましたが、専門のコンサル業者と入札を行い契約をしております。計画としましては、本年度と来年度2年間での契約で進めるようにしております。先ほども言いましたが、現在いろいろ問題点の洗い出し、県に対する洗い出しをし素案をつくりという形で、専門知識が要るものですから、建設課だけではできないので、コンサルのほうに力をかりて進めております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） 専門的な方とそしてまた住民の意見を総合した香美市のマスタープランで、地域が活性化できるような取り組みをお願いしたいと思います。

次の質問にまいります。

高知工科大学の周辺ということで、高知工科大学は香美市が誇れる大学で、地域の生涯学習や学校教育の場、学生によるイベントや祭りへの参加など地域の交流が行われるなど、重要な活力源となっていると思います。第2次香美市振興計画の中でも、高知工科大学周辺が研究学園交流拠点として位置づけられています。

今年6月の議会の一般質問の中で、この地元の片地小学校で今年度、来年度の入学予定数が少なくなっていることに対し、時久教育長から「片地小学校は地域の協力のもと

理科教育の拠点校、高知工科大学との日常的な学生の連携ができておる。そして早くからコミュニティ・スクールに取り組むなど特色ある学校づくりを実践している。このすばらしい学校を積極的にアピールしていきたい」との答弁がございました。このような学校教育や地域の交流地点の観点からも、この地域の活性化は特に重要であると思えます。

一方、平成27年の国勢調査で、本市の就業者数の第1位は農業です。農業人口が平成22年から平成27年のこの5年間に871人減少しております。全国的に人口減少、高齢化に伴い、農業人口はますます減少傾向になってきています。耕作放棄地が今後ますますふえてくるとの、初めにお話しした住民の声からも大変懸念される所です。

高知工科大学周辺は市街化調整区域です。市街化を抑制する地域であり、この周辺に居住している者が利用するための販売や店舗は許可されておりますが、原則として農林漁業用以外の建物を建築することができません。

そこでご質問します。高知工科大学の周辺の地元から、市街化調整区域の一部規制緩和の要望の声があります。このような声に対してどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 上位計画の高知広域都市計画区域マスタープランにも既存コミュニティの維持が必要と記載されており、懇談会やアンケート調査等により要望を分析し、実現化に向けて香美市マスタープラン策定委員会で検討していきたいと考えています。

例えばとなりますが、既存学校等の公共施設周辺、主に小学校を考えておりますが、徒歩にて通学可能範囲、おおむね1キロから2キロにてある程度のインフラ整備ができている区域、また調整区域内において相続などにより取得し、あわせ今後管理ができない家屋や農地について、関係機関との協議となります農地バンク、空き家バンクなどを利用して売買なども検討できればと考えています。

一般的にはそういうこととなります。工科大周辺についても同様と思っております。ただ、学生や教職員用の共同住宅、あわせ飲食等施設なども検討はしていかなければならないと考えています。また、市街化区域、調整区域ともとなりますが、あくまでも私どもの考え方ですが、まちづくりの基本は道づくりです。そのためにも今後も命の道づくりについても協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 工科大学周辺が教職員や学生の町に値するという事でございますので、ぜひともこの区域の活性化のために規制緩和を求めたいものでございますが、このことに関して市長の見解もお伺いしたいと思っておりますが、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 都市計画についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

この都市計画のために大変制約が多くて、家が建てられないとか、非常にクリアしなきゃいけない課題がたくさんあるということで不自由を感じてると、地域の活性化につながらないのではないかというお話をたびたび伺ってきております。

議会におきましても、この都市計画について抜本的な考えを持ったほうがいいのではないかと、都市計画を外したらどうだというお話も伺ったこともございます。しかしながら、一方で優良農地を守っていかなければならない、あるいは乱開発を防止しなきゃいけない、そういうふうなこともありまして利害が対立する課題でございますので、やはりこれはルールに従って慎重に進めていく必要があるかと思っております。

ただいま建設課長のほうから申し上げましたように、マスタープランについての検討をするということでございますので、こうしたご意見のある地域につきましては、マスタープランの中に乗せて検討していただくという形で、全体としてどちらの方向に行くのがいいのか、どういう形でやっていくのがいいのか、そのことはそういう場所で検討させていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。規制緩和の検討ということで、そのように地域の住民もそのことをまた話していきたいと思っておりますけれども、よろしく検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

2つ目です。フレイル予防についてでございます。

フレイルという言葉は耳なれませんが、日本老年医学会が提唱した虚弱や脆弱の英単語のフレイルティを日本語に訳した用語です。厚生労働省研究班によると、「加齢とともに運動機能や認知機能等の心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされております。

本年6月、厚生労働省で「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」の中で「フレイルに着目した対策に重点を置く。介護予防と保健事業の一体的実施」とこのようにありました。一昨日、8日の高知新聞もそのことが掲載され、政府のほうから、要介護状態に至る前の、心身の活力が低下するフレイルに着目し予防する狙い。病気と介護予防の一体化の効果で健康寿命を延ばし、医療・介護の費用の抑制を視野に入れた法改正案を来年の通常国会に提出とこのように記事も載っております、フレイルに着目したということで、現在高齢者が急速にふえているこの現代社会において、フレイルに早く気づき正しく介入することがとても大事になってくるかと思っております。

フレイルの対策には3つ柱がございます。1、栄養（食事と口腔機能）、2、身体活動（運動）です。3、社会参加（就労や余暇活動、ボランティアなど）、この早い時期からの取り組みが求められております。

以上のことからお伺いたします。本市でもフレイルの言葉は前面に使っていませんが、介護予防の取り組みの中でフレイル予防の対策を行っています。その具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おはようございます。舟谷議員の本市のフレイル対策ということで、ご質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員が言いましたフレイルとは虚弱を意味するもので、フレイル対策とは虚弱高齢者対策のことということになります。

市では、虚弱高齢者を対象とした介護予防事業を実施しています。平成27年度までは特定高齢者事業、二次予防事業として運動機能低下と閉じこもり予防を目的とした介護予防教室を実施していたほか、虚弱高齢者を含む高齢者全般に向けた一般介護予防事業を社会福祉協議会に委託し継続して行っています。特定高齢者事業、二次予防事業は現在は総合事業に移行し、通所型サービスとして実施しています。

一般介護予防事業の内容としては、地域の集い支援を中心とした高齢者の交流の場づくり支援、そして、菜園作業やパソコン教室など仲間づくりや生きがいを目的に継続的な講座を開催している生きがいづくり事業、そして、介護予防を中心に高齢期に必要なと思われるテーマについて専門講師による講座を開催する介護予防講座、そして、体操やポールウォーキングなど誰もが気軽に取り組める教室を年間通じて開催する運動習慣づくり、いずれの事業も体験、参加することで人との交流や仲間づくり、健康習慣づくりを継続的に取り組める支援として行っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 介護予防事業、また一般高齢者のこの事業が、今ポールウォーキングとか体操とか、ほんとに地域に根差した活動になってきているということは大変うれしいこととございます。

②の質問に移りますけれども、先ほどのあれは平成27年度というふうにおっしゃってましたけれども、平成25年度から昨年度まで、介護事業の全体の対象者数と介護予防事業の参加者数を教えてください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

虚弱リスクのある対象者は、平成25年度の調査では529人、そして平成28年度の調査では647人が対象となっています。介護予防教室への参加者数は、平成25年度延べ1,461人、平成26年度延べ1,164人、そして平成27年度延べ641人、平成28年度以降は介護保険法の改正により名称が介護予防・日常生活支援総合事業に変わりましたが、同様に実施しています。平成28年度延べ4,678人、平成29年度延べ4,661人となっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 事業がそれぞれに変化してきているので確実な数というのがちょっとわかりづらい感じがいたしますけれども、人口減少とそして高齢者がふえてきている状況ですので、はっきりした図にしたものがないとわかりにくいことをございますけれども、一般的に介護予防事業の参加者がふえてきているのかを私は知りたかったんですけれども、参加者はそれぞれに生きがいを持って参加されているということでもございますが、まだまだ周知というか、まだ参加されていない方もいらっしゃるのではないかと。また、山間地域とかそういった地域性もございますので、ほんとに独自の物部、香北に関してもこういった取り組みのものが、独自性が言われるかもしれませんが、次の質問、周知のことについてご質問に移らせていただきます。

フレイルというのは、健康寿命を延ばす取り組みとして注目されてきております。本市では、お話があったような体操とかポールウォーキングとか、身近な地域の集いで住民主体の介護予防の活動が行われております。この全集いへフレイル周知を行うことや、フレイル世代ではない若い世代への周知についても大事になってくるのではないかと思います。この市民への今後の周知徹底の方法についてお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） フレイル対策の周知についてお答えします。

介護予防事業を行う高齢者の集いの場や介護予防講座の中では周知をしています。昨年度は介護予防の必要性や予防事業を紹介するDVDを作成し、関係機関の会議や講座会場、健診会場等で上映し広報をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） DVDもつくったということで、もっともっとそのDVDを活用した周知というのも大事になってくると思いますので、今までの周知にとらわれない角度で、例えばお祭りとか、皆さんが、若い方が集まるところへそのDVDとかこのフレイルという言葉が、やっぱり若いときからの取り組みというのがすごく大事になると思われまますので、また観点を変えた周知の仕方というのを考えていっていただきたいと思ひます。

次の質問、④のフレイルチェックでございます。

これは東京大学高齢社会総合研究機構の飯島勝矢教授が考案されたもので、2012年から千葉県柏市で実施したものをもとにつくられたフレイルの危険度をチェックし合い、集いの場で学び合うフレイル予防のプログラムのことです。これは簡易な質問票など、またチェックリストがありまして、指で輪っかをつくってふくらはぎを囲んで、筋肉の衰えを測定するという指輪っかテストというのがございまして、それに当てはまらなかったら筋肉が衰えているっていう、これすごく簡易なチェックでございますし、ま

た口腔面、そして身体面、社会面、精神面のこのチェックについても問診方式でチェックができますので、このフレイルチェックは、ほんとにフレイルを予防の意識を高めるためにぜひ本市でも取り組みが必要ではないかと考えますけれども、この実施についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

このフレイルチェックの実施についてですが、高齢者福祉計画策定にあわせて実施をしている日常生活圏域ニーズ調査にて、運動機能や生活機能などを評価する25項目の基本チェックリストを65歳以上の要介護1から5認定者を除く高齢者を対象に実施しています。その結果において心身の機能低下、閉じこもり等のリスクを抱えている高齢者を把握しています。あわせて、日常の相談業務や地域の見守り訪問等での虚弱高齢者の把握もあり、機能低下のリスクが高い高齢者については事業の紹介、先ほど言いました介護予防事業等の紹介、そして参加の促しをしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 現在、フレイルっていう名前は使わなくてもチェックをされてるということですが、ほんとに政府のほうがこのフレイルに着目してるっていうこともありますので、ぜひともまたフレイルって何っていう、そういった言葉も皆さんに周知が必要じゃないかと思われまして、チェックも意識づけるためには大事となってくると思われます。

現在、私の調べた範囲ですけれども、このフレイルチェックが行われているところも全国的にはだんだんと広がってきつつあるようでございますが、四国の中でもそれを全部やってるっていうところはまだインターネットのほうではなかったんですけれども、柏市、首都圏を中心に和歌山県とか福岡県とか神奈川とか、ほんとに少子高齢化社会に向かってこの事業が活発に行われて広がってきてるっていうことですので、本市もぜひ、フレイルっていうたら香美市の人がもうみんな知ってるっていうぐらいに周知徹底、またフレイルチェックもぜひとも行う取り組みをお願いしたいところでございます。

ほんとに団塊の世代が後期高齢者、75歳以上となる平成37年度を見据えて今取り組みが行われておりますけれども、このフレイル予防をして健康寿命を延ばし、健康で生き生きとした暮らしは政府の言っているこの医療や介護給付費の抑制につながっていくということでもございますので、ぜひ取り組みをお願いしたいことと、それから、特に口腔機能に関して、香美市では「香美かみゴクン体操」というのもやってるかと思っておりますけれども、オーラルフレイルって言って口の中を活性化する、このフレイルチェックにもございますけれども、この口腔機能に関しての取り組みもどういうふうに取り組みんでいくかをちょっとお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 「香美かみゴックン体操」、これにつきましては、社会福祉協議会はやはり通常の間ではやられてると思われまゝす。ですから、それを普及し、また口腔ケアに必要なことと思ひまゝすので、それは実施していきたいなと考へておひまゝす。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 口腔機能に關してのこのフレイルチェックもよろしくお願ひいたしまゝす。

3つ目の質問に移らせていただきます。

高齢者や障害を持たれておひまゝす方に対してのごみの回収についてお聞ひいたしまゝす。

高齢者や障害を持たれておひまゝす方のごみ出しについては、これまでに同僚議員の方々からも何度か質問があり、昨年3月の質問に対して、環境上下水道課長から環境、福祉、介護の部署による組織づくりに向けた準備に取りかかりたいとの答弁がござひまゝす。先月の9月28日の高知新聞には、高知市職員のごみ収集の記事が掲載されておひまゝす。そこには「ふれあい収集」として一定の基準の対象者にごみを収集、希望者には安否確認の声もかけておひまゝすということ、その中に「限られた人員態勢で新たな業務をどう担うか。「一番難しかったのは対象者の基準作り。基準を緩めれば応募が殺到して収集できない。きつくすれば、本当に困った人を放ることになる」とこのようにありまゝすして、高齢者や障害者に対しての一般ごみ出しの組織づくりがどのように現在進んでおひまゝすているのか、また対象者、組織づくりについて現在の進捗状況をお聞ひせたくござひまゝす。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） おはようござひまゝす。舟谷千幸議員のご質問にお答ひいたしまゝす。

昨年度より、健康介護支援課、福祉事務所、環境上下水道課の職員による検討組織を立ち上げ、ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方への対策を検討しておひまゝす。

対象者は香美市内に住所を有し、ごみ収集ステーションへのごみの排出について、親族、近隣住民等の他者の協力を得ることができない世帯で、介護保険法の規定により要支援または要介護の認定を受けておひまゝす者のみで構成され、ごみ出しの支援が必要と確認できる世帯、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、居宅介護の支給決定を受けておひまゝす者のみで構成される世帯等を考へておひまゝす。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） これは、その開始時期といひまゝすか、大体目標はいつごろにされてるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） ご質問にお答ひいたしまゝす。

本年度内に要綱を策定し、来年度早い時期に施行したいと考えております。ただ、施行についても委託をするのか直営でやるのか、そういう細かいところについては環境上下水道課内でさらに協議を持ちたいと思っております。できるだけ速やかに実施をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 来年度ということで、できるだけ速やかにということですので、高齢社会に向かったの取り組みですのでぜひともよろしく願いいたします。

次に移りますけれども、一方、これは私がこの質問をするに至った1つのことだったんですけども、選挙中に、一般ごみのこともそうですけれども、粗大ごみだけでも回収してほしいというご高齢の方の強い声を聞きまして、そうやねと、私たち一般住民は月の第3の日曜日と月曜日にわたって、1車2,000円で軽トラックで持って行ってる。ご高齢の方は近辺にそういう持って行ってくださる方がいないとか、そしてどうしても業者に頼まなきゃいけないということでございましたので、私も粗大ごみについても取り組んでほしいとの質問をさせていただきます。

そういった高齢者とか障害者の方は車がなくて出せないし、手伝ってくれる方がいないと出せない、重たい粗大ごみを出したくても出せないで困ってる方が一般ごみと同じようにおられるということで、業者さんに頼むと、私もちょっと調べてみますと、軽トラック1台で運ぶだけで重さにもよるかとも思いますけれども5,000円要ると、そしてプラスアルファ、収集にかかるお金がここに入ってくるわけでございますので、この回収も一般ごみにあわせて必要だと思われまますので、この粗大ごみのほうの取り組みに関してはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

先ほども説明をさせていただきましたが、現在ごみ出しが困難な高齢者や障害者などの世帯を対象に、ごみの戸別収集事業の実施に向けた準備を進めております。粗大ごみの収集につきましては今後の課題であると考えており、ごみ出し困難者の実施が終わりましたら検討を進めていきたいというふうには思っております。また、これ行政連絡会のほうでも要望がありまして、課のほうとしても対応に向けて前向きに検討したいとは思っておりますが、まずはごみ出し困難者の課題を解決した後に取り組んでいきたいというふうに考えております。

ちなみに、県内の粗大ごみ回収の取り組みをしております自治体は、手元の資料で5つの自治体の実施をしております。近くで言えば香南市が実施をしているわけですが、そういったところも参考にしながら、今後検討を進めていきたいというふうに思っております。時間はかかるかもしれませんが、前向きに取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 一般ごみにあわせてまた取り組んでいくということですので、ぜひとも粗大ごみについてもお願いしたいと思います。一般ごみは袋だけでお金が要らないかと思えますけれども、ほんとに職員さんの新しい事業に対しての人員配置とかも要りますけれども、この粗大ごみに関しては、香南市なんかは1人に対して1,540円を一応手数料としていただいているということと、年に2回ということでしたので、1カ月前に住民に周知して、その応募した人に関して家の前まで一応持ってきてもらっているということでしたけれども、そういった取り組みを合併の前からやっていたということで、香南市の場合はそういったことをやっていると。そして、また日曜日ですので職員さんが休みを交代して、粗大ごみの日ということで振りかえをしてそれに当たっているということでしたので、確かにほんとに新たな業務ということになりますので、行政のほうでもいろんな取り組みで大変なことがあるかとは思いますが、なお、粗大ごみに関しても取り組みをお願いしたいと思います。

先ほどのこの高知新聞の中にも、ごみ収集は市民生活にもっとも身近な仕事、行政サービスの向上を図っていく必要があるっていうほんとに身近な仕事でございますので、行政だけではなく地域ぐるみの取り組みとして、ごみ収集に関しては今後も大切かと思えますので、何とぞまた一般ごみの収集にあわせて粗大ごみの収集もぜひともお願いいたします。

以上で、ほんとに緊張しましたがけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

次に、7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） おはようございます。7番、市民クラブの利根です。通告に従いまして質問を進めてまいります。

1のホームページのサーバーはということでございます。

今年の7月、豪雨の影響で、2番目に多いと思われる広島でも4,200回線、高知は全域で桁違いの10万回線の光の通信ができなくなっておりました。そのNTTの光回線のダウンによるものと思われる通信障害で、香美市のホームページにアクセスできなくなり情報が得られなくなりました。通常時はもちろん災害時は特に情報提供の維持が必須であると思ひ、以下質問してまいります。

①です。

香美市のホームページのデータ、サーバーというかデータというかシステムというか、運用する母体はどこにあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

セキュリティ上の観点から詳細な場所を公開することはできませんが、香美市役所本庁内に設置しております。また、サーバー機器の老朽化に伴う機器更改を本年度実施

しており、新サーバー機器による運用開始は10月16日からを予定しております。新環境でのサーバー機器の設置場所は、公開用WEBサーバーを高知県情報セキュリティクラウド内に構築を行っており、サーバー機器は高知市内のデータセンター内に設置されております。ホームページの編集等を行うCMSサーバーは香美市役所本庁舎内に設置をしております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そうしたら、公開用WEBサーバーとコントロールするということか、管理のサーバーが別ということですかね。ちなみに行政のシステムともう完全に切り離された状況であると思いますが、それちょっと確認をいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

他の行政上のサーバーとは切り離されております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 現在というか、じきに高知県のシステムのほうへ入るようですが、②へ移りますね。

バックアップサーバーというか、そこが稼働ができなくなったときに切りかえて運用できるようなシステムがありますでしょうか。これ②と③と内容が似てますので一緒の質問になりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） ②のバックアップサーバーはあるのかというご質問にお答えをいたします。

現在のシステム構成上では、バックアップサーバーの設置は行っておりません。新環境でのシステム構成上でも、公開用WEBサーバー及びCMSサーバーともにバックアップサーバーの設置は行っておりません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） バックアップのサーバーがないということは、データそのものはクラウドなのか何かよくわかりませんが、クローン化しちゅうとか、どっか機器が落ちても、公開はできなくてもデータ自体がそこでなくなるとかっていう、そういう状態ではないですよ。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

データは保存しておりますので、復旧しましたらまたそれを使用することができます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ②と③一緒になったようです。バックアップはとっていても切りかえて運用できるシステムは用意してないということですので、③は完全に取り消しということになります。

続きまして、④の質問へ移ります。

今回は、ずっと自分が調べるところによりますとS Tネットの障害は聞きませんでした。N T Tのほうだけの通信障害がずっとホームページ上、ネット上に出てました。県に移ると言いましたが、S TネットとかN T T以外の通信業者のバックアップ回線の準備はしておけないものではないでしょうか。また、ホームページの管理システムというか、サーバーを災害の少ないところに置き、そちらで運用する等の対応策を検討するべきではないでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

ご指摘のとおり現システムはメイン回線をN T T西日本が提供するフレッツ光回線を利用していたため、7月豪雨時にはN T T西日本の通信障害の影響を受けて香美市公式ホームページへアクセスすることができなくなりました。現在、ホームページサーバー機器の老朽化に伴う機器更改を行っておりますが、これにあわせて公開用W E Bサーバーは高知県情報セキュリティークラウド上に構築を行っており、10月16日から運用を行う予定です。これによりインターネット回線は二重化となります。また、サーバー機器は高知市内のデータセンター内に設置されることとなります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 現状よりはかなりいろんな状況が起こっても大丈夫やということですね。自分がよく聞く話では、クローン化して、まあ言うたら高知県で災害が起こっても岡山に別のサーバーを置いちゃってそっちで運用できるとか、そういった話も、バックアップサーバー的なことをやってるとかっていうことも聞きますけどもそういったことはない。高知県だけで運用は完結するということでしたら、今回は豪雨で1日だけでしたけども、巨大地震とか大規模災害が起こった場合、高知県で幾ら回線が2つ3つあっても、なかなかいかない可能性もあるんじゃないかなという心配がありますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

さまざまな災害があつていろんな障害が起こる可能性はございますが、全てに対応するようにするためにはかなりの費用もかかるということもございます。10月16日に高知県情報セキュリティークラウド上に構築されておるものに乗っかることでインターネット回線が二重化されますので、今回の豪雨のときのように1回線が遮断となっても

もう1回線ございますので、これまでよりははるかに安全性が向上するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） わかりました。

そしたら、2番目の洪水時の避難場所について質問を進めてまいります。

2017年3月の一般質問で、平成27年3月に改定された香美市地域防災計画によると、その洪水災害のハザードマップ上では、浸水想定地域の中に位置している舟入小学校体育館が指定緊急避難場所及び指定避難所、岩村地区老人憩の家が風水害の指定緊急避難場所になっていると指摘をいたしました。質問後、本市の平成30年版の一覧表の情報では、両施設は洪水時の避難場所から外れていますが、今回の夏の豪雨のときに出されたインターネット上の情報によりますと、多くのサイトで浸水地域にある舟入小学校がそのまま洪水時の避難所になっていました。こういった事案について、間違った情報は命取りになります。

これが香美市のホームページ上に載ってる避難場所の一覧表です（スクリーンを示しながら説明）。ちょっと暗いですが、ここに舟入小体育館があって、この左から2つ目が以前はマルやったやつが避難場所に適さないよってということになりまして、洪水時は逃げたらいかんよっていう場所に香美市のほうは直っております。そして次、これがYahooですね（スクリーンを示しながら説明）、地震のときには逃げていいよと、津波はバツ。これ実は津波に関しては、香美市の防災計画の中に津波って項目がないんで、香美市全部が津波がバツになってます、取り扱い上多分そういうことになると思いますが。洪水がここはマルのままですね、土砂災害も。

今回の事例を見る限り、香美市においては指摘した避難場所の見直しは迅速に行われたようですが、以前の質問のときに言ったもう一つの古い資料については「既に新たな資料が作成されている」色のタグをつけるとか見えないところへ移動さすとか、混乱が起きないようにしてはどうかと、その提案の趣旨についてはまだまだ十分に生かされていないのではないかと思います。

自分は香美市のホームページがダウンしたときに、Yahoo等の情報しか見ることができませんでした。それで避難所情報が間違っていることに気がつきました。そこには「最新の情報は、自治体などの公式サイトでもご確認ください」とは書いてありますが、みんな大手のYahooの情報信用しますし、他のサイトもほぼ全て間違っておりました。しかも今回のように、香美市のホームページがダウンして見ることができないとなれば、間違った方向に進むことが考えられます。誰がどの情報を見てるかわからないので、内部のデータの管理はもちろん、外部のデータについても一定注視し、違いがあれば迅速に訂正を求めることを進めていく必要を感じますが、対応すべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） おはようございます。ご質問にお答えいたします。

ご指摘いただきました誤った情報の掲載につきましては、早速運営サイトのカスタマーサービスに照会をいたし修正を依頼しております。利根議員から情報提供いただくまで気づいておりませんでした。ご指摘ありがとうございます。今後は公表データの改定時など、内容が正確に反映されているか、可能な限り確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 可能な限り、Y a h o oの検索とかで見たらその災害情報でだあーとこう、少のうても1ページ目2ページ目ぐらいの有名どころというか、確実にみんなが見るだろうなというエリアは確実にお願いをしたいのと、実はそのY a h o oには訂正を指摘するページがありました。自分も実は直後に訂正を、ここもう避難場所やないでって指摘をしましたがずっと直ってないです。どれぐらいかかるのか、ちょっとどうなのかなという気がします。

あとY a h o oに限らず、ちなみにG o o g l eマップは2012年度の資料で、2015年の最終更新で古い情報がそのままあるようです。これいろんなサイトを調べてみますと、多くのサイトが自治体から提供を受けた情報や国土地理院指定緊急避難場所データをもとにファーストメディア株式会社が作成した避難場所情報を掲載しているようです。まず、そのページをここ1つずつ幾つか見て訂正ももちろんですが、まずもとから直す必要があるんじゃないかと自分は思っております。つまりファーストメディア株式会社に連絡する必要がある、まずその情報を訂正をしていく、そしてまた幾らもとが直っても古い情報のまま放置している、先ほどのG o o g l eのようなサイトがあれば意味がないので、そちらも訂正を求めるとか、二重三重にもう既に間違った情報が広がってる分としてはやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますが、そういった手順について確認をします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 今回Y a h o oのサイトでございますけれども、こちらにつきましては運営会社と契約している情報提供元から配信されている情報が訂正されてなかったということが原因でございました。この情報提供元というのが高知県のデータでございます、こちらにつきましては既に訂正を依頼したところでございます。もう判明しております誤った情報につきましては、これを機会に全て改定をするようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 自分の質問では情報のほうですが、あわせて日ごろの自主防

の活動の会合でも繰り返し確認していくことが、一番実は大事なことと思います。また、避難場所によって指定対象の災害が違うのでその確認を、幾らここへ載っててもわからないので、それぞれの自主防で会をやる時には、ここは逃げれるけどこれはいかんよというようなこともあわせてやっていければ、補完的に完全になっていくと思いますのでよろしくをお願いします。

ちなみによそのことで今は余り関係ないかもしれませんが、岩村ふれあいセンター、老人憩の家のごすぐ近くにある、これ南国市分やき関係ないですけど、これはもう地震、洪水、土砂災害全部マルでしたので、もし機会があれば、ここ危ないよって言うちゃってください。

以上で2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の災害時等の情報提供についてです。

まず、エリアメールと防災メールであります。以前、エリアメールの頭に「香美市」をつけてとの指摘により、大体の情報は頭に「香美市」がついて、どこからの情報かすぐわかりやすくなりました。しかし、「避難準備・高齢者等避難開始」は、文字数制限があるということで無理という回答でそのままになっておりますが、何とかならないのかなということで自分もよその状況を調べてみました。

ちなみに、大豊町はその正式名称というか、文の途中を切ってでも「大豊町」をちょっとはっきり出していることがあります。これですね（スクリーンを示しながら説明）、これ「【香美市】避難勧告」、これはちゃんと文字数少ない香美市が頭へついてますね。こんな、ここらあもうどこが出しちゃうかわかんみたいなの、これはもうほとんどですけども、これですね「【大豊町】避難勧告の発令に」で、けどこれでもすぐわかりますよね。ほんで（スクリーンを示しながら説明）、これは実は文章は「避難勧告の発令につい」で切れちゃうけど、「ついて」ながですよ、実は多分ですよ。全文をあらわす、絶対あらわさんといかん必要はない。もう伝えることが大事なんで、どこが発信してということのを大事に考えたかどうかというような提案であります。

これを参考に考えると、システム上15文字ですと聞いておりますので、「【香美市】避難準備・高齢者等避」までが15文字で入ります。これで十分内容はわかるんじゃないかと思います。また、これ自分のスマホながですけども映したのは（スクリーンを示しながら説明）、自分のスマホは表示的に13文字なので、表示できる部分が「【香美市】避難準備・高齢者」までの表示になりますが、これでも十分意味がわかるし、どうしても正式名称が必要であれば、本文に「避難準備・高齢者等避難開始」を入れとけば問題はないと思います。

ちなみにこんな感じなんです、これですね（スクリーンを示しながら説明）、これどこかわかんなんです、全部ね。これ自分がちょこっとつけて入れてみました。ここに香美市があるぞ、こんなやつ、どこかわかんし、多分エリアメールがぱっと来たときには、とんとんとんと来て一番最後のやつは全文がぱっと出るけど、あとのその1つ前

のやつについてはもうこういう状況でしか見れないんで、香美市が出ちゅうというがが一目でわかるような、こういうことをやればどうでしょうかという提案の質問です。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

従来の「避難準備情報」から「避難準備・高齢者等避難開始」への名称変更は、平成28年12月26日付で国から都道府県宛てになされた通知、「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえた避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称変更について」によって行われたものです。

この年、岩手県岩泉町で発生した水害では、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、国の検討会で名称変更が議論されております。

名称は、災害対策基本法第56条の市町村長による避難準備について、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインで規定したものであり、法で定められたものではありませんが、情報が持つ意味を名称に付記するという変更の目的を反映させるならば、高齢者等避難開始の表記を部分的に省略することは適切でないものと考えます。そこで、名称中区切り符号の「・」（なかてん）を省き12文字とし、その頭に「香美」とする表記方法を考案いたしました。この表記が適切であるか、今後県にも意見を求め検討してまいります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 実はインターネット上でも、この高齢者等について正式に結構大きいサイトでも幾つかは省いたまま情報としては流れてます。大事なことは、名称が変わらないことが大事じゃなくって意味が伝わることのほうが大事なんで、それをまず考えていただければ、どうしてもここに言ったようにその本文に、タイトルと本文は違うし、公文書じゃないんで変えたらいかんとかそういうものではないと思いますのでよろしく。今1つ提案をいただきましたので、とりあえずそれでやっていただいて、自分が見て気に入らなかつたらまた質問しますんでよろしく願いをします。

そしたら、②のエリアメールと香美市の防災メールは、送られてくる情報に違いはありますかということをお願いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市防災メールは、平成30年度から運用を開始したサービスでございます。現在の配信内容といたしましては、災害の発生が予想される場合の避難情報や避難所の開設情報でございます。避難に関する情報や地震情報につきましては、エリアメールでも配信されるため情報の内容は同じものとなります。今後はエリアメールで配信できない行

政情報や防犯情報などの配信を行いたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） わかりました。エリアメールと香美市防災メールは送られてくる情報に違いはありますかって質問を通告した後、どんどんどんどん調べていくと実は失礼な質問をしたかなと反省をしております。

広報に載ってました、こういうががありますよというのが（スクリーンを示しながら説明）。自分もエリアメールが来るので、防災メールはえいや、どうせ同じやろうという友達が以前おりました。答弁にあったように、広報に既にある情報では、防災メールは大災害が発生した場合、災害の状況やさまざまな支援について情報発信する予定ですよ、エリアメールよりもよりきめ細やかなことが送られてるということがわかりました。それを自分も知らなかったのが非常に恐縮ですが、もっともっと皆さんが知るべきではないかと思えます。

ちなみにホームページでYahooとかで「香美市防災メール」で検索しても、実はエリアメールのほうへどっちかというたら誘導されるというか、余りにもそっちのほうの方が有名なんでそっちへ誘導されて、なかなか香美市防災メールがあるよっていう情報に行き着きません。もっともっと情報のアップとか拡散が必要ではないかと思えます。

またあわせて、この広報というがはたまたま自分見つけましたけども、情報としては死んでいく情報というか埋もれていく情報なので、以前質問して一瞬やっていただきましたが、ロビーとかを使って、これはもうずっと参加者、参加者というか登録者がふえていくまで、もうほんとに常時置きっ放しぐらいの告知をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ちなみに防災メールの登録者の数もあわせてお願いをいたします、現在の。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

防災メールの登録促進につきましては、今後工夫を凝らしまして、なるべく多くの方にご利用いただけるように努めていきたいと考えております。10月現在での登録者数でございますが84件でございます。

以上であります。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） この内容がちゃんとかう載るような、災害や支援情報が載るということは、その避難所の運営に対してもかなり対策本部で決めたやつを、走ってとかそんな情報とか電話とかやなくて、ここでばっと出したら避難所ですぐ見れるということも大切なので、84件、もうほぼ皆さんが持つような、登録するような状況までロビーを使い、支所を使い、スーパーを使い、どんどんどんどん広報をよろしく願いをいたします。

続きまして、(2)の同報系防災行政無線の質問に移ってまいります。

①の質問は、もう既に先日の答弁で運用していることがわかっておりますので取り下げます。

そこで、②の質問も実は概要や流れは既に答弁が出ておりますので、そこはもうパスをしますが、幾つか自分が通告の中で具体的な問題があるよということも指摘をさせていただきましたので、それについてちょっと自分なりに考えた提案型というか、提案も含めた質問になりますが、よろしく願いをいたします。

まず、最初の屋内にいますと、放送が全く聞こえないエリアがあるということです。補完的なものとして行政防災無線電話応答サービスが用意されてるという答弁がありましたが、放送があったこと自体がわからない場合が多くあります、言うようにね。割と周辺地域やったら何か言ゆうけどわからん、ほな聞こうかっていうたら電話で大丈夫ですけども、このエリアはもう窓閉めてて建物の関係、風の関係で放送があったこと自体がわからなければ、電話をするも何もない状況ですよ。全くわからないということに対して、自分なりに考えたやつはどうでしょうかという質問にしますのでよろしく願いします。

先日の同僚議員の質問でサイレンはよく聞こえるという話がありましたが、放送の始まりはこれから放送がありますよ的な告知として、サイレンはまた別のものですね、サイレンまでとはいかなくてもかなり音量を大きくしたチャイムをまず最初に流すと。あ、何か放送があるなという、室内にいる人も何か放送がありゆうぐらひは気がつくような形でやれば、後は状況によって聞こえなくても、今言った補完的な防災行政無線電話応答サービスというすてきな、これですね(スクリーンを示しながら説明)、こういうサービスがあるようですので、まず気がついて、何かが起こったと気がついていくようにするために、ぜひ大きなチャイムでこれから放送があるよということをやってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(比与森光俊君) 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長(中山泰仁君) お答えいたします。

ご提案をいただきました、チャイムでのまず告知ということでございますが、機械的に可能であるか検討したいと考えます。

以上でございます。

○議長(比与森光俊君) 7番、利根健二君。

○7番(利根健二君) よろしく申し上げます。同じ音量のチャイムやったら意味ないんで、あるよ、あるよ、あるよっていうこれぐらひのやつで、あと話はこれぐらひみたいな感じでよろしく申し上げます。

あと2つ目、3つ目ですが、聞こえるエリアでもエコーというか、自分らはリバーブとかエコーとかって言うがですけども、がわんわんわんわんと言って聞きづらいと、何を言ってるのかわからないという声もあります。そして、放送する人により内容が聞き

づらいということも聞いております。そこでまた提案型の質問になります。

放送の必要ができたとき、庁内に誰がいるかわからないと思います。現実的に現在も特定の人のアナウンスではないというふうに聞いております。そこで、可能性のある複数の人にアナウンスの事前研修をしてはどうかということをご提案いたします。

これは自分の職業上わかっていますが、話すときのマイクの距離とか声の出し方、話すスピード等で格段に改善されます、間違いなく。ぜひこの話す可能性のある方に、そんなに長い講習とか難しい講習やないのでぜひお願いをしたいということと、避難準備、避難勧告、避難指示などの開設になるといろいろ開設する場所もあると思いますが、定型のアナウンスについては事前に録音して、人によって聞きやすいとか聞きにくいがないようにしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

アナウンスの研修につきましては、今後の課題であるというふうに認識いたします。肉声の放送では、常に安定した読み上げを実現することが困難でございます。そのため、運用開始の当初から機械での合成音声による放送を主としておりましたところが、やはり読み上げの速度が遅いとか抑揚がないといったご指摘をいただきましたので、今現在、肉声放送に切りかえておるところでございますけれども、定期的な放送内容につきましては、合成音声での調整も進めまして、改善に努めてまいりたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） その合成音声をつくったのは、合成というのは結局人がしゃべったやつを録音してというようなことですか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 声の音源自体が機械でのものということになります。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 音声は機械やけど、まあ言うたら合成、人間の肉声やなくて合成された音声でつくったということですね。それは非常に多分聞きづらいと思いますんで、肉声での録音したデジタルデータ化したやつが、ボタン1つでそれぞれ再生できるようなシステムがありますので、その辺の検証もまたよろしくお願いをいたします。

広報を見ますと、もっとも情報の多いのが同報系行政無線ですね。これいろいろありますが、エリアメールよりも防災メールは被害の状況やさまざまな支援がプラスをされてます、データで見る限り。しかもその行政無線と、それから今言った電話については、それにプラスして市からお知らせする行政情報、機器動作確認のための定時放送みたいな、どんどんどん情報が多いとか、行政無線が一番重要ということはないですが、緊急性がないものを含めてですけども、情報量が多いので最も実は重要じゃない

かと思しますので、ぜひ改善を求めます。

あと、昨日答弁にあったように大きく予算の伴う改修はすぐできないと思いますが、工夫により改善されることは、今自分が気がついたことだけは言いましたけども、まだまだ実はあるかもしれませんので、いろいろな方に知恵をかりることが大切だと思いますので、自治会の行政連絡会でも聞けるろうと思いますし、住民と接する場所でいろんなパイプ、いろんなチャンネルを使って情報を得て、それに細かく対応していくことが大事だと思いますけども、その辺をどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

防災行政無線の運用につきましてはまだまだ始まったばかりということでございまして、いろんな面で皆様にご不便、ご不自由をおかけしていることは重々承知しておりますので、いただいたご意見を改善に生かせるように、今後とも努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 以上で全ての質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 利根健二君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

8番、山本芳男君。

○8番（山本芳男君） 8番、山本芳男でございます。今回2点の質問をいたしました。一問一答で質問をいたしたいと思っております。

まず1点目でございますが、香美市議会議員選挙についてでございます。

まず最初に、私も何回か選挙に出ましたがこういう問題が起きたことは初めてでございます。全くあり得ないことでございまして、私がきょうここでこういう質問をするのは、大変重苦しい思いがありますがお聞きしたいと思っております。

ご案内のように、香美市議会議員選挙が8月26日告示、また9月2日投票日ということで選挙が執行されました。その選挙期間中でございますが、物部町の147番、これは私の地元の安丸部落の程野班というところで6世帯、高齢化をしております。皆さんが一生懸命頑張っている地域だと思ってる。私の自宅から直線距離にしますと200メートルくらいのところに看板が設置されております。私の自宅から5分のところに田んぼがございまして。その田んぼのあぜから見れば候補者の顔が見えるくらいの距

離のところでございます。

それが8月30日の午後3時ごろ、6名のポスターが剥がされてるという通報があったようでございます。そこで、その当日でございますが5時ごろ、南国警察署の2名の刑事が捜査に来たと聞いております。これ私が選挙が終わってから聞いたことございまして、地元の方がほんとに大変じゃったと、まさか刑事が来るとは思わざったと。これは当然です。歴史上、私の集落ではそういうことは絶対なかったです。たまにパトカーが巡回でまう道路、そういう状況の中でほんとに高齢者に対してご迷惑、難儀をかけたという思いで、私は家内と2人でその関係者の方に、私も立候補しておりますのでこの選挙には関係があると思ひまして、大変難儀をしたねえ、申しわけなかったというおことわりをさせていただきました。

ある男性の方でございますが、畑でちょうど仕事をしておったらしいです。刑事としたら当然捜査でございますので、地元の方にも掲示板のところ捜査状況をお聞きする、また写真も撮って、南国署のほうへその捜査状況を知らせるのがこら当然のことでございます。その方が申しますのに、私は耳も聞こえん、目も見えん、もう勘弁してくれと、こういうことを訴えたということをお聞きいたしまして、ほんとに申しわけなかったということを私は申し上げました。ほんで、その捜査状況というのはやはりまだ捜査の段階であろうと思ひますので、また状況がわかり次第、その方々にも報告をさせていただくということをお言ひしておりますので、今回質問をさせていただきました。

そこで、捜査の状況と経過をまずお聞きしたいと思ひます。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山中俊明君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山中俊明君） お答えいたします。

当該事案につきましては、平成30年8月30日午後3時過ぎに、物部町安丸の程野地区周辺で街頭演説を行っていた陣営から、選挙管理委員会に連絡がございました。その後、当該陣営が南国警察署に通報した結果、公職選挙法第225条第2号（選挙の自由妨害罪）に抵触する案件として、南国警察署による捜査が行われたものと考えられます。

当該事案につきまして、当事者以外には捜査状況の経過はお答えできないとのことでございますので、捜査状況等についてお答えすることはできませんが、今後の捜査において警察署から協力の要請がありましたら、当委員会といたしましても全面的に協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 8番、山本芳男君。

○8番（山本芳男君） 南国署としたらお答えはできんということらしいですが、私は、絶対この6名の方のポスターが張り忘れではないかと信じております。今現在それは剥がされておたら当然捜査をしておると思ひますが、そういう状況もないようでございますので、私はそういうことを信じて今後こういうことがないように、皆さん方も

気をつけていただきたいということを言っておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ご案内のように西日本豪雨、岡山、広島、愛媛、それにあわせて今度北海道の地震、続けざまの台風におきましてたくさんの方が亡くなられました。亡くなられた方にまずご冥福と被害に遭われた皆様方の復興・復旧を心からお祈りを申し上げまして、7月の豪雨について質問をさせていただきます。

物部町の豪雨によりまして、7月6日でございますが1時間雨量が63ミリ、6月28日から7月6日の10時ごろまでに総雨量が1,126ミリ、繁藤がちなみに1,047ミリということで、別府、影仙頭、明改あたりは恐らく1,800ミリか1,900ミリ降ったんじゃないかなろうかと、こういう大きな集中豪雨でございまして、大変な被害も受けたところでございます。そこで物部支所の職員の皆さん方、また防災対策課長には、いろいろとそのときはご尽力を賜りましたことをここで厚く御礼をまず申し上げたいと思います。

その豪雨によりまして、7月5日から7月13日までに延べ人数126人が避難をされました。それで7月9日に避難所が閉鎖されましたが、これは続けざまに避難をさせていただいたということは、国道の崩壊とかさまざまな課題があって避難させていただいたと、これも昨日の同僚議員の質問でもございましたが、改善をしていく方向でやっていただきたいと思いますが。それで195号線の通行どめによりまして、岡ノ内以降158人が孤立という状態になったわけでございますが、このような状況の中で対応に大変苦慮されたと思いますが、私も期間中は物部支所へ毎日行って何もできませんが様子等も見ていたところでございますが、そこでちょっと気になることがありまして、本所と物部支所が情報の共有、連携がとれておったかということをお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

一連の対応の中では、当初機能しておりました地元から支所、支所から本庁災害対策本部という情報の流れ、災害対策本部から支所、支所から地元という対策の流れが、事態が急迫した場面で本部が地元と直接やりとりを行った結果、棚上げされた状態となり、支所との情報共有・連携した対応が機能しなくなっていたことは否定できません。別府地区からの人工透析患者のヘリ搬送、国道通行どめによる岡ノ内地区での避難勧告など、一刻を争う事態に際し対策を最優先せざるを得なかったという事情はあったものの、今後の課題として認識しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 8番、山本芳男君。

○8番（山本芳男君） まあ本所と支所というやっぱりネックがあるというのは今明らかになったんじゃないかと思いますが。

平成24年7月12日の豪雨で笹、大豊物部線、笹温泉の1キロ上で50メートルが崩壊して孤立したというときに、そのときは物部支所に前副市長が対策本部長として指揮をとった経緯がございます。今回も3町を見ますと物部町が物すごく被害が多かったということで、せめてそういう本部を決めて、かちっと連携をしながらやっていったらどうやったかなという思いがあります。当然本庁におきましても、物部川氾濫という大きな課題もあったと思います。

そういうことで、副市長とは言いませんが、その防災対策課の担当くらいは1人物部町へ据えて、そこでやりとりをやると。それと、やっぱり住民に周知しちよかんとはばらばらに防災対策課へ電話するか物部支所へ電話するかというようなことで、さまざまな問題が今回浮き彫りになったと思います。

そういうことで次の②の質問に行きますが、今日の異常気象、特に須賀井トンネルみたいな災害がいつ、どこで、どんな形態で起きるか、予測の難しさとそれゆえ備えの重要性が必要であるということで、今回の豪雨により課題が先ほども申し上げましたように多かったと思うが、その教訓を酌み取り生かす努力が必要であると思います。今後どのように対策をしていくか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

非常時は、平常時に作成した計画・マニュアルなどの実効性・有用性が実証されることとなり、その後、事業改善に有効とされるPDCAサイクルをもって改善していくことが求められます。このサイクルの提唱者は入念な評価を行う必要性を強調しておりまして、後にC（CHECK）をSTUDY（学習）に置きかえ、PDSAサイクルと名称を改めたようです。まさに課題から教訓を酌み取り、生かす努力が必要であると認識しております。

7月豪雨では、幸いにして人的被害に至っておりませんが、災害時の組織対応における問題点、課題が数多く見つかっております。実践から得られた知見をフィードバックし、今後の災害対応力のレベルアップに生かしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 8番、山本芳男君。

○8番（山本芳男君） 今回の豪雨によりましてさまざまな問題があったのはもうこれ事実でございます。いま一度、防災対策課と物部支所との反省点も随分あると思いますが、それを協議して今後のこの災害に対しての対応を俊敏にやるということ、ちょっとこの辺はどうでしょうね。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

情報の共有につきましては、この後災害のたびに支所とそれから本庁との連絡員を固定しまして、カウンターパートナー式で情報の集約を行いまして対策をしているという

状況でございます。さまざまな課題として挙げられておりますうちで、やはりその情報の共有というのが全ての対策の基本であるというふうに認識しておりますので、今後もその機能の強化に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 8番、山本芳男君。

○8番（山本芳男君） ぜひともそういう反省点もございますので、いろんな協議もしていただきまして、今後の災害に対しての対応を俊敏にやっていただきたいとこのように思います。

次に③ですが、私も避難者に簡易なベッドという声があるがということでございますが、私も物部のプラザへ避難を家内とともに何回かさせていただきました。私のところは非常に危険なところということで、昔はそういうことなかったですけど、最近は慎重になりまして避難をさせていただいております。そういう中で、高齢者がホールにブルーシートを敷いて避難をしておるということもございまして、畳の和室におきましては人数も限られますので、どうしてもホールを使用するというので、田舎で高齢者もなかなかおきまして足腰が悪い人も随分おられて、これはもうやっぱりベッドが、今では段ボールでもできるというような簡易ベッドもございますので、やはりこれは必要だなという思いで今回質問させていただきましたが、きのうの同僚の議員に対して、100セット準備するというのでございますので安心をしておる、もうこの点につきましては質問を取り下げさせていただきます。

次に④でございますが、徳島県的那賀町と香美市で災害救援協定を結んではどうかというご提案ですが、議会も新四ツ足峠トンネル建設促進議員連盟というのもやっておりますが、この災害救援協定というのはやはり別府、岡ノ内地域が今回孤立したと、これが長期でなかったもので、須賀井トンネルも県の配慮によりまして片側通行ということで難儀をしたところでございますが、長期になった場合にどうしても、ヘリポートが別府と岡ノ内に市のご配慮によりましてできておったのが今回は幸いしたと思います。支援物資、保存水等もヘリで運んでいただいたということで、皆さんがヘリポートがあってよかったと、今回それがなかったら大変じゃったというお話も聞いております。

また、その迂回路の話も出ましたが、こらまあお話だけで済ませていきたいと思っておりますが、押谷から西谷のところまで行ってますが、これは県も検討していただいております、はっきり言って。中央東土木事務所の所長も中央林業事務所の所長にも、どうしても迂回路が必要じゃということでお願いをしていただいております。ただ、その迂回路が今現在用地交渉がなかなか厳しいということで、路線を変えないかんというようなこともお聞きしておりますので、ぜひこれは早く路線を決めていただきまして、ぜひ中央林業事務所へも積極的に早く早期に完成するようにしていただきたいと思っております。

そういうことで、旧木頭村はうちの北側ですわね、この集落はこの香美市と生活圏になっております、はっきり言うて。随分と徳島県のほうからこちらのほうへ、山田のバ

リユーとか、それと物部診療所、歯医者、それと自動車の修理まで北側近辺は来ている、物すごく親近感があるところでございます。ぜひとも、こういう長期の孤立となると当然さまざまな支援物資ももちろんですが、トイレのくみ取りなんかもこれは重要な課題になりますのでね、そういうこともいろんな協定を結んでやっていったらどうかということをご提案をいたしますが、どうでしょう。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

災害対策基本法第5条の2では、地方公共団体は、防災に関する計画を作成し、法令に基づき実施する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するよう努めなければならないと規定されております。

災害対策には、自助・共助・公助、それぞれの役割を組み合わせた取り組みが重要であると言われております。乗り物に例えると、このうちどれか1つに依存した状態は一輪車に乗るようなものと考えられます。一輪車では安定性に欠け悪路を走ることはできません。2つが機能すると二輪車、3つで三輪車、より安定性・直進性が高まります。これに外部からの支援による援助を加えると四輪駆動車となります。こうなれば大抵の悪路は走行可能となります。災害現場で必要とされるのは、一輪車ではなく四輪駆動車であることは言うまでもありません。災害への備えとして相互の応援協定は有効であると考えますので、検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 8番、山本芳男君。

○8番（山本芳男君） 前向きな答弁をいただきましたので、これはぜひ市長が先頭に立って、那賀町の町長さんともお話をしながらぜひ進めていただきたいんですが、市長としてはどうでしょう。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 災害対策についてお答えをしたいと思います。

言われるように、災害の際にお互いに助け合うということは非常に大事なことであります。既に協定がなくても、例えば大豊町の場合には避難を受け入れるとかいうふうな取り組みもさせていただいておりますし、今般の集中豪雨におきましても、岡山のほうに物資を送らせていただいたりとかいう取り組みをさせていただいております。私どもも今回の集中豪雨では、通行が不能になって徳島のほうから入らなきゃならない。実際に電源車の車両なんかについては、そちらのほうから入ってくるとかいろいろな工夫をされておるようでありますので、私どもとしましたら那賀町の方々と力を合わせて、やはり災害のときにお互いに支え合うということは大切なことでありますので、機会があればそういうお話をさせていただこうというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 8番、山本芳男君。

○ 8 番（山本芳男君） 市長のほうから前向きなお話をいただきました。ぜひこの協定を結んでいただきまして、山間地の安全を守るためにもぜひ進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長（比与森光俊君） 山本芳男君の質問が終わりました。

次に、17番、村田珠美さん。

○ 17 番（村田珠美君） 17番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

災害時協力井戸の取り組みについて。

今年台風発生率も高く、風水害が大変心配される年となりました。また、自然の猛威は容赦なく突然にやっけてまいります。6月には大阪府北部でマグニチュード6.1の地震が発生し、7月には愛媛県、広島県、岡山県、そして高知県西部、香美市など広域にわたり、豪雨による甚大な被害をもたらしました。そして北海道の大規模地震です。被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

南海トラフ地震は、今後30年間の間に70～80%の確率で発生すると見込まれており、年々切迫感が高まっております。誰もが予期せぬ形で襲ってくる自然災害、その猛威に私たち一人一人の力は小さいのですが、力を合わせさまざまな教訓を生かして、いざというとき命を守ることを考え、その後生き抜くことを考えなくてはなりません。

全国各地でさまざまな自然災害が起こり、私たちは日々心配をしながら生活をしているという声を聞きます。生活の中で一人一人ができること、また行政側で実施すべきことなどがあると思います。中には手だてができていないこと、手だてをしても市民に周知ができていないことなどがあると思います。いざというときに、1人でも多くの方々が困らないような対策をしていくことは非常に重要です。

まず、①の質問をさせていただきます。

2018年1月31日で終了した香美市災害時協力井戸整備費補助金制度の利用件数と成果をお聞きいたします。

○ 議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○ 防災対策課長（中山泰仁君） お答えします。

制度改正前の災害時協力井戸整備費補助金の利用件数は、平成26年度が3件、27年度が3件、28年度が1件、29年度が1件の計8件でございます。整備を行った地域では、生活用水の不足を補うことにより公衆衛生の悪化を防ぐことができるものと期待されます。また、地域住民の助け合いの精神を基盤とした事業でもあり、地域の防災意識の向上、共助の力の強化につながっているものと考えております。

以上でございます。

○ 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○ 17 番（村田珠美君） 続けて、②の質問をさせていただきます。

今年4月から補助金が30万円となり、まだ6カ月ぐらいしかたつてはございませんが、②の質問です。

現在の自主防災組織が災害時協力井戸を整備する補助事業の現在までの利用状況をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 制度改正後の補助の実績でございますが、現在までに2件の申請がございました。また、このほかに補助申請のご相談を数件いただいております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 長きにわたつての補助金制度なんですが、全体で前回の分が8件、そして今回がまだ2件というふうなことで、まだ相談の段階ということでしたので実施には至ってないというふうなことです。成果自体はすごくあると思いますので、ぜひ後に出てまいります。いろいろと周知等も考えていけたらと思います。

続けて、次の質問をさせていただきます。

停電時等により電気を利用したポンプは使用できなくなります。電源が不要な手押しポンプ式は現在何カ所ありますか。また、場所はどこでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

補助制度で整備した8カ所のうち、7カ所が手押しポンプ式となっております。場所でございますけれども、地区で申し上げますと土佐山田町には6カ所、東本町・旭町1丁目でございます。それから中野地区、八王子地区、楠目地区、秦山町1丁目、それから平田ですね、これもまた楠目、楠目に2カ所です、済みません。それと物部町に1カ所でございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 8カ所のうち7カ所というふうなことです。これは全て災害時協力井戸として登録をさせていただいてるところでございませうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

全ての箇所が災害時協力井戸の位置づけとなっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ④の質問をさせていただきます。

本年度補助額が30万円となり、補助金は整備となっておりますが、手押しポンプを今ある井戸に新たに設置するのは対象となるのでしょうか。災害時はこの手押しポンプが

大変必要となりますので、ご見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

補助金交付要綱では、補助対象事業の1つとして、災害時協力井戸への井戸ポンプの設置を定めております。井戸ポンプの定義は、水を吸い上げるため井戸に設置する装置を言い、動力の有無を問わないとしております。したがって、手押しポンプの設置は補助対象となるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 個人で井戸をお持ちの方々は、井戸に対する補助金の制度を知らない方が多いと聞きます。行政連絡会等だけの説明なのでしょうか。また、自主防災組織の研修会や各種団体等での地震災害について研修会等があると思いますが、そのような場所で周知をしているのでしょうか。

⑤の質問です。

この事業に対して周知はどのようにしてきたのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現行の制度では、補助対象団体を災害時協力井戸を存する地域の自主防災組織等と定めておりまして、主に自主防災組織連絡協議会へ周知を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） そうすると、自主防災組織がないところ等につきましては、そういったことが余り浸透していかないところもあるのではないのでしょうか。せっかくの補助金が件数も少ないというふうなことで、ちょっともったいないなというふうに思います。

香美市地域防災計画の第2章、第13節、食料・飲料水及び生活必需品等の供給体制の整備の3の(3)生活用水の確保、ア井戸の活用の(ア)ですが、「民間の既設井戸の分布状況に関する調査を行い、災害時に地域に開放してもらうよう災害時協力井戸としての活用推進を図る。(イ)災害時協力井戸について、所在地、使用に当たっての留意事項等を地域の住民に対し周知を図る。」とあります。こういった計画の中にも盛り込んでございますので、ぜひとも住民の命を守るために推進と周知をお願いをしたいと思います。

先ほどまでの8カ所につきまして、災害時協力井戸は防災マップには登録されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

整備を行いました自主防災組織に確認を行ったところ、防災マップへ登録している組織は1組織でございました。しかしながら、防災訓練で使用するなど、地域住民の方への周知は行われておるといふことでもございました。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 一度だけそういったことをされたというふうなことでございまして、今現在地域の方のみ知ってるというふうなことでございましたが、冒頭にも申しましたように、地震はいつどこで起こるかというふうなこともございますので、そういったマップをつくって、これだけじゃなくていろんな防災に関する冊子ができたと思うんですけど、そういったところにも盛り込んでいただけたらよかったかなというふうに思います。

他市のほうではこういった（資料を示しながら説明）、ちょっと見えにくいかもしれませんが、こういうふうなマップをつくっているところもあるようでございます。今後協力者がふえてくると、こういったマップもできるのではないかなというふうに思います。

住宅地では火災や住宅崩壊などが心配されますが、住宅は耐震化も進み助かったが、ライフラインの1つである水が、水道管等の破裂等により遮断されて供給ができなくなります。被害に遭うと、まず私たちは片づけを始めるといふ思います。しかし、水が出ないと洗うことができなくなり不衛生で、また感染症や病気になる方々が増加すると考えられます。

他県では、この災害時協力井戸の登録制度として広く市民に呼びかけております。鳥取県では登録に当たって、井戸水を条件つきではありますが無料で検査もしています。登録要件はもちろん必要ですが、自主防災組織だけではなく、広く市民から災害時協力井戸の募集をしています。そして、登録していただいたところには、こういった（資料を示しながら説明）誰が見てもわかるような標識をつけております。

⑦の質問をさせていただきます。

現在の補助金制度を自主防災組織と事業所、水の出る井戸をお持ちの市民の皆様へ呼びかけると広がっていくのではないかとはいふ思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現状では井戸の実数、実態に関する調査がなく、ともに把握できておりませんが、事業対象として活用可能な井戸はほかにもあるものと考えられます。地域における共助の力を強化するためにも、補助制度の活用を広く周知するよう努めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 今後見直しをしていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 制度の見直しにつきましては、今年度に補助額を引き上げたばかりでございますので、今年度の事業の経過を見つつ検討してまいりたい。現在の制度が最善であるというふうには考えておりませんので、逐次改善は図っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 飲み水は数日の備蓄はあるんですが、物を洗ったり、洗濯掃除、そしてトイレ等の生活用水はほんとに必要なだと思います。近くに生活用水があり使用することができるのか知らないから知りたいとある方からお電話をいただきました。高齢者が集まるといろんな話をするそうです。そして、必ず来ると言われている地震対策として水の確保ということで話が広がっていき、行政主導でしてほしいというふうなことをおっしゃってございました。今からもしものときに心配のないようにしてほしい。自分だけではなく子どもたちのためにも何としても井戸水の復活ということで、ぜひ検討していただきたいというふうな声を聞きました。また、別の方からは、個人でも災害時協力井戸として登録できたら、手動式のポンプにかえて協力をしたいというふうな声も聞いております。

現在の補助金制度は、自主防災組織が災害時協力井戸を整備する場合となっていて、自主防災組織に加入していない人や自主防災組織の立ち上げができていない地域などもあり、個人の方々にも協力を広報等でお知らせをして広げて登録をさせていただくと、皆様方の助けになる井戸水が広がっていくと思います。

先ほどのちょっと質問とも重なるところもございますが、⑧の質問をさせていただきます。

地震などの災害で水道の給水が停止したとき、不足しがちな生活用水を所有している井戸から無償で提供していただける災害時協力井戸として、所有者の方々を募集し登録をさせていただき、水質検査も実施して行政サイドで災害時の命の水を確保する取り組みはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご提案いただきました災害用井戸の認定・登録制度につきましては、各地の自治体で実施されております。阪神淡路大震災や東日本大震災など、大地震による災害では給配水管や水道施設が損壊し、被災者は生活に大変な不便を強いられました。飲料水はペットボトルなどの備蓄や応急給水などで比較的速やかに供給されたようですが、大量に必要な生活用水は十分な供給までに最大3カ月を要しました。

災害対応には、公的な支援とともに自助・共助の力が重要な役割を担っており、水道断水時に地域の民間井戸が生活用水として活用され、被災者の生活に役立てられたとの事例が多数報告されております。日常使用されている井戸を登録要件とすれば、揚水ポンプの設置も不要であり、速やかな生活用水の確保につながるものと期待できます。先行自治体の事例について、情報収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 先ほど課長が述べられましたように、ほんとにこの生活用水というのは非常に大切なものになってまいります。最大3カ月っていうふうなことは待つこと自体が大変なことだと思いますし、香美市も大都市とは変わらないような状態になると思いますので、ぜひ早期にさまざまな手だてを考えていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、大きな2番目の質問をさせていただきます。

災害時のトイレ対策についてです。先ほどは水でしたが、このトイレも市民は不安を感じている大切なことでございます。熊本地震を受け、熊本県教育委員会が県内の学校設置者に対して行った調査では、備えられていなかったために困った機能として、多目的トイレがトップだったそうです。東日本大震災でも、文部科学省の報告によれば、避難所として利用された学校525校のうち、74.7%が問題になった施設・設備としてトイレを挙げております。

災害時のトイレは、人間の尊厳だけではなく命にもかかわる問題です。災害関連死につながることもあるそうです。建物の倒壊などで命が助かっても、その後の避難所生活で命を落とすことがないように、災害関連死をなくすためにも真剣に考えていくべき問題だと思います。

実際に被災した方がトイレに行きたいと感じるのは地震から何時間以内なのか、こういったことをある大学のアンケートで調査をしたようです。東日本大震災の被災者36名ですが、聞いたところによりますと、発生から6時間以内と答えた方が約7割という結果が出たそうです。また別の大学ですが、仮設トイレが3日以内に避難所に行き渡った自治体は34%という調査もあるようです。被災地に仮設トイレが届くまでの時間を調べたこの調査では、最も日数を要した自治体は65日だったそうです。

香美市がそういった場合に何日になるのかはわかりません。大都市と違い手だてが遅くなるとも、島の国ですので遅いと予想もされます。備えをしっかりと考えていくべきではないでしょうか。災害時のトイレ対策は万全でしょうか、お伺いをいたします。

①の質問です。

日ごろからの準備として、簡易的に使用できるトイレ用品等の紹介を各家庭や個人での対策を促すことはしているとは思いますが、香美市の補助金の中の新規事業として、災害用トイレを購入する場合の現在の取り組みについての状況をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市災害用トイレ等購入費補助金につきましては、本年度予算で10件分を予算化しております。現在のところ、補助金の交付決定を行っておりますのは1件でございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 補助金の補助金額は1万5,000円だったと思いますが、それで1万5,000円が妥当だというふうに検討したことで、この新規事業はどういった声等があって立ち上げるようになったのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

昨年度から取り組んでおります市内各避難所の避難所運営マニュアルの策定に当たりまして、説明会、ワークショップを開催してございましたところ、複数の参加者から震災時におけるトイレの損壊に備えて自宅でのトイレを確保したい、自宅で避難生活をできるだけ送りたいという旨のご要望が寄せられたところでございます。そうしたご要望にお応えするという形で今回、トイレの購入費補助制度を創設したところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） それはとてもいいことだと思います。早い対応をありがとうございます。

それでは、②の質問をさせていただきます。

新規事業としての周知はどのようにされていますか、1件だけということでございますので。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

市民の皆様へのお知らせにつきましては、広報香美5月号で事業内容をご紹介します。また加えて、香美市公式ホームページの補助金・助成金ページに新着情報として掲載しております。また、香美市自主防災組織連絡協議会の場においても事業紹介と説明を行っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） さまざまな方面で周知をしていただいているようですが、防災会のほうにお手紙をつくって、一応こういったトイレがあるんですよっていうふうなことを載せて、地域に回覧板で周知をさせるっていうふうなことも、10件ですからなかなか競争率が高くなるかもしれませんが、そういった方法も今後考えていただけたら

と思います。

前回の質問でトイレ環境について質問をさせていただきました。市民の方々からは、とても大切な質問だったという声をあちらこちらから聞きました。香美市のイメージアップにもなる大切なことですので、ぜひとも改善をしていただけたらと思います。この公衆トイレは災害時にも重要な役割を果たすと思います。

香美市地域防災計画の中に第2章、第14節、廃棄物等の処理体制の整備、2、し尿の処理体制の整備に（4）災害用仮設トイレの整備等がございます。その中のウですが、「災害時に一般開放することが可能な公共施設のトイレについて、事前に把握を行う。」となっております。

公共施設のトイレには公衆トイレ等も入ると思うのですが、現在ある公衆トイレ環境は改善が必要と考えます。手洗い用の水の確保も井戸水につながると思いますが、近くに井戸の確保をするなどの対策はお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

水道が使える場合、または水を確保できる場合であっても、大規模地震の発災直後は、下水道、浄化槽など排水先が破損している可能性があります。この場合、被害状況が確認できるまでは、水洗トイレの使用を中止し災害用トイレを使用しなければなりませんので、簡易トイレの確保を優先して進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） そのとおりだとは思いますが、災害が起きた場合に業者の方もそんなにたくさんいるわけではございませんので、いろんなところのチェックをするというまでに、たくさんの方々トイレを利用するというふうなこともふえてくると思います。そのときに近くに井戸を確保しておく、そのお水が濁ってるにかかわらず安心できて、濁ってさえなければ井戸水も使えるわけでございますので、そういったことも対策としてやはりこれからは考えていくべきではないかなというふうに思いますので、また、そういったことも含めまして考えていただけたらと思います。

また、香美市地域防災計画の中の災害用仮設トイレの整備等の中に、「ア し尿処理業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等と連携し、仮設トイレ等の調達・確保体制の整備を図る。イ 仮設トイレの備蓄を計画的に推進する。」とあります。

そこで質問をさせていただきます。④です。

仮設トイレの確保についてはどのような状況でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

仮設トイレにつきましては、組立式災害用トイレ及びトイレ TENT を防災備蓄倉庫に58セット備蓄しており、同じ仕様の物を61カ所の指定避難所に分散備蓄しております。

す。また、本年度も40セットを購入する予定でございまして、今後、備蓄可能な避難所を選定して配置してまいります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 組立式のトイレを61カ所に今年また40セット購入というふうなお話でしたが、どこにあるのかというふうなことは一覧で見ることができるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現在のところ、トイレを備蓄しております避難所につきましては、データとしては公表してはいたしません。今後、そういったところも手だてをしたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 数的にこの数ではなかなか不足すると思いますので、今後いつ来るかもわからないということを常に念頭に置いていただきまして、仮設トイレの発注が間に合わなくなるような形をとっていただけたらと思います。組立式ということですが、それは段ボールか何かなんのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

購入予定のトイレの仕様でございますが、予算要求段階ではトイレにつきましては、プラスチック製の強度も確保した仕様になっておると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 家庭のトイレが使用できなくなりますと、車にも乗らない方々は公衆トイレも行けません。復興までに時間がかかると不安でたまらない。今でも不規則で体調が悪いときもあり心配。そして家屋の耐震化はしているので大丈夫と思う、家庭でトイレを簡易的につくる方法を知りたいというふうな方がいらっしゃいます。水が流せなくても携帯トイレや袋を使った方法等対策を知りたいとさまざまな声を聞きます。

今までに被害に遭った地域の方々、高齢者や障害のあるの方々といった配慮が必要なの方々に対する対応が、行き届かなかったということが多々あるようです。

災害に遭っても自分は家があればもう避難はしたくない、自宅が一番安心・安全だと思う。避難所は不便で行きたくない。エリアメールが来ても避難をしないという声を聞くようになりました。先ほど課長のほうからもそういったお話があったと思います。不便、トイレが心配、プライバシーが守れないなどとお話をしていました。避難をしない

という方は、迷惑をかけたくないということもあるとお話をされていきました。

そこで⑤の質問をさせていただきます。

障害者、高齢者、子どもたち、女性に配慮したトイレは大変重要でございます。自治体等の防災学習会のときは、簡単につくれるトイレのつくり方などの研修はしているでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

既製の簡易トイレを避難所に備蓄することとあわせて、在宅での災害用トイレ確保のため、簡易トイレ購入の補助を開始しております。制度活用を広く周知するよう努めたいと考えております。

手製のトイレにつきましては、使用する部材によっては強度や汚物処理における品質確保が難しいと思われますので、現状では薦めておりません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） きょう、ちょっと見本を持ってきたんですけれども、ふだんはこういった形になります（見本を示しながら説明）。バッグにも入るようなものなんですけど、これをあけるとこういったふうに大きな袋になっておりまして、1回分ずつ処理ができるっていうふうな形です。凝固剤があるんですが、これで消臭効果もあったりしますので、こういったものがありますよとか、あとネットなんかにも載っておりますが、段ボールを2つ使ってですけど簡単にトイレをつくれるっていうふうな方法もありますので（資料を示しながら説明）、これ以外にもほかにもたくさんあると思います。そういったことで住民の方が家で自宅避難をされる方のためにも、また工夫を凝らしていただきましてそういったご指導のほうもしていただくと、ほんとに安心できるかなと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、これでトイレの質問を終わらせていただきまして、3番目の自転車運転の安全対策についてに移ります。

近年、スマートフォンを使用しながらの運転で、歩行者とぶつかり交通事故の加害者となってしまったという事例が報道をされております。また、自転車通学や通勤時の安全を守るヘルメットは、中学生までは定着しつつありますが、高校生から大人までの着用率は非常に低い。愛媛県では、県を挙げた取り組みによって着用習慣が定着をしているようです。交通事故総合分析センターによりますと、平成9年から平成11年に全国で起きた自転車の死亡事故のうち、頭部を損傷した人は64%を占めるそうです。

ヘルメットは正しく着用すれば、頭部損傷による死者の割合は約4分の1に低減できるそうです。自分の命は自分で守るためにヘルメットの着用と自転車保険の普及の推進など、自転車運転の安全対策についてお伺いをいたします。

では、①の質問をさせていただきます。

小学校と中学校では、交通安全教室等でヘルメット着用の必要性は指導をしています
が、高校生と大学生への取り組みはどうされていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ヘルメット着用の指導につきましては、高校生を対象とした取り組みは行っていない
ところがございます。大学生に対しましては、毎年4月に南国警察署交通課が高知工科大学
の新入学生を対象に交通安全講習を行い、その中でヘルメット着用の重要性を呼び
かけていると聞いております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 高校生にはされていないというふうなことです、今後、
高校生も含めて交通安全教室の開催をされることを希望しますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

今後、交通安全教室の対象を高校生までにとということでございます。現在のところ、
村田議員おっしゃるように中学生までという対象でございますけれども、やはり交通社
会の一員として高校生も交通安全のルールを守る必要はあろうかと思っておりますので、今後
関係機関とも協議をいたしまして、実施できるかどうかというところにつきまして検討
したいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） この高校生ですが、交通安全母の会の会員でもござい
ますので、それと香南市、そして南国市のほうからもいらっしゃる方もおりますので、
そういった方向をまた母の会のほうとも連携をしながら、検討していただけたらと思
いますのでよろしく申し上げます。

②の質問です。

着用率はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ヘルメットの着用率につきましては、統計データはございません。南国警察署のほう
にも照会を行いましたけれども、把握はしていないとのことでした。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 中学生につきましては、以前から比べるときちんと被って
いる方がふえてきているように思います。これは交通安全教室等の成果だと思いた
すので、今後もまたそういった方面でお声かけのほうをお願いいたします。

ヘルメットの購入は現在、中学生は2分の1の補助を出していると思いますが、③の質問をいたします。

13歳までの子どもに対して、ヘルメット購入の補助については十分でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市では、香美市通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱に基づき、学校長から自転車通学の承認を受けた小・中学生の保護者を対象に補助制度を設けております。内容は、通学用ヘルメットの購入費用の半額補助、上限が1,100円でございます。教育振興課が所管をしております、平成30年度は131名に対して補助を行っており、対象児童・生徒のほぼ全員をカバーしているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 小学校でも自転車通学をしてる生徒さんは何人かいらっしゃると思いますので、そういった方々に対しても補助を出しているというふうなことでありがたいのですが、幼児期の乗り始めからヘルメットを被るという習慣をつけるということもすごく重要なことだと思います。ヘルメットもほんとにいろんなデザイン等がございまして、価格的にも高いものもあつたりするようでございますが、こういったことで13歳までの子どもさんに対して、ヘルメット購入の補助は今後考えていけないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

13歳までの子どもさんということでございますので、やはり保護者の方が子どもに対する着用を守らせるという意識啓発が必要であろうかと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） もちろん保護者の方の教育というのは必要だと思いますが、最近をよく小さい子どもさんなんかもヘルメットを被って運転をしているのは見かけたりしますので、そういった意味で意識も高くなってきているとは思いますが。

また、次の質問に移りますが、高齢者が交通事故に遭う確率は非常に高いので、万が一のときにヘルメットを被っていると、転倒しても頭を打ち大惨事になることが少なくなると思います。

そこで④の質問です。

高齢者へのヘルメットについての見解と、命を守るためにヘルメット購入に対する補助金制度の仕組みを考えてみてはどうでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

平成25年から平成29年までの間に、高知県下で発生した自転車乗用者の死亡事故で35名の方が犠牲となっております。そのうち高齢者は20名と過半数を占めた割合でございます。事故犠牲者のおよそ6割が頭部に損傷を受けているとの統計もあり、高齢者のヘルメット着用は、自転車死亡事故の抑止に大きな効果があると考えられます。

しかし、残念ながら現在のところ、高齢者の自転車乗用ヘルメットの着用につきましては、必ずしも着用に関心が高まっているとは言えない状況でございます。自転車事故に占める高齢者の割合は、平成28年の件数で29.7%、死者数の66.7%に上ります。この事実を広く周知し、当事者意識を醸成することがまずは急がれる対策ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 交通事故の件数も高齢者は非常に割合を占めていると思いますので、その重要性については、課長も十分認識をされているということでございました。自転車に乗ったときのヘルメットの着用の重要性について、高齢者の方は認識が薄いということでございましたが。今度も老人大学が物部のほうであると思うんですけども、母の会が出向いていくということを知っております。そういったところでまた、できたらヘルメットを被ると安全ですよってということもつけ添えをしていただきまして、今後また啓発の中にもそういったことも含めまして、検討していただけたらと思います。そこでまた補助金制度があるということになりますと、着用していただける方もふえてきて、大切な命を失う方が少なくなっていくのではないかと思いますので、ぜひ今後に向けて検討をお願いいたします。

それでは、⑤の質問をさせていただきます。

自転車保険について、その後の検討の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

昨年いただきましたご質問の後、平成29年10月に自転車保険の義務化を条例化しております愛知県名古屋市に聞き取りを行いました。その結果、条例施行から1年で自転車保険の加入者がおよそ34%から74%にまで増加したということを知っております。

高知県におきましても、先般、高知県議会危機管理文化厚生委員会の中で、自転車の安全利用を促す条例が可決されております。その条例案の中に自転車保険の加入などが努力規定として含められており、今後県を挙げての自転車安全利用への取り組みの気運がより一層高まるものと思われまます。自転車損害保険の加入義務づけを導入した自治体の実情についてもう少し情報を収集し、今後課題を整理したいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） この自転車保険につきましては、それぞれのところによって努力規定だったり努力義務であったりとか、さまざまなものがあると思うんですけれども、これだけ加入者がふえ、そして自転車の交通事故が重傷化というふうなことになってきておりますので、毎日毎日自転車は乗っております。余りちゅうちょされずに前向きに検討をぜひしていただけたらと思いますので、今後どういったふうに展開していくか、また質問もさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

高齢者の方がよく傘差し運転等もされている方もいらっしゃいますのでほんとに危険な運転の仕方、また大学生等の交通ルールを守れなかったりとかっていうことで、出会い頭で怖かったっていう話も聞いたりもしますし、ほんとに日常茶飯事危険と遭遇しながら運転をされてる方もいらっしゃいますので、よろしくお願いします。

それでは、スマートフォン向けゲームの流行により、歩きながら、自転車を運転しながらのスマホの操作が交通事故につながるおそれがまたふえてまいりました。そして自転車の運転はもとより、歩きながら大人も学生もスマホを操作をしている人がいるので、ぶつかりそうになって非常に怖かったというお話も聞きます。歩いていると自転車よりは速度が遅いのですが、ほんとに前方不注意となり非常に危険でございます。

申しわけございません。ここで通告の訂正をお願いいたします。

議長の許可をいただいておりますので、⑥の質問でございますが、「スマートフォンを歩きながら操作をされている方の注意喚起についてお尋ねをいたします。」ということに変更をお願いいたします。よろしくお願いします。

この⑥の質問でございます。改めまして、スマートフォンを歩きながら操作をされている方の注意喚起についてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

歩きながらのゲームやメール操作に熱中するいわゆる歩きスマホは、視野が狭くなったり音を認識しづらくなったりなるなど周囲の危険に気づきにくくなり、駅のホームで電車に接触しけがをした例があるなど、事故に直結する大変危険な行為です。また、歩行者が歩きスマホで相手にけがをさせた場合は、過失傷害罪で30万円以下の罰金または科料に問われる場合がございます。交通社会の一員である以上、歩行者にも道路利用者として守るべき交通ルールとマナーがあります。

近年、歩きスマホによる交通事故に注意喚起を促す広報に取り組む自治体がふえているものの、条例を策定している事例はございません。今後、市民の方のご意見、有識者の方のご意見を聞きながら、対策につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 香美市は交通安全のまちというふうなことで、交通安全まっしぐらという母の会の横断幕もございますように、ぜひとも安全に向けての取り組

みをよろしくお願いいたします。

それでは4番目の質問、観光大使制定について…

- 議長（比与森光俊君） 暫時休憩といたします。
（午前 11時52分 休憩）
（午後 1時00分 再開）

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

17番、村田珠美さん。

- 17番（村田珠美君） それでは、4番目の質問に移らさせていただきます。

観光大使制定について。

観光大使は、本市の豊かな自然を初めとする歴史、文化、地域の特性を生かした特産品、魅力及び観光情報を広く国内外に紹介をしていただき、香美市の発展には欠かせない事業でございます。これまでに3回、同僚議員が1回、合計4回の質問をさせていただき、10月2日の諸般の報告・提案及び説明で、市長より観光大使についての説明を受け、とてもうれしく思いました。市長、副市長を初め庶務担当課となった商工観光課の課長、選考委員になられた各課の課長の皆様方に心より感謝を申し上げます。

観光大使について、現在までの進捗状況をお尋ねをいたします。

①の質問です。

5月30日から施行となった香美市観光大使要綱について、経過等説明をお聞かせください。

- 議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

- 商工観光課長（竹崎澄人君） ご質問にお答えいたします。

香美市観光大使設置要綱は平成30年5月30日から施行となりました。大使の役割としまして、①広く本市の魅力を紹介し、イメージアップに寄与すること。②市の要請に基づきイベント等への協力及び支援を行うこと。③市のイメージアップ及び観光振興に資する提言を行うこと。④その他市長が必要と認める活動と規定しています。

また、大使として委嘱する方としまして、①市内外で活躍している本市出身者。②市にゆかりのある者で、本市をこよなく愛する者。③市について、深い理解と認識を持ち、おのおの立場から前条に掲げる役割が期待できる者。④その他市長が適当と認める者のいずれかに該当する者の中から市長が委嘱するとしています。

全国でも観光大使や観光特使といった方々を委嘱して自治体のPRを行っているところですが、本市におきましても市の魅力を広く紹介し、市のイメージアップ及び観光振興につながっていければと考えています。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 観光大使設置要綱のほうを、抜粋ではございますが読み上げていただけたと思います。この要綱をつくるに当たりまして経過等の説明もお聞きしたかったのではございますが、特にこの経過等で困ったようなこととか、いろいろ論議したっていうふうなことはございませんでしたでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

また、後ほどの説明でも出てきますが、庁内で検討委員会を立ち上げまして、そちらのほうで要綱の素案づくり、そして当課でも他市の状況を調査するといったことを進めながら、ここまで経過してございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） それでは、続けて質問をさせていただきます。②の質問になります。

制定に向けて先進地に視察研修には行かれましたでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先進地の視察は行っておりませんが、インターネット等で市内外の市町村の取り組み内容や要綱等を調べるとともに、県内の観光大使を置いています市町村に対しまして、電話での聞き取り調査を行いながら進めてまいりました。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ほんとに他県ではさまざまな取り組みをなさっているところもありまして、この要綱を見ても先ほど課長のほうも述べられましたように、ほんとに大きな役割を果たしていただける方に委嘱をするというふうなことになっておりますので、期待が持てるところでございます。

第4条に選考委員会を要綱に盛り込んでございます。先ほどご紹介のほうもありましたが、この選考委員のメンバーは、副市長、教育長、総務課長、企画財政課長、定住推進課長、商工観光課長、農林課長、香北支所長、物部支所長の皆様方となっております。そこで選考された方を市長に推薦をして、そこから観光大使にふさわしい方に委嘱をお願いをするというふうな運びだと思えます。他市の要綱を私も見ても、選考委員会と記されたところはなく、これは新しくこういう組織を入れたというところはすごくよかったのではないかなと思います。

それで質問をさせていただきます。

9月に選考委員会を開催しております。メンバーは行政サイドの方のみで市民の代表がないのですが、それについてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 選考委員会につきましてお答えいたします。

このたび香美市観光大使につきましては、若手職員で構成します検討委員会において

検討を行いながら、定期的に報告を行ってきたところです。そして、その中で選考委員会のメンバーにつきましては、まずは職員のみで構成した委員会を設置するというところで決定をさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 何分にも初めてのことでございますので、そういった形でスタートを始めたということは理解ができます。選考委員会の中に市民の方が入ることによって、その市民の人に意外な人のつながりっていうものもあったりするのではないかと思います。選考委員会でそれをどういうふうにしてその方を決めていくかというときに、そのような声をホームページとか広報とか担当課までご一報などの工夫をしていくの难道うかと思いますが、次の質問に移ります。

このような楽しい取り組みは、市民の声も聞いて検討していくとさらによいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

まずは現在の制度で運用をしながら、今後は必要に応じた対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 今後、選考委員会のメンバーが変更になることがあるというふうに、捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 具体的なところの確定というものではございませんが、必要に応じた対応ということで考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 三山ひろしさんは山田高校の卒業生でもございまして、せんだって山田高校に来ていただきました。テレビで放映をされましたので、ごらんになられた方もいらっしゃるのではないかと思います。三山さんもほんとに喜んでいたというお話も聞きました。身近に感じる方だと思います。

それでは、⑤の質問をいたします。

職員提案により観光大使になっていただきたい方を募り、9月には選考を行い候補の選考をしたとの報告を受けましたが、候補の方は何名でどのような方々を選考したのでしょうか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

選考委員会において、市長への推薦候補者を選定をしました。候補者の方は、香美市にゆかりのある方となっております。今のところ選考委員会での選考を終えたところで

ありまして、現時点での詳細については控えさせていただきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ほんとにきょうはどきどきしながら、ひょっとして決まっているのかなと思いつつここに来させていただきました。確かに今お話ができないっていうことも理解ができますので、ぜひ三山ひろしさんを入れていただくように強くご要望いたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

そして、今後の計画についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 今後の計画につきましてお答えいたします。

今後は、市長に推薦した後に候補者を確定し、検討委員会において具体的な活動内容等を再検討した上で、ご本人への依頼を行い、承諾をいただきました後に委嘱となる予定です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） わかりました。この場合なんですが、お一人に絞られるのでしょうか、それとも複数の方に委嘱をされるおつもりなののでしょうか、そのところを教えてください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 人数につきましては、今の候補で挙がっておられる方で先ほど申しました計画で最終まで残った方々を、個人であればあれですが、複数であれば同時というふうにも考えております。ただ、その委嘱をするタイミング、委嘱式がどうなるかとか、そういったところはまだ今の時点では具体的には決まってございません。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 方々ということですので、複数になる可能性もあるというふうに考えてよろしいでしょうか。1人の方に委嘱をさせていただいてオーケーをいただいたら、その人からスタートっていうふうな形になっていくのかということも、まだ検討委員会のほうで話し合いをしないとお答えできない部分ではあるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

お一人の場合でしたら、もちろんお一人、個人でになりますが、複数ということで仮定をしますと、承諾をいただけるタイミングであったりとか、そういったところでまたちょっと流動的などころもあろうかと思えます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） それでは、まず1人というところから早急にそういった運びになりますようにお祈りをいたしております。いろいろと大変だとは思いますが、ほんとにここまでこぎつけたことにとっても感謝を申し上げます。よろしく願いいたします。

す。

市民の方々からこんな声も以前聞きました。「行政は議員や市民の声をなかなか聞いてくれない、なぜなのか」「せっかくだいいことを言っても今のままでは何も変わらないがじゃない」とか、「よくわからんき、政治とかこの行政の広報を見なかったりとかっていうことで離れていくがよ」とか、「わくわくドキドキするようなことを考えて元気なまちにしてください」などの声をたくさん聞きました。この事業の設置により、市民の方々にも、香美市も頑張っているってところが少しでも感じていただけるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ここで三山さんがもし観光大使第1号となっていていただくことができたら、10周年記念事業から観光大使へとつながるっていうふうなことでほんとにすばらしいことだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

観光大使の方々のお力をおかりして、それぞれの事業の成功に向け、またさらなるふるさと納税へとつなげていけたらと思いますので、頑張る香美市を全国にぜひ発信できるようにお願いをしたいと思います。

この観光大使につきまして、最後に市長より一言お言葉をいただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 観光大使についてお答えをしたいと思います。

村田議員さんから観光大使の提案をいただきまして随分と時間がたったようにも思いますが、きょうご答弁申し上げましたように何とかご承諾をいただいて、香美市の観光大使制度を起動させたいというふうに考えております。ぜひとも今申されましたように、全国へ向けて発信のできるような、そういう観光大使の制度としてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 市長より大変ありがたいお言葉をいただきました。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答で質問を始めます。

まず最初に、1、太陽光発電施設について質問します。

再生可能エネルギーは、固定価格買取制度（FIT制度）が2012年7月に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）に基づいて創設されて以来、全国でその導入が広がり、中でも太陽光発電を中心に拡大しています。

再生可能エネルギーは地域固有の資源であり、住民が主体となった活用こそ、持続可能で地域経済の活性化に資する取り組みとなると言えます。また、地域住民が主体でな

い場合も、地域住民や地元自治体、自然保護団体、専門家など広く利害関係者を交え、その地域の環境保全と地域経済への貢献にふさわしいものにすることが求められます。ところが、環境規制が弱い日本では、大手資本が利益追求を優先した再生可能エネルギー事業を強行し、地域住民の健康、安全にかかわる問題を引き起こしています。事業の中止や撤回をも求めた事例もあります。

このような背景もあり、経済産業省は2017年3月に太陽光発電事業計画策定ガイドラインを作成しました。関係法令の違反があれば認定を取り消す、また地元住民との合意形成を努力義務としました。しかし、その後もトラブルがふえたことにより、今年の4月ガイドラインを改定し、住民との合意形成を強調することになりました。

国の動向を踏まえ、高知県も2017年12月、太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインを改定しました。「対象施設は、固定価格買取制度における認定を受け、全量売電を主たる目的とする出力50キロワット以上の事業用太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く）」としています。

以上を述べまして質問をいたします。①です。

この太陽光発電施設を設置する場合、農地を転用しなければならないと思います。耕作できていない農地や遊休地等については、隣接している方との関係も含め、農業委員会としてはどのような手続になりますか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

市街化区域以外の農地に太陽光設備を設置する場合には、遊休農地であっても農地法の転用許可が必要となります。農地転用許可権者は高知県知事です。

転用許可申請では、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことがないことを確認するために、被害防除計画を提出してもらうこととなっておりますが、周辺農地の所有者及び耕作者に同意を得られた場合には、同意書の提出でよいこととなっております。もし同意が得られない場合には、市農業委員会は調査の上、反対の意見書を付して県に提出する場合があります。しかし、土地所有者から出された被害防除計画が適切であり、周辺農地の営農条件に支障が生ずるおそれがないと認められた場合には、転用が許可となります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 同意書が得られなくてもその被害防除計画を提出してもらって、それで適切であれば支障がないということだとは思いますが、これは県に申請する場合と、それと市の直接農業委員会のほうに申請をする場合があると思うんですが、所有者が許可申請を農業委員会にするとときに、大体許可が得られるとすればどれくらい期間がかかりますか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

許可はあくまでも高知県知事がいたしますので、市が申請を受け取り書類を審査いたしまして、提出して主に3カ月ぐらいで許可がおりるものと思われま。ただし、その防除計画等によって現地の確認等があれば、もう少し時間がかかるのではないかと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 農地を所有している方が直接農業委員会のほうに書類を提出されるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

書類の提出につきましてはいろいろ難しいこともありまして、ご本人より司法書士等の方に、代理の方が提出となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、②番のほうに移ります。

少しスクリーン、これ1つなんですけれども見ていただきたいと思います（スクリーンを示しながら説明）。ここは市街地にある農地で、農地区分は第3種農地ということで転用可能ということをお聞きをいたしております。スクリーンには民家とそれから市営住宅の前に今稲が植わってるんですけれども、画面からいきますと左のほうに、ちょっとはつきり映ってないんですけれども、ちょっとなかなか耕作をできてないような土地も見受けられます。スクリーンの手前の稲を植えてる部分は、その予定されているところではないようでございます。ここに太陽光発電の設置が今計画をされているところでございます。

計画では、パネルが1,380枚、発電容量が414キロワットです。周辺住民よりも何人かの方からお話をお聞きしまして、その住民の方からは「説明を2回受けたけれども不安が拭えない。南窓の前に発電パネルが設置されるようになる。体への影響も心配」だと、子育て中の親御さんはそのことをおっしゃってございました。まだこちらに引っ越してはないけれども家を購入したと、そして高知から来てる方がどうしようかと考えている、引っ越しも考えているなど、不安な声もお聞きをしております。市としては何らかの対応策はないものでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 濱田百合子議員のご質問にお答えいたします。

現時点におきまして、設置事業者は国及び県のガイドラインに沿って事業を進めていることから、明確な法律違反がなければ対応は困難であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 県のガイドラインを見ましたら、その中に「事業者は事業内容を説明・協議し、地域の合意を得た上で、事業を進めるようにしてください」。そして国のガイドラインにおいても、太陽光発電施設が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため、説明会の開催などにより事業についての地域住民の理解を得ることや、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることと書かれております。この申請書が市の担当課のほうに提出をされたときに、このようなことを事業者のほうに確認はしているのでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 申請が出された時点で確認をしております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

地域の生活環境に大きな影響を与える場合の開発は、住民との合意形成を義務化し、法的規制整備を急ぐ必要があるのではないかと思います。先ほど県のガイドラインを読みましたが、それと冒頭に私が述べた文章では、特に法的規制はなく努力義務ということで説明会もされたりしてはいますが、そのときに地域の住民が何人来たとか、みんなの同意を得たとか、そういうことまで詳しく踏み込んでいるわけではありません。なので、どうしてもその住民総意というわけには今の段階ではいかななくても、事業はできるということにはなっております。

でも、やはり近くの地域住民の方としましては、何らかの自分たちの意見を聞いただけの機関、そしてもう少し合意形成をしてもらいたいと、そういった意見もありますので、法的規制整備を急ぐ必要があるのではないかと思います。そのあたりの見解について伺います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

本市も含め全国的に太陽光発電設備設置に係る問題が顕在化しておる事実は承知しております。環境省では、太陽光発電設備設置において「太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集」と、経済産業省では、再生可能エネルギー特別措置法（FIT法）改正とともに策定された事業計画策定ガイドラインをそれぞれ作成しておりますが、ガイドラインに従わなかった場合の法的規制が必要であると感じております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 課長の見解で、ガイドラインに従わなかった場合、法的規制も必要ではないかというご答弁をいただきました。

このガイドラインの中には、市町村の役割として6項目ぐらいありますけれども、こ

これは事業者からの相談とか、その事業者が設置に当たっての手續のことだとか、トラブル的なことを書かれていますけれども、その周辺の地域の住民に対しての市の役割のようなものの項目は全くないわけですね。そのことについてはどういった認識をされていますか。地域の自治体として、県のこのガイドラインをどう思っているかということになりますけれども、どのように認識しているか伺います。周辺の地域の住民に対しての市の役割のような項目がないので、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 現在の県のガイドラインを拝見させていただいて、市の役割は明示されておるわけですが、できればもう少し踏み込んだ形の、市としてある程度介入できるような文言があればいいのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今まで相談があったかどうかはちょっとわからないんですけども、今までで担当課のほうに住民のほうから相談などがあったことがありますでしょうか。また、あれば、そのときどのような対処をしてこられたのか伺います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 現在までに相談件数は1件ございました。それにつきましては、太陽光発電設置事業者が地元説明会をするので地元のほうから市のほうにも出席をお願いしたいという依頼がありましたが、現在の状況としてはうちはもう出席できませんということでお断りをさせていただきました。以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今のガイドラインの中では、なかなか市の職員さんが行ってということにはならないってことはわかります。ただ、住民の皆さんとしてはやっぱり市として何らか私たちの意見も聞いてもらいたいと、そういう思いがあったのではないかと思うんです。やはり同じ地域の住民の中でも、我が事のように思ってる方とやはり距離が離れていますと無関心な方もいらっしゃいます。けれども、一たび太陽光発電施設ができれば20年ぐらはずっとその状況があるわけですので、今後地域の中でわだかまりがあってもいけませんので、住民の中の分断を招くようなことは避けなければならないと思うところですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） その点、十分感じております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④に移ります。

再生可能エネルギー基本条例を制定している市もあります。例えば須崎市におきましては須崎市クリーンエネルギーのまちづくり条例、土佐清水市におきましては再生可能

エネルギー基本条例などがございます。住民の分断を招かないように、本市でも制定をお考えになってはいかがでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

本市におきましても、条例制定に向けた検討を進める必要があると感じております。ただ、条例を制定するならば実効性があるものでなければなりません。例えば国のガイドラインである推奨事項（「努めること」）には太陽光発電施設の安全性、施設設置により侵害される生活環境、自然環境の保全及び景観の保全について重要な事項を網羅しております。この推奨事項を遵守事項として条例化することで、実効性のあるものになるのではないかと考えております。また、8月に環境省は、森林を伐採して展開する太陽光発電施設について、環境影響評価法（環境アセスメント法）の対象に含めるための検討を開始しており、これも条例に盛り込む必要があると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） いろんな住民の中での、ほんとに住民とともに自然エネルギーも今後開発されることが望ましいと思っています。ぜひ前向きでしていただきたいと考えています。

それでは、次の質問に移ります。

2番目です。香美市立図書館本館・香北分館についてです。

香美市立図書館本館建設に向け、建設工事の設計者選定を公募型プロポーザル方式により実施し、設計者が決まったと報告がありました。平成33年度新図書館オープンを目指し、今年の4月に建設事業基本計画書が策定されました。

そこで質問をいたします。①です。

お手元に資料を配付していると思います。裏表ありますので、ごらんください。歴史民俗学者の吉村淑甫先生のごことが掲載されています。この先生は香北町の出身で、県立歴史民俗資料館の初代館長に就任されました。多くの著書があるようです。この吉村淑甫先生の貴重な文献が寄贈されていると聞いています。新図書館に置くのでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 濱田議員のご質問にお答えします。

吉村先生の文献は、ご家族のご意向により平成29年5月に高知県の郷土史に係る資料、近世の古文書を活字化した全集、民俗学・歴史・美術に関する資料や文学作品集など、幅広い分野の貴重な書物を寄贈していただきました。これらの書物の評価は高く、新図書館にとりまして大きな目玉となりますので、必ず置きます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、②に移ります。

基本計画書では、香北分館の取り扱いがないように思いました。今後の香北分館の位置づけについてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

基本計画書は新図書館建設の計画書であり、香北分館の詳細な位置づけ等についての記載はありません。ただし、計画書には分館等の利用者に対し、発信の場の施設として充実した図書の提供を行うため、本館との連携は重要であることから、資料配送システムの構築を図るなどの方針を定めていますので、分館は地域の生涯学習を担う重要施設と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 基本計画書は本館の建設に基づいて策定をされているということはわかりました。課長がおっしゃるように、分館も本館と同じような目的で設置されるべきであり、生涯学習を担う重要な施設という位置づけ、もちろんそうだと思います。この発信の場につきましては、今年の夏に高知市のほうではオーテピア高知図書館が新しくできましたので、今後一層その利便性も、インターネット、いろんな情報を駆使して利便性も広がるように思います。それを期待したいと思っています。

次の③に移ります。

香北分館では、市民から新聞を置いてほしい、昼休みも開館してほしいなど要望がありますが、要望があっても、現状では館内の広さの問題、非常勤職員1名とパート2名体制では難しいなど課題があります。築88年ですから、雨漏りや壁の老朽化対策は待ったなしの状況です。住民の読書権、学習権を保障する生涯学習の重要な場所ですので、この香北分館の移転等に向けた検討を早急にすべきと思います。昨年の6月の議会の答弁では、早急に検討したいということをお伺いしております。いつごろから検討し始めるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

香北分館の移転等に向けた検討は、図書館の事業計画及び運営方針等を審議するため6名の委員による香美市立図書館協議会を設置していますので、平成31年5月開催の協議会において現状報告等を行います。その後は、必要に応じ協議会を開催し、検討・協議等を重ね意見をいただきながら、移転等に向けて取り組んでまいりたいと考えております。なお、移転については、前回の質問で答弁しましたとおり、新図書館建設の完成以降になると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ご答弁の中に、香美市立図書館協議会に6名の委員がい
らっしゃるといふこととお伺いしましたが、どういった方でしょうか。そして、この協
議会は年何回、いつごろ行っているのでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

香美市立図書館協議会の委員の方は、元市議会議員、元生涯学習振興課長、高知県立
図書館のチーフ、高知工科大学附属情報図書館の図書専門官、子ども読書活動推進協
議会の委員長、児童・民生委員の6名です。会議の開催は、おおむね5月と2月に行っ
ております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 子ども読書活動推進協議会委員長、それから児童民生委
員さん、それから元職員さん、元生涯学習振興課長さんとか、図書館にかかわる方が
いるとは思いますが。課長の答弁では、来年の5月の開催の協議会で現状報告を行うと、香
北分館の状況を報告するということをお聞きしましたけれども、協議会を2月と5月に
開いているということですので、できたら2月の開催のときに香北分館のほうにも来て
いただいて、現状を見ていただいてということをお聞きしたいわけにはいかないのしょう
か。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

新図書館の設計者が先月決定しまして、今後は基本設計書作成に向けて、来年の3月
をめどに設計者等と検討会を月に一、二回のペースで行います。また、建設等検討委員
会への報告は月1回のペースで開催を予定しております。また、市民懇談会を11月と
2月に実施するハードスケジュールなどになっておりますので、また、その他の業務等
を考慮しますと、検討時期は先ほど答弁したとおり平成31年5月開催の協議会から始
めたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 来年の5月まで、香北分館の現状は協議会の皆さんには
伝わらないということですね。香北分館の老朽化っていうのは、外観を見るにはかわい
らしくて、アンパンマンの図書館ということであれなんです、中に入るとやはりもう
壁も落ちかけてるところが何か所かあり、雨漏りもずっとしてるわけですので、この現
状を早くその協議会の方たちにもわかっていただいて認識をしていただきたいと思います
ところですが、その新図書館の完成した以降に分館の移転になるということですが、それ
までにこの香北分館のあり方、どんな香北分館にしたいかっていうようなことも含めま
して、市民アンケートなどもやはり実施をして市民の意見を聞くことが必要だと思いま

すけれども、そのあたりの構想をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

まず、委員の方々のご意見等を聞きまして、アンケート等については実施するしないを判断したいと思います。基本的にはアンケートは実施すべきであると考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そしたら、私が初め言いました今市民から要望が出ています、新聞を置いてほしいとか昼休みも開館してほしいとかいうようなことについてはすぐには改善できないということで、これがクリアできるのは移転してからだということになりますか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

現在のところはそうように考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そしたら、当面の安全面への対処、雨漏りですとか、2階に上がると非常に天井とかが危ないようなところもあるんですけども、そういうところはその都度、応急処置をしていくという理解でいいですか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

雨漏りについては漏水箇所の判明が難しく、修繕が可能な範囲で行いたいと思います。また、壁等の塗装の剥離につきましましては、剥離が進行している部分の塗装を剥がし落とすなど、施設管理に努めたいと思います。なお、一度専門業者に確認してもらい、安価で修繕できる方法などの調査を実施したいとも考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④です。

基本計画書の中には、発信の場の施設として図書館の活動を市民に知らせ、興味を持ってもらえるようにインターネット等を用いて広報しますとあります。ホームページはどこが担当しているのでしょうか。図書館だよりを毎月各館ごとに発行していると思いますが、イベント情報も掲載できるホームページの作成をしていくことが、若い世代へのアピールにもつながるのではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

ホームページへの掲載は、図書館本館が一括して行っております。今後はホームペー

ジの利用者に対しまして、多くの図書館情報が発信できるように工夫を凝らし、本館と分館が毎月作成しています図書館だよりに加えて、イベント情報のチラシ等を掲載するなど、サービスの向上に努めます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

3番目です。介護保険について質問をいたします。

私たち日本共産党香美市議団は、今年の5月から7月に市民アンケートを実施しました。約500人の皆さんから返信がありました。市民の皆さんが不安に感じていることの調査の中では、1番は病気18.3%、2番は年金15.2%、3番が税や保険料の負担13.7%、4番目に介護12.4%でした。そして、香美市にしてほしいことの1番が介護保険料、利用料引き下げ10.2%になっていました。回答していただいた方の約60%が60歳代、70歳代の方でしたのでこのような結果になったとは思いますが、税や保険料の負担に対しては、年金が引き下げられている中でとても心配されている方が多いという実態がわかりました。

第7期の介護保険料が決まり、年金生活の多くの市民からは、負担がふえて暮らしが大変という声を聞きます。安心して適切な介護サービスが受けれることで重症化を予防することができます。介護度が上がれば介護サービスにかかる費用もふえることになり、経済的な負担も大きくなります。市民負担を軽減する立場で質問をいたします。

①です。介護保険の所得段階別の各対象者数と保険料をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 濱田百合子議員の質問にお答えします。

別途資料をお配りしてありますので、ご確認ください。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 資料をいただいております。この資料を見ますと、今期は今年度から3年間の第7期の介護保険料が決まったわけですので、新しい保険料になっています。介護保険料の3年に一度の見直しで、第6期と比べまして第7期は392円、月にしたら月額基準が5,750円、基準額年額6万9,000円（月額5,750円）と書かれていますが、第6期と比べますと392円、7.3%増になっています。この表の第5段階に当たりますけれども、ここが基準額になっているわけです。これを見ますと、第1段階から第4段階までの方は所得の低い低所得の世帯ではないかと思うのですが、各段階の対象数を見ての見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） この人数ですが、全体的に1万456人います。見解をいいますと、自分としては、これは普通じゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 課長は普通ではないかとおっしゃっていただきましたが、この第1段階ですね、第1段階の方が生活保護の方も含めまして人数が245人、そして本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人、この方が2,084人いるわけですね。その次の第2段階の方が1,486人ということで、この第1段階の方、全体の20%ぐらいいると思うんですけども、第2段階までを見ますと全体の40%近くになると思います。このことについては、これも香美市の状況を見たときに、他市と状況としては変わらないというような見解をお持ちでしょうか。普通だということは、他市と変わらないというような状況だとお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 他市とは比べてはいませんので、資料的なものが手元にないのでちょっとわかりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

②です。

厚労省の2016年度高齢年金受給者実態調査によりますと、受給者本人の平均年収は約213万円、年収200万円未満の人が6割を占めています。そういうふうな状況があるわけですね。この段階を見たときに、やっぱり第1段階、第2段階、第3段階の方が全体的に見ても40%ぐらいはあるのではないかと思うんですね。こういった方たちはそれぞれ年間の保険料が決められているわけですけども、実際その分を年金から引き落としされてるわけですね。その中でまた介護サービスを受けようと思ったときに、やはりその負担がかかるわけですね。

介護サービスの利用がしたくてもなかなか、サービスを受ければやはりもちろんその負担額も上がるのは当たり前なんですけれども、介護サービスの利用をしてできるだけこれ以上重度化しないようにと思ってても、なかなか経済的なことでサービスを受けるのをちゅうちょされる、そういう方がいらっしゃるわけです。介護サービスの利用がやはり困難な方の利用料の負担の一部を助成して、できるだけそのサービスを受けれる。お金がなくて、ほんとは週2回行きたいけれども週1回デイサービスに行くとかいうことでなくて、ケアマネさんの計画で2回行けるとなれば2回行ってもらえるような形、そのためのやはり利用者の負担の一部を助成して、経済的な負担の軽減ができないものかとお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

利用者負担については、1カ月の利用料が一定の上限を超えた場合に支給される高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の給付や市町村民税世帯非課税等の低所得者については、施設や短期入所サービスを利用する特定入所者の食費、入居費に負担限度額を設け利用者負担の減額を行っていますので、市単独での一部助成については考えていません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 市単独では行えないということでございますが、例えばほかの市を見ても、千葉県船橋市なんですけれども、1割負担の利用料の方の負担を40%軽減をしています。そして川越市では、所得段階に応じて利用者負担の2分の1から4分の1を助成しています。それはもちろん生活保護を受けてない方であり、家族の世帯の収入とか資産も調べてのことでございますけれども、その中でもやはり難しい方にとっては、負担の軽減をするという減免制度を設けています。青森市とか神戸市などもそのような制度があります。

今回第7期介護保険料を決めるに当たって、今後介護医療院もできる可能性もあるということで、そのときに急激に介護保険料が上がったらいけないということで、基金は置いておくというようなこともおっしゃったかと思うのですが、やはり今65歳以上の方々は大変経済的にも切り詰めてやっていたらっしゃる、もう生活保護ぎりぎりの方もいらっしゃると思うんですね。そういう方がやはり一たび介護保険、介護サービスを受けたいけれども、やっぱり今の生活では厳しいとなったときに、孤立してしまったりとか、デイサービスに行けば人に会って話もできる、けれどもそれができなくて家にいなければならない、だんだん体も不自由になっていくといったことがありますので、いろいろ公的には制度が、今課長がおっしゃったような制度がもちろんあるんですけども、やはり今大変な思いをされてる方々が少しでも生活の質をそれ以上下げないように、文化的な生活を送ってもらうためにもこういった制度も設ける必要があるのではないかと思います。研究する余地はないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今現在、その介護認定者の95.7%、1,913人の方が1割負担に該当しております。その方をカバーするというのはなかなか厳しい、財源的に厳しいかなとは思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。③です。

65歳以上で、介護保険料や介護サービスの利用料を払うと生活費が足りなくなり、生活保護が必要となる境界層の方に境界層措置がございます。適用をされてますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

境界層該当者については、適用に先立って生活保護申請が却下または廃止され、利用料等の減額の適用が必要である旨の証明が必要であります。該当者から減免申請がされた場合には、生活保護の却下に係る申請が行われた月または保護の廃止日の月の初日にさかのぼって適用しています。現在は該当者はいませんが、平成29年度は1名が適用されてきました。適用された場合の負担額については、生活保護を要しない金額まで減額しますので個々の状況によって異なります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今年度はその適用者はいないということですが、やはりこれ適用されるかがわかるのは課長も言われたように生活保護ですので、生活保護を申請しようと思って福祉事務所のほうに相談に来られた方、その方がご相談を受ける中で、市の職員がこの方は境界層の措置があれば生活保護にならなくてもいいと判断をされた場合に、そのときに健康介護支援課のほうに連絡が行くようになってるんでしょうか、その辺の連携のことお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おっしゃるとおりで、やはり減額の内容については、個々の収入によって、福祉事務所の算定によって異なってきます。その方がどんなサービスを受けているかなど、介護保険にかかる全体で算定した福祉事務所発行の書面より減額しますので、福祉事務所とは連携してやっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今年度はないということですがけれども、もしこういうご相談があったときは福祉事務所と連携しながら、適切な対応の仕方をしてあげてほしいと考えてところです。

以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 2時09分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 15番、小松 孝でございます。通告に従い、議長の許可を得て一問一答方式にて一般質問を行います。

各種団体や指定管理等を含む委託等に市よりかなりの補助金が出ている。施設管理状態で仕方がないものはあると思われませんが、市施設を利用して経営等を行う場合、施設修繕等経費は市にて実施のため、ある程度の経営等努力にて黒字となるものとする。黒字とならないものはやめたほうがよい施設もあるのではないかという思いもあります。現在、市から補助金等が今後も続くとなると、市の財政への影響が心配となる。経営なのか、ボランティアなのか明確とする時期では。

まず最初に、鍛冶屋の学校についてですが、過去議員協議会報告を受け、あわせて本年6月議会にて約760万円を鍛冶屋の学校準備経費等の香美市伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業補助金として補正もしている。

以上を踏まえて、以下を問う。

6月補正から約3カ月がたっている。現在の進捗はどのようになっているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

鍛冶屋の学校構想につきましては、9月に基本設計が終わり、土佐山田町上改田の土佐刃物流通センター敷地内において施設と設備の配置が決まりました。今後は10月に実施設計委託業務を発注する予定で、12月には建築許可、建築確認の申請を行う予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 少し進捗が遅いように思われますが、理由を。そして借地料、事務所の経費とか、そういうことも一緒をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現時点まで関係者との事業のすり合わせであったり、県補助の申請、その他手続を踏まえて今の現状の立ち位置となっております。今後スケジュールに沿って進めていきたいと考えております。

そして、借地料、事務所経費といったところでございますが、こちらのほうは学校運営の収支の案をつくってございまして、そちらのほうでまた説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 開校予定は、当初説明では平成31年4月の予定とのことだったが、本年6月の説明では、平成31年6月におくれることもあるとの説明を受けた。また、今回10月を最終期限として進める説明があったが、このように説明のたびに変更になっているが、このような状況で大丈夫なのか。あわせて、教職員体制も含む学校運営のマニュアルはできているのか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

学校の開校時期につきましては、事業主体であります高知県土佐刃物連合協同組合が行っています施設の検討委員会において協議をして決定をしてございます。基本設計、測量設計業者とのスケジュール等を検討した結果、今回平成31年10月を最終開校期限としたものでございます。

今後は関係者で意見をそろえ、計画に基づき進めていきたいと考えています。また、学校運営マニュアルにつきましては、鍛冶屋の学校基本計画という形でまとめており、その中で講師体制やカリキュラム等について定めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） カリキュラム等はできているとのことだが、職員や講師等らの給料体系などどうなっているのか。当然収支予算もできていると思うが、この件についてお願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

そちらにつきましても、収支の案ができ上がっておりますので、今後議会への説明をしてみたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 先ほどから設計もということでもありましたけど、これ計画を立てるときにはもう人数5人とか3人とかやから最後の端まで、どれくらいの生徒にお金をもらうか補助するかわかりませんが、それもかっちりして数字に出さんとやね、計画計画言うても先のことは全然見えてません。ほんで、今現在は着工する、設計もできて申請するまでしかわかってないですが、これから先はどういうふうに進んでいくか。この前まででは4,500万円の建屋、全部かかるということでしたが、これから先どこまでどういうふうに進んでいくか。ちゃんとマニュアルができてる言われますけど、それも早く出してほしいです。

それじゃあ、次に行きます。

運営マニュアル等によると思われるが、生徒募集及び学校等説明はどうなっているのか。また、いつごろから行う予定なのか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 済みません。先ほど私が答弁しました中で…

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午後 2時29分 休憩）

（午後 2時31分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） ③の質問にお答えいたします。

高知県土佐刃物連合協同組合では、学校建設工事業者が決定後、開校時期を勘案して募集を行い、同時に香美市の公式ホームページでも募集をしたいと考えております。また、来年4月の国の補助金の交付決定後に組合でホームページをつくりまして、そちらでも周知を行う予定です。その際には、ホームページで学校の説明もできるものと考えております。その他、組合員企業のホームページからも発信をしていく予定で考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） これは学校訪問などは行わないのですか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 学校訪問ということでございますが、生徒募集のための学校訪問については、検討しているという情報は伺っておりません。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 今のとちょっとダブるかもわかりませんが、入学者等人数は、平成30年3月の説明によると年間5名とのことだが、生徒募集及び学校等説明によるが大体のめどは立っているのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

生徒の入学者の定員につきましては、来年の開校時には3名を予定をしています。組合によりますと、現在5名の方が鍛冶屋の学校への入学希望の意思があると伺っております。また、開校後につきましては、組合や関係市町村の情報発信ツールを活用して希望者を募っていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） それでは、6月補正にて760万円が市から補助となっているが、運営母体（高知県土佐刃物連合協同組合）としての経営も含めた資金の計画はどうなっているのか、お教えてください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

鍛冶屋の学校構想につきましては、学校施設の建設費用に加え、学校運営にかかる費用が継続的に発生し、費用負担については検討が必要と考えております。当事業は国・県・市の補助金を投入しますが、今後の補助金の確約ができない場合も考えられます。どのような費用負担とするのか、また市の補助金をいつまで投入するのか、学校運営の自立化をどう考えるか等について、検討していく必要があると考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） これからはどうやって自立を目指すかが課題だが、どう考えても黒字経営にはならないと思います。協同組合は民間団体であり、いつまでも補助金を出すわけにはいかないと考えるが、商売なのか伝統工芸を伝承するのかが明確でないと思われるが、見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今回の鍛冶屋の学校につきましては、伝統工芸の伝承、後継者育成と考えています。学校そのもので利を得るというのではなく、伝統産業を継承していく、後継者を育成していった最終的に産業振興につながっていく、そういったふうに考えています。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 伝統工芸を継承していくということではありますが、鍛冶屋で2年学校へ行っても絶対に一人前にはなるとは思いません、5年から10年、私の近所でもまだ現在3軒残ってます、鍛冶屋が。月のうち幾日打つか、来てくれたら連れていきますけど。そういう状態で2年間生徒を育てると、育てた後は、ほいたらもう民間団体へ送るわけですか。絶対に僕は2年、3年では一人前にはなるとは考えられませんが、その点お願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

学校の受講カリキュラムにつきましては、先ほどおっしゃられましたとおり2年となっております。その後につきましては、3年間は独立の準備期間としていろんな場面で研修、それから研さんをしていただきたいと思いますと考えております。2年で一人前というところは、確かに鍛冶屋という専門性の高い職種ですので、なかなか2年でというのは難しいかと考えています。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

小松議員、通告に番号を振っていただいています。それぞれ移るときにはどの質問か、済みませんが。

○15番（小松 孝君） ⑥、2年間のカリキュラムにて一応は卒業を聞いている。

卒業後の就職など進路等の予定は。また2年後、新たに高度な技術の習得を望んだ場合、どのような対応をとるのか、お教え願います。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

学校でのカリキュラムは2年を予定をしており、研修期間が終了した研修生に対して、独立へのステップとしてサポートをしていく予定です。具体的には、3年を限りに一人前の職人を目指せるように支援する。土佐刃物連合協同組合の組合員が卒業生をスカウトして、自社の職人として育てる。また、組合企業から仕事を請け負いながら独立に向

けて職人を目指す、そういった方法があるかと考えております。また、卒業後に新たに高度な技術習得への対応につきましては、県内の鍛冶屋に協力をいただきサポートをしていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） これは独立への次のステップをしていく場合も、市からの補助や助成を考えているのか。今まではそうやってもう2年間学校へ行って、それでおんぶにだっこで、この土佐刃物連合協同組合が生徒を受けると、ほいであと1年して、それまでずっと市が補助をせないかんです全部、国・県・市が。それ考えたらいつまでも、今現在皆さんが考えてやってくれちゃうきわしら要らんこと言うにようばんけど、全体に考えたらどれもこれも全部補助金ばかりですよ、言うて悪いけど、僕は4年間議員やってきたけど。

やっぱりふるうていかんとどうしようもならん、次から次へこれして、2年間また育てて4,500万円か、学校も建て、ほんでまた、これから順番に講師を呼び、ねえ、そんなことをしとったらもうおんぶにだっこで、受けるほうはいいですわ、2年間火のつけ方も知らんもんがやって、出てきてちゃんと鉄をつまむことも覚えるから。けど、それをいつまで続けるかですよ。そやから、もうそこまでせんでもええんじゃないかと思う、市も。

⑦に移ります。

技術の習得となれば個人差（向き不向き）があり、途中にてあきらめてやめていく場合などの対応は。あわせて、卒業後に県外などの別業種に就職などを望んだ場合、市として伝統的工芸品産業等後継者育成としての補助金が出ている以上、何か考えていなければいけないと思いますが、どういう考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ご指摘のように、中には途中であきらめることになる場合や、県外等へ別業種の職種を選択し香美市を離れる場合もあろうかと思えます。その中で学校に入校するに当たり、伝統的工芸品産業等後継者育成事業補助金を受け取っている研修生が香美市を離れる場合には、補助金の返還が生じることもあります。また、鍛冶職人を断念したいと考える生徒には、組合企業への就職のあっせん等、バックアップ体制を検討してまいります。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 学校の授業料や補助していただいた分のお金を回収すると、そういうことはもう絶対にできないと思えます。そして、この学校はもっと詰めて聞いたらえいんやけど、最初から給料を全部出す予定ですか、市は。生徒が来ますやろう、普通、学校いうたら生徒が学費払いますわね、学校に対して。この場合、どうやっても僕は集まらないと思えます。給料をくれんのに、どうやって学費払うていきますか。皆さん、みんな大分年いってきよるけど、自分たちも鍛冶屋の学校で今からでもやれいう

たらやりますか、やらないでしょう、どうしても。それで、これ途中でやめた、回収する、そんなことはもう絶対考えられんです。

最後になるが、市からの補助金にて、伝統工芸ではあるがこの業種のみ手厚く補助をしなくてはならないのか、鍛造業という一業種の怠慢ではないのか、見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

土佐打刃物は平成10年に国の伝統工芸品の産地指定を受けまして、県下でも、当市は旧土佐山田町の時代から刃物のまちとして発展もしてきた経過もございます。しかし、その後の情勢の変化によりまして製造の業者数も減少、生産者の高齢化も進む中、このタイミングでこの構想を進めておるといえるものです。先ほどこの業種のみ補助金を投入するというご指摘がございましたが、伝統産業、そして後継者の育成につなげていくために高知県も一緒になって事業を進めているものでありますので、香美市も一定この補助も必要と考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 商売でなし伝統工芸で行くならば、龍河洞で今鍛冶屋がありますでしょう。あこにも上村いうて匠の技持った、任命された方がおるんです。ああいうところに1人ずつ行って、同じようにお金出すやったら、10万円親方にやって、それで進めていったらえいですよ。こんな4,500万円、これから後ずっとこれへくっついてきますやろう、言うて悪いけど土佐刃物連合協同組合がね。もうずっとこれから次、世話ばかりしていく状態です。それもう1回考え直して、黒字になることは絶対あり得ないから、今の現状では。3人、5人雇うても50万円要るんですよ、小遣いを10万円やっても。

それから、これはきょうはまだ講師、それと生徒に幾ら経費が要るか細かい線が全然出てませんが、4,500万円以上になりますよ、2年間やったら。そういう細かい線が1つも出てないから、設計は来月出してもそらあ結構ですよ。けど、やっぱりそこらを考えて、やっぱり匠の技持った親方のところへ、伝統工芸をしてる人がおるんやからそこへ連れていったらえい。何ぼここで育てたって、次やめておりませんよ、絶対に。さっきも言うたように、汚れて泥んこになって、夏は暑い、冬は寒い、そんなところで誰がしますか。今は全部ちゃんとしとるいうけど、やっぱり多少あけんとどうにもならんはずです。まあ、ぐちゃぐちゃ言うてもしやあない。

○議長（比与森光俊君） 小松議員、市長から答弁を求められておりますので、市長の答弁をお願いします。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 鍛造の学校について、お尋ねに対してお答えをしたいと思います。

議員言われるように、匠のもとで育てることが一番近道だというお話であります。それもそのとおりだということで、これまでそうした方法で取り組んできたわけでありませぬ。今おっしゃられた場所でもそういう方を育てようということをやったんですけど、残念ながらうまく育たなかったというのが事実であります。そうした中でこの鍛冶屋の学校構想というものが出来まして、この構想につきましては、学校という形式の中で伝統産業、打刃物の技術をしっかりと伝えていこうではないかというお話であります。そして、この産業を支える人がもういなくなれば、このまちに育った伝統が消えていく、そういう状況になってきております。

ただ、今、日本のその技術というのは見直されて、海外でも刃物の技術というのは大変評価をされている。やがて海外への進出も可能である、そういう産業だというふうに思っております。事実、そういうふうな方向で、このまちの中で企業が頑張っておられるところもあるわけでありませぬ。私どもは今、こうした香美市の伝統産業、打刃物を見たときに、本当にもうぎりぎりのところに来ている。これがほんとにもう火が消えるか消えないか、そういうぎりぎりのところだというふうに思っております。この地場産業、伝統産業の打刃物を、後継者を育てるというこの取り組みを積極的にやっけていこうということで、今まで進めてきておるところでございます。

ただ、ただですね、市もその財政負担というのには限界があります。幾らでもというわけにはいきませぬので、その限界もおのずと出てくるというふうに思いますし、十分そのところを議論をしていきたいというふうに思っております。数字も明らかにしたものを今後出ささせていただいて、議員の皆様方にもしっかりと議論をしていただきたいというふうに思っております。

この学校で育った方が、私たちは香美市の伝統産業を守り、そして産業に貢献をする人を育てる、産業を押し上げていこうとしているわけですが、この方々が香美市に根づかない、香美市にいてくれないということについてまでやらなきゃならないのかどうか、ここも大きな問題だと思います。そのためにはしっかりと検討させていただいてどう根づいていただくか、刃物の検討をいただいております皆様方の企業においても、抱えていただく社員として、雇用していただくというようなこともお約束をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

そしてもう一つは、みずからも負担をするということも大事な事なんではないかと、真剣にやっけていくためにはお互いに汗をかくだけではない、もう必死な思いでやっけていかなければ成功しないわけですから、ほんとに大事な産業として守るんだというのであれば、私はほんとに考えていただいみずからも負担をしていただく、そういうことも検討していただかなきゃならない。補助金があるからやる制度ではなくて、補助金があっても圧縮のできる場所はもう最大限圧縮をしていただく。そして、育てた人を外には出さないような仕組みをみんなで考えていただく、約束をしていただくということがなければ、大切な市民の税金を使うということではできないと思いますので、おのずとそ

こには限界があるということだけは申し上げて、私もこの議論には積極的に参加をし、言いにくいことも申し上げながらやっていきたいと思えます。

ただ、最初に申し上げましたようにこの産業、この根づいてきた伝統産業は、今ここで消えるかどうかという崖っ縁に立っているというふうに思えます。そういう点では、県にも大いに応援をしていただきたい、国にも応援をしていただき、そして主体となる方々にも大いに汗をかいていただきたいというふうに願っておるところでございます。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 市長じきじきに答弁をいただきましたけど、やっぱり僕が一番心配するのは、市の金やき細かいことを言わんでもええんやろうけど、やっぱりどうしてもこれだけ出とったら、次から次、次回はまた別の何もやらせてもらいますけど、この補助金ばかりを。けど、市長も僕の家から言うたら100メートルくらいしかないき、おーい言うたら聞こえるきあんまり何ぼでも言いたくないけど、市長めがけて、そういうわけじゃない、市長、僕は。やっぱりこれ、決めるときは賛成で皆決まるけど、そうやないぜよ、みんなあ何億円出てますか、1業種もないですよ利益の上がっちゅう業種は、恐らく。全部上がれやなしに、たとえ30%とか50%でも補助をすりゃあ逆ですき、10%か20%上がって、あと全部補助で運営しとるって、そんなもん民間やったらとっくにやめておりませんよ。

まあ文句ばかり言いますけどよろしく、また、おーい言うて行きますきに。まあこの件につきましては一応終わります、それじゃあ。

次の質問に移ります。

べふ峡温泉の運営についてですが、昨年の台風にて、宿泊施設棟などが被災を受け運営が危ぶまれている。べふ峡温泉等施設について、以下問う。

これはきのう依光議員が言われたがと非常に連動するようなことばかりかもわかりませんが、もう簡単でいいですき、もう行き着く先は同じやと思えます。

被災後約1年を過ぎ、現在の被災後運営状況は。これ①は飛ばします。もう大体聞いちょると思えますき。

②、被災施設の復旧状況はどないなってますでしょう。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） べふ峡温泉のご質問にお答えをいたします。

被災施設の復旧状況はということでございますけども、昨年10月の台風後、被災箇所につきましては必要最小限の対応を行いまして、現在の営業を行っております。また、今年になりまして台風、大雨等により雨漏りが発生しております。その都度対応して、現在営業しておる状況です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） これ施設の復旧状況の入札、完成計画等聞きたいですが、きのう依光議員が言われたことと非常にダブっておりますので。

それで飛ばしまして、③の本年7月豪雨により、唯一のルートである国道195号が甚大な被災を受け、復旧にかなりの時間を要すると思われる。県工事と思われるが、復旧見込みなど現在の状況は。施設復旧への影響があるのでは。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国道195号の管理主体であります県中央東土木事務所に確認しました。7月豪雨災害等にて、大規模な災害が大栃から物部川上流部に4カ所あります。随時、工法等の協議は行っています。

つきましては、こちらの資料のほうをお願い申し上げます。済みません。ちょっと頭、10番小松 孝議員というが、15番で間違ってます。今回の質問順の番号を入れてしまいました。「15番」ということで。

まず最初に、下からという言い方して申しわけありませんが、佐岡トンネル出口付近が山腹崩壊で40メートルという形であります。また、②が須賀井トンネル入口付近ということで路側崩壊57メートル。③が檜山トンネル入口付近、山腹崩壊28メートル。最後になりますが、べふ峡温泉からまだ上、上になってしまいますがルート195号と普通河川、行者谷川支川との交差部の路側崩壊75メートルとなっております。

県のほうによりまして随時査定を受け、年度内には全て工事がかかりたいという形で、現在懸命の復旧をしております。今後の進捗状況にもよりますが、べふ峡温泉等の施設の復旧だけでなく、こちらのほうには市道等の災害復旧工事もたくさんあり、随時、施工等の協議を県土木及び関係機関と行いスムーズな進捗を行います。ただ、議員も言われたとおり国道195号が唯一のルートとなるため、工程上についての影響は出てくるものと思われま。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） べふ峡温泉だけではなく、地域の重要な生活道路であるため、1日でも早い復興をよろしく願いいたします。

それでは④、今後このような状況にて運営が成り立つのか、見解を。過去の経営状態、市にての補助金運営のままなのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

台風被害により宿泊客の受け入れを中止した結果、香美市観光協会では収入が減る厳しい状況のもと、従業員の勤務時間の調整や少ない人員で対応ができるレストランメニュー等により経営を行っています。平成30年度は指定管理料の前倒しにより、今のところ運営は維持できる見込みとなっております。また施設の収支は、以前から行政の指定管理料により運営が成り立っている状態であります。今後も引き続き必要と考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 観光協会も一民間企業であると考えてるが、この施設もいつまでも指定管理料で運営させていく意味があるのか、見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

当施設は香美市の大切な観光施設と捉えておりますので、今後も施設の収支の状況等を勘案しながら、一定指定管理料も必要と考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 次の質問に移ります。

香美市において、魅力あるまちづくりを進めていくに当たり文化芸術・スポーツ振興のために環境整備が必要と考える。そのことを踏まえて、以下に問う。

①、文化芸術においては新たな施設、例えば文化ホールなどの建設計画が今後あるか。あれば、計画などを簡単に示してもらいたい。なければ、今後どのような計画にて文化芸術振興を行うのか、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 小松 孝議員のご質問にお答えします。

文化ホールを新築するとなれば、高知工科大学の講堂、定員約600人以上の収容人数の規模の建物が必要になりますが、その事業費は数十億円規模となることが見込まれます。また、建築後の施設管理等においては、人件費、維持管理費の経常的な予算確保が必要であることから、今後の財政状況等を考慮しますと、文化ホールの建設は大変厳しい状況であると考えます。

次に、文化芸術振興につきましては、現在約90の団体が文化協会に加入し、短歌、俳句、コーラス、ダンスなどの活動が盛んに行われています。また、中央公民館では、舞踊、合唱団などの各サークル活動を支援するとともに、こども教室では、将棋、英会話教室、子どもコーラスなどを開催し、小学生のころから文化芸術に親しんでもらう活動を行っています。

次に、美術館では、山田高校の生徒や市内の小・中学生による絵画・工作・書道などの作品展を開催し、若い世代から美術・芸術に関心を持つ機会を設けております。

さらに、市単独の活動だけではなく、香南市と合同で芸能大会や短歌大会などを開催するなど親睦を図っておりますので、今後におきましても、これらの既存施設を活用しつつ、各活動団体等と連携を図りながら継続的な支援を行っていくことが重要であり、文化芸術の振興につながると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） いろいろ大変、予算が非常に要るということではありますが、これもいろいろ考えて前向きな姿勢でいてほしいと思います。

②、スポーツ振興において、現在使用施設等において、ここ5年間に改修、補修等の

計画がある施設があれば教えてください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

市民グラウンド整備につきましては、平成31年度は測量設計委託、平成32年度は改修工事を計画しております。

次に、土佐山田スタジアムの人工芝張りかえ工事は平成31年度に計画しています。また、維持補修工事につきましては、必要に応じ随時実施する計画です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 次から次へ予算の要ることばかりで大変ですけど。

それでは、③。

鏡野中武道館、プールの建てかえにおいて、学校施設ではあるが、できる範囲内にて一般への開放等を検討すべきではないかとは思いますが。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

今議会の議案第99号の香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例の制定についてにおいて、新築される鏡野中学校武道館・プールのうち、武道場及び卓球場の開放に係る議案を提出しておりますので、議決後、開放は可能となります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 鏡野中学校武道館・プール建てかえ事業はいろいろな意味で注目されている施設であるため、できる限りの市民への開放を望みます。

それでは、④に移ります。

土佐山田グラウンド（旧宝町グラウンド）がテニスコートとあわせ整備され、市民による利用もふえ、スポーツ振興が広がり大変喜ばしいことと感じている。ただし、リニューアルされたことに利用者数などはふえたと感じているが、アクセスについて現状のままである。改修時に拡幅などの総合的な計画をなぜ立てなかったのか。あわせて、今後の拡幅などアクセス道改修は、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

テニスコートまでの市道は幅員が4メートル以上あります。しかし、グラウンドまでの市道につきましては、議員ご指摘のとおり一部に幅員が3メートル部分がありますが、幅員の狭い部分は見通しがよくすれ違いのできる待避所もあることから、施設改修時に拡幅は行っていません。また、今後も拡幅計画は予定しておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路管理者としてお答えいたします。

現在のところ改修等予定はありません。道路管理者としてですが、周辺道路を現地確認を行いました。土佐山田グラウンド駐車場へのアクセスとして、南北を結ぶ市道宝町グラウンド線と、県道から東西にて接続の市道白ゆり南線があります。両路線ともクラックのある線形で、特に南北線については、隣接排水路もあり平均幅員も3メートル以下と大変狭さを感じています。南北線に接続する東西線については、平均幅員が3.5メートルから4メートルとこちらもやはり狭いですが、多少の余裕も感じるため、通常はこちらを歩いていくものと思いました。また、グラウンド反対側にある市道岩次明治線も狭いですが、直線のため緊急時等は利用可能と考えています。

道路管理者として、建設課としてになりますが、地域からの要望があり、あわせ用地等の協力があれば、取り合わせ部や待避所などの部分改良は可能と考えていますが、あくまでも限られた大変少ない維持修繕予算からの支出となるため、予算にも限りがあり、地元からの要望も年々増加しております。担当課として緊急性が高いものから優先して事業を進めておるため、現在実施に至っていないということです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） すぐにはしないということですが、なお、もう一度利用者らの意見を聞き、生涯学習振興課、建設課にて現地の協議を行い、改良・改修の検討をお願いします。

なぜかといいますと、あそこにワンボックスカー、6人から8人乗りの大型で来た場合は、年間五、六台が落としてます。そらもう、あこのどうせクラックになったところだと思いますが、何か手当するか、今きれいに舗装されとるかわからんけど年間五、六台は、地元で野球監督かコーチかに聞いたらわかると思います。あそこへちょっと鉄板張るかどうか、僕もあんまり見てないですが五、六台は毎年こかしておりますので、子どもも乗っていることですので、いろいろ。

以上により一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 小松 孝君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれにて延会にします。

次の会議は10月12日午前9時から開会します。

（午後 3時13分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 3 0 年 1 0 月 1 2 日 金曜日

平成30年第7回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成30年10月2日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月12日金曜日（会期第11日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	明石清美
副市長	今田博明	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
総務課総務班長	前田薫	商工観光課長	竹崎澄人
企画財政課長	川田学	建設課長	井上雅之
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課林業土木担当参事	澤田修一
管財課長	秋月建樹	環境上下水道課長	安井幸一
定住推進課長	中山繁美	《香北支所》	
防災対策課長	中山泰仁	支所長	黍原美貴子
市民保険課長	植田佐智	《物部支所》	
健康介護支援課長	前田哲夫	支所長	近藤浩伸
税務収納課長	公文薫		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島恵一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成30年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第11日目 日程第4号)

平成30年10月12日(金) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 5番 笹 岡 優

② 14番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

3番、久保和昭君、4番、甲藤邦廣君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、ただいまより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） おはようございます。5番、笹岡 優です。12年間のブランクがありますので、ポイントがずれた質問になるかもしれませんがお許しください。

今回の質問は、今後の香美市政のあり方、まちづくりの進め方など、多くの課題で執行側と議会側の認識の共有が必要である問題を提案し質問したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

一番最初に、今の市民生活の実態をどう捉えているのか。私は深刻な状態になっている、またなろうとしているという認識を持っています。

スクリーンにも出していますが、こういう資料を出しています（資料を示しながら説明）。これは、香美市は市民の皆さんの全ての所得をつかんでいます。ここにありますが（スクリーンを示しながら説明）、これが所得税の納税の方々の数とそして全体の人数、そして階層別の数です。見にくいですので、皆さんのところにもお手元に配ってありますので、毎年毎年こういう資料が出ます。ここで見ていただければわかるとおり、この200万円以下の方々が約78%、そして100万円以下の方々が50%という数字になっています。全体で9,103人（後に「9,961人」と訂正あり）、この内容を踏まえてお話しさせていただきます。

今、国民の可処分所得も減り、家計消費も伸びません。香美市は市民全体の所得を把握しています。その「課税標準額段階別平成30年度分所得割額等に関する調」において、課税標準額の段階で200万円以下の方々が78%、100万円以下の方々が50%となっています。この課税標準額の算定は、給与所得者の給与所得控除や年金受給者の65歳未満の方、また、それ以上の方によって公的年金控除額も違います。また、事業者の売り上げの必要経費分を差し引いた分も含めれば、当然課税所得額を単純比較することはできません。これ以外に社会保険料やまた医療費、保険料、寄附金などの控除もあります。しかし、皆さん、各種控除というのは憲法で定めた基本的人権、生存権の保障であって、この控除を考慮しても市民の総体的な収入は確実に下がってきているのではないのでしょうか。

この点でのこの課税標準額段階別が示すリアルな実態について、どのような見解をお持ちなのか、最初にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） おはようございます。笹岡議員のご質問にお答えい

たします。

議員さんからもご説明が少しありましたが、まず、課税標準額についてご説明を少しさせていただきます。課税標準額は、市民税の所得割を計算する上でもとになる額です。一般的に自営業の方などは、収入金額からその事業を行う上で必要な経費を差し引いたものが所得額となり、その所得額から社会保険料や生命保険料、配偶者控除や扶養控除、医療費控除など、個々の実情と一定のルールで決まる所得控除額を引いたものが課税標準額です。

今ご説明いたしましたとおり、課税標準額は収入の種類や必要経費、所得控除額等により条件が異なりますので、収入について比較しがたい部分もあると思いますが、香美市における課税標準額から見る市民税の納税者は、議員さんがおっしゃるとおり200万円以下の方が七、八割で、この状況は少なくとも六、七年前から変わらない状況であります。今後も大幅な税制改正などがなければ、この状況は変わらないと思われま。しかし、香美市の人口ビジョンなどの数値からも人口は減少する傾向にありますので、今後、市民税の納税者や市民税額が減少していく傾向であることは予想されます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ありがとうございます。ここに、私も機会がありまして、瀬戸内海の4つの市を調べてきました。四国中央市の場合は、これの200万円以下の方が73.4%、そして100万円以下が40.8%です。また、お隣の新居浜市は、200万円以下が71.9%で100万円以下が39.9%。西条市は、200万円以下が75.2%、そして100万円以下が43.7%。今治市は200万円以下が75.9%で、そして100万円以下が44.5%と。重化学工業を含めて産業構造が違いますので比較できないんですが、実態としては、問題はこういう方々が香美市を支えているということなんですね。ですから、その生活実態を含めてどういう施策をしていくかというのは、これからの香美市の市政のあり方にとって大変重要になってくるわけです。

そこで、もう一つ、この資料で見ていただきたい。ここにありますが（スクリーンを示しながら説明）、全体の総所得額という金額等が約250億円なんです。香美市の普通会計が約270億円ですので、香美市と同じ規模の関係の所得金額になってるわけですので、香美市のほんとにその税収を考える場合に、ここを基準にしてどうやっていくかということ、この方々が満足度、市のサービス含めて、そこを共有していかなければいけないんじゃないかということ踏まえて、今回こういう提案を行ってるわけです。

香美市を支えるために、市民から税金を納めてもらっています。その課税対象となる総所得金額等の合計金額は250億円です。そのうちの53%、半分以上の132億円を200万円以下の層の方々がまあ言うたら払っていると、支えているということです。ですから、市民所得をどう上げるのか、また自主財源確保にどうつなげていくのか、香美市の施策が求められています。ですので、この見解を市長等になるのかどうかわかりま

せんが、同時にこのデータを今後ぜひ毎年毎年執行側と議会側にも共有していただいて、やっぱりこの議論をしていくことがすごく大事だと思いますので、今後の協力をお願いしたいと思います。その点でちょっと見解がありましたらお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 笹岡議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

言われるように、私たち香美市の税収の分析をしていただきまして、確かにこうした方々の税収によって市が支えられてるということは紛れのない事実であります。こうしたことを踏まえてしっかりと今後の施策をやっていくことは当然のことだと思いますので、しっかりとご議論を拝聴してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） どうもありがとうございました。

②に移ります。

平成29年度決算における市税の中で、市民が払う市民税が9億5,000万円です。これ個人分です。それに対して固定資産税は12億4,000万円。これを比較しますと、市民税のほうを100として固定資産税は131と大きいわけです。これは国の地方財政法の改正によるものです。

固定資産税は、毎年発表される路線価、香美市は結構高いんですね、路線価を基準にして土地の評価額を決めます。以前は土地評価額の30%、だから100万円の評価やったら、30%の30万円に1,000分の14を掛けてきたわけです。ところがこれを70%、100万円の評価やったら70万円に1,000分の14を掛ける。これが今やられてきたわけですので、当然固定資産税は上がってきました。しかし、資産というのは手放さない限り現金にできません。その固定資産税の税負担は、市民自身を苦しめているのではないのでしょうか。

固定資産税による市民の重税感についてどのような認識をお持ちなのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

固定資産税につきましても、公平感、平等感は人により感じ方が異なるものと思われまますが、市民の方々を取り巻く社会的環境などは厳しいものもあると思われまます。そのような中で、納税の義務を果たしていただくことは楽なものではないと思われ、重税感と感じられる方もいらっしゃるかと推察いたします。また、先ほど固定資産税、市民税、それぞれの金額をおっしゃっておられましたが、ここ六、七年についてはその金額的なものについては余り変わらない、変化がないものと思われまます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 秦山町や駅前北の地域は、若者を中心に大変住宅化が進んでいます。大変人気スポットになってるんですね。しかし土地が高い。ですから、50坪の家のローンを組めば、数千万円のローンを組んでもらう方もいらっしゃるんですね。ですから、土地が高いということは、買った家そのものの後の固定資産税が高くなってるといふことでもあります。香美市の振興計画にはいつも土地利用に見直しというのがあります。やっぱり廉価な住宅供給をふやして、やっぱり土地全体を下げていかないと、若者定住を含めて呼び込むことがなかなか困難だと思いますね。ですから、そのためにもこの香美市の振興計画の見直しというのとはほんとに大変重要だと思います。ですから、全体の評価額を下げることがどうしても必要じゃないかと思うんですね、供給量をふやしてですね。その辺を含めて、この重税感を緩和するためにも、その点についてはどういふご見解かなど、難しいかもしれませんがよろしくお願ひします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

評価額等を見直すと、そういうところには至るものではないと思われまふので、今後いろいろな方面の検討課題の中の1つとして考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ありがとうございます。③に移ります。

日本には76項目もの税があります。ですから、市民が払ってるのは市税だけじゃなしにこういう形でたくさんあるわけです。収入はふえないのに、税負担が市民生活を圧迫してきています。特にガソリンが今高どまりし、先日も154円から159円に高騰し続けています。医療費の窓口負担や介護保険料の利用料など、負担がふえ続けています。来年から消費税10%になり、減り続ける年金など、ほんとに大変です。

私たち日本共産党香美市委員会、市議団として行った市民アンケートから、市民の将来不安が一層広がっていることが示されています。

少し紹介しますと、これは同僚議員も紹介しましたので、私のほうでは、これから先についての不安に大変不安51.9%、少し不安が44.3%で、96.2%が将来に不安を感じてるといふのがあります。ですから、ほんとに将来不安を感じてるわけです。

こういうときに先ほども紹介したとおり、香美市の施策がいかにこの納めてる方々含めて市民の方々の方向を向いた満足度、向くのかどうかにかかっていますので、今ほど税の取り方、使い方が問われているときはないと思ひますが、その見解をお聞ひします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

税を含む社会保障などにつきましては、国が適正な制度や運用を考えていただいているものだと思いますし、市の税行政につきましては、制度の中で適正に行っていくものでありますので、今後とも法令遵守で適正な課税に努めてまいりたいと思ひます。また、

先ほども申しましたように、市民の方々を取り巻く社会的環境は厳しいものがあると思われまます。市民の方々に納めていただいた税金は貴重な財源として、その使い方につきましては創意工夫をしていかなければならないと思いますし、議員の皆様にもご意見を賜り、議会の場でお諮りして予算執行しておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。
○5番（笹岡 優君） どうもありがとうございました。

次に、2に移りたいと思います。

- 議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。
(午前 9時22分 休憩)
(午前 9時28分 再開)

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

- 5番（笹岡 優君） 先に訂正しておきます。先ほど私がちょっと納税義務者数を「9,103人」と言いましたが、「9,961人」ですので、訂正しておきます。

2番目の質問です。

自主財源の少ない香美市にとって、国の財政運営のあり方は香美市財政を直撃します。この視点から国の財政運営についての基本認識を伺います。

スクリーンを見てください（スクリーンを示しながら説明）、お手元に資料ありませんので。これが財務省が出してる国の借金の推移です。ここにもありますように、平成元年が消費税導入です。それまで基本的に日本には借金がありませんでした。青いところが4条国債（建設国債）です。下の赤いのが国の財政不足を借金でやるという赤字国債です。これが平成元年以降、消費税が導入されてから急激にふえて、今これが1,000兆円以上とされています。以前の財務省の資料はわかりやすい、こういう縦書きやったんです（資料を示しながら説明）。すごく伸びがわかりやすいですが、今横書きになってますのでちょっと伸びが緩やかに見えますが、実際は深刻な借金をこの30年間、29年間でやってきたわけです。

そして、ちょっと次の資料に行きます。これです（スクリーンを示しながら説明）。お手元のここにもありますが、これが同じ資料で平成元年見てください。平成元年まで、これ上が歳出、下が歳入です。元年以降から出ていく金と入ってくる金の乖離が生まれます、ここを赤字国債で埋めていくという。ですから、平成元年の消費税導入から、国の財政の運営のあり方が大きく狂ってきたのが言えるんじゃないでしょうか。

次の資料に行きます。これです（スクリーンを示しながら説明）。これが今現在の国

の財政の特別会計を含めた経費の中身です。ここに示されてますように社会保障関係費は約89兆円、それに対して約87兆円が国の借金払い、これは国民に対するサービスのお金ですので、これとこちらの性格は違うわけですね。ですから今、国の財政見たときに何が問題かと言え、この借金払いの金が日本の国のほんとに財政運営を大きく硬直させてる。それが大きくこの地方交付税交付金にも影響してるというのが、この資料からもあると思います。これは全て財務省の資料ですので、ホームページを開けば見えます。

そこで伺います。

毎年発表されてる財務省資料です。この日本の借金の推移は異常です。消費税導入前には日本にはほとんど借金がなかったわけです。それがたった29年間で借金大国になってしまいました。先ほど資料もありましたが、歳入と歳出の乖離が生まれている。赤字借金に依存する財政になって、サラ金財政に陥っています。そして、その借金払いのために社会保障関係費がどんどん今影響を受け、地方交付税も影響を受けてる。この国の財政の硬直化を招いていると思いますが、この点についての認識をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 笹岡議員のご質問にお答えいたします。

国の歳出予算のうち、借金の返済である国債費が占める割合は約37%にも上っており、新たな政策に対して自由に使える予算が少なくなっていると思われまますので、財政の硬直化の原因になっていると考えられます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次に移ります。

②の地方交付税法第1条の目的は、「地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」として、地方自治権を保障する固有の財源であることを明確にしています。この点での認識をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む人にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するもので、地方の固有財源であるという認識でございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） まさに固有財源であることは、もともとGHQが戦後日本の民主主義をやるときに、GHQの案では都道府県を政府にしろという案やっただけで

すね、ところが日本政府が反対したと。アメリカ合衆国ですので、同じような方向です。しかし、もともとこの地方交付税制度というのは、そういうこの目的に基づいてやるわけです。香美市が運営する基本的な財源は、市債と地方交付税がベースになります。この地方交付税の推移というのはほんとに大きな影響を与えるわけですので、あり方というのは香美市の運命にとっても大きな問題です。ですから、この国の財政の使い方の平成元年度以降のやり方と交付税とはリンクしてるわけですので、その点というのをもう一度認識をお伺いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 先ほど議員がご説明していただいたように、資料を見させていただきまして平成元年から赤字補填、財源不足を借金で賄ってるという構造になってるということで、今後国の状況によって地方交付税が国からの交付金になりますので、その状況によって市町村が左右される面があるという部分は否めないという認識でおります。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そのとおりです。

そこで③に移ります。

地方交付税を計算する場合の基準財政需要額と基準財政収入額、その差額によって交付税が算出されるわけですが、交付税を算出する場合、まず経常経費と投資的経費と、そしてその他として公債費があるんです。そして、その中で区分としてメニューがあるんです。消防費とか、そして土木費、教育費とかあるわけです。その土木費、教育費の中に、道路の場合は道路橋梁費または都市計画費等含めて、道路の面積で計算する場合と人口でやる場合がありますね。そして、そこに単位費用を掛け、そして補正係数を掛けていくというやり方をやっていくわけです。

そして、補正係数の場合はこういうやり方をやるわけですね（資料を示しながら説明）。これ見えますでしょうか、人口10万人をベースにして単位費用を決めるわけです。10万人より小さいところにも標準的なサービスが要るわけですので、そのところに対しては、ずっと補正係数で1に対して1.1、1.2、1.3として、補正係数で上乘せしていくという仕組みになってるわけです。その仕組みでやるわけですので、これまで合併する場合は、物部が一番1人当たりの交付税が多かったわけです、人口規模からいっても。そういうのを合計して、この間交付税でまあ言うたら来たわけですが、そういう計算をします。

この交付税の制度そのものが、経常経費と投資的経費のメニューというのは、1年1年の単年度で毎年毎年運営していくための財源として使います。ところが、公債費というのは使えないんです。そこをよく見る必要があります。

私は調べましたけど、もともと1985年当時には経常経費の項目は28項目でした。それが2002年には31項目に、介護保険等が入ってメニューがふえたわけです。こ

れはいいことなんですね、メニューふえてその分が上乘せされる。同時に、投資的経費は17項目から変わってません。問題はその他の項目の公債費、借金払い、このメニューが10項目から20項目に倍に膨れ上がったわけです、10から20に。ということは、借金払いを交付税で対応しますと言っても、借金払いは入ってきて出ていく金じゃないですか。交付税というのは、毎年毎年そのまちを運営するための自由に使える財源として来なければ、義務的に入ってくる金がふえても使えません。そこの交付税制度そのものがおかしい、やり方を狂わしてきたんじゃないでしょうか。

そこで伺います。

単年度主義の国、地方財政の中で過去の事業の借金払いのメニューをふやすことは、地方交付税制度の根幹を狂わすことになるわけじゃないでしょうか。この問題について見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） ご質問にお答えします。

問題点としましては、議員もおっしゃられたように、個別算定経費の公債費におきまして、基準財政需要額に算入されます地方債の種類もふえてきておりまして、その発行額が増加すれば基準財政需要額に占める償還費の割合が高くなり、ほかの費目の圧迫要因となることが懸念されるというところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次に行きます。

この資料はお手元にも配ってます（資料を示しながら説明）。ちょっと見にくい資料ですので、わかりますかね。これが地方交付税を算出していく場合の中身に、計算式といますか、ルールになってる内容です。左っかわにあるのが国の財源を含めた中身です。ちょっとここ、スクリーン見ていただければここに書いてます（スクリーンを示しながら説明）。ちょっと見にくいですが、これが書いてるとおり、国税のまず所得税の33.1%、そして法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%を地方交付税の財源としますと。右っかわの端にあるのが地方財政計画、全国の市町村も含めた、県も含めた、こればあのお金が要りますという財政計画の中で、それをどうやってやるかということで歳入のほうを見ていただければ、その隣ですね、ここです、これ見ていただければ。それと先ほど言った国税の部分の交付税分の来た金が交付税の特別会計のほうに入ってきます。この真ん中にあります。そこで乖離が生まれます。乖離が生まれたところに、ここに臨時財政対策債という、今地方の借金で穴埋めをさせてるのがこの中身です。これも全部財務省のホームページからとれますので、ぜひ見ていただければと思います。

それで、この内容を踏まえて次のもう1枚行きますので、これです（スクリーンを示しながら説明）。これが国税の三税、交付税の財源となる三税の推移についての資料で

す。三税ですから、これが所得税、それから法人税、1989年が平成元年です。だから消費税がここからこう上がってきてる。消費税導入前は、基本的に所得も伸び、法人税も一定伸びてたわけですね。ところが、消費税導入から所得税が激減していき、法人税も減ると。ということで、まあ言うたら慢性的な財源不足、そして深刻な国税の落ち込み、国政上の財政運営の失敗、このように地方交付税の目的とは乖離した地方交付税交付金の実態があります。この点での認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

本来、地方交付税として交付されるべきものを一部臨時財政対策債に振りかえて措置しているという実態を見れば、乖離と捉えることができるかもしれません。しかしながら、地方交付税の目的である財源保障機能・財源調整機能として臨時財政対策債を措置されているということでもありますので、一概に地方交付税の目的から乖離しているとまでは言い切れないのではないかとも思っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次のを見てください（資料を示しながら説明）。次のこれはちょっと見にくいですので、お手元にも資料を配ってますが。先ほどの課長等の認識でいいかなということで、ちょっと質問をさせていただきます。

これは見ていただければ、地方交付税の全体的な流れです。わかるとおり、もともと平成12年からの内容、平成12年のときはここへ書いてますように、このこのセンターのこの線が、国が財政措置をした交付税の金額です。ところが、ここに黄色がありますね。この黄色は借金です。地方交付税交付金の特別会計が足りない分を国が半分、地方が半分借金として埋めるという、国が財政措置をした中身です。財政措置、これ地方の借金です。これはずっと地方が借金として残ってますので、地方がずっとこれから払っていかなければならない。ところが、ずっとこのやり方でもう特別会計でやっていけないことになって、こっから臨時財政対策債が生まれるんです。地方で借金してくれともうその穴埋め分を、この線から下は全部地方が今財政的措置をしてる中身なわけです。

それで総額を見てください。平成12年には総額で21.4兆円、交付税財源がありました。ずっと来てずっと来て、平成30年の段階で、国の財政措置と下の地方の臨時財政対策債を合わせても20兆円です。だから、合併特例債で借金した、元利償還分を交付税で見ますと言った。言って言ってやったら、本来ふえていかんといかんやないですか、全体金額は。交付税の枠の中にはめられてしまったら、先ほど課長が言ったとおり、経常経費と投資的経費の分のほうに食い込んでくるということになるわけです。臨時財政対策債も同じ借金です。こういうやり方は結局交付税そのものの先食いになっていくんじゃないですかということながです。

その点を踏まえて、ぜひ質問をしたいと思います。

1993年度（平成5年度）から1割以上の財源不足が生じています。慢性的な財源不足を地方交付税特別会計で借金し、国が50%、地方が50%ととして穴埋めしてきました。しかし、特別会計の借金が行き詰まり、今度は地方が借りて穴埋めをさせる臨時財政対策債が膨れ上がってきました。

ここでしっかり見なければだめなのは、平成の大合併による合併特例債で全国で多額の借金をしたわけですが、その元利償還分含めて、地方交付税交付金の総額がふえなければならないのではないのでしょうか。これまでふえてないということは、これは単年度の運営に必要な経常経費と投資的経費分に食い込んでいくことになります。負のスパイラルに陥ることになります。臨時財政対策債についての見解をもう一度お聞きします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

臨時財政対策債の問題につきましても、先ほど答弁させていただきました基準財政需要額算定での問題点と同じような形ですが、地方の一般財源総額がふえない状況下におきまして、臨時財政対策債の発行額が増加すれば基準財政需要額に占める償還費の割合が高くなり、他の費目の圧迫要因になることが懸念されるところです。また、臨時財政対策債は本来地方交付税として措置されるべきものという認識ですので、地方交付税総額が不足する場合は、地方交付税法第6条の3第2項に基づく法定率の引き上げで対応していただくよう、今後も引き続き県や市長会を通じて国に要請していきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これから質問することを答えていただきましてありがとうございます。

地方交付税法第6条の3第2項は、「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き（3年以上）第10条第2項本文の規定によって各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なる（1割以上）こととなった場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率の変更を行うものとする。」。先ほど言った国税の部分の33.1%、法人税、所得税33.1%を35%にするなどして、満額を保障しなさいというのがこの地方交付税法の第6条の3第2項の規定なですよ。

そうですね。その点をもう一度お願いしたいと思います。この地方交付税法第6条の3第2項を国は遵守すべきと考えますが、もう一度お願いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

議員のおっしゃられるように、全国の市町村、県も含めた団体において、そういった認識でおるといふふうに思っております。ですので、事ある機会を捉えて、国のほうにそれぞれ要請をしてるということだと思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これは全国知事会も言ってますので、ぜひ市長を先頭に、市長会通じてやっていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問にかかります。

香美市の予算のあり方についてお伺いします。

ここに私持っているのは、全国町村議会議長会がつくっていただいた、私たちの参考のほんとししてる議員必携という本がありまして、この議員必携の中にありますが、この中に予算の原則があります。（1）会計年度独立の原則、（2）総計予算主義の原則、（3）単一予算主義の原則から、予算は、住民のものとして住民のためにあり、合理的、能率的に、しかも民主的に編成し、管理し、執行しなければならないと明記しています。地方自治法の第233条の2「各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。」、これが大原則であります。議員必携の216ページにこう書いてます。もし剰余金が出た場合、「この場合は、基金という別の財産に移すわけであるから総計予算主義の原則から見ると、例外の扱いとなる。」。例外扱い、もともと市民のために予算を組んだ。その予算が基金という別のところに持っていく場合は例外扱いとなる。

そこで伺います。

香美市中期財政計画（平成29年3月）によると、4年間（平成25年～28年）で24億円以上の基金を積み増ししています。予算の原則からして、この異常な基金積み増しは、市民の生活実態、同時に市民感情とも相入れないと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） ご質問にお答えします。

平成25年度から平成28年度までの4年間は、実質収支額が黒字で推移してきたことから、決算剰余金の2分の1を財政調整基金に積み立てること等で基金が約24億5,000万円ほどふえております。今後、普通交付税が平成33年度の一本算定に向けて逡減していくことであるとか、施設の維持管理や更新に多額の費用を要することなどから、将来への不安に対する備えは必要であり、緊急の財政需要への対応や弾力性の確保の面からも必要な積み立てだと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ここに香美市の条例があります。この第6編、財務規則の第19条に歳出予算の流用というのがあります。「課等の長は、予算の定めるところにより歳出予算の項の金額の流用をするとき、又は予算の執行上やむを得ない理由により、歳出予算の目又は節の金額の流用をするときは、予算流用伺を作成し、企画財政課長の合議を経て市長の決裁を受けなければならない。」こうなってますね。

今回も決算書を見させていただきましたが、この決算書の中身見ましたけど、民生費1億4,600万円の不用額を計上してます。予算を組んだけど使わなかったお金が1億4,600万円、社会福祉費に至っては9,100万円あります。こういうお金をなぜ市民サービスのために使う工夫をしないのか、予防医療を含めてやることができると思うんですね。だから、ここが必要なわけです。そしてまた、教育費は3億4,300万円不用額が出てます、中学校費の2億8,000万円がありますので。その中でも小学校費は1,400万円、児童クラブの設計費に充てることができるんじゃないでしょうか。また、社会教育費では1,700万円の不用額が出てます。図書館の蔵書等に充てることができるんじゃないでしょうか。また保健体育費1,200万円、学校給食の工夫等に使うことができるんじゃないでしょうか。また企画費も住宅リフォームの関係、不用額が出てますね。住宅リフォームの予算増額にも使うんじゃないですか、応募もしてPRをして。

ですから、いろんなその工夫することが必要じゃないでしょうかということがあります。この点ではどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 確かに不用額が一定結構な額がある場合もございます。その理由としましてはさまざまな理由がございますし、例えば入札減であったりとか、それから当初組んでた内容が変更になるとか、思ったより利用者が少なかったりと、当然予算のときは精いっぱい精査して予算編成をするわけですが、そういった事情もあって不用額が出てると思っております。それを使う部分は、その年度ではなくて今のところ、今回の決算を見ていただけるとわかりますが、財政調整基金の取り崩しが初めて発生したというような状況もございますので、そういったいろんなものに使うべきではないかというご意見もあります。今のところ、市としては今後の対応に備えたいということで今のような状況になっております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） いろんな予算があると、民生費と教育費というが性格が違うんですね。ですから、ほんとそこのことを、予算の執行上の不用額というがをやっぱりそこはちゃんと考えていただきたいと思っておりますので、いいでしょうか。

そこで、財政調整基金の関係です、その条例にこう書いてますね。その第6条に、基金を取り崩す場合の処分で、「経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てる時」とこうやってくくってるわけです。厳しくその取り崩しについては規制をしてます。どう言うかな、香美市政というのは私的な銀行ではないですね、また企業でもないです、市民に付託された公共団体です。憲法には、地方自治権を明確に明記してます。地方自治の基本原則として「地方自治の本旨に基づいて」と書いてあります。団体自治を皆さんが預かってます、香美市の団体自治を。これは地方分権の原理であり法制的な要素です。地方自治の本旨の大き

な問題は住民自治なんです。住民自治として民主主義の精神であり、これは地方自治の本質を示してるわけですね。

先ほどちょっと紹介しましたこの議員必携の中にこう書いてますので、ぜひ考えていただきたいんですが、「地方自治とは、地方のことを自ら治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が、住民の意思に基づいてその事務を処理することをいう。地方自治が、本来の自治であるためには、国から独立した地方公共団体がその判断と責任で行う団体自治と、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う住民自治との二つの要素がともに満たされることが必要である。」とこう書いてるわけです。今言ったように、民生費とか教育費は、そういう性格を持っているということをぜひ念頭に置いてやる必要があります。

そこでもう一つ、この中にありますが、この財政調整基金条例の第7条に「この条例の執行について必要な事項は、市長が定める。」となっております。

だから先ほど言ったでしょう。もともと地方自治法の第233条の2は、会計年度で剰余金があったら翌年度まで繰り越して使いなさいと、大前提になってるわけです。それを基金に移すということは例外規定であるわけです。そして、それが全部市長の判断によるとなってきた場合は、市民の声は届かないじゃないですか。市長が市民の声を聞かないと言ってるわけじゃないですよ。そういう会計は単位年度でやってるわけですので、1年1年でちゃんとその予算を執行して市民に満足なサービスしていくわけですので、流用規定までつくってるわけですので、そこの工夫は必要じゃないかということ言ってるわけですので、この点についての見解を伺うものです。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

予算はいろんな原則がございまして、総計主義というのもあって、その年度の歳入歳出を全て計上して予算を組むわけですが、そこで基本的に執行、最初の目的を達して、最終的に決算が上がって歳計の剰余金が出た場合は、それを全部使わなければいけないということではないと思っております。当然基金がないと長期的に安定した財政運営ができませんので、そういった年にはきちんと将来を見据えて基金に積んで、不測の事態に備えるというのが必要だというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 最終的にどうやなしに途中で、10月やったら10月の段階等で各課にてそういうことをぜひ、財政担当のところは進めていただいて、不用額をやっぱりその民生費とか教育費は、やっぱり執行させる手だてを打っていただきたいなと思いますので。

次に移ります。

香美市としての市政運営、その取り組みは困難の中で努力し、よく工夫もし、独自の施策で頑張ってると思います。私も12年ぶりに市政に携わることになりましたので、

香美市政の予算の主役をどこに置くべきなのか、私の私見を含めて述べさせていただきます。

市政運営の第1の問題の視点として、大切なことは未来を開く子どもたちの子育てと教育をしっかり支えると。ですから今、子どもの貧困化、家庭の貧困化含めて広がります。未来ある子どもたち、そして教育にしっかり手だてを打っていくということ、そして、これまで頑張ってきた世代の方々が老後を安心して暮らせる、そこにしっかり手だてを打つことが、まちづくりのベースになるんじゃないでしょうか。この点での見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

予算は市民のためにあり、主役は市民であります。まちづくりにつきましては、第2次香美市振興計画には6つの基本方針を掲げており、その中の「未来を拓く」という基本方針には子育てや教育などの施策、また、「やすらぎを守る」という基本方針には高齢者などに関する施策にそれぞれ取り組むこととしております。こうした施策を含め、振興計画に定めている各施策の取り組みを限られた予算の中ではありますが、実施していくことによって全ての人々が安心して暮らせ、幸せを感じられるまちづくりにつながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひお願いします。

それでは、③に移ります。

地域経済へ波及させ地域を元気にする財源は、普通会計ベースで今香美市は270億円のお金があります。この270億円のお金がいかに地域経済へと波及していくのか、循環するかという仕組みを考えることがすごく必要です。予算運営の視点としてのこの点でお聞きします。

この予算をいかに有機的に、そして循環型の地域経済を前進させる施策として生かしていくか問われています。見解と取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 市の予算が地域経済に与える影響が大きいことを考えますと、地域を元気にしていくための財源となるものと考えております。人口減少が本市の経済に重大な影響を及ぼしていることから、まずはその対策が重要と考えておりますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、雇用の創出を初め新たな担い手の確保と育成、子どもを生き育てやすい環境の整備など、人口減少対策につながるさまざまな施策を一体的・持続的に取り組むことが、循環型の地域経済を前進させることにもつながっていくものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君）　　そういう方向をぜひよろしくお願いします。

そこで、特に産業興し、企業おこしの問題でこれからぜひ考えなければならないのは、やっぱり食料自給率をどう上げるかという事柄です。衣食住の食が大事です。私もこの間ずっと調べたんですが、その食料の物流はトラック輸送が98%です。そして、7割を20台以下の零細企業が支えてまして、トラック輸送の運転手がいなくなってます。ですから、今のやり方の物流は多分脆弱でもたない可能性があります。

しかし今、地域の食料自給率は下がってます。高知県も米を含めて輸入県です、高知県は。ですから、地域地域で食料自給率を高めることが大事ですので、食料を含めた手だての1つです。来年が国連の国際家族農業年の10年間があります。これから中国が台頭し、インドが台頭し、人口が10倍以上ある国が日本と同じような食生活になった場合は、輸入に頼ってる日本はほんとに輸入が来るのかを含めて、地域でとれたものを地域で食する。

身土不二という言葉があります。三里四方旬の味、地域で食を構えていくことが必要ですし、住宅リフォーム制度や店舗リフォーム制度、小規模登録制度など、ほんとに地域経済循環型に使えるんじゃないでしょうか。そういうほんとに工夫を生かしてもらいたいと思います。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君）　　お答えします。

先ほど議員がおっしゃられたことも大事だというふうに思っておりますので、今後いろいろ各担当部署と連携しながら、できるだけそういった方向になるようにしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君）　　5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君）　　次に、4番目の質問に移ります。香美市中期財政計画（平成29年3月発表）のこの内容です。

歳出における普通建設事業は、これまで平成24年から平成28年の5年間、香北支所、物部支所、消防庁舎の建設、学校給食センターの建設など106億円となっております、普通建設事業費の総額が。それに対して、これから平成29年から33年の5年間、31億円ふえ137億円。106億円から137億円ですので、これから5年間まだこれまで以上の普通建設事業をしようとしています。これはどういう事業をしようとしているのか。

また物件費、物件費というのは委託費、臨時職員の賃金、旅費、役務費等ですが、これが114億円から137億円と23億円もふえることになってます。

また、市の借金、市債残高は減っていくというふうになってるのに、これから起こす借金は107億円から120億円にふえると、13億円、これまでの5年よりまたふえて使うという、借金を起こすというふうになってます。総額で歳出のほうが、これまでの5年間で810億円、これからまだ851億円歳出がふえると、41億円もふえると

なってるわけです。大変不可解です。この中身をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

普通建設事業につきましては、笹岡議員が言われましたように平成24年度から平成28年度までは、主に香北支所、物部支所、消防庁舎、給食センターの各建設事業などの大型事業がございましたが、平成29年度以降も図書館を初め鏡野中学校プール及び武道館、消防庁舎香北分署の建設、都市計画道路新町西町線整備事業などの大型事業があること、また平成28年度からの繰り越し分や道路新設改良費の増加などにより、5年間の計は増額となっています。また、その中には資材の高騰であるとか、そういったものも含まれてこういった増額となっているものと思っております。

物件費につきましては、委託費や臨時職員の雇用などの賃金、需用費などは、近年の人件費や物価の上昇を反映して増額となっているだけでなく、ふるさと納税業務委託などの影響により5年間の計は増額となっています。例えば前年、平成28年度からふるさと納税業務委託は1億5,000万円ほどになったわけですが、平成29年度から5年間は、その1億5,000万円が5年間となりますので、それだけでかなりの7億5,000万円という額になっているというようなこともありまして増額となっております。

市債残高につきましては、平成31年度から起債の借入額が減少していくことで減っていき、公債費は前計画期間の後半で借りた大型事業の元金の償還が始まることにより大きい歳出額となっております。

以上のようなことで、合計額でも大幅な増額となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これやっぱり資料を示さんといかんですね。資料を出していただいてやらないと、これありませんし、これまた今度、決算審査ありますのでそこでしっかりやりたいと思いたすが。

ふるさと納税でこんなお金がかかりよったら余り意味ないと思いますね。なぜかと言えば、ふるさと納税というのは地方交付税の税収が伸びるわけじゃないです、全国でパイの取り合いなわけです。だから、これはパイの取り合いの中でやってるわけですので、それでこんな委託費がふえていくというのはあんまりどうなのかという疑問に感じます。

それでは、②に移ります。

問題はこの②で、特に問題なのは、この中に最後にこう結論づけてる問題です。「経常経費の抜本的に見直し、事業の選択と集中、公共施設の統廃合、公共サービスの民間委託又は民営化の検討」と書いてある。すぐここに結びつけるわけですね。こういう短絡的なやり方は絶対まずいと思うんですよ。ですから、そこを努力していくのが市側の努力じゃないですか。それをこう結論づけるということは問題と思いますが、その点に

ついでの見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

中期財政計画では、平成32年度から財源不足になることが見込まれておりました。こうした中でも、多様化・複雑化する市民ニーズに応え、将来にわたって持続可能な財政運営を進めていくためには、効率的な行政運営と市民サービスの質の向上を図るための行政改革の推進に取り組んでいくことが必要不可欠であるということで、掲載しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 行革は進めていかなければなりません。見直しもせんといきません。同僚議員からもありましたが、補助金のあり方を含めて検討しなければなりませんし、その公共事業のあり方を含めて見直しをよく検討しなければなりません。ですから資料も示して、やっぱりよくこれは議論しなければなりません。

今年出したこの中に、香美市の行政改革大綱、4月に出した（資料を示しながら説明）、中身にちゃんとこう書いてるじゃないですか。「行政情報の共有化を進め」、共有化って、私たちこれ数字は見ますけど、資料が何もありませんよ。そして「説明責任を果たすための積極的な情報発信に努めます。」、そして「行政と市民の役割分担を明確にしながら協働の仕組みを整える等、分権時代にふさわしい簡素で効率的・効果的な行政運営を目指します。」とこう書いてある。

ですから、ちゃんと示して双方向でどうやっていくか。なぜかと言えば、この予算というのは市民のための予算ですわね。ということは、市民の合意形成に基づいて進めていかなきゃならないわけですので、その点をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） ご指摘のありましたように今後できるだけ示せるものは示して、理解を得ていけるように努力したいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひよろしくお願ひします。

次、永瀬ダム問題について聞きます。

資料、スクリーンへ出してますので（スクリーンを示しながら説明）、物部川というのはどういう川なのか、1級河川で。ここに仁淀川もあります。徳島県的那賀川もあります。そして、ここに四万十川があります。これが勾配のきつさです、距離です、これが距離、これきつさ。ですから、神母ノ木の橋までといいますか、あそこまでが物部川は大変勾配がきつくて、川が短いのが物部川の特徴で、この下のこの部分をここに拡大してます。

そして、もう一つはこれ行きます。これが堆砂の状況（スクリーンを示しながら説明）、もともと永瀬ダムをつくったときの底の堆砂ここでした、この下です。それが50年でこれぐらい埋まってしまったんです。今黄色い部分が洪水調整機能として残っている部分なわけです、これが。

そこで伺います。

2014年に、穀田衆議院議員を団長に日本共産党国会議員団で調査に入りました。事前に調査項目を送ってましたので、県の永瀬ダム担当者から回答がありました。

1番目の質問は、昭和34年（1959年）から発電を開始して50年しかたっていないのに、堆砂量は100年計画を超えて約106%になってる問題です。これに対して治水にも影響をこれから与える、現状のままでは放置できないという回答でした。

2番目が、ダム堤の高さと洪水時の最高水位との差は2メートルしかない。堆砂によって河床、底が浅くなって大規模な山の崩壊が起これば、ダム津波（段波）でダム堤の越流するのではないかという質問に対して、400万立米を超える空き容量、先ほどの黄色いほうです、これで吸収するから大丈夫ということでした。

それで、それに対して平成27年7月県議会で依光県議が質問しています。その答弁で土木部長は、平成23年から25年まで年平均流入量は57万立米、平成26年は51.6万立米だったと。57万立米、400万立米を50万立米で割ったら七、八年でこの黄色い部分が埋まってしまうことになるわけじゃないでしょうか。これに対して当時の担当者は、当時の堆砂量の見通しが甘かった。しゅんせつはコストが高くて技術的にも難しいと、こう言いました。

そこで伺います。

永瀬ダムの堆砂は深刻になっています。あと数年で洪水調整機能はなくなり、下流域に甚大な被害が起こる予想がされます。どういう見解を持っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） おはようございます。治水面からの見解という形になることを最初に謝っておきます。

県永瀬ダム管理事務所に確認を行いました。現状において、ダムの堆砂は治水への影響はなく、洪水調整機能及び下流域への甚大な被害は考えられないとのことです。ただし、上流に山がある限り土砂等の流入は今後も避けられないため、将来的な影響は懸念されるとの考えでした。そのため、県においては単独事業などにより土砂の搬出を行っております。

続きまして、地震に対する影響ですが、県においてあくまでもシミュレーション等による確認となりますが、レベル2（南海トラフ地震マグニチュード9.0）想定にて最新の科学的見地にに基づき、学識経験者などの意見も踏まえ耐震性能を調査した結果、一部ダム本体の破損、先部分、頭部分は見られる可能性はありますが、ダム本体からたま

った水が流れ出すような損傷は発生しないことが確認されています。また、ゲート施設などの付帯施設についても調査を行い、長寿命化を兼ねたメンテナンスも行っています。

ダム堆砂問題は、致命的なダムの弱点であることには変わりありません。少ない可能性であっても不測の事態に対応するため、県永瀬ダム管理事務所では、点検整備基準により週1回、湖面や陸上から貯水池周辺の崩落状況、大規模崩落の前兆現象などに注意し巡回を行っておるそうです。異常な状況があれば市へ連絡が入る体制をとっております。

また、7月豪雨においては、ダムからの放流量調整により物部川下流域の最高水位を約11センチですが低減させたと推定されております。治水上にも大変必要な施設であると再認識をいたしました。

今後もダム管理事務所を初めとする関係機関との連絡を密にし、情報などの共有を図り、地域の宝でもあり、誇りでもある物部川を守っていくことに取り組んでいきたいと思っていますので、皆様もどうかよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 済みません。ちょっとこれ抜かってました、申しわけないです。資料ですが、これが中央構造線です（スクリーンを示しながら説明）。そして、ここにあるのがこれが仏像構造線というて、日本で一番長い、千葉県から鹿児島から沖縄向いて行ってるところまである仏像構造線です。永瀬ダム、そして四国の地層はこうなってます、同じように（スクリーンを示しながら説明）。だから四国の場合は、川が東から西、西から東という南海プレートで引っ張られて、はね上がりはね上がりするから地層はこうなってるわけです。こういう状況になります。

そこで伺います。

永瀬ダムの南側には日本最大の仏像構造線が走っており、南海トラフ地震による影響も懸念されますと。引っ張られていって、こうはね上がる。そしたら、ずっと太平洋のほうに伸びることになります、その後は。そのときにほんとにダムが影響を受けないのかを含めて考えてみます。

先ほどちょっと答弁がありましたのであれですが、問題はこの永瀬ダムは県の企業局の利水のあり方を含めて今検討すべきです。県の企業局は独立採算でやっています。このダム問題の堆砂問題に対して、何らお金も出してないわけですね。それでほんとにいいのかと。特にここは取水口は大比トンネルのところからとっています。そして、出してる場所は白石のところまで落としてますので、その間は全部水なし川になってるわけですね。物部川の川としての機能も含めて、この企業局のあり方を含めて議論しなければなりません。国と県の協議を行い早急な対応を講じる必要があると思いますが、これはぜひ市長の見解もお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ダム問題についてお答えをしたいと思います。

ダムにつきましては、さまざまな効用があるということで建設をしてきたわけですが、とりわけ永瀬ダムは戦後すぐから建設をしたということで、大変古いダムでもあるということで大変心配をいたしておりますけれども、ただいま報告をいたしましたように、構造それ自体は非常に丈夫なものだというふうに聞いて安心をいたしておりますのでございます。

ただ、このダム湖に堆砂をする砂については、ほとんど活用がされていないというような時代になりまして、この堆砂が年々ふえていくということで周辺の住民の方、また下流部の方につきましても、大変心配をしておりますのでございまして、今後国においてはダムの再利用、構造を変えるとかいう取り組みも実験的に進めておりますので、そうした取り組みにも注目しながら、要望も重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次に、物部川の流域全体の対策についての質問をします。

ダムのあり方を含め物部川の治水、利水、落水問題など、総合的に協議することは急務になっていると思います。国土交通省も入る物部川の流域の協議を行う組織の対象区域は、神母ノ木の橋より下流域ではないでしょうか。今、物部町を中心に山間地の荒廃が急速に進んでおります。深層崩壊を含めて山が狂い出しています。住民の命と財産を守るためにも山の保全、治水対策等は喫緊の課題だと思います。

物部川水系は徳島県境から広大な降水面積があり、長雨や豪雨強度、山からの流下速度などによって大きな被害を受けることとなります。その被害を未然に防ぐために、また環境、濁水対策等、幅広く物部川流域全体の問題を協議するためにも、住民参加で住民の声が反映される参加型の協議会を開く必要があると思いますが、この点についての見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 平成16年、17年の台風等豪雨により1級河川物部川上流部、本川の槇山川及び上葦生川上流域において大規模な山腹等崩壊があり、これ以降濁水等が頻繁に起こり長期化（約1カ月程度）となり、下流域ではアユなどの成育や農業に支障を来しました。

このため、県を中心に平成17年に学識経験者や流域の関係者等を構成委員とする物部川濁水対策検討委員会を設置し、県河川課が主体となり濁水対策等の検証、検討を行っています。当時は旧土佐山田町時代でありますので企画課が担当し、現在は定住推進課の担当となっております。また、あわせ物部川流域での行政活動団体として、南国・香南・香美の3市にて物部川流域ふるさと交流推進協議会などにて環境保全対策などを、同じく香美市としましては定住推進課のほうで担当しております。

検討会や協議会において現地調査を行い、発生源である山腹崩壊への対策や森林整備

等の推進、また、河川に堆積した土砂対策及びダムからの放流方法など項目ごとに検討を行い、あわせ各関係機関が対応の結果、平常時にはある程度ですが、透明度が回復し一定の成果はあったものと思われまます。ただし、対策がまだ十分とは言えず、降雨量などにも左右されますが、なかなか濁水は解決してないところもあります。検討会や協議会にて今後も検証、検討をしなければならないと考えています。

先ほども述べましたが、今後も今以上に関係機関と連絡を取り合い、情報などの共有を図り、地域の宝であり誇りでもある物部川を守っていくことに取り組んでいかなければならないと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 笹岡 優議員の物部川水系全体の対策についてお答えをします。

物部川流域での行政活動団体として、香美・南国・香南の3市で構成されております物部川流域ふるさと交流推進協議会があります。この協議会は、3市の交流を推進しながら、地域の機能や価値について相互に理解し合い、流域の調和のある発展を目的といたしまして、年間を通し、民間団体でありますアクア・リプル・ネットワークとともに、主に環境保全活動、環境学習や環境保全広報活動などを行っております。

また、物部川流域の民間の活動団体として、物部川21世紀の森と水の会があります。この会は、物部川流域の豊かな水と森づくりのために、流域住民がともに活動することを目的としております。農業協同組合、漁業協同組合、土佐改良区などの流域関係団体や個人会員で構成されておまして、香美市内で多くの環境保全活動をされております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 25日にはそういう形で研修会も計画されており頑張っておりますが、問題は先ほど言ったように、県境からの全体的な状況を踏まえた協議する場がないというのが今の最大の弱点になってるわけです。

そこでお聞きしたいのは、今私は永瀬ダム問題も含めて、山の崩壊を含めて、物部川は深刻な災害が起こる危険性が高まっているという認識があるんじゃないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほど建設課長も述べましたが、今の時点では災害等につきまして、その土砂などについては危険ということはおっしゃってございましたが、県のほうにおきまして土砂搬出も行っておりますので、その点については、ダムの構造上は頑丈ということでお聞きしております。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 物部川の構造といいますか、形からいくと標高が500メートルからゼロメートル、その中で流域、物部川の延長が約71キロ、流域面積508平方キロメートルとあります。その中で急峻な山地に囲まれたV字型の溪谷、溪谷というか谷になります。そのためにやはりある程度流域、山からの崩壊等がきついでということになりますので、山腹崩壊等は避けられない状況だと思います。もうずっとの問題だと思います。そのためにどういう形で、先ほど述べました協議会などで協議し、どういう形をとっていかなければならないのか、やはりけど、絶対崩壊的なものは防げるわけではないです。それをどう防いでいくのか、少なくするののかというのを検討協議会やその中で協議していけたらいいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 私はこれ深刻な事態に直面してると思うんですね。物部川が氾濫した場合は、県の防災マップの中でも、これはもう香美市の下段含めて、南国市後免の町も含めて、高知市まで全部被害が広がります。ですから、先ほど言ったように急峻で短い川でほとんど直線です。この川が暴れ出したら大変なことになります。先人は物部川が暴れて大変苦労した歴史があるわけですので、今の山の神が怒ってるという状態をぜひ考えていただいてこの問題に向き合っていただきたいし、そのためにもぜひ直接関係する香美市の市長を先頭にイニシアチブが決定的です、南国市や香南市や高知市もやって、県も巻き込んで国も動かしていくということを含めて、この物部川の問題をぜひ遡上させていただきたいとか、やっていただきたいと思っております。そうしなければこれは解決しないと思っております、今の物部川の実態は。

もともと国のやり方に翻弄されてきたのは旧物部村なんです。まさに永瀬ダムも建設省がつくったダムです。そして、移住政策によって南米に移住しました、人口が減りました。また、杉、ヒノキを植えてきて植林政策をやってきました。それが今大きく荒れてますので、この点についても含めて、香美市長を先頭にイニシアチブをどうするのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをしたいと思います。

物部川の濁水につきましては大変深刻な状況になっております。今年も夏はたびたびの台風で、増水するたびに濁流となってなかなか澄まないというところで、きょうも濁ったままの物部川という状況でございます。この濁流の原因について、濁水対策協議会が開催されております。この濁水対策協議会に提出された県の資料がございます。この県の資料は、上空から物部川の上流部、槇山川、槇山地区、そして、上葎生地区の上空から調査したものでありますけれども、山の中の植林をした部分につきましては、赤い印がついている危険な状況というのがたくさん見られるわけでありまして。

それらの状況を見ますと、戦後植林をした木が今60年生あるいは50年生と立派な

木になっているわけでありまして、それらの木、杉にしましてもヒノキにしましても、そういう木が植わっているその部分、山のもう上までそういう木が植わっているわけですが、そういうところが危険な部分というふうに表示をされた。これは分析をされているわけでありまして、そうしたことを考えますと、これは単に川の問題だけではなく、地域全体が非常に危険な状況を示しているように思います。

そうしたことから、今後それだけが原因であるかどうかということについては、私は素人でありまして申し上げられませんが、そういうデータを提示をされますと大変心配をしております。単に川の問題だけではなく、今後、山の問題、産業の問題も含めて、対策を進めていく必要があるのではないかというふうに考えておきまして、言われるようにその源流部である自治体の長として、その取り組みに積極的に取り組んでいくことはお約束をしたいというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひイニシアチブをとって、先頭でお願いします。

7番目の質問です。

地域の現状をリアルに、市街化と下流域の排水対策の問題です。

土佐山田町の市街化区域は、もともとは農業振興地域でした。楠目、伏原地域は高台で農業用水に困り、佐岡地区から用水路を敷いて、雪ヶ峰から談議所の北の山の裾野を通り、鏡野中学校近くから用水を配ってきました。一方、それより西の北本町や東本町より西側地域は、新改川からの用水路、鏡野井によって潤ってきました。しかし、この用水路を大雨のときには水はとめてるんですが、その用水路を伝って、悪水とも言われてますが雨水を町なか、市街地に運んできます。1998年の豪雨、ちょうど9月24日が'98豪雨から20年の日でしたが、あのとき私自身も議員でしたので、現地を見ましたが大変な水が来ました。ホームセンタータカセ、前のタカセですが、その辺はもうたくさんの水で商店街は川のように、ですから、駅前通りはそこを渡ったら足がとられるぐらい水が川のように流れてました。

そこで伺います。

土佐山田町の都市計画による開発、ここを市街化として家を建てて開発することを決めたわけです。それに対して、その水が用水路によって運ばれてくる悪水の問題、この水が結果として南下段、明治地域、岩村地域に流れてきます。この都市排水をどうするのか、その対策について現在ある排水路を地図を示していただき、今後の計画をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 笹岡 優議員のご質問にお答えいたします。

土佐山田町の市街地における雨水計画については、昭和58年に都市計画法及び下水道法の認可を受け、戸板島雨水幹線は物部川へ、中央雨水幹線は土生川を経て国分川へそれぞれ放流しております。しかしながら、宅地開発により雨水の浸透する場所が減少

し、地域に降った雨が一举に既存水路に流れ込み、これに伴い水害が発生したり、その危険性が高まってきております。そこで、香美市においては、都市計画に携わる建設課と雨水排水を管轄する環境上下水道課で連携を図りながらこれに取り組んでいるところです。

お尋ねの明治・岩村地域など下流域の農用地を中心とした排水対策につきましては、これまでも農業基盤強化を目的として、国や県、市の補助事業を活用し、排水対策に取り組んでまいりました。排水対策については今後、計画されております都市計画マスタープランとの関連性もあり、建設課及び関係課と連携をして取り組む課題であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） '98豪雨を受けて当時の市の職員と議員も含めて協議して、佐岡から来る悪水については、雪ヶ峰のところで転倒堰で物部川に落とすようにしたんですね。ところが、それからこっちの談議所の分がまだできてません。ですから、その水含めて、上段からどんどん下流、下に流れていきます。あの例の上井、中井、舟入川というのは、警報が鳴ったら全部取水はとめてもう空にするんですね。ところが、上から来る水でいっぱいになっていくわけです。それが上井から中井、中井から舟入に行くという、こういうふうになってます。ですから、そういうその上の開発することによって、下流域に行くということ自身をよく考えてやらねばなりません。

私は'98豪雨を受けたときに当時の橋本知事にもお会いしまして、今のその水系というのは物部川から西の水は全部浦戸湾に行きます。そして鏡川を通じて西の水も全部浦戸湾、高知市がこのままいったらもたないということで、農道がありますね、南国市と香美市との間に、あの農道に排水管を入れて海に抜く手だてを打たないと、上流でカットしなければもたないんじゃないかということで提案もしたことがあるんです。まだ、ちょうどあのときは災害の対策が忙しかってそれからとまっていますが、そういうことを含めて、この高台の水を浦戸湾に持っていかないことも含めた今検討をしなければいけないじゃないかなと。

今、高知県の人口の半分が高知市と南国市といの町に住んでるんです。扇形の県ですので集中してます。ところが、ここが今ほんとに災害、地震災害等に弱くなる可能性があるわけですし、ここに水を持っていくという今の水系というか、これはほんとに知事も含めて見直しをしなければ、高知市がもたなくなるんじゃないかと思っておりますので、この問題はぜひ協議する必要があるんじゃないかと思っております。

そこで地方交付税をふやしていくと、市税をふやしていくためにも定住人口をふやすわけですが、そのためには先ほど最初に話したとおり土地利用の安い、廉価な土地を供給していくこともそうなんです。問題はこの水問題を対策をしてなければ、せっかくいいところに住宅建てたけど浸かってしまうと。ほんで、これからどうしても道はだん

だん高くなります。舗装するたびに高くなって、家が低くなっていくという、そしたら町なかに降った排水が悪ければ家に入ってくるという考えられないことが起こるわけですので、ぜひその辺も含めて、この都市計画のあり方を含めた手だてが必要ですし、下段では神通寺の西に南国市が排水対策の排水路をつくりました。神通寺までのところも一応つくってますわね。ところが、排水路がそういう形だった場合、結局用水路を流してるわけです、今。用水路は下に行けば行くほど、水を配りますので狭くなってるんです。排水路は逆に下に行けば広くなる面がありますね、もう全然用途が違うわけですね。その辺では、これを含めた都市計画のあり方と排水路の計画をぜひ今後のマスタープランに含めて入れていただきたいと思いますので、もう一度見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

笹岡議員のおっしゃるとおり市街化区域、その周辺の市街化調整区域及び農用地についての対策はこれまでも行ってまいりました。また今後、宅地化が進むにつれまして、それと農業用周辺の市街化調整区域につきましても農業用水、基本としては用排分離が原則であります。実情は用水路が排水路も兼ねた状況になっておると。南国市がそのため整備をしたということも承知をしております。自分も当時産業振興課にいたときには、神通寺・岩村・明治地区についてのその排水対策についても見させてもらいました。それも含めて建設課、農林課、環境上下水道課で現在も協議を進めながら、排水対策には取り組んでいるところです。今後も連携を図って、それに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ご苦労かけますがよろしく申し上げます。問題はちょっと今の体制問題を含めて、これでいいかなと思います。今起こってる、香美市のほんとに定住人口をふやしていくためにも、都市排水の問題を抜本的にやらなければなりません。そのためにも、今安井課長から答弁いただいたんですが、安井課長は環境と上水道、下水道、簡水も含めての担当なわけですね、これは余りにもやっぱり広すぎじゃないかと。

後からまた同僚議員から質問もありますが、環境問題でも大変な問題がありますし、同時に上水道もこれから香北、物部を含めた簡易水道もあります。同時に下水問題は、これから地震のときに終末処理場が県立美術館の北にあります。これがほんとに使えるのかどうかを含めて、それから同時に集落排水の問題の関係もありますので、それを含めて課題が大きいわけです。

しかし、土佐山田町がまず災害対策本部の拠点になるわけです。そこの災害対策に強い手だてを打ってかないと、これはやっぱり問題じゃないかなと思うわけ。そして指定もされてますね、旧商店街通りを含めて地震のときの火災の類焼問題もあるわけですので、この旧土佐山田町の拠点のところの都市計画のあり方を含めたまちづくりの問題の

根本的な議論をしなければ、土佐山田町全体のその方向性のときに足元が決まらないとか土台が狂ってしまうと思いますので、この点を含めて市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 雨水排水の問題につきましては、大変厳しい状況になりつつあるというふうに認識をいたしております。庁内におきましても検討をいたしているところでありまして、この排水につきましては巨額が生じるということもございまして、したがって、効果的な事業をどのように進めていくか非常に苦慮している状況でございまして、また、排水の受け入れをしてくださっておるところとの協議も必要でありますので、必ずしも香美市だけで考えて実行していいというわけでもございませぬので、こうした関係の方々とも十分協議をしながら進めてまいりますけれども、ただ、何様大きなお金がかかるんだということだけはご認識をいただきたい。

議員も前段でお話をされましたように、国の財政につきましても硬直をいたしております。あわせて地方の財政も硬直をいたしております。そういう中での苦悩でございまして、十分ご理解いただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ物部川の現状を含めて、そして今のまちづくりの問題を含めて、国・県とやっぱり連携もして、ぜひ実態を伝えて進めていただきたいと思っております。

②の件ですが、豪雨時にはすごい水が下流域に押し寄せてきます。用水路はふだん田んぼに水を配るわけですので、そんな強い水は必要ないわけなんですね、ゆっくり優しく運びます。ところが、上流からの雨水が来るために用水路の老朽化が急速に進んで、そこに運ばれてきた土砂と堆砂問題を含めてたまります。その処理を含めて、この維持管理が高齢化を含めて大変困難になってます。この現状認識と、また運ばれてきた土砂やごみの置き場等をどうするのか、ご意見をいただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 笹岡議員のご質問にお答えいたします。

高齢化や農家の深刻な後継者不足により、水路の維持管理が困難になっている地域が拡大していることは十分承知しております。対応策といたしまして、維持補修費につきましては、地域活性化総合補助金や中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等を活用していただき、維持管理をお願いしているところです。また、人的な不足に関しましては、多面的機能支払交付金の活動のように、農業者と農業者以外の方々共同となって集落活動として取り組んでいただくことが望ましいと考え、当事業の推進を図っております。

土砂置き場につきましては、地域がしゅんせつを業者に委託している場合には業者が産業廃棄物として処理をされていますが、地域でしゅんせつを行っている場合は各地域

で処理をしていただいております。土砂置き場は、地域の方々の運搬等の手間を考えると、できるだけ各地域に近いところで確保することが望ましいとは思いますが、これを市が確保することは困難であると考えております。土砂置き場の確保は、地域の田役関係者のご協力を得て、各地域でお願いいたしたいと思っております。

なお、前段で申し上げました多面的機能支払交付金は、しゅんせつ時の産業廃棄物の処理費として活用できると聞いておりますので、ご利用いただけたらと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 担当課のほうはぜひ地域のPRに来ていただいて、相談に乗っていただいて、総合的な手だてを打ちたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思っております。

それと、水を制する者は国を制すという、まちづくりの基本はやっぱり水の対応だと思いますので、ぜひこの点でもお願い申し上げまして、ぜひお力添えいただきたいと思います。

これで全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。一般質問最後の日程となりました。皆様にはお疲れのことと思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、1点目の環境問題で、海洋プラスチックごみ対策についてからお伺いをいたします。

大量に消費されるプラスチックは、ここ10年足らずで1億トンふえ、世界で年間40億700万トン生産をされているそうです。その約半分が、私たちの毎日の生活の中で消費されるレジ袋やペットボトル、弁当や総菜の容器などです。それらの製品が使い捨てで海に流れ出し、お手元の資料1枚目に写真をつけてますが、左の上、これは荒川の河口堰の写真です。こういう状態です。日本各地にこういうところがあります。流れ着いたプラごみは、紫外線や海の波で5ミリ以下の粒、マイクロプラスチックとなり、これを餌と区別できず摂取してしまう魚、ウミガメ、クジラ、海鳥などの海洋生物は2,000種類以上といわれ、海洋生物保護の観点からも大変な問題です。また、プラ

ごみは海を漂流しながら、魚の生殖異常、人の乳がん細胞を異常に増殖させる有害物質をまき散らす一方、PCBなどを吸着することなどもわかっております。海洋汚染はまさに深刻です。

これ以上の汚染を食いとめるために、欧州連合（EU）はストローや食器の容器など使い捨てプラスチック製品の禁止を提案しました。加盟国に数値目標を義務づけ、ペットボトルや漁網の回収も進めていく方向です。また、カナダで6月に開かれましたG7（主要7カ国首脳会議）では、期限と数値を盛り込んだ海洋プラスチック憲章が採択されました。その憲章につきましても、資料の右側に箇条書きでまとめたものをつけてありますので、どうぞご参照ください。このまま放置すると2050年には魚の総量より海のプラスチックごみが多くなるとの試算もあります。国際的な動きを待つまでもなく、生産者責任やライフスタイルの見直し等で、海洋汚染を食いとめなければならないところに来ていると思います。

以上を述べまして、お聞きをいたします。①です。

プラスチックごみによる環境汚染と海洋生物への影響に対する、市の認識を改めてお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 大岸眞弓議員のご質問にお答えいたします。

海洋中に人工物であるプラスチックが分解されないまま、小さくなりながら残留、浮遊し続けて環境汚染を引き起こしていると言われております。また、直径5ミリ以下の小さなプラスチックのごみであるマイクロプラスチックが、海洋生物の中に取り込まれているといった調査結果から、生物・生態系への影響も懸念されるなど、大きな問題となっていると認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 担当課におかれましても大きな問題だというご認識をお示しいただきました。

その答弁を受けまして、次に②の質問に移ります。

新聞記事等で海洋汚染の深刻な実態を知りまして、私は道端に一体どれほどのプラスチックのごみが落ちているものかと、朝のウォーキングのときにごみを集めてみました。

資料のスクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。これ拾ってきたごみを写真におさめたものです。大体日によって差はありますが、1日のごみの量がこういうふうなことになっております。私は大体1回の朝の散歩20分ぐらいですが、そのコースの途中にこれぐらいのごみがあったということです。この拾ったごみを見ながら、一体この何万倍、何千倍のごみが海に漂着していることだろうと考えました。それで、ごみハンターがふえれば少しは違うのかなと思ったことでしたけれども。

このほかに例えば個人ができる努力として買い物袋をできるだけ持参する、レジ袋に

入れない、私はこれを車に積んでおります。それとコンビニのフォークやおしぼりを断る、それから特に自然由来でないごみを拾う、総菜のトレーなどは量販店で収集してくれるものは量販店へ、あとはごみの日に分別して出すぐらいのことでしょうか。

そこでお聞きをします。

市民レベルで思いつくことは、今述べましたようなことですが、市の取り組みとして考えられる対策はどのようなことがあるでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

本市はこれまで、ごみ減量・リサイクル推進のため、ごみのリデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進してきました。これにリフューズを加えた4R活動に取り組んでまいります。例えば議員のおっしゃられたマイ袋を持っていきレジ袋を断る、マイ箸・マイスプーンを使いコンビニでもらえるお箸やスプーンを断る、マイボトルを使いペットボトルは買わない、プラスチックのストローは使わないなど、過剰包装で不要なごみをふやさないなど、発生回避いわゆるリフューズすることが重要だと考えます。

次に、情報発信と意識の啓発では、本年も高知工科大学大学祭において地球温暖化防止啓発イベントを実施します。そこで海洋プラスチックごみ問題に関するパネル展示を行い、海洋プラスチックが重要な地球環境問題であることを多くの方に知っていただく取り組みを行います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） これまでの取り組みをお伺いしました。情報発信、意識啓発というふうなことに主に取り組んでこられたことを伺いました。

それでは、次の③に移ります。

平成28年3月に私は同様の質問を行いました。そのときの答弁に基づいて、今課長から伺った以外の取り組み状況をお聞きしたいのですが、ごみの収集袋もいけばリサイクルなり、焼却すれば問題のある資源ごみですので、この収集袋を環境負荷の少ないものという質問に対しまして、当時の担当課長が、ごみ袋は共同購入をしているので、南国、香南との協議の場で検討することができるのではないかと答弁をされています。検討をされたかどうかお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

これまで大岸議員がご提案いただきました件につきましては、現在のところ具体化に至っておりませんが、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 具体化に至っていないというのは、提案はしてみたけれども話が進まないということなのか、それをお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

先ほどのごみの収集袋について3市の協議はどうだったかということですが、現在のところ、その件につきまして議題としてはまだ上げておりません。今後、協議の場へ上げていきたいと考えております。また、プラスチック容器使用について、リユース食器の利用について、他市等の連携対策等についてのご意見等についても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 大体わかりました、様子が。ご答弁に基づいて逐一聞いていこうと思ったのですが、まとめてこれからのまだまだ検討課題、研究課題というふうにと受けとめました。

では、改めて提案的に伺うのですが、というのは、もうほんとに待たないの課題ですね、もう人類のみんながやらなくてはいけない課題だと思うのです。それで、私は市ができることとして今さまざまな提案をしたんですが、例えば資源ごみをそのごみ袋ではなくて収集場所にコンテナとか大きな網を置いて、そこへ市民の方が持ち込んで、缶なら缶だけ収集して行って、網を回収してまた別のところへ、またごみの日に出すとか、そうすると資源ごみを生産する必要もありませんし、市民は袋を買う必要もありませんし、ちょっとだけ手間がかかるんですけど、そういうことを提案をしました。そのときに協力してもらえれば自治会があれば、試行的に取り組むこともできるということだったのですが、こういうことも具体的に提案をしておりますので、これからよりもうちょっとスピードアップして取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが、多分課長、十分ご認識はあると思うのですね、さまざまな諸課題は、それが進んでいかない理由といたしますかね、やはりマンパワーの不足とかそういうこともあるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） マンパワーもあるかもしれませんが、今までご提案いただいたことについて、真面目に取り組んでなかったということも反省をしております。先ほどの資源ごみの件につきましても、モデルケースをつくって試行するという方法もありますので、それにつきましては、大岸議員にもまたご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ごみ問題、環境問題に関しましては、議会でもたびたび提案もし問題提起もしておりますので、議会も汗をかいて、議会の構成メンバーもそういう提案があれば、積極的に取り組んでいくということを私はここでお約束をしたいと思っております。これ私の個人的な見解ですけども。

それと、今後どうしていくかですが、このプラスチックごみ対策を協議する場が、今

ちょっとさきの質問で物部川をめぐっているいろんな濁水対策とか、アクア・リプル・ネットワークとか物部川21世紀の森と水の会とかいうところがありますね、そこと市との協議の場はそんなに難しくないことだと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 先ほど先般の回答でもありましたが、定住推進課と協議、連携を図りながら、この問題についても検討をお願いしたいなとは思っております。やはりプラスチックごみについては、川から海に出ているという面もあります。そういった面も含めまして、環境問題、あらゆる協議会のほうへご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市内のそういう諸団体のほかに、私は量販店でも協力を今既にしていただいておりますね、資源ごみの回収してくださってますね。そういうところとみんな、JAさんですとか、それから婦人会の方ですとか、婦人会さんも随分熱心に環境問題取り組まれておりますので、そこの総力を結集してこの環境問題を考えていく場、それを市のほうから私は提起をしていただきたいと思います。

それと一番大事なのは、このプラスチックごみの深刻さを可視化するということですね。この問題が世界で、ヨーロッパのほうでこういうふうにスターバックスがストローをやめたとか、そういうニュースもありますけども、その一番の発端は、ネットでウミガメの鼻にストローが刺さって、痛がってるのを抜いてる様子がアップされたんですね。これは大変ということで、そういうことがきっかけというふうなことも聞いておりますので、市のほうでやはり情報発信、プラスチックごみの問題を可視化する、可視化して情報発信するということがとても大事だと思います。その点を1点、お伺いをします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） そのように前向きに取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、④の質問に移ります。

最初にご紹介しました海洋プラスチック憲章に、1人当たりのプラスチック使用量が世界1位のアメリカと2位の日本は署名をしておりません。日本はペットボトル以外に年間約300億枚のレジ袋、720万トンの食品パッケージなどのプラごみを出しております。そして、その70%は焼却処分をし、10%は東南アジアに輸出をしています。その中の処理能力を超えたものが海に流出し、海流に乗って日本に戻っています。お手元の資料1枚目の下段の地図を見てもらいますと、色の濃くなっているところがありますが、ここがプラごみがたまっているところで、日本周辺の海のマイクロプラスチック

の濃度はほかの海域の30倍も高いということです。食物連鎖での人への影響ももちろん心配になるところです。

それで、海洋プラスチック憲章に署名しなかった理由につきまして、政府は産業界や政府部内で調整する時間がなかったとしておりますが、国会では既にプラスチックの使用を抑えるように、企業に努力義務を課すなどとした抑制海岸漂着物処理推進法の改正が全会一致で成立をしております。政治判断が求められます。

以上述べてお伺いをします。

プラスチックは製造過程でも焼却でも、大量の温室効果ガスを出して地球温暖化を促進をしていきます。国に対して海洋プラスチック憲章への速やかな署名を促すとともに、焼却主義からの脱却、使い捨てプラスチック製品の削減などに取り組むよう求めていくべきではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

国は、第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、かつ海洋プラスチック憲章に掲げられた事項や数値目標を含め、プラスチック資源循環を総合的に推進するためのプラスチック資源循環戦略を作成し、来年6月に日本で開催されますG20に提言することです。10月5日には原田環境大臣がレジ袋有料化に向けた発言があり、このことについてもポリ戦略の中に具体策が盛り込まれるものではないかと考えております。なお、この戦略は本年度中に作成することですので、今後の国の動向に注視していきたいと思っております。

また、きょうの高知新聞の朝刊にも、レジ袋有料義務づけの環境省のほうの方針も出ておるところです。今後、引き続いて国の動向に注視をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私もその新聞記事を読みました。レジ袋を有料化を義務づけることが書かれておりますけれど、これも第一歩かとは思いますが。ただ、この海洋プラスチック憲章に署名をするというふうな記述はございませんね。やっぱり日本ができることって、まだまだたくさんあると思うんですね。それで、国がやらなければいけないことは排出抑制策にも取りかからなければいけませんし、その買うのを断るのではなくてレジ袋そのものをなくて済む状態にするというか、バイオプラスチックの研究なども進んでいるようです、環境負荷の少ない、排出抑制のほうに力も注がなくてははいけません。それから、やっぱり焼却はやめる、これがとても大事ですので、こういうことを国に対して地方から環境保全のためにも求めていく、そういうことが今地方としても大事かと思っておりますが、例えば市長会を通じて発信をすとか、国に求めていくとかいうふうなことについてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

そういった活動も必要とは思いますが。ただ、国もこのように前向きに検討を進めておりますので、国の動向を見ながら、そういった動きもしていきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 取り組みをこういうふうにするということは一歩前進ですので、それを後押しする意味でも、国に対しての地方からの提言という点に関しまして、市長いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ごみ問題についてお答えをしたいと思います。

国に対して、自治体として取り組み強化を訴えていくことは当然のことだというふうに思いますけれども、私はごみとなるものを生産するところの責任をしっかりとっていただくことが、何よりも大事だというふうに思っております。ペットボトルにしても缶にしても生産をした方、そして、それを使う人に負担をいただくというのが何よりも大事だと思っております。生産者のほうで、当然つくったものについては回収しそれを処分する、あるいは再利用するというものの費用負担は入れて回収をする。使った人もそれで回収をする、あるいはそれによってポイントを還元していただいたりするような制度を徹底することが何よりも大事だというふうに思います。製造責任をはっきりさせること、これがやはり大事だと思います。始末をするだけの行政、後追いの行政をしていたんでは、私はやっぱり元を絶たなきゃだめだというふうに思います。

皆さんは時代が過去にさかのぼって考えたとき、私は比較のごみといいますか要らなくなったものが大好きだったんですけれども、鉄くずにしても赤いあかがねにしても利用していただくというか、それじゃなくて私の小遣いになるということで、そういうものも集めたこともあります。その時代には鉄くずはほとんどどこにも缶もなかったですし、また野菜くずがあるところについても、そこは私の大事な魚の餌になるミミズを生産する場所で、そこを掘ったりした経験が随分あります。

ですから、全てのものを元へ戻すということを原則にしながら、つくった人が責任を持つ、使った人が責任を持つという形で、行政も国も進めていくのがいいんじゃないか。そういうことであれば、大いに進めるために頑張ってもらいたいというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 拡大生産者責任の話を市長がなさいました。これもただ、法制化が必要ですのでね、そういう意味では国への働きかけはとても重要だと思います。

それでは、プラスチックごみ対策は以上で終わりますして、2点目の災害対策の質問に移ります。

①のエコノミークラス症候群対策からであります。同僚議員より既に質問があつてお

りますので、重複する部分は省きながら伺います。

近年の連続して起きる大規模災害を経まして、災害時に利用する避難所のあり方が問われるようになりました。

資料の2枚目をごらんになってください。左側の写真ですが、1930年、今から88年前に起きた伊豆地震の避難所の様子が上です。そして、下が2016年の熊本地震での避難所の様子です。

日本では当たり前になっている避難所の雑魚寝ですが、2004年の中越地震や2016年の熊本地震において、車中泊や避難所での雑魚寝によって足に血栓ができ、エコノミークラス症候群を発症したことで数名の方が命を落とされました。専門家によると、足の血栓は避難所の環境状況を示す1つのバロメーターだそうです。簡易ベッドはエコノミークラス症候群を予防する効果が認められており、内閣府の避難所運営ガイドラインにもその使用が明記をされております。

そして、エコノミークラス症候群の予防法につきまして、専門家のまとめたものをお手元の資料の右側に簡条書きで載せてありますのでごらんください。この内容を被災者、それから避難所運営者等に周知をし、対策をとることで肺塞栓症などが防げるのではないかと思うところです。

そこでお聞きをします。①です。

簡易ベッドは導入の方向とお聞きをしましたので省きます。予防法の周知についてですが、注意事項を避難所運営マニュアルに書き込んでおく、避難所に張り出しておくとともに、やはり医療支援チームとか第三者が介入をして指導することが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

平成25年6月、東日本大震災での課題を踏まえて災害対策基本法が改正され、同法第86条の6に、避難所における生活環境の整備について規定がなされました。この法改正を受けて、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針が内閣府から示され、市町村では平常時から適切な対応が求められることになりました。

避難所生活による環境下では、狭いスペースでの寝泊まりやストレスが続くことで、エコノミークラス症候群を引き起こす可能性が高まります。症状が重篤な場合は、死に至る危険もあります。

寝床については、立ち上がりやすいベッドの導入によって、床に長時間横たわることを防ぎ、エコノミークラス症候群、生活不活発症の予防や、ほこりを吸い込むことによる健康への影響リスクを低減させることが必要であると認識しております。本年度予算では、間仕切りと合わせまして簡易ベッド100セットの購入を計画しております。

また、指定避難所で策定を進めております避難所運営マニュアルでは、健康管理に言及し、エコノミークラス症候群予防のため足の運動例を図示しております。また、厚生

労働省作成のリーフレットにつきましても配付をしております。また、これに加えて、保健師の巡回による保健指導で、定期的に体を動かす弾性ストッキングの着用を進めるなど、健康維持・管理に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） エコノミークラス症候群対策も着々と進んでおるといふご答弁をいただきました。足の運動とか、保健師が巡回をしてといふふうなことでした。それに加えて、熊本で地震が起こったときに、簡易ベッドが送られてきたけどもごたごたの中で間に合わなかった、それで返却したといふふうなことがあったりしたのですが、そういう混乱がないように日ごろからしておくことと、熊本でそのエコノミークラス症候群対策として、ボランティアを含む医療支援チームが、問診とかふくらはぎの超音波検査をして未然に血栓を防いで、あれ何月でしたっけ地震が起きたのは、5月15日にはそのエコノミークラス症候群で重症化する人をゼロにした、こういう事例もございません。日ごろからの医療支援チームなど連携がとても大事と思うんですが、そういう備えについてはいかがですか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

保健医療の分野につきましては、やはり専門的な知識を持たれた方の援助がどうしても必要といふふうに考えております。今年は、災害地の受援計画につきましても一定計画を策定するという方向になっておりますので、その中にもそういった分野の受援体制を考えていきたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次の②の質問に移ります。

東日本大震災でも、阪神淡路大震災でも、避難所生活の中で性的なものも含めて犯罪が起きました。また、私がお会いして直接聞きました福島の被災者は、しばらくの間、自宅の庭に穴を掘って家族全員が用を足しておりました。停電や断水の中での避難中のトイレにはほんとに苦勞がつきまといます。人間の生理現象に対応し避難生活の衛生状態を保つことは、病気などを防ぐためにも重要です。

そこでお聞きします。

仮設トイレにつきましては、昨日答弁がありましたので省きます。体を清潔に保つことやお湯で温まることができる、例えば足湯だけでも随分気持ちよくなるものかと思うのですが、シャワールームの設置はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

入浴は体を清潔にし衛生的に保つだけではなく、ストレス解消にも効果がありますの

で、避難所生活が長期化する大規模災害時には必要不可欠な対策であると考えますが、現在のところ取り組みが進んでいる状況にはございません。介護施設や旅館、ホテルなど、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達などを今後検討してまいりたいと考えます。その際には、要配慮者の入浴介助や施設までの輸送手段の確保など、総合的な検討に努めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） コンテナで各避難所があればとてもいいことかと思えますけれども、今のところ必要ではあるということをご認識にありますようですので、これからまた進めていってほしいと思います。

それでは、次に③です。

避難所の食事と言えば、おにぎりや冷えた弁当、カップ麺など、栄養面は軽視されがちです。福島では原発の影響もありまして学校給食が何カ月も再開できず、子どもたちは1カ月以上おにぎりやパックの牛乳で耐え、栄養教諭の先生が食材の調達に奔走されておりました。そのうち、全国から野菜とか果物といった食材が届き始めたのですが、空腹を満たすだけの食事は、困難な避難生活を一層つらいものにしてしまいます。

日本と同じ地震の多いイタリアでは、1980年の大地震を契機に災害対応専門の国の機関ができて以降、その後の大規模地震では地震発生後10時間後に仮設トイレが、18時間後にテントとベッドが届き、その夜には料理人がその場でつくる温かい食事が提供されるということです。資料3枚目にイタリアの災害対策の実際の写真をつけてありますので、どうぞごらんください。欧米では雑魚寝などは見られないということで、やはり災害時であっても最大限プライバシーを守り、清潔に過ごし、温かい食事を食べることができるような配慮があるかと思えます。

そこでお聞きをいたします。

イタリアのようにそら直ちには無理かと思えますけれども、痛ましい関連死を防ぐためにも被災者の心身のケアをどうするか、人権をどう守るかの視点も災害対策に取り入れ、被災後、避難所等で温かくて栄養のある食事を提供できるように準備、検討ができないものか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

大規模かつ広域的な災害にあつては、多くの被災者が避難所での生活を余儀なくされます。避難所生活はさまざまな面で生活環境を悪化させることになり、食事においても状況の悪化は免れません。

本市では、想定避難者数8,600人の3食、3日分の食料備蓄を地域防災計画で定め実施しておりますが、発災から一定期間を経過すると、避難者の食へのニーズも多様化します。それに伴い、ボランティア等による炊き出し、管理栄養士の活用による食事

メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保に配慮する必要があります。

災害時の食事状況を改善するためには、ガスが使える調理ができる環境を整備すること、避難所規模を大きくしすぎないこと、行政・関係施設・業者等との連携が可能であることが改善要因として報告されております。これらに対応するためには、防災担当のみでは不十分なところもあり、今後、関係部署・団体と連携し、体制を整えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 香美市は大変食材の豊かな市ですが、災害のときなど、さきの笹岡議員の質問にもありましたけどトラック輸送がとまる可能性があるんですね、そうすると食材の調達が大変難しくなってくる。そんなときにやはり他団体との連携で準備をしておく、そしてガスも業者と連携を結んでおく、それから炊き出しができるように、日ごろからそういった方々と連携を取り合って学校給食センターも使えるようにしておく、こういうことが大事かと思いますが、そういうことも入っておりますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

やはり関連施設を使用するといったことは非常に大事なことであり、また配送のシステムを構築するといったことも必要でございますので、そのあたりを重点的に検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の④の質問に移ります。

私は平成24年の9月に同様の質問を行っております。その趣旨は、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた陸前高田市に隣接をします住田町で、特産の気仙杉を使った仮設住宅を建設して、陸前高田市の被災住民に提供をして喜ばれたというものです。

もともと住田町は町の面積の9割が森林で占められておりまして、「森林・林業日本一の町づくり」を官民一体で取り組んでおりました。当時、地場産材を使った仮設住宅のキットを準備して国に売り込もうとしていた矢先に地震が起きて、被災者に提供したということでございます。

プライバシーの保てる戸建ての木材住宅は、住まいとしてプレハブより格段にすぐれています。そして、費用もプレハブの半分ほどで済むということがわかっております。

このときの質問に対する課長のご答弁は、住田町の取り組みは健全な森づくりの推進や長期的視点からの担い手確保、また、優良木材の生産による木材の利用拡大の推進等、途中中略しまして、香美市の振興計画にうたわれているものと多くの部分がリンクする。非常に参考になる。住田町を林業先進地として研究を重ねたいというものでした。

そこでお聞きします。

南海トラフ地震の備えとして、市産材の木材仮設住宅で地場産業の振興にも、雇用の創設にも役立ててはどうかと思います。木材の仮設住宅の検討についてお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

災害救助法の適用による応急仮設住宅の供給に関しましては、市町村が避難者の要望把握、候補用地を選定し、県が市町村の要望内容を把握、建設計画を作成した上、仕様の決定を行うこととしております。建設は、各都道府県との協定によりまして、社団法人プレハブ建設協会が実施する体制が整っておりますが、南海トラフ地震では供給能力を超える被害が想定されます。

県への要望に際しましては、必要な戸数が膨大であることから、速やかな供給を実現するためにはあらゆる供給手段を用いることが求められること、被災地域が広範に及ぶことから、迅速に対応するためには地域に応じた多様な供給手段による住宅供給がふさわしいこと、地域の資材、人材を活用するような仮設住宅の建設は地域経済の復興にも寄与し得ることなどの理由から、木造の応急仮設住宅の建設を要望してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 課長も趣旨については十分ご認識をいただいておりますが、県に要望していききたいということですが、私の質問は本市の木材を使って、本市で日ごろからそういう事業をやって、仮設住宅のキットもつくって準備をしておいたらどうかという質問でございました。災害救助法との関連もありますので、住田町では災害救助法の枠を超えて、緊急時であるからということで、町が専決処分をしましてこういう事業を行っております。それで地場産業の振興という観点から以前はお聞きをしていたのですが、農林課長のご答弁をいただけたらと思います。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 大岸議員の質問に農林課の立場からお答えいたします。

香美市公共建築物等木材利用促進方針で定められる公共建築物への地産材の積極的利用には、計画的な木材の調達が必要となります。また、好調な香美市木材住宅支援事業を受けて、同委員会並びに同事業の検証を行っております木に親しみ・流域を結ぶ会において、香美市産材のストックが問題として挙げられております。木材がストックできれば、公共建築物や木造住宅の建築に限らず、災害時の応急仮設住宅の資材に転用できるのではないかとといった意見もございます。仮設住宅への資材提供は、さらなる木材利用の促進につながりますので興味のある問題でございますが、市産材のストックが課題だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 木材の仮設住宅につきましては各方面で研究も進んでおるということで、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それでは…。

○議長（比与森光俊君） 教育へ。

○14番（大岸眞弓君） はい。教育の質問に移ります。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。3点目の教育関連の質問を行います。

全国的に教員不足が深刻化しております。産休や病休の代替の先生が見つからず、担任がない状況も生まれているとのこと。本県では基礎定数が足りず、担任が配置されなかったり、授業ができなかったりという状況にはない。しかし、臨時教員の減少で病休等で欠員が出てすぐには補充ができない、また特別支援の必要な子へのサポートが手薄になるなどの実態があると報道にありました。

そこでお聞きします。①です。

本市の小・中学校では教員数が不足していないでしょうか。国が責任を持って正規の教職員を配置する、教職員の定数配置についてはどういう状況でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の小・中学校の教職員の定数配置の状況についてお答えをいたします。

教職員の定数は、学級数に伴う教員配置基準によって定められ、その人数に研究指定校等に応じて追加配置をされるものです。4月当初は各校に予定教職員が配置されるのですが、近年教員配置は不足し、本市の学校でも同様のことが起こっています。特に、研究指定校等に伴う加配教員に欠員が出ています。教員不足は慢性的で、例年最優先で配置できていた育児休暇に伴う配置にも支障が出ており、深刻な状況でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 教職員の配置につきましては、これまでも教育長、随分工夫をなさって、研究の指定校を受けたりとか、先生の数をそうやって手配をされてきたというふうに認識をしておりますが、慢性的な教員不足で産休の代替の先生もいないと、それで、その研究の指定校にすら配置がもう最近ではできなくなっていると。これすご

く深刻な状況と思いますが、原因はどこにあると教育委員会ではお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 原因についてお答えをいたします。

原因については、定年退職者数の増加により教職員不足は三、四年前から始まり、今後五、六年は続くと予測をされています。高知県教育委員会では他県より早く、また県外での試験会場なども設けるなどして教員の採用試験を行うなどの工夫をして、教職員の確保に努めているところです。

あとちょっと状況をもうちょっと追加して申しますと、最も不足しているのは、その教員配置後の小学校の臨時教員です。年度当初でさえ県内で60人から70人、香美市においても年度当初2人から4人ぐらいの配置ができません。産前休や育児休暇についてさえ補充できない学校が出ています。県も市も再任用制度の活用や退職教職員への呼びかけも行っていますが、教職員不足はとても深刻でございます。香美市としてはいろんな方法を使って、県とも話し合いながら確保に努めているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 特に臨時の先生が不足をしている。それと学校の先生になり手がいない、臨時教員も不足という、その原因というのはわかりますか。その学校の先生がいなくて大変な状況がまたこれから何年か続くであろうと、それはやっぱり臨時の先生のなり手がいない、それから正職も含めてですね、なぜなり手がいないのか、その辺に対策を講じなければいけないと思うのですが。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをします。

臨時教員の配置がこういうふうに困難をきわめるという中には、今退職者数がふえて採用人数が多くなっているということが1つはあります。ですから、教員を志望している人の中で、採用になれる方も従来よりは少しずつ多くなっているものですから、つまり臨時講師をしてくださる方が減るといって、全体枠は余り変わっていないのでそういう状況になっているところです。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 先ほど教育長、いろんな対策を講じて何とか確保しているとおっしゃったんですが、どういう方法で確保をされてますか。それは長続きをしていく方法ですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

長続きするような方法ではありません。実は県のほうから配置がある臨時教員なので、県と連絡を取り合いながら管理職の先生、それから教職員、それから市教委もそうですし、関係機関で臨時教員をしてくださる方を常時探している状況です。県にもともと人

が足りないものですから、待っていてもいけませんので、いろんな状況の中でやめられた先生なんかをたどりたどって、一生懸命してくださるように呼びかけをしていってるといのが現状です。

今も産前休の養護教諭さんの後がいなくて、1カ月ぐらいをつなぐ方を今学校に配置をしています。その後、どこかの地域でちょうど期限の終わる方を入れてくださるといようなそういう継ぎはぎもありますし、それから、ほかの学校では1人の配置がなかなかできないので、週何日間かだったら勤務ができるという方を、もう全日でなくてもいいのでということをお願いをしたりということもあります。それから、今も学級担任がない学校が1つありまして、そこは教頭先生が理科なんかを持ってたりするのですが、学級担任として教室に入っているというような状況とかがあります。ほんとに深刻です。いつも人を探しています。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 人の配置のご苦労、教育委員会も大変ですが、一番大変なのは、そうなってくると担任の先生もいらっしやらない状況というのは、子どもが一番そのしわ寄せを受けるわけですね。探して探してということでしたけど、もうほんとにこれは抜本的な対策が、全国的にこういう状況ですので今どうしても必要がありますが、その教育環境の整備はやはり国・県・市の責任、多くは国にあると思いますけれど、国とか県とかはどういうふうな対策を考えておられますでしょうかね。教育長は中央教育審議会の審議委員でもいらっしやいますので、そのあたりをもしその中教審で話をされるようなことがあれば、それから、抜本的な対策について教育長の所見があればお伺いをします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

国の概算要求が出てその内容が示されています。働き方改革と合わさっての要求はかなりのことをしてくれています。学校の先生方の勤務をよくしようと思ったら、やっぱり一番は人的配置ですので、ここは中教審のほうなんかでも大いに要求をして、文科省としたら概算要求をしてくれているというようなことです。その内容につきましては、いわゆる教職員の定数自体をふやさないといけないということで、その自然減になっている分を減らないようにとめるような定数の措置だったり、それから小学校に英語が入ってきました、ここに専科教員の充実ということで数をふやしていったり、それから主幹教諭、今、山田小とか鏡野中学校でチームづくりをするための大事な人として配置をされているのがありますが、国のほうでは校長、教頭の勤務も大変だということもありまして、この主幹教諭をふやそうとしています。あと中学校の生徒指導体制の充実だったり、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーだったり、概算要求の中ではかなりの要求をしていってくださっていますけれど、最終どこに落ち着くか心配はしているところです。

県のほうは、初め述べましたように採用をかつては高知県内でテストをしてということをしてましたけれども、このごろは県外へどんどん、大学へもいろんなアプローチをしていったりとか、それから県外で試験をするというふうなこともふやして、今年などは県外の方の採用がかなり多いです。これも長続きはする面としない面があって大変ありがたいのですが、ふるさとへ帰っていかれる方もあればというふうなことです、もう苦肉の策です。国も県も、市町村のほうも必死で頑張ってるというところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 日本はOECDの中で最も教育予算の少ない国として、いつもいろんなところから指摘を受けるんですが、やはり教育予算を抜本的にふやして対策をするのが、一番の大もとかなというふうに今感じました。

それでは、次の質問に移ります。

その①とも関連してお伺いをしますが、次期学習指導要領では英語学習の強化、プログラミング教育の必修化を盛り込み、指導内容は現行指導要領の約1.5倍の分量だということです。本市では、2020年の全面実施に備えまして、夏休みを短縮したり土曜授業を行ったりしています。多忙化の解消につきましては、この間、部活などは若干対策をされたと思いますが、ある市民の方が、この前深夜1時に山田小学校の窓に電気がついて「先生はこんなに夜遅くまで仕事をしゅうろうか」というふうに言っておりました。また、学校の先生は、管理職から早く帰れと言われるが帰れる状態にない、こういう場合もあるようです。

そこでお聞きをいたします。

教職員の多忙化の解消について、取り組み状況をお聞きするとともに、先生方の中に依然メンタル疾患が多く先生のなり手がいない、このあたりにも原因があるのかなと思うのですが、早期退職者の多い職種になってしまっており、実態を把握するために、市内小・中学校の教職員の方々に無記名でのアンケート調査を実施できないか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 教職員の多忙化の解消、そしてアンケート調査が必要ではないかというところについて、お答えをいたします。

ちょっとその前に、先ほどの新学習指導要領のふえていくという内容のことをちょっとだけお話しさせていただきますと、新学習指導要領は、小学校で平成32年度から、中学校で平成33年度から実施をされます。新学習指導要領の授業実数は、小学校の3・4年生の外国語活動で週1時間、そして5・6年生の英語で週1時間増加をします。現在移行期間でして、香美市では既に新学習指導要領の授業実数で行っていますので、現在やっている以上にふえることはありませんが、新しい内容がいっぱいですので、議員のおっしゃるとおりでございます。

それでは、その教職員の多忙化の解消の件についてですが、働き方については、校長会や教頭会でも意見をいただきながら、昨年8月に学校の業務改善に向けた取り組みにまとめました。各校では、多忙化解消に向けて、教職員の勤務のあり方や行事の精選、部活動指導の工夫などを進め対応しているところです。人的には、スクールサポートスタッフや支援員の配置などで支援を行っているところです。

なお、本年7月から勤怠管理システムを導入し勤務実態の把握を始めたところで、現在その把握をしているところです。後期教育振興基本計画の中に重要施策として位置づけ、今後研究を進めてまいります。勤怠のシステムの1カ月ぐらいの簡単なデータ分析をしたところ、やはり大規模の学校につきましては、もう全員に近いぐらいかなりのオーバーをしていますので、規模によっても随分違います。

それから次に、アンケート調査は本年6月下旬に実施をしました。アンケートが教職員の負担につながらないように配慮しながら、大きく3点の調査をしています。1つ目は勤務状況について、2つ目は業務改善の取り組みについて、3つ目が効果がある取り組みについて調査をいたしました。効果がある取り組みについては、小・中学校ともに、会議や研修の見直し、交代できるようにするための担当者の複数化、それから、定時退校日の設定や指導の回答が多くありました。なお、年度内中に取り組みの成果を見るために2回目のアンケートを行う予定でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 既にその調査らしきものを、らしきものと言うと失礼かもしれませんが調査を行っておられるということで、私はもうちょっと踏み込んで、学校の先生になりたい方たくさんいらっしゃると思うんですね。その先生方がだんだん多忙化も合わせて、その中ですり切れるという言葉は悪いですが、任期をよう全うしないで早期に退職するとか。その多忙化の解消ってどんなことですかというふうに問うと、こういう会議の見直しとかいうふうに答えが返ってくるんですけども、先生方の実感、ご自分のしたい教育と今の現状がどうなのかとかいったあたりまで踏み込んで、そういうものを記述するような項目があれば、どっかに解決の糸口も見えてくるんじゃないのかなというふうに思う次第です。またもう1回調査もあるようですので、その調査結果も待ちたいと思いますけれども、そういう調査、本音の言えるような無記名での調査というのはいかがでしょうか。

それともう1つ、大規模校にほとんど多いというのは、やはり1クラス当たりの生徒の数が多ということと関係がありますか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

そうですね、ちょっと今取り組んでることとあわせてお話をさせていただきたいのですけれど。

先生方は、新しいことがたくさんあるので新しい研究もしたり、実践を積まないといけないという状況はそのとおりです。この新学習指導要領は2030年、10年後の社会を見通して、子どもたちにつけなければならない力を示しているものです。一番大きな改革は、全ての教科領域を探究的に学ぶということです。これは一大改革でして、黒板の前で先生が説明をして子どもが受け取るという授業を、子どもがみずから課題を持って探究的に全ての教科の領域でそういう学び方をしているという、これが大改革なのです。

それで、ただこの教育の方向は、教育に携わる者には予測できた方向でありまして、香美市では五、六年前から徐々に取り組みを進め、現在、各校がモデル的な取り組みにまで高めてくれていますので、働き方改革からいうと、教育内容をこれからつくるのではなく、もう改善の域にあるため随分進んでいると思います。このことは、先生方のしっかりした授業をするというモチベーションとつながるもので、精神的な意味では先取り実践というのは大事だと思っています。先生方は子どもに力をつけることに強い責務を感じていまして、誠心誠意頑張り続けますので、市教委としては物理的な条件を整え、教職員の働き方に対する意識改革も進めながらサポートをしていきたいと考えているところです。

もう一つ、大規模校の人数ですけど、人数の多いのはやはり先生方が随分苦勞するところです。今、以前と違って、例えば1教室に30人ぐらいたったときに、やっぱり3人から六、七人ぐらい、普通に話をして説明がすっと入っていくという子どもさん以外っていうか、特別な入り方をする子どもさんが学級の中に何人かおいでます。その個別指導をしながら全体を調整していくという、ここが先生方にとってはとても苦勞をなされているところがございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） さまざまな取り組みの内容をお伺いしました。例えばこういうことができないかと思うわけですが、広島県の教育委員会で多忙化解消の業務改善について、平場で校長先生だけとかそういうことではなくて、組合の先生方との協議で、全国学力テスト対策で行っていた県独自の学力テストを休止をしております。これは香美市でもそうしなさいということではないんですが、みんなで話し合った結果、これは可能だし、じゃあ休止のほうがいいならそうしようかというふうに、みんなが合意して決めて、そういう取り組みをしたものです。

それから、ほかにもどこの県でしたかありまして、教員の先生の互助会がありますね、先生方が互助会を活用して超勤の削減プロジェクトをつくって、市や町で実態把握に取りかかって改善を進めようとしている。そういう話し合いの場というか、みんなで考えていく場というか、そういうところは香美市ではいかがですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをします。

今お話しいただいたことは、また研究をさせていただきます。どっかに糸口が欲しくてほんとに悩んでいるところです。香美市のほうも、もともと高知県の市町村の教育委員会がこれだけは進めようということを決めてるのがありまして、その1つは先生方の勤務実態の把握であり、それから定時退校日を設定しようと、香美市では水曜日は帰りましょうと言っていますけど、今の午前1時みたいな状況がまだ起こっているところです。それから最終退校時刻、今私が7時って言ってますけど、努力して行ってやってみますという学校と無理っていう学校とあったりして、それから夏季休業期間中に日直を置かない期間を置くこと、それから部活動の休養日の設定、この部活動の休養日は大分定着してきていますので、土・日を全面せずその半分ぐらいにしてるとか、週のうちに1日どっか休みをとってるとかいう意識は随分できて、実際にもやられていると思います。

そんなこととか、それからできることはいろいろ。職員の配置の中でさっきの国のほうから、スクールサポートスタッフとか部活の指導員なんかが出たときにはすぐとることをしていますが、今鏡野中学校が一番遅いので、鏡野中学校の校長先生と話をしながら、どのことが一番負担で、先生としたら何をしたら実際軽くなるかという、糸口がないかというようなことも校長先生のほうも聞いてくれて、調査もしながら何か見つけていこうというようなことで、適正な勤務をしましょうみたいなことを言っても、せんといかんという意識はあるのですが実際ができていないので、ちょっと今探り探りやっていると、やりながら整理をして、いいものをどんどん進めていきたいと思っています。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） さまざまに取り組んでおられて、早く帰る日を決めてとかは、大分は進んできているけれども帰るに帰れないというそのあたりのギャップがどこにあるのか、そのあたりが解決の課題になるのかなと思ってお聞きをしたことでした。

それでは、次の③の質問に移ります。

学校で子どもたちのためになると思えない校則や、ゼロ・トレランス、非寛容とか無裁量を意味する言葉だそうですが、そういうものも含めましてダークペタゴジーと言われる教育技法があります。そのやり方に後ろ暗いところがあるということでダークという名前がついているようです。こうした技法をとった場合、極端な例では指導死を生むこともあり、残念な報道に接することが私たちはあります。

質問の資料につけました、2つの小学6年生の詩をごらんください。ちょうど1999年の同時期の同学年の生徒さんの詩です。上の段が、剣道の先生から竹刀で殴られながら、そういう指導というか体罰を受けて、生徒は「休むひまなくしごかれる。」、何でおれだけ。「ぼくの体力、水分、すべての物が、ぞうきんのように、しぼりとられていく。」、「なんでおれだけどなられる。」という正直な気持ちを詩にしております。

指導という名でどなる、殴るで、ほかの子どもたちにも恐怖心を与えて、指導というよりは支配をするというふうな様子がかがえます。先生は厳しく指導していると言うかもしれませんが、子どもにしてみたら全然納得できないし、つらいと思います。

同じその1999年の6年生の詩は、大変ほほ笑ましいと思います。先生の誕生日なのに、補習授業で先生を残らせてしまった。この児童は「誕生日くらい先生を早く帰らしちゃりたかった。今度からはつまらんことで残らんぞ。」というふうに心に決めています。日ごろから担任の先生といい触れ合いができている様子がかがえます。

学校や保育園で子どもたちは、先生や友人と人間的な交流ができてこそ、向上心も生まれるし人格が育っていくものではないかと私は思います。この詩はそういうふうに教えてくれているように思います。

管理教育はその場をおさめるには手っ取り早いかもしれませんが、子どもは育たないと思います。

長くなりましたが、以上を述べて伺います。

ゼロ・トレランスやダークペタゴジーといった技法は、本市の教育方針とは相入れないものと思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

暴力や強制、罰則を課すなどの指導は絶対に許されるものではありません。また、教師の指導により肉体的・精神的に追い詰められることは、あってはならないことです。子どもたちには愛情を持って、傾聴しながら、子どもの心の発達を促す生徒指導を大切にしていきたいと考えています。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の④の質問に移ります。

今年8月18日に香美市保・幼・小・中合同研修会で、日本体育大学の野井真吾教授の「子どものからだと心の調査からみえるもの」と題する講演会が行われました。たくさんの方が聴講されまして、会場ではアンケートもとられておったようですが、受講者の感想はどのようなものだったのでしょうか。また、野井教授の研究結果よりさまざまな示唆、提案がございました。各園、各学校でどのように生かされているのかをお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

講演の参加者からは、気になる子どもの原因として、明らかに遊び不足も関係しており専門的な要因や具体策が知れてよかった。それから、子どもの育ちを科学的に見ることができたなどの意見をいただき、ほぼ100%今後の実践に生かせる内容であるという高い評価をいただきました。

早速、規則正しい生活習慣のスローガンを見直し、取り組みを進めている学校も出て

います。それから、今後、保育園のリズム運動や外で遊ぶ機会の確保、小中では体育の時間の授業改善などにつなげていきたいと思っていますところです。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） これは私はぜひ学校、保育園、それから家庭の親御さんにも知っていただきたかった内容だなあと思いました。また何かの機会がありましたら、親御さんも含めてこういう研修会を持っていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 感想の中に、ぜひ保護者にも聞かせてあげたいというのがありました。大岸議員さんが平成28年の9月議会で、事例をお示ししながら野井先生をご紹介いただいたという経過がありますけれど、本当にありがたく思っています。今回、野井先生においでいただいたの講演はとても参考になりました。自律神経のこととか、それから前頭葉機能の専門的な話をいただくとともに、子どもの元気を引き出す3つの仮説の提案ということで、非常にわかりやすく実践がしやすいものを言ってくれました。

1つは、これ今すぐでもできると思うんですけど、「光・暗闇・外遊びのすすめ」です。これは日中光を受けることが夜間のメラトニンの分泌につながって、もうとにかく昼間光を浴びることが大事なんですよって、夜は真っ暗の中でぐっすり休む、だから外遊びという。早寝・早起き・朝ごはんって生活習慣のリズムは言うんですけども、いわゆる子どもたちの元気を出すというのに、「光・暗闇・外遊びのすすめ」というのが1つです。

2つ目は、「ワクワク・ドキドキのすすめ」。もう子どもたちがワクワクしてドキドキして、学校へ行ったら何があるだろうというような、そういうわくわくすることをいっぱいやっていかないといけないという、これもそのとおりだと思います。

3つ目は、「よい加減のすすめ」ということでした。これは大人も楽しんで、若干のんびりして、輝きながらよい加減を追求していくというか、そういうことが大事なんですよと。

言葉も非常にわかりやすいし、これからすべきこともはっきりわかりやすかったので、とても納得できるもので教職員の心を打ち、各園、各校の取り組みにつながっていているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今子どもも大人もすごく多忙で、そのよい加減というのがとても難しい、いい提案だと思うんですけどね、ほんとに難しいと思いますが、でも、まあわかりました。

それでは、⑤の質問に移ります。

今年も猛烈な暑さで、愛知県では小学校1年生が熱中症で亡くなる痛ましい事故がありました。子どもたちが昼間をほとんど過ごす、小中学校普通教室へのエアコン設置が急がれます。現在の配置状況と今後の計画をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

小中学校の普通教室へのエアコンの設置状況は、10月1日現在で、舟入小学校・楠目小学校・片地小学校が100%、山田小学校が16.7%、香長小学校が37.5%、鏡野中学校が6.7%、大宮小学校・大柘小学校・香北中学校・大柘中学校がゼロ%となっています。舟入小学校・楠目小学校・片地小学校は、文部科学省の交付金事業により平成29年度からの繰り越しで、平成30年度に全教室へのエアコン設置と照明のLED化をあわせて行ったものです。

今後の計画は、同様に交付金事業を活用して、来年度、平成31年度に山田小学校・香北中学校、平成32年度に大柘小学校・鏡野中学校、平成33年度に香長小学校・大宮小学校・大柘中学校を整備する予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 計画はお聞きしましたが、この暑さを受けて、政府のほうも来年の夏までに全国の小中学校に普通教室へのエアコンを設置するような補正を組むとしています。それで、県もこの前の議会で質問が出まして、県としてもどのような支援の方法があるか検討していくというふうになってるんですね。もう少しスピードアップをできないか、ほんとに子どもたちは暑い、勉強にも集中できない、夏休みも短縮される中で大変な状況だと思います。健康被害が出るおそれもありますので、もう少しスピードアップをできるように検討ができませんか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

香美市では平成29年度からの計画で、4年間で全教室へということで計画をしておりますけれども、今後その国の動向、支援の状況とか、県の継ぎ足しの計画もあるということです。その辺は勘案しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市長のご見解がありましたら。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） エアコンの整備についてお答えをしたいと思います。

計画は今申し上げたとおりでございます。県・国においては前倒しでやろうというお話もございますけれども、私どもの計画をしているものを全部賄っていただけるかどうか、その予算はまだ未定でありますので、状況を見ながら進めていくという答弁をさせ

ていただいておりますので、そのように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 午前中の同僚議員の質問では、その民生部門で不用額がたくさん出ていると、こういうことも見直して工夫をして、子どもたちの命にかかわる問題ですので、捻出をして早く取り組んでいただきたいと思います。

そのことを申し上げまして、次の4点目の質問に移ります。

放課後児童クラブに関してです。

来年、山田小学校と片地小学校の児童クラブの専用施設の設置が具体化をされます。待ちわびたという思いですが、一昨日の同僚議員への答弁で説明されていました工程表で言いますと、片地小学校はどういう日程になりますでしょうか。この一昨日の工程表に沿ってわかるようでしたら、どういう予定になるのか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

片地小学校につきましても、来月11月には設計の発注ができると考えておりますので、建設につきましてもは来年度6月ごろの内示が予定されておりますので、決定は多分秋になると思いますけれども、指令前の着手で夏には工事の発注ができると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この山田小の実施スケジュールでは、平成32年のほうに完成がこけておりますけれども、片地小の場合はもうほとんどクリアしなければならない課題はございませんので、平成31年度12月末ぐらいまでには建つというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

片地小の場合、12月はどうかわかりませんが年度内には完成すると、来年度内には完成すると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それを確認しまして、①でお聞きします。

具体化しておりますその山田小、片地小学校児童クラブの設備・設計は、指導員、保護者等の意見、要望を十分に踏まえたものにするように求めますが、それに関してお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

指導員や保護者の意見、要望は踏まえたものにしていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） その意見聴取はどのように行いますか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

一定図面ができないとイメージが湧かない部分があるかと思しますので、基本設計の案ができた段階で確認をいただいて、こういったスペースが欲しいとか、こういう機能が欲しいとかいう要望があると思しますので、そういった意見をいただきながら設計していきたいと考えております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） ですので意見の聴取の仕方です。説明会を開くのか、アンケートをとるのか、児童クラブに出かけてどんなものにしたいですかという場を持つのかどうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） まだ具体的には決めておりませんが、こちらから出向くということになるかと思はしますが、出向くか来ていただくかで、図面を見ていただきながら意見を直接お聞きしたいと考えております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） その際に児童数に見合ったものになるとは思いますが、大宮小学校の例からしましても、面積基準もクリアしておればよいというものではなくて、希望のとおりによりよいものにするように求めます。そして、他市の施設も課長、教育次長含め、一度見られてはいかがでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

他市の先進地の事例をとということですので、そちらのほうも考えてみたいと思はします。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） それでは、次に②の質問に移ります。

今後の全体的な計画ですが、残る香長小、舟入小学校も大変待たれております。今のうちから準備を進める必要があると思はしますが、いかがでしょうか。大変お待たせをしております。ここは2校同時にはできないでしょうか。そして、待機児童の出でおります楠目小、また、大宮小も多分待っておられる子どもさんがいると思はしますね。そうしたところの施設の拡張が必要ではないでしょうか。今後の全体的なビジョンをお聞きします。

- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） 現在考えておるところでは、山田小、片地小学校の建設と並行して、舟入、楠目小の設計を行い、平成32年度には建設に入りたいと考えております。その後、香長小学校という順序で進めていきたいと考えております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸真弓さん。
- 14番（大岸真弓君） それでは、次の③の質問に移ります。
- 今進められております、新しい運営体制の準備状況をお聞きします。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） 現在個々に行っている8児童クラブの運営について、1つの団体が行うことができるように、プロポーザル方式による運営団体選定を行うための準備を進めておるところです。プロポーザルにつきましては、12月か1月ごろに実施したいと考えております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸真弓さん。
- 14番（大岸真弓君） この新しい運営体制を検討されるワーキンググループというのがありますか。どういう方々がメンバーで入っておられるのでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。
- 現在、まちづくり委員会の委員さんを中心に、児童クラブの保護者会や小・中学校のPTA、子ども会関係者など子育てに熱意を持つ方々が、先進地視察でありますとか勉強会を行いながら、新たな組織づくりに取り組んでいただいております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸真弓さん。
- 14番（大岸真弓君） 現在の保護者会への指定管理がもう来年任期が切れますので、着々と準備は進めていただいていると思うのですが、その児童クラブの運営方針ですね、それらも多分同時に考えていってくださっていると思うのですが、ぜひこれを勘案していただきたいといいますか、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で平成27年の3月31日付ですか、放課後児童クラブの運営指針の策定についてというのが出ております。これをやはり基本に、これが現在のお母さん方の要求に基づいた運動から始まった事業でございますので、全部の声が入っております。そして最終的に専門家も交えまして、厚生労働省がいろんな方面の方の意見を聞きながら、第7章に及んで子どもへの接し方とか省令基準とかが決められております。これをぜひ検討の中心に、いろんなやり方があると思いますので、横合いからあれはできないかもしれませんが、運営指針も当然中心になって準備が進められていってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

議員のご質問のとおり、放課後児童クラブ運営指針を十分に研究しながら、新しい体制をつくっていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それをお聞きしました上で、次の④の質問に移ります。

この間、指定管理者制度で運営をしてきました児童クラブの運営には、ほんとにさまざまな問題点が発生をし、担当課もご苦労されたと思います。山田小学校のめだか児童クラブは、指導員の確保が一時的に難しくなって休業した期間がありました。保護者や子どもさんたちも大変混乱をしました。ある児童クラブでは、指導員が産休明けで復帰を試みたら何の相談もなく勤務日数を減らされ、結局転職を余儀なくされたということもありました。それこそ運営指針によりますと、児童クラブは安定性、継続性が求められる事業です。その安定性、継続性に問題のあるここ9年、平成21年から9年やってきまして来年10年目に入ろうとしておるのですが、指定管理者制度はこの運営体制を同時に見直すべきではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほどの答弁ともかぶりますけれども、現在、児童クラブの運営についてはそれぞれの保護者に指定管理をしておりますけれども、大岸議員の提案もあって、保護者への指定管理は1年にとどめて、平成31年度以降につきましては、問題点の解消と合わせて新しい運営団体に担っていただけるように見直しを進めております。指定管理についてもさまざま議論はありますが、指定管理の問題というよりもやはり保護者の皆さんの負担感であったり、指導員の雇用の条件がばらばらであったりといった課題がありましたので、そこら辺は問題の解消をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 新しい運営体制に私も期待をするところですが、指定管理者制度でいけなかったのが、議会の指摘もあり、教育厚生常任委員会の視察とか行財政改革推進特別委員会からの提言とかがあって、今の見直しになってるんですね。今後やはりそういうものを乗り越えていける、指定管理者制度というのはそうしたほうがより効果的である手法ですので、本来子どもたちのその児童クラブの事業にはなじまないんですね。それを新しいスタッフの皆さんが、そこを乗り越えてどういうふうにやっていただけるか期待もしていきたいですが、また、問題点が発生したら制度の見直しということも検討をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

その指定管理者制度の課題といいますか問題点についても、今考えていただいている団

体の方々ももう理解していただいております、十分にそこら辺も研究しながら、改善できる部分がありましたらまた改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑤の質問に移ります。

どの児童クラブも指導員が続かなくて困っております。社会保険への加入や給料の引き上げなどの身分保障の充実を求めます。いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

新しい運営団体が運営するに当たっては、全児童クラブの指導員の社会保険や雇用保険等への加入など、雇用条件の統一も進めていく予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 指導員さんが大変不利な立場に置かれることがないようにしていただきたいと思います。雇う際のやっぱり労働協約のようなものはきちっと交わしておいていただきたいと思います。その点も。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そのようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 児童クラブに関する質問は以上です。

次に、5点目の質問に移ります。

標記の取り組みにつきまして、本市はお試し住宅や移住ツアーなどに取り組み、一定の成果も上げてこられています。当然のことながら、人口がふえれば地方交付税も税収もふえ財政基盤も強くなりますので、どの自治体も定住人口をふやすことに注力していますが、私は移住策とともにやはりこの町の住人が転出するのを防ぎ、本市に定住して家族もふやしていってもらうことが一番の策だと思います。

そこで、①でお伺いをします。

婚活事業の本市の取り組み状況、実施しての成果や課題について伺います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 大岸議員の定住人口をふやす取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

今年度のお会いイベントにつきましては、土佐山田・香北・物部で、地域の魅力を伝えられる内容でそれぞれ1回の合計3回開催をいたします。また、出会いイベントだけではなく、出会いの場や日常生活でのコミュニケーション能力の向上を目指した社会人向けの講座や独身者の親族や結婚支援に携わる方などを対象とした家庭の幸せを再認識

できる講座なども開催いたします。このような講座の開催は、独身者のコミュニケーション能力の向上による結婚へつながる支援、また、親族や結婚支援に携わる方を対象とした講座では、家庭の幸せについて考える内容であり、結婚支援について地域のサポーターづくりと考えて取り組んでおります。

出会いイベントにつきましては、天候不良によりまして9月開催予定でありましたイベントを2回延期しましたので、今年度まだ開催はできておりませんが、11月に物部町で「大人の里山遠足 in 神池」を、12月に土佐山田町で「龍河洞クリスマスキャンドルナイト2018」を、3月に香北町で「短歌で恋しよ！！ in 吉井勇記念館」というイベントを開催する予定となっております。

社会人向けの講座につきましては、定員30名のところ男性19名、女性21名の合計40名の参加がありました。また、親族や結婚支援に携わる方などを対象とした講座は、こちらも天候不良によりまして、7月開催予定でございましたが11月に延期して開催する予定です。

課題といたしましては、香美市主催の出会いイベントをきっかけに成婚につながったカップルがまだいないというところですが、今後も継続して講座を開催することにより、独身者の結婚への素地づくりや地域の幸せ応援サポーターとして結婚支援にかかわる方を広げる活動を行っていきたくと考えております。また、出会いイベントも継続して行い、出会いのきっかけづくりとなる場の提供も行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 課長がこのお話をされるときはいつもすごく楽しそうなので、楽しそうな事業かなと思ってお伺いをしてたのですが、何かマニュアルのようなものがあるんですか。こういうところへカップルが出かけるといいよ、こんな例があるよとか、そんなものがどこかにあるんでしょうか。それはなくて課で考える。どういったメンバーが企画をされてますか。
- 議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。
- 定住推進課長（中山繁美君） そうですね、マニュアルというのはいないんですけれど、課の中の担当、そしてまた地域づくり支援員もおりますのでみんなで考えたり、あとまた県のほうでも研修会等もございますので、県とも連携をとりながらいろんなイベントとか、また講座のほうも考えておるところでございます。
- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 応募は40名、定員超してあったけど、成婚はまだという残念な結果なのですが、今の若い方々はどういう価値観を持って結婚のことを考えたりされるのでしょうか。ちょっとそんなふうなことを思いました。

この婚活の企画を、結婚のリスクはやっぱり女性のほうがまだまだ負うんですね。それで女性が企画をして、主導してやるといったふうな企画は考えられないでしょうか。

今こういったメンバー、男女の割合の比率、企画をされる中でどういうふうな感じですか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 企画というのはその企画することを言ってるんですかね。企画してるのは女性ばかりでしております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。②です。

若干①とも関連をしますが、女性職員による女性課を設置して、子育てや仕事の悩み等に総合的に対応、支援をしていく専任体制がとれないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 大岸議員のご質問にお答えします。

定住対策として、子育てや仕事の悩み等に総合的に対応し、支援をしていく専任体制をとることの有効性は調査研究を必要とするところですが、新たに専門とする課を設置するとなりますと、職員数の増加が見込めない中では、現在の限られた人員から新たな課に職員を配置しなければならなくなりますので、現時点では難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 子育てとか介護とか、そういったことはやっぱり女性に比重がかかってくることが多いわけですね。そういうことが少しでも解消されましたら、いろんな生活の大変さが随分解消される場面が多々あると思います。女性は賃金の格差とか労働時間、家事労働時間の長さ、介護・子育てもやはり比重がかかる。そんな中でもフルタイムで働いて頑張る女性が多くいらっしゃいます。そしてまたDV、セクハラ、こういう人権侵害もまだまだ繰り返されておったりしますので。

それともう一つ、まあ難しいということなんですけども、ぜひ質問をきっかけに考えていただきたいのは、この女性職員による女性課の意味ですが、東日本大震災のときにボランティアで女性の団体が「せんたくネット」というのを立ち上げました。選ぶという選択じゃなくって、お洗濯の洗濯です。避難所なんかにおいでる女性の下着をなかなかそこで洗ったり干したりできないということで、女性がそういうボランティアグループをつくって洗濯ネットに入れて回収してきてまた洗って返すとかいうふうな、こういうのは女性でないと思いつかない。それから、栄養のある食事の提供の話も震災時に質問で先ほどしましたけれども、これもやはり女性の栄養士さんがこういう提案を、提起をしてるんですね、災害対策の中で。ですので、やはりこの女性職員による女性課の設置というのは、大変私は意味があると思います。なかなかもどかしい、相談に行った女性の側は思いをして帰ってきたりすることがあるわけですので、なお極力そういう体制

をどこかで考えると、そういう方向性についてはどうですか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

今言われてますのが女性限定みたいな形をお聞きしたところですけども、悩みというのは男性にとっても、いろんな同じような悩みも出てくると思いますので、そのあたりも含めて検討していく必要があると思います。今後ちょっと研究が必要かなと考えているところです。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 男性の悩みを無視するわけじゃないのですが、女性の抱える問題を解決したらいろんなところがすごく解決をしていく、市政の課題なんかもということを言いたかったわけです。

それでは、最後の③の質問に移ります。

この夏、私たちのとりました市民アンケートには、若い人だけでなく50代60代の中にも働くところがなくて困っている。貯金がなく、まだ給料をもらっていないので国税が払えず困っているなどなどの働き口に関する書き込み、要するに収入、生活費のことだと思うのですが、回答、書き込みがありました。若い人の婚活、定住といっても、安定した仕事と収入がなければ成り立ちません。

そこでお聞きをいたします。

移住者優遇政策と並んで、市内に在住して生活する若者に働き口の確保への支援ができないか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 大岸議員のご質問に商工観光課としましてお答えをいたします。

香美市における働き口の確保支援としまして、香美市内で起業したい方や移住者への支援としまして、香美市商工会とともに相談への対応や創業支援機関への橋渡しを行い、ふらっと中町でのチャレンジショップ事業や空き店舗利活用事業に対する助成を行っています。また、企業誘致につきましては、高知テクノパークの地区計画の一部を変更し、進出される企業の業種を緩和したところであり、香美市内で操業される企業に対し奨励金等を補助し、新規雇用の増大を図っています。

また、当市での雇用確保につきましては、第2次香美市振興計画におきまして、基本方針の「賑わいを興す」ための具体的な政策が定められているところです。また、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた基本目標であります「地域に根差した産業を振興し、安定した雇用を創出する」ため、総合戦略アクションプランに掲げる具体的な事業を推進していくことで、働き口の確保につながるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今、商工観光課長からお聞きをしたのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の事業計画の一環でしたか。何年か、何年かといいますか、それ始まって取り組んでいられていると思いますが、幾つか起業なり仕事の確保につながったというその事例はございますか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

個々の実績を今お示しはできませんが、例えば創業支援というところでありましたら空き店舗利活用の助成の事業もしております、こちらのほうも毎年実績が上がっております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 関連をしますので、定住推進課長のご答弁をいただけたらと思います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

定住推進課のほうといたしましては、県外、東京や大阪での移住相談会であります高知暮らしフェアや、また市役所に来庁された移住希望者から就職に関する相談があった場合につきましては、ハローワーク香美の求人情報を詳しく紹介をしております。また、移住定住交流業務の委託先でありますNPO法人いなかみでは、移住希望者に対する目的移住の取り組みといたしまして、市内企業を訪問しまして求人情報の収集を行い、移住希望者に必要な情報を提供しております。また、その取り組みの効果といたしまして、大阪から移住された瀬戸口さんはビールでございますけれど、移住して起業といたしますか、香美市のほうで創業して活躍されている方でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 広報香美の10月号にそのクラフトビールの記事が大きく、大変いい記事が載っております（資料を示しながら説明）。大阪からそれをきっかけにこちらへ移住してこられてということでした。香美市発の売り切れ続出のビールができて大変喜ばしいことと思いますが、これには市内の量販店さんも大変協力されて、みんなが協力をしてできたということなんですが、こういう移住者へのこういう手厚い支援が、香美市に残って従来からおられる若者に、何かこういうものがあるよやりませんかとかいう働きかけとか、起業を支援するそういう優遇策、定住していただくために県外へ出ないように、ここで残って働いて家庭も持ってというふうになっていただけるように、移住者への支援と同様に若者にもできないかということの質問でございます。

それからまた、この同じ広報の10月号にジョブカフェこうち、これ県がやっていると思うのですが、それから香南市のほうで今度、高知県立地企業合同企業説明会の案内が掲載をされておりました。ここの情報共有や連携といったようなことはお考えにな

らないでしょうか。これはどちらの課長がお答えになるかわかりませんが。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 広報10月号にもこの若者のための就職支援相談センターということで、先ほど大岸議員がおっしゃいましたジョブカフェとかもございます。また高知県立地企業合同企業説明会、これは県の企業立地課のほうのことですが、商工のほうも関係があるかとは思いますが、こういうこともいろいろ定住推進課のほうも連携もしながら、商工のほうも連携もしながらということになるかと思えます。また、いなかみのほうもすごく移住希望者の方に対して寄り添って、どういう就職を希望しているかっていうことをお聞きして、それによってまたいろいろ求人がどういふのがあるかっていうのも、またハローワークでも調べたりとかいろいろしておりますので、そういう寄り添った支援のほうはさせていただいております。

あと、その働き口ではございませんが、若い人の定住の支援ということで、新規に婚姻をされた方とかいう方に対しては、香美市結婚新生活支援事業費補助金というのがございます。これは今年から30万円になっておりますので、若者の定住ということではこういう支援をしております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は10月15日午前9時から開会します。

（午後 2時14分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日 月曜日

平成30年第7回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成30年10月2日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月15日月曜日（会期第14日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
企画財政課長	川田学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島恵一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 81号 平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 84号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 85号 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 86号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 87号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88号 平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91号 平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92号 平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 94号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 95号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 96号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 97号 香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例

の制定について

議案第100号 香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成30年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第14日目 日程第5号)

平成30年10月15日(月) 午前9時開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|--------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第 | 81号 | 平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第 | 82号 | 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第 | 83号 | 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第 | 84号 | 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第 | 85号 | 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第 | 86号 | 平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第 | 87号 | 平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第 | 88号 | 平成29年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第 | 89号 | 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第 | 90号 | 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第 | 91号 | 平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第 | 92号 | 平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第 | 93号 | 平成30年度香美市一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第14 | 議案第 | 94号 | 平成30年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第 | 95号 | 平成30年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補 |

正予算（第1号）

- 日程第16 議案第 96号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第 97号 香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 98号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 99号 香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第100号 香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

3番、久保和昭君、4番、甲藤邦廣君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしてあるとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第81号、平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第2、議案第82号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第83号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第84号、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第85号、平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第86号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第87号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第88号、平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

か。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 89 号、平成 29 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 90 号、平成 29 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 91 号、平成 29 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12、議案第 92 号、平成 29 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 93 号、平成 30 年度香美市一般会計補正予算（第 4 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 94 号、平成 30 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 95 号、平成 30 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 16、議案第 96 号、平成 30 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第97号、香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 審議会の条例の一部を改正するとありますが、審議会の現在の開催頻度をお願いいたします。

あと、これは香美市住居表示に関する条例に関するものと思いますけれども、その確認をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

住居表示審議会の頻度につきましては、この条例が制定した当時にあったきりで、その後の開催の件数が確認できておりません。

次に、審議会条例を変えたきっかけといいますか、審議会条例以外の条例は改正するつもりはございませんが、今運用しております住居表示について明文化したものが、住居表示に関する条例、施行規則、それと今回出しました審議会条例のみで、あと明文化したものがなく運用しておりましたので、それを明文化しようと思っております。その関係で審議会のほうにお諮りしたく、今回の委員の条例の一部改正させていただきました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 今のところ3つの条例関係が住居表示にありますが、過去たしか2回ほど自分の知ってる部分では、同僚議員が字の復活、そういったことについて一般質問をした経緯がありますが、条例を読むと新しくできる番地についても審議の対象であるし、改正についても審議の対象であると書かれてありますが、新しくできる審議会で、過去に二度以上一般質問で出ました旧字の復活について審議がされるのものか、それを想定されているものかをお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 現在検討はしておりますけれども、今すぐにそこに手をつけれるほどはまだ煮詰まっておりませんので、その予定はございません。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

細部説明書によりますと、「住居表示の影響が大きいと考えられる配達関係機関がいずれの区分にも該当しなくなったことから、市長が適当と認める者を加えるもの」という記述がございます。ということはやっぱり、今利根議員が言われたようなことも見越しているというふうなことが察せられますが、その点が1点と。

それと、条例の第4条に「任期は1年とする。」となっているんですわ。実際これ、普

通に委員やったら2年ぐらいは最低でもやって審査をしていくんですけど、この部分は今回改正じゃないんですけれども、その点はどのようにお考えなのか、その2点をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

住居表示の地区を新たに設けるであるとか、表示名を変えるであるとかというところは考えておりませんが、今までにご指摘等ありました字なんですけれども、同番地が複数存在するところがありまして、その件に関しましては地域住民にそれほどの負担をかけずに改正することが、改めることができることがわかりましたので、その点を加えて改めて明文化した要綱をつくらうと思っております。

それと任期の件ですけれども、再任は妨げませんし、今までに開催した頻度が余りにも少ないものですから、長い期間委員さんを務めていただくのはどうかというのわかりませんでしたので、その辺はつきませんでした。必要とあらば再任という形でさせていただきますと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

前段の件ですけれども、実際そうやって審議会で条例等をきれいに明文化していくと、そういう部分の中であとの事務ですわね、我々この間選挙を闘こうた中で有権者台帳を整理したりするときに、有権者台帳には字が入ってるとかいうレベルのところもあったり、番地だけじゃなくて、まあ言うたら「美良布何とか」とか入ってますわ。住所表示自体は「美良布何番地」とかなってますわね、一つ例を挙げればね。だからそういうことの後の事務作業のことも想定してないと、実際のところはただ変えてそのままというときには、さまざまな部分に影響を及ぼす部分もあると思いますが、そういうことも踏まえて今の現時点での想定されることをお尋ねしておきます。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 現在のところは同番地のところに枝番を設けようというところを想定しておりまして、住居表示の表示名とかいったところは、もうちょっと先で審議しようと思っております。そうなりますと、委員さんも同じ委員さんを何年も務めていただくと、実際関わっていただく方がかわったほうがいい場合もありますので、それも考えて任期を1年のままにしておいたところです。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 3回目です。

議員が委員に入れんということでこの際ですが、今山崎龍太郎議員も言いましたが、委員を選ぶに当たっていろいろ自分がインターネットで災害の避難所を探したりとか、いろんな場面で旧字ベースで全部ひっかかってくる場所があります。そのほかにも、い

ろいろ郵便番号調べるときも、旧字ベースじゃないと検索ができない場所もありますので、委員の方にはぜひそういったことを利用しゆう方も含めて委員にさせていただかないと、そういった声が全然上がってこないの、その辺の人選をよろしくお願いをいたします。質問ではありませんが。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） これで質疑を終わります。

日程第18、議案第98号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これは武道館を壊すことによってなくなりましたね。ですから壊した段階でもうこれ条例から外しておかないと、その貸し出ししてますよね、それができなくなった時点で、時期的には多分そこでやらないとまずいんじゃないかと条例上は、そこはどうなんですかね。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えいたします。

武道館はまだ壊しておりません。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） これで質疑を終わります。

日程第19、議案第99号、香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第100号、香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 平成29年12月22日に改正した条例の一部に誤りがあったということを書かれています。

その当時は私は産業建設常任委員会の委員でございまして、審査をした記憶がありましたが、ただ何せわかりにくいと、非常に難しい、何か物理みたいなΣが出てきたりなんじゃかんじゃと。これはもうある部分、執行部の説明責任に頼ってるっていう部分があるんですわね実際、それで間違いがあったと、条例は当時可決されたわけですけども。

実際、この間条例が平成29年に改正された以降、何らかの影響があつてなのか、それともどこかからの指摘で誤りが見つかったのか。それからこの、また上位法の問題なのか、そののところがちょっと明らかにしてもらいたいというところがございます。

やっぱり間違いに気づくのはやぶさかじゃないんですけど、我々審議する議員としてもやはり通した後間違いがあつたということは、その当時の説明がどうやったかなあと

思うたりもするがですわ。ただやはり、この部分について一番大事なのはこの間影響があったか等も踏まえてお尋ねするところです。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） ご質問にお答えいたします。

ご質問の昨年平成29年12月の条例改正後に具体的な影響というのはございません。今回この修正をかけるにいたったところにつきまして説明をしていきます。

もともとこの香美市の条例が、去年の12月に積極的に企業誘致を進めるために緑地環境施設のそれぞれの敷地面積に対する割合を、もともと1種類だけだったものを3種類に緩和しながらふやしたというものでございます。これから、もしくは今までもあった特定工場、一定の大きな施設、敷地と建築面積を持つその企業が開発等をするに当たって届け出が必要となってきます。その開発が先ほど言いましたが3種類に区分を分けたことによって、開発敷地が幾つかに分かれておる、またがって開発をした場合に、さてどこの基準を使いましょうと、定めるところが抜かっておりました。ですので、今回は今までには影響はないんですが、開発敷地に2つ以上の敷地区分がまたがった場合の適用方法が、そこの分が抜かっていたので追加をさせていただいたということになってます。

指摘等があったかということでございますが、こちらのほうは今年度に入りまして担当課の職員が抜かっているというのに気がつきまして、改正をするものでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

まあ誤りではあるでしょうが、関連項目が抜かっていたので追加をしたということで。その点、最後確認します。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

追加をすると同時に1つ語句が誤りがありまして、1字語句の修正を追加でかけております。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第81号から日程第20、議案第100号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りをしました議案審査付託表のとおりであります。それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、10月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、10月17日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

暫時、休憩いたします。

(午前 9時24分 休憩)

(午前 9時25分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

10月12日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を求めます。
議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） 平成30年第7回香美市議会定例会の運営等につきまして、去る10月12日に議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、特別委員会の設置につきましては、協働・参画調査研究特別委員会及び議会改革推進特別委員会の2つの特別委員会を設置することとなりました。特別委員会設置議案は会期最終日に決議案として提出することとなりました。

次に、決算審査の日程については、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおり、総務分科会は10月29日月曜日午前9時から、教育厚生分科会は11月5日月曜日午前9時から、産業建設分科会は11月6日火曜日午前9時から、そして予算決算常任委員会は、11月22日木曜日午前9時からという日程で開催することになりましたので、議員各位の各段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は10月18日午前9時から開会します。

(午前 9時27分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 3 0 年 1 0 月 1 8 日 木曜日

平成30年第7回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成30年10月2日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月18日木曜日（会期第17日） 午前 9時03分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	明石清美
副市長	今田博明	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
企画財政課長	川田学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島恵一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 81号 平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 84号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 85号 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 86号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 87号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88号 平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91号 平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92号 平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 94号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 95号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 96号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 97号 香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例

の制定について

議案第100号 香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

決議案第1号 協働・参画調査研究特別委員会の設置に関する決議について

決議案第2号 議会改革推進特別委員会の設置に関する決議について

議事日程

平成30年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第6号)

平成30年10月18日(木) 午前9時開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|--------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第 | 81号 | 平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第 | 82号 | 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第 | 83号 | 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第 | 84号 | 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第 | 85号 | 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第 | 86号 | 平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第 | 87号 | 平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第 | 88号 | 平成29年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第 | 89号 | 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第 | 90号 | 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第 | 91号 | 平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第 | 92号 | 平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第 | 93号 | 平成30年度香美市一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第14 | 議案第 | 94号 | 平成30年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号) |

- 日程第15 議案第 95号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 96号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第 97号 香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 98号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 99号 香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第100号 香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 決議案第 1号 協働・参画調査研究特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第22 決議案第 2号 議会改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第23 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第24 議員派遣の件

会議録署名議員

3番、久保和昭君、4番、甲藤邦廣君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時03分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告をお願いします。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根でございます。本日の会議の運営等につきまして、本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案については、決議案第1号及び第2号の2件を追加議案とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

次に、閉会中の所管事務の調査について、閉会中の継続審査申出書のとおり決定をいたしました。

次に、12月定例会の会期・日程及び会議・審査の予定につきましては、協議の結果別紙のとおり決定をいたしましたので、予定表をお手元にお配りをいたしております。

次に、議会運営委員会の申し送り事項について、項目ごとに委員会等に振り分けをいたしましたのでご報告を申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第81号、平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第20、議案第100号、香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上20件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、島岡信彦君。

○予算決算常任委員会委員長（島岡信彦君） おはようございます。19番、島岡信彦でございます。予算決算常任委員会の報告を行います。

今期定例会におきまして予算決算常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果を報告申し上げます。付託を受けた案件は、平成29年度各会計決算の認定であり、議案第81号、82号、83号、84号、85号、86号、87号、88号、89号、90号、91号、92号及び平成30年度各会計の補正予算である議案第93号、94号、95号、96号であります。

議案第81号、平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第82号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第83号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議

案第 84 号、平成 29 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 85 号、平成 29 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 86 号、平成 29 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第 87 号、平成 29 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第 88 号、平成 29 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第 89 号、平成 29 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 90 号、平成 29 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 91 号、平成 29 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について、議案第 92 号、平成 29 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上 12 案件は継続審査となりました。

次に、議案第 93 号、平成 30 年度香美市一般会計補正予算（第 4 号）の質疑では、繰越金について、前山墓地について、農業基盤整備促進事業費補助金について、臨時財政対策債の借り入れ先について、市営バスの購入事業の追加による旧合併特例事業債の追加について、寄附金の指定寄付金について、財政調整基金繰入金について、臨時福祉給付金給付事業費補助金過年度分返還金について、会計年度任用職員制度に係る時間外手当の追加について、民生費の中の返還金について、衛生費の防災倉庫の整備計画の見直しのための減額について、保健衛生総務費の報償費の賞品代について、財産管理費の報酬について、商工費、観光拠点等整備事業について、前山墓地改修工事について、観光費の工事請負費について（ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの改修工事）、教育費の学校管理費の委託料、工事請負費について、文化財保護費について、教育費の負担金、補助及び交付金について（校務支援システム）、教育費の報酬、報償費について（運動部活動指導員）、美術館運営費について、総務費の電子計算費委託料について、民生費の負担金、補助及び交付金について（広域福祉避難所負担金）、民生費の保育園費委託料について、民生費の障害者福祉費の報酬について等の質疑の後、討論なく、採決の結果、議案第 93 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 94 号、平成 30 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）の質疑では、細部説明書の世帯管理化について説明をと質疑に対し、事務のほうで全国一律の標準化システムというものを取り入れようとするときに、高知県は保険証を個人番号で管理しており、それを標準化するときには世帯番号を管理していかなければならないということがあるとの答弁。世帯管理化にする意味合いについて、どういう法的な目的を持って世帯管理されるのかとの質疑に、全国のほとんどのところが世帯番号で管理しており、そこに合わせた標準化システムであるため、今ある個人番号に世帯番号をプラスしておかないと標準システムに切りかえられないということしております。今後は個人番号で管理するのがいいのですが、今全国標準でやろうとしてい

るものが世帯番号で管理しているためにその機能をプラスするとの答弁。そうすると、今私たちが持っている被保険者証には、番号があるけれどもそれに新たに世帯番号がつくということかとの質疑に、保険証はこのままいくと思うが、システム上管理するために世帯での管理が必要になってくるということであるとの答弁。討論なく、採決の結果、議案第94号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第95号、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）では、質疑、討論なく、採決の結果、議案第95号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、質疑、討論なく、採決の結果、議案第96号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで予算決算常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、濱田百合子さん。

○教育厚生常任委員会委員長（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。教育厚生常任委員会の報告をいたします。

今期定例会で教育厚生常任委員会が付託を受けました案件は、議案第97号、98号、99号の3件であります。

以下、審査の経過と結果を報告します。

まず、議案第97号、香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。これから新たな委員で会をして住居表示が変わった場合にどのようになるかの質疑に対して、今現在実施している住居表示の事務のやり方を明文化するとともに、住居表示で同番地のところに枝番を入れる形で整備しようと思っていると答弁。枝番をつけるとき住居表示が変わると思うが、それをどこかへ申請する必要があるのかの質疑に対して、新たに住居表示の区域が広がる場合は報告が要るが、今回は枝番を入れるところをるので県に報告する必要はない。枝番をつけたい方だけがつけるということで進めると答弁。土佐山田町の区域だけでなく香美市全域なのかの質疑に、住居表示区域内の重複しているところと答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第97号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第98号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第98号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第99号、香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。道場と卓球場を一般開放するというので、使用したい方はどこへ申し込みをしたらいいのかの質疑に、生涯学習振興課のスポーツ班に来ていただき、申請書に記入し提出してもらい、同時に使用料をいただくことにな

ると答弁。管理についてですが、使用していたときに施設を損傷した場合どうなるかの質疑に、施設の管理は教育振興課と答弁。武道館使用料で道場全面430円の積算根拠はの質疑に、詳細は省きますが道場は2面あり香北武道館も2面あることから、香美市体育施設条例を適用している旨の答弁。道場を半面借りて、別の団体がもう半面借りたときはの質疑に、可能であると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第99号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、甲藤邦廣君。

○産業建設常任委員会委員長（甲藤邦廣君） おはようございます。4番、甲藤でございます。

産業建設常任委員会が付託を受けました議案第100号について審査を行いました。

以下、審査の経過と結果を報告をいたします。

議案第100号、香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。工場内に緑地をつくらなければならないとされているが、2種と3種の違いはという質疑に対して、2種区域は香美市内の準工業地域であるとの答弁、3種区域は工業区域及び工業専用区域であるとの答弁、その他の区域は市街化区域以外の区域であるとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第100号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第81号から日程12、議案第92号までを一括して採決します。

議案第81号から議案第92号までにつきましては、予算決算常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。予算決算常任委員長からの申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号から議案第9

2号までの各案件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程13、議案第93号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程14、議案第94号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程15、議案第95号、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程16、議案第96号、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程17、議案第97号、香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程18、議案第98号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程19、議案第99号、香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程20、議案第100号、香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第100号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第21、決議案第1号、協働・参画調査研究特別委員会の設置に関する決議についてから日程第22、決議案第2号、議会改革推進特別委員会の設置に関する決議についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 異議なしと認めます。よって、日程第21、決議案第1号から日程第22、決議案第2号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第21、決議案第1号、協働・参画調査研究特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。7番、利根健二君。

(提出者朗読)

【決議案第1号 巻末に掲載】

○議長(比与森光俊君) 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

（午前 9時31分 休憩）

（協働・参画調査研究特別委員会委員の名簿を配付）

（午前 9時32分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど決議案第1号が議決されましたので、協働・参画調査研究特別委員会の委員の選任を行う必要があります。

協働・参画調査研究特別委員会の委員の選任につきましては、香美市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、議長において指名をいたしましたのでよろしくお願い致します。

【協働・参画調査研究特別委員会委員の名簿 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） ただいま選任しました協働・参画調査研究特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩とします。

（午前 9時33分 休憩）

（協働・参画調査研究特別委員会の委員長、副委員長を互選）

（午前 9時45分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました特別委員会におきまして、協働・参画調査研究特別委員会の委員長、副委員長が互選をされましたのでご報告いたします。

協働・参画調査研究特別委員会の委員長は森田雄介君、同じく副委員長は利根健二君、以上のように決定されました。選任されました委員長、副委員長はよろしくお願い致します。

次に、日程第22、決議案第2号、議会改革推進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。7番、利根健二君。

（提出者朗読）

【決議案第2号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

（午前 9時51分 休憩）

（議会改革推進特別委員会委員の名簿を配付）

（午前 9時52分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決議案第2号が議決をされましたので、議会改革推進特別委員会の委員の選任を行う必要があります。

議会改革推進特別委員会の委員の選任につきましては、香美市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、議長において指名をいたしましたのでよろしくお願ひします。

【議会改革推進特別委員会委員の名簿 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） ただいま選任しました議会改革推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩とします。

（午前 9時53分 休憩）

（議会改革推進特別委員会の委員長、副委員長を互選）

（午前10時09分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

休憩中に行われました特別委員会におきまして、議会改革推進特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

議会改革推進特別委員会委員長は小松紀夫君、同じく副委員長は山崎龍太郎君、以上のように決定されました。選任されました委員長、副委員長はよろしくお願ひいたします。

日程第23、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

12月2日に開会されました香美市議会議員選挙後初めての平成30年第7回香美市議会定例会も、本日までの17日間無事終えることができました。

本定例会では議案20件が上程され、平成29年度決算の認定に関する12件の議案につきましては継続審査となり、他の8件は慎重審議の上適切に議決されました。継続審査となりました12件につきましては、12月定例会までに審査を終えるようお願いしておきます。

また、一般質問では、市政全般にわたり12名の議員が市長、教育長の姿勢、考え方に対し質問されました。執行部におかれましてはしっかり精査された上、行政運営に生かしていただきたいと思っております。

議員各位におかれましては、健康に留意され議員活動に尽力されるようお願い申し上げます。

本日で第7回香美市議会定例会を閉会しますが、皆様には議事運営に対し格段のご協力を賜り、予定されておりました日程どおり定例会を進めることができました。また、議長として初めての定例会で何かとご迷惑をおかけしたことと思っておりますが、皆様には心より感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

以上で閉会の挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成30年第7回香美市議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

10月2日に開会いたしました第7回定例会も比与森議長のもと円滑なる議会運営によりまして、本日閉会を迎えることとなりました。

さて、本定例会に上程をいたしました議案につきましては、慎重なる審議をいただきますとともにそれぞれ適切なる決定を賜りました。心よりお礼を申し上げます。ご決定をいただきました議案につきましては、それぞれ適切な執行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、一般質問では12名の議員の皆さんが質問に立たれました。災害が昨今たび重なった事情などもございまして、災害防災に関する質問が8名の議員の皆さんからありました。早目の避難行動、避難所での配慮すべきことなどにつきましては、取り組み、また対応を急いでまいりたいと思います。また、高齢者や障害者に関する福祉施策、市の補助金等につきましても、さまざまご意見をいただきました。次年度予算要求の時期も迫っておりますことから、協議を急ぎ、ご質問の趣旨を生かすように努めてまいります。

明後日には、恒例の刃物まつりが開催されます。姉妹都市であります積丹町、あわら市からも訪問団の方々がお越しになります。多くの市民の皆さんとの交流が行われ、交流の輪が広がることを期待しておりますのでございます。

このところ朝晩大変涼しい日もあり、すっかり秋めいてまいりました。議員の皆様には十分健康に留意されまして、市民の皆さん、地域のためにそれぞれご活躍をいただきたいと存じます。

以上申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） ありがとうございます。これをもちまして平成30年第7回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時16分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成30年第7回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	10月 2日(火)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで
		散会后	議員協議会、森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟臨時総会
第2日	3日(水)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	4日(木)	休 会	〃
第4日	5日(金)	休 会	〃
第5日	6日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第6日	7日(日)	休 会	〃
第7日	8日(月)	休 会	祝日、議案精査のため
第8日	9日(火)	休 会	議案精査のため
第9日	10日(水)	本会議	一般質問①
第10日	11日(木)	本会議	一般質問②
第11日	12日(金)	本会議	一般質問③
第12日	13日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第13日	14日(日)	休 会	〃
第14日	15日(月)	本会議	議案質疑・委員会付託 予算決算常任委員会の審査(議案第81・82・83・84・85・86・87・88・89・90・91・ 92・93・94・95・96号) 総務常任委員会の審査 教育厚生常任委員会の審査(議案第97・98・99号) 産業建設常任委員会の審査(議案第100号)
第15日	16日(火)	休 会	議案精査整理のため
第16日	17日(水)	休 会	〃
第17日	18日(木)	開議前	議会運営委員会
		本会議	議案採決(付託議案の報告～採決)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第81号	平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第82号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第83号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第84号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第85号	平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第86号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第87号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第88号	平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第89号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第90号	平成29年度香美市南香美地区障害者自立支援審査特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第91号	平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第92号	平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継続	全員賛成
議案第93号	平成30年度香美市一般会計補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第94号	平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第95号	平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第96号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第97号	香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第98号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第99号	香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第100号	香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成

決議案第1号

協働・参画調査研究特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成30年10月18日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者	香美市議会議員	利 根 健 二
賛成者	香美市議会議員	小 松 紀 夫
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	濱 田 百合子
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	山 崎 晃 子

協働・参画調査研究特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり協働・参画調査研究特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 協働・参画調査研究特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 本市の「協働のまちづくり」の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」の進捗には、協働を担保し、住民自治・団体自治を深化させる仕組みが必要です。
よって、自治の担い手である市民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、将来都市像の実現にまい進するために必要な協働と参画の仕組み及び関係条例の調査・研究を行う協働・参画調査研究特別委員会を設置します。
4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会が必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究できるものとする。
7. 施行期日 平成30年10月18日

以上、決議する。

平成30年10月18日

協働・参画調査研究特別委員会の委員名簿

【 協働・参画調査研究特別委員会 : 8人以内 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名
3	久保和昭	10	舟谷千幸
6	森田雄介	11	山崎晃子
7	利根健二	14	大岸真弓
9	爲近初男	17	村田珠美

決議案第2号

議会改革推進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成30年10月18日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者	香美市議会議員	利 根 健 二
賛成者	香美市議会議員	小 松 紀 夫
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	濱 田 百合子
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	山 崎 晃 子

議会改革推進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり議会改革推進特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会改革推進特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的

地方分権型行政システムへの移行は、必然的に地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大を伴います。住民の代表として自治体の意思決定機関である議会の役割と責任は格段に重くなっています。

議会本来の機能である立法的機能、意思決定機能、行政監督機能をより発揮するため、議会の活性化はもとより、存在感のある議会となることが求められています。また、これまで以上に開かれた議会でなければなりません。

これらのことから香美市議会においては、議員一人ひとりが議会に対する市民のさまざまな期待に応えるため、議会活動や議員活動を活性化するための調査・研究を行う目的をもって議会改革推進特別委員会を設置します。
4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会が必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
7. 施行期日 平成30年10月18日

以上、決議する。

平成30年10月18日

高知県香美市議会

議会改革推進特別委員会の委員名簿

【 議会改革推進特別委員会 : 8人以内 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名
2	山口 学	12	濱田 百合子
4	甲藤 邦 廣	13	山崎 龍太郎
8	山本 芳 男	16	依光 美代子
10	舟谷 千 幸	18	小松 紀 夫

平成30年10月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 81 号	平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 82 号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 83 号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 84 号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 85 号	平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 86 号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 87 号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 88 号	平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 89 号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 90 号	平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 91 号	平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 92 号	平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	継続	30.10.18
議案 第 93 号	平成30年度香美市一般会計補正予算（第4号）	原案可決	30.10.18
議案 第 94 号	平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	30.10.18
議案 第 95 号	平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	30.10.18
議案 第 96 号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	30.10.18
議案 第 97 号	香美市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30.10.18
議案 第 98 号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30.10.18

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 99 号	香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決	30.10.18
議案 第 100 号	香美市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30.10.18
決議案 第 1 号	協働・参画調査研究特別委員会の設置に関する決議について	原案可決	30.10.18
発議 第 2 号	議会改革推進特別委員会の設置に関する決議について	原案可決	30.10.18